平成25年第3回(9月)坂城町議会定例会会期日程

平成25年9月2日

日次	月	日	曜日	開議時刻		内容	
1	9月	2日	月	午前10時	○本会議	・町長招集あいさつ・議案上程 (一般会計決算案詳細説明)・監査報告	
2	9月	3 日	火		○休 会	(一般質問通告午前11時まで)
3	9月	4 日	水		○休 会		
4	9月	5 日	木		○休 会		
5	9月	6 日	金		○休 会		
6	9月	7 日	土		○休 会		
7	9月	8日	日		○休 会		
8	9月	9日	月	午前 8時30分	○本会議	• 一般質問	
9	9月1	0 目	火	午前 8時30分	○本会議	• 一般質問	
1 0	9月1	1日	水	午前 8時30分	○本会議	一般質問一般会計決算案総括質疑 委員会付託特別会計決算案総括質疑 委員会付託	
1 1	9月1	2 日	木	午前 9時30分	○委員会	・総務産業、社会文教	
1 2	9月1	3 日	金	午前 9時30分	○委員会	・総務産業、社会文教	
1 3	9月1	4 日	土		○休 会	-	
1 4	9月1	5 日	日		○休 会		
1 5	9月1	6 日	月		○休 会		
1 6	9月1	7 日	火		○休 会		
1 7	9月1	8日	水	午前10時	○本会議	・委員長報告 質疑 討論 採 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決	決

付議事件及び審議結果

9月2日上程

報告第 4号	町長の専決処分事項の報告について	9月	2 日	承認
議案第39号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月	2 日	同意
議案第40号	千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について	9月	2 日	同意
議案第41号	平成25年度消防ポンプ自動車売買契約の締結について	9月	2 日	可決
発委第 6号	坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一			
	部を改正する条例について	9月1	8日	可決
議案第42号	平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定につい			
	T	9月1	8日	認定
議案第43号	平成24年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算			
	の認定について	9月1	8日	認定
議案第44号	平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算			
	の認定について	9月1	8日	認定
議案第45号	平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特			
	別会計歳入歳出決算の認定について	9月1	8日	認定
議案第46号	平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出			
	決算の認定について	9月1	8日	認定
議案第47号	平成24年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の			
	認定について	9月1	8日	認定
議案第48号	平成24年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認			
	定について	9月1	8日	認定
議案第49号	平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決			
	算の認定について	9月1	8日	認定
議案第50号	町道路線の認定について	9月1	8日	可決
議案第51号	平成25年度坂城町一般会計補正予算(第5号)につい			
	て	9月1	8日	可決
議案第52号	平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第			
	1号) について	9月1	8日	可決
議案第53号	平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第			
	1号) について	9月1	8日	可決
議案第54号	平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特			
	別会計補正予算(第1号)について	9月1	8日	可決

	議案第5	5 号	平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第		
			1号) について	9月18日	可決
	議案第5	5 6 号	平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第		
			1号) について	9月18日	可決
	議案第5	7号	平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算		
			(第1号) について	9月18日	可決
9	月18日	上程			
	議案第5	8号	坂城町教育委員会委員の任命について	9月18日	同意
議案第59号		9号	平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第		
			2号) について	9月18日	可決
	発委第	7号	道州制導入に断固反対する意見書について	9月18日	可決
	発議第	1号	来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書に		
			ついて	9月18日	可決
	発議第	2号	特定秘密保護法の制定に反対する意見書について	9月18日	可決

平成25年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日	9月2日 (月	1)
○議事日程…		2
○会議録署名	議員の指名・・・	
○会期の決定		
○町長招集あ	いさつ・・・・・・	4
〇報告第4号	~議案第41号	分の上程、提案理由の説明、質疑、採決・・・・・・・・11
○発委第6号	~議案第57号	号の上程、提案理由の説明、詳細説明 ・・・・・・・・ 13
第2日	9月9日 (月)	
○議事日程…		4 8
○一般質問	中嶋 登	議員 · · · · · · 4 8
	山﨑 正志	議員 · · · · · · 5 7
	大森 茂彦	議員 · · · · · · · 6 4
	入日 時子	議員 · · · · · · 7 7
	9月10日(火	
○議事日程…		9 2
○一般質問	塩野入 猛	議員 … 9 2
	西沢 悦子	議員 103
	塩入 弘文	議員 · · · · · · 1 1 5
	塚田 正平	議員 · · · · · · 1 2 7
第4日	9月11日(水	ζ)
○議事日程…		
○一般質問	吉川まゆみ	議員 · · · · · · · 1 4 2
	窪田 英子	議員 · · · · · · 1 5 4
○一般会計決		
	算案総括質疑、	委員会付託 · · · · · · 1 6 6

第5日 9月18日 (水)

○議事日程······	1 8	3 8
○発委第6号~議案第57号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8	3 9
○追加議案上程、提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2	2 6
○議案第58号~発議第2号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2	2 9
○町長閉会あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3	3 2

平成25年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月2日

2. 招集の場所 坂城町議会議場

3. 開 会 9月2日 午前10時00分

4. 応招議員 14名

1番議員 柳澤 君 8番議員 志 君 澄 山崎 正 2 塚 正 平 入 時 子 君 田 君 9 IJ 日 3 吉 Ш まゆみ 君 1 0 IJ 中 嶋 登 君 窪 田 英 子 君 塚 忠 君 4 IJ 1 1 IJ 田 5 塩 入 弘 文 君 弘 君 1 2 池 \blacksquare 塩野入 猛 君 茂 彦 君 6 大 森 IJ 1 3 IJ 西沢悦子 宮 夫 君 1 4 島 祐 君

- 5. 不応招議員 なし
- 6. 出席議員 14名
- 7. 欠席議員 なし
- 8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長 山村 弘君 副 町 長 宮 下 和 久 育 長 教 宮 﨑 義 也 君 会 計 管 理 者 春 日 英 次 君 中 総 務 課 長 田 夫 君 企画政策課長 荒 Ш 正 朋 君 まちづくり推進室長 村 中 淳 君 豊 住民環境課長 金 子 君 福祉健康課長 民 男 君 天 田 子育て推進室長 宮 嶋 敬 君 産業振興課長 陽 塚 田 君 設 建 課 長 青 木 知 之 君 教育文化課長 柳 澤 博 君 収納対策推進幹 下 和 久 宮 君 総務課長補佐 大 井 裕 君 総 務 係 総務課長補佐 井洋 臼 君 係 財 政 企画政策課長補佐 竹 内 祐 君 企画調整係長 代表監查委員 大 橋 房 夫 君

9. 職務のため出席した者

議会事務局長 山崎金一君議会書記 小宮山和美君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 4号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第39号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 7 議案第40号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 8 議案第41号 平成25年度消防ポンプ自動車売買契約の締結について
- 第 9 発委第 6号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正す る条例について
- 第10 議案第42号 平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第43号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第44号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第45号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- 第14 議案第46号 平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 第15 議案第47号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第48号 平成24年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第49号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 第18 議案第50号 町道路線の認定について
- 第19 議案第51号 平成25年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について
- 第20 議案第52号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第1号)について
- 第21 議案第53号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第22 議案第54号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正

予算(第1号)について

- 第23 議案第55号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第24 議案第56号 平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第25 議案第57号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて
- 11. 本日の会議に付した事件
 - 10. 議事日程のとおり
- 12. 議事の経過
- 議長(柳澤君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。 直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

- ◎日程第1「会議録署名議員の指名について」
- 議長(柳澤君) 会議規則第120条の規定により、12番 池田弘君、13番 大森茂彦君、 14番 宮島祐夫君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長(柳澤君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの17日間といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月18日までの 17日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日3日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め一人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前8時30分とい

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長(柳澤君) 町長から招集の挨拶があります。

町長(山村君) 皆さん、おはようございます。平成25年第3回坂城町議会定例会の招集をいたしましたところ、本日、議員の皆様方におかれましては全員のご出席を賜り開会できますことを心より御礼申し上げます。

さて、去る7月21日の参議院議員通常選挙の結果、自民党、公明党の与党が参議院における過半数を超え、衆参のねじれが解消されたことにより、今後、経済政策を中心に力強い政策が決定され、実行されることを強く望むものであります。安倍首相は、民間の設備投資の拡大や産業の新陳代謝を促す産業競争力強化法をこの秋の臨時国会で成立させ、アベノミクスによる成長戦略を実行に移し、軌道に乗せるため企業向けの施策の実施に着手するとしております。首相はこれらの経済対策に関し「全国津々浦々までが実感できる強い経済を取り戻す。」と述べており、地方においても経済成長の実感を伴う成果を期待するところであります。

一方、世界に目を向けますと、アメリカ商務省が発表いたしました4月から6月期の実質国内総生産(GDP)速報値は、年率換算で前期比1.7%増と拡大いたしました。設備投資や輸出がプラスに転じたことが成長率を押し上げ、市場の予想を大きく上回りました。しかし、一部減税の失効や歳出削減による財政の引き締めが響き、GDPの約4割を占める個人消費は伸び悩みとなっております。

さて、EU統計局による4月から6月期のGDP速報値は、2011年以来7四半期ぶりにプラス成長となり、欧州債務危機の沈静化を背景に1999年のユーロ導入後最長となっていたマイナス成長から脱却いたしました。このように、アメリカ、ヨーロッパでは、不安要素を抱えながらも、全体としてプラス成長をしていく気配が感じられます。しかし、中国経済の減速傾向など、世界経済の先行きの不確実性は大きく、海外の経済状況には今後とも注視していく必要があると考えます。

日本国内の状況は、内閣府による8月の月例経済報告によりますと、景気は、着実に持ち直 しており、自律的回復に向けた動きも見られる。先行きについては、輸出が持ち直し、各種政 策の効果が発現する中で、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、景気回復へ向 かうことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリ スクとなっているとしております。

また、日本銀行松本支店の7月発表の長野県の金融経済動向によりますと、総論で、長野経済は下げどまっており、一部には持ち直しに向かう動きも見られるとし、最終需要の動向を見ると、一つ、公共投資は持ち直しつつある、一つ、住宅投資は持ち直している、一つ、設備投

資は堅調に推移している、一つ、個人消費は底がたく推移している、一つ、輸出は下げどまっており、一部には持ち直しに向かう動きも見られる。以上のような最終需要のもとで、生産は下げどまっており、一部には持ち直しに向かう動きも見られる。このほか、雇用、所得では、一部に停滞感が残っているものの改善の動きも見られる。なお、企業の業況感は、製造業、非製造業ともに改善している。先行きは製造業で引き続き改善を見込んでいるとしております。

この7月に実施いたしました町内企業の経営状況の調査結果では、生産量は、3カ月前と比較して増加と回答した企業は4社から9社となり、減少と回答した企業は4社から2社に減っております。先行きにつきましては、増加と見込む企業は1社増え7社となり、減少と見込む企業は前回調査のゼロから2社となっております。

売り上げは、3カ月前と比較して増加と回答した企業が3社増え8社となり、減少と回答した企業は3社から2社に減少をしております。先行きにつきましては、増加するとした企業は前回調査と同じ7社で、減少と見込む企業はゼロ社から2社に増加しております。生産量と売り上げは、全体的には海外の景気回復や円安、また国の経済対策などの効果を背景に、既存取引先からの受注回復や新規取引先の開拓など再び景気回復へ向かうプラス要因があらわれており、増加を見込んでいる傾向にはありますが、まだ、景気回復が実感できない企業もあり、今後の動向を注意深く見守る必要があります。

雇用は、調査対象企業の3カ月間の実績において、約30人増加しております。また、来春の雇用につきましては、ほぼ全企業が増員及び減員分の補充を予定しており改善の動きが見られます。

また、今年度からの新規事業として取り組んでおります、坂城町コトづくりイノベーション補助金につきましては、6月17日に、応募企業のプレゼンテーション及び書類による審査会を、信州大学工学部の天野良彦教授を審査長に5人の審査員により実施いたしました。その結果、応募のありました3件全てが、補助事業として適当であるとの審査結果をいただきましたので、審査会の結果を踏まえ6月20日に交付決定いたしました。

今後、この補助金が契機となり、町内企業のさまざまな技術や知識を生かした新たな価値創造、新製品開発、ものづくりからことづくりへの展開が進むことを期待しております。

さて、町内製造業者等24社で組織する、坂城国際産業研究推進協議会が主催する、タイビジネス環境視察研修が、11月6日から10日にかけて実施されます。経済がますますグローバル化する中、町内の企業はもとより約4千社の日本企業がアジアの工場として進出している、経済発展が著しいタイを訪問し、現地の状況を肌で感じ視察する中で、今後の坂城町の工業施策の参考にしたいと考えております。視察では、BOI、これはタイ投資委員会ですが、ジェトロバンコク、また、町内からタイに進出している企業への訪問、東京大田区とタイの工業団地会社が共同して運営する、中小企業向け賃貸集合工場の大田テクノパークの視察を予定して

おります。この視察研修に私も同行させていただく予定で、今議会に、関連の補正予算を計上いたしました。

さて、9月議会は決算議会であります。平成24年度の決算状況について申し上げます。

歳入につきまして、まず町税であります。町民税は、個人の伸びが堅調に推移した結果、前年度対比プラス3.9%と前年を上回りましたが、固定資産税については評価がえの影響により、主に家屋分が減額となり、前年度対比マイナス6.9%でしたが、町税全体では、前年度対比マイナス2.3%、5,670万円の減収であります。

地方交付税につきましては、リーマンショック直後の法人町民税の大幅な落ち込みに対する 調整が終了したことに伴い、マイナス6.6%、8,760万円の減額であります。なお、基 準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3カ年平均で 0.635であり、県下77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次いで第 3位となっております。

国庫支出金につきましては、村上小学校耐震改修事業にかかわる交付金や、障害者自立支援 給付にかかわる負担金などが増額となりましたが、子ども手当から児童手当への制度変更に伴 う負担金の減額などにより、マイナス2.6%であります。

また、繰入金につきまして、びんぐし湯さん館のリニューアル工事や村上小学校の耐震改修 事業に基金を充当したことから、大きく増加しております。歳入全体で、前年度対比マイナス 0.1%となる61億1,700万円であります。

一方、歳出につきましては、障害者自立支援給付や乳幼児等福祉医療費等が増額となったことから扶助費が前年対比プラス3.5%となりました。

普通建設事業費につきましては、村上小学校の耐震改修事業やびんぐし湯さん館のリニュー アル工事等の実施に伴いプラス68.2%と大きく増加しております。

人件費につきましては、マイナス1.6%と減少し、歳出全体では前年度対比プラス0.3%の60億4千万円という決算であります。なお、平成24年度決算を受けての財政健全化法による財政指標につきまして、赤字の割合を示す実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び全ての特別会計とも黒字であります。

起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましては、前年対比マイナス 1. 2ポイントとなる 1 4. 7%、公債費等の将来負担の重さをあらわす将来負担比率についてもマイナス 1 4. 2ポイントとなる 3 6. 4%と大きく改善しており、いずれの指標につきましても健全といえる状況にありますが、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。なお、詳細の決算状況につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

さて、25年度事業の進捗状況について述べさせていただきます。

坂城駅エレベーター設置につきましては、県の6月議会定例会で本事業にかかわる県補助金の予算議決をいただきました。現在、しなの鉄道株式会社において、工事にかかわる国庫補助金の交付申請を進めているところであります。なお、本体工事につきましては、8月27日に入札が実施され施工業者が決定となり、9月下旬には本体工事に着手し、本年度末完成の予定となっております。

南条小学校改築事業につきましては、設計業者による提案に基づき、現場の声を聞きながら、 町で検討を行い、新しい南条小学校校舎の基本設計についての中間報告として、本日開催され る建設委員会にお示しをし、ご意見をいただく予定となっております。

今後につきましては、建設委員会の皆様のご意見を参考にしながら、基本設計の最終報告に向けて協議を進め、引き続き詳細設計、建築確認申請を済ませ、26、27年度に本体工事を実施、平成28年春には新校舎の完成を目指してまいります。

スマートコミュニティ構想事業につきましては、テクノさかき工業団地企業の使用電力調査では、スマートメーターやデマンドメーターによる電力使用の見える化を目的としたデータ収集を進めており、調査の中間報告において、見える化による電力使用のピークシフトや生産工程の改善、生産の平準化を進めていくことにより、約3割の電力削減が期待できることがわかりました。今後も、さらなるデータ収集と検証を進め、その成果が町内企業に波及していくよう進めていきたいと考えております。

また、役場庁舎への木質バイオマスボイラー設置事業につきましては、8月8日に入札を行い、施工業者が決定いたしました。工期は6カ月間と見込まれていますが、できるだけ早く稼働できるよう進めてまいりたいと考えております。また、今議会に、補正予算を計上させていただきましたが、県の地域発元気づくり支援金事業において、新たにスマートタウン坂城普及・啓発事業が採択されました。この事業では、スマートタウン構想の啓発映像制作のほか、子供たちを対象に自然エネルギーを活用した化学実験教室を計画しております。この事業により、町全体におけるスマートコミュニティへの共通認識と、スマートタウン坂城の構築に向けた機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

このほかにも、先月にはピークシフト自販機がびんぐし湯さん館と役場庁舎入り口に設置されました。この自販機は、最新型のため全国的にも設置例があまりないようですが、大手飲料メーカーが、坂城スマートタウン構想の趣旨に賛同し設置されたものであります。また、役場庁舎入り口には、災害対応型として備蓄水ボックスがあわせて置かれており、緊急時に飲料水を提供することができます。

ワイナリー形成事業につきましては、千曲川ワインバレーの一員として6月に実施されたワイントレイルに続き、今月8日に開催される東御ワインフェスタへも巨峰ワインを出展し、ブランド化の取り組みを進めております。また、ワイナリー設立に向けた取り組みといたしまし

ては、酒造免許取得の条件緩和となる構造改革特区の本年中の取得を目標に、関係機関との協議など申請準備を進めております。町振興公社による巨峰を使ったワイン及びスパークリングワインの生産につきましては、町内での原材料の調達のめどがたちましたので、この秋にはラベルをリニューアルした100%坂城産のブドウによるワインがお楽しみいただけるものと考えております。

平成25年度緊急雇用創出事業としまして、地域資源や特産品の普及宣伝など、町の魅力を町内外に発信する坂城町魅力発信プロジェクト事業につきましては、当町のキャラクターであるねずこんが、保育園の夏まつりや坂城どんどんなど町内のイベントや、8月に佐久市で開催されました信毎まつり、上田市でのみんなの信州私鉄フェスタなど町外のイベントにも積極的に参加し、町の魅力発信に努めております。

また、今月末の28日と29日には、横浜赤レンガ倉庫で開催される、ゆるキャラグルメフェスティバルイン横浜に出展して、ねずこんを初め、ねずみ大根焼酎や巨峰ワインなどを宣伝してまいります。なお、昨年はスタートが遅かったのですが、町民の皆さんにもご協力いただき、全国で264位、長野県内では10位となりましたゆるキャラグランプリに今年は、最初からエントリーすることにいたしました。今月17日火曜日から投票が開始されますので11月8日の投票終了までの間、町民の皆様方には、ねずこんに1日1回クリックをしていただいて、多く投票いただきますようお願い申し上げます。また、ねずこんの活動の場を増やし、人気を上げるため、もう一体、ねずこんの着ぐるみを製作する費用を今回の補正予算に計上いたしました。ねずこんの妹か弟でちょっと小型なんですが、このねずこんの製作により、新たな坂城町のPRに役立ててまいりたいと考えております。

さて、国際交流事業の一環としまして、去る8月5日に、和平キャンプ場で、町内の小学4年生から6年生約40名が参加し、坂城中学校の英語講師など5名の外国人との和平国際交流村事業を開催いたしました。参加した児童は、積極的に外国人とコミュニケーションをとり、外国の文化や英語に関心が持てたと感じております。

さて、昨年、中国から来日する予定が国際状況により延期となりました中国上海市嘉定区との小学生国際交流事業につきましては、10月下旬に、実験小学校児童11名が坂城町を訪れる予定であります。中国との友好の輪が広げられればと考えております。

続きまして、8月15日第58回成人式が開催されました。今年の成人式の該当者は、197名で、うち、152名の新成人が出席いたしました。成人式は、実行委員会の皆さんにもご協力、ご努力いただき、和やかな中、厳粛にとり行われ、大変素晴らしい式となりました。また、創立30周年を迎える坂城町文化協会では、坂城町の歌制作実行委員会を立ち上げ、歌のイメージ、活用方法、歌詞や曲で参考となる言葉について広く意見を伺うためにアンケートを実施し、現在、集計作業を行っております。なお、今議会に関連の予算を計上させていた

だきました。今後のスケジュールといたしましては、アンケート結果をもとに、10月に歌詞を募集し、プロの作曲家によるアドバイスを受けながら、来年3月の完成を目指しております。 町民の皆さんから愛される歌ができることを期待しております。

続きまして、総合的な松くい虫防除対策の一環として、6月20日に県の特別防除実施基準に基づくヘリコプターによる空中散布を実施いたしました。実施に当たりましては、健康に対する配慮として、リスクコミュニケーションの強化を図り、住民説明会の開催や申出書による事前調査を行うとともに、薬剤安全確認調査として気中濃度調査、河川、プールの水中濃度調査、ミラーコート紙による飛散確認調査を行いましたが、全ての調査において不検出という結果が出ました。また、町保健センターに設置いたしました健康相談窓口への散布後の相談者はなく、緊急時の医療体制として依頼いたしました千曲中央病院、寿光会上山田病院、両病院からも報告はありませんでした。さらに、農作物や養蜂に関する被害報告もありませんでした。今後も、松くい虫防除対策につきましては、住民の皆さんの健康を第一に考え、私たちの大切な財産である松林を守るため、伐倒駆除、空中散布等複合的な防除対策に取り組んでまいりたいと考えております。

8月3日には、第36回坂城どんどんが、好天の中、横町、立町通り、坂城駅前で行われました。今年は、新企画として、169系電車の公開や信州プロレスの公演があり、大勢の町民の皆さんに、会場へ足を運んでいただきました。また、夜の踊り流しには、昨年よりも3連、約100人多い、48連、約1,500人の方々にご参加いただき、真夏の暑さを吹き飛ばす盛り上がりを見せていただいたことに感謝申し上げます。

今週6日金曜日に開催されます、テクノさかき工業団地まつりは、今回で20回目を迎えます。当初、工業団地内企業の福利厚生事業の一環として行われてきたお祭りも、コンサートや花火大会など大勢の町民の皆さんに好評をいただき、地元のお祭りとして定着してまいりました。今年は、南条小学校金管バンドの子供たちの演奏や歌謡コンサート、花火大会を予定しております。多くの町民の皆さんに、会場にお越しいただき、お祭りを楽しんでいただければと思います。

鉄の展示館では、9月14日から10月27日まで、第8回お守り刀展覧会を開催いたします。お守り刀には、子供の成長を願い、愛する人をあらゆる災難から断ち切り、持ち主の身を守ってほしいという願い、祈りが込められております。本展では、全国の刀匠及び刀職者が技の限りを尽くして製作いたしましたお守り刀をご覧いただくことができますので、多くの方々のご来館をお待ちしております。

9月16日の敬老の日を迎えるに当たりまして、町でも高齢者の方の長寿を祝福し敬老の意 を表するため、今週7日土曜日に米寿、白寿、100歳以上の方々に敬老訪問事業を実施いた します。今年の敬老祝事業の対象者は、88歳の米寿の方が95名、99歳の白寿の方が6名、 100歳以上の方が100名(同日「10名」の訂正あり)で、全体で111名であります。 また、最高齢の方は明治30年(同日「40年」の訂正あり)生まれの男性の方で、この8月 に106歳になられました。

緊急経済対策としまして、今年の6月から実施しております坂城町住宅リフォーム補助事業は、補助金に対する全体事業費が約5,400万円余となり、大きな経済効果が生まれたものと考えております。つきましては、現在も事業の問い合わせがありますので、本議会に補助金の追加補正をさせていただきました。

町営住宅横尾団地の下水道接続工事のうち、今年度計画対象のC棟、D棟、K棟の16戸につきまして、先月入札を実施し、施工業者が決定いたしました。今月末から順次工事に入り、年内には竣工の予定となっております。

公共下水道事業につきましては、現在、入横尾地区、上平島地区、網掛福沢地区の面的整備を行っております。また、8月27日に公共下水道の整備区域の拡大による下水道計画の見直しのため、坂城町都市計画審議会を開催し、南条、上平地区の整備区域の追加変更承認を得ました。

8月4日日曜日に長野市飯綱高原スキー場で行われました、第55回長野県消防ポンプ操法 大会の小型ポンプ操法の部に上五明の第10分団が出場し、県内各地から勝ち上がってきた強 豪が集まる中、日頃の訓練の成果を発揮し、第7位と健闘いたしました。町の小型ポンプ操法 の部としては、埴科大会での優勝、県大会出場は14年ぶりでありました。また、第10分団 としては実に36年ぶりの快挙となりました。今後も、さらに訓練を重ね、地域の安全を守る ための活躍を期待いたします。

8月30日から9月5日までは、防災週間として、各種行事が全国的に実施されております。 当町におきましては、町防災訓練が8月25日、坂城小学校において実施されましたが、 23日の降雨により、小学校グラウンドが使用不可能となったため、日程を縮小し、自主防災 会の避難誘導訓練までを行う形で訓練を実施いたしました。雨が降る中、約500名の住民の 皆さん、関係団体の皆さん方に参加をいただき、自主防災会ごとの警戒本部設置訓練や町防災 無線班による訓練などの一部訓練が実施され、有事の際の行動について確認をいたしました。

今年もゲリラ豪雨やそれに伴う土砂災害などが、全国各地で頻発しております。日頃からの備えが防災、減災活動であり、町民の皆さん方の身体、生命、財産を守ることにつながる非常に重要なことであります。住民の皆さんの安全・安心を守るため、引き続き、防災意識の高揚と防災対策の徹底に万全を期してまいります。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が2件、人事案件が2件、契約の締結が1件、 町道路線の認定が1件、一般会計、特別会計の24年度決算の認定が8件、一般会計、特別会 計の補正予算が7件、計21件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますよ うお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

敬老祝いの中で、数字がちょっと間違っていた部分がございます。ちょっとそこのところ読み直します。今年の敬老祝事業の対象者は、88歳の米寿の方が95名、99歳の白寿の方が6名、100歳以上の方が10名で、全体で111名であります。また、最高齢の方は明治40年生まれの男性の方で、この8月に106歳になられました。失礼いたしました。

◎日程第4「諸報告」

議長(柳澤君) 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付の とおりであります。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社坂城町振興公社にかかわる、 平成25年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

議長(柳澤君) 日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第 8「議案第41号 平成25年度消防ポンプ自動車売買契約の締結について」までの4件を一 括議題として、議決の運びまで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(柳澤君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) では専決第12号から議案第41号まで、続けてご説明申し上げます。

まず専決第12号「平成25年度坂城町一般会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算を58億2,629万1千円といたしたものでございます。主な内容につきましては、平成24年度の法人町民税において、確定申告により決定した税額が、納税額を下回った企業につきまして、還付をいたす予算を計上したもので、還付に際しましては、日々還付加算金が生じることから、専決といたしましたものでございます。なお、財源につきましては、財政調整基金からの繰入金を計上いたしましたものでございます。

専決第13号「平成25年度坂城町一般会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算を58億 2,674万1千円といたしたものでございます。内容につきましては、町消防団第10分団 が去る6月30日の埴科消防ポンプ操法大会小型ポンプ操法の部で、見事優勝し、7月4日に 開催された県大会への出場を果たしたことから、大会出場に要する経費として費用弁償や出動 交付金など45万円を計上いたしたものでございます。なお、財源につきましては、財政調整 基金からの繰入金を計上いたしたものでございます。

次に、議案第39号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、9月30日をもって、中澤惠子委員の3年間の任期が満了するに当たり、引き続いて地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は、平成25年10月1日から平成28年9月30日までの3年間でございます。

次に議案第40号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。本案につきましては、坂城町、千曲市、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置をしております千曲市・坂城町等公平委員会委員について、本年11月20日をもって、西澤正人委員の任期が満了となりますが、引き続き、経験豊富で人格、識見ともにすぐれている同氏を再任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は、平成25年11月21日より平成29年11月20日までの4年間であります。

議案第41号「平成25年度消防ポンプ自動車売買契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、平成元年度に配備した町消防団、第4分団の消防ポンプ自動車が老朽化し、新型の消防ポンプ自動車に更新するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、株式会社北信ポンプと2,037万円で売買契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますよう、お願い申し上げます 議長(柳澤君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時41分~再開 午前10時52分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

◎日程第5「報告第 4号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第12号 「平成25年度坂城町一般会計補正予算(第3号)について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)承認」

専決第13号 「平成25年度坂城町一般会計補正予算(第4号)について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)承認」

◎日程第6「議案第39号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)同意」

◎日程第7「議案第40号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)同意」

◎日程第8「議案第41号 平成25年度消防ポンプ自動車売買契約の締結について」「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

議長(柳澤君) 日程第9「発委第6号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の 一部を改正する条例について」から日程第25「議案第57号 平成25年度坂城町後期高齢 者医療特別会計補正予算(第1号)について」までの17件を一括議題とし趣旨説明及び提案 理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(柳澤君) 朗読が終わりました。

趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

9番(入日さん) 発委第6号「坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改 正する条例について」趣旨説明をいたします。

町では、東日本大震災を契機とした防災、減災事業や、地域経済の活性化など、地域の課題に対応するため、国家公務員の給与削減措置に準じた理事者及び職員の給与等削減措置を行いました。本案はそれにあわせ、平成25年12月に支給する議員の期末手当を減額する一部改正を行うものです。減額の内容は、平成25年12月の期末手当について、一律3.7%の減額を行うものです。議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきご賛同賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

町長(山村君) それでは、私から議案第42号から57号まで説明させていただきます。

まず、議案第42号「平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申 し上げます。

平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額61億1,737万7千円、歳出総額60億3,978万円、歳入歳出差引額は7,759万7千円となりました。 実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から高速交通対策一般経費にかかわる平成25年度への繰り越し事業の充当財源として、398万1千円を除いた7,361万6千円であります。この実質収支額から4千万円を財政調整基金に繰り入れた残額3,361万6千円が平成 25年度への繰越金でございます。

歳入の主な内容についてですが、まず、町民税につきましては、個人町民税が堅調に推移し、 前年度対比3.9%の増額となった一方、固定資産税につきましては、評価がえに伴い 6.9%の減となり、町税全体では23億5,800万円で前年度対比マイナス2.3%、 5,700万円の減額となっております。

地方交付税については、算定の基礎となる基準財政収入額が町民税について増額算定がなされたことなどから、交付基準額が減少し、普通交付税、特別交付税合わせて前年度対比マイナス6.6%、8,700万円の減額となったところでございます。

そのほか、国庫支出金につきましては、子ども手当、児童手当にかかわる民生費負担金の減少などにより前年度対比2.6%減となる3億9,800万円の歳入となりました。また、繰入金につきましては、びんぐし湯さん館のリニューアルや村上小学校耐震改修事業などに伴い、必要な基金の取り崩しを行ったことから、前年度と比べ大きく増額となりました。1億8,400万円の繰り入れとなりました。歳入全体では、前年度対比マイナス0.1%、金額で350万円の減となった状況でございます。

次に、歳出でございますが、性質別に申しますと、投資的経費につきましては、10周年を 迎えたびんぐし湯さん館のリニューアル工事や村上小学校の耐震改修事業のほか、小網地区へ の上水道の布設事業や坂城駅エレベーター設置にかかわる詳細設計、継続事業の坂都1号線、 A01号線の道路改良といった事業の実施に伴い、普通建設事業費全体で6億3,400万円 の歳出となりました。

義務的経費につきましては、扶助費について通院にかかわる医療費の給付対象を小学生まで拡大したことに伴う乳幼児等福祉医療費の増や障害者の介護、訓練等、給付の増加などにより3.5%の増額となった一方で、人件費については、1.6%の減額となりました。

その他経費につきましては、物件費等が4.8%の減、基金への積立金が42.1%の減、 繰出金が4.9%の増となっております。歳出全体ではプラス0.3%、金額で1,500万円の増額となったところでございます。詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりでございます。また、その内容につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、議案第43号「平成24年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成24年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算は、歳入総額4,082万7千円、 歳出総額3,944万4千円で、歳入歳出差引残額は138万3千円で、このうち、70万円 を設備基金に積み立て、残りの68万3千円を平成25年度に繰り越しをいたしたところでご ざいます。 歳入の主なものといたしましては、有線放送電話使用料3,505万8千円、各種事務手数料及び広告放送料等81万7千円、工事費負担金42万7千円でございます。

歳出の主なものは、設備基金積立金1,318万2千円、電力柱等共架料及び電柱敷地等借 上料426万9千円、有線施設設置移転等工事378万6千円でございます。

次に、議案第44号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額16億8,963万3千円、 歳出総額16億7,660万1千円で、歳入歳出差引残額は1,303万2千円で、このうち 400万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの903万2千円を平成25年度に繰り越し をいたしたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、国民健康保険税3億6,291万9千円、国庫支出金3億1,976万2千円、療養給付費交付金1億8,291万6千円、前期高齢者交付金5億764万1千円、共同事業交付金1億4,897万1千円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費11億8,352万6千円、後期高齢者支援金等2億1,488万8千円、共同事業拠出金1億5,632万4千円でございます。療養給付費、療養費、高額医療費を合わせた支払額を前年度と比較いたしますと、全体で1.4%の増となっており、制度別の医療費の内訳では、一般被保険者分で、1.5%の増、退職被保険者分では、1.1%の増となっております。後期高齢者支援金等は、前年度対比10.6%の増、共同事業拠出金につきましては5.2%の減となっております。

続きまして、議案第45号「平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計 歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成24年度同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入歳出決算は、歳入総額552万1千円、歳出総額550万9千円で、歳入歳出差引残額は1万2千円で、全額を平成25年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内容といたしましては、他会計繰入金179万5千円、貸付金元利収入351万7千円、繰越金14万3千円、県支出金6万6千円でございます。

歳出の主な内容といたしましては、元利償還金531万5千円、一般会計繰出金9万2千円 でございます。

次に、議案第46号「平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算は、歳入歳出それぞれ 2,578万9千円でございました。

歳入は、町土地開発公社からの給付金でございます。歳出は、工業地域整備として、豊饒堂

工業適地、現在のKYB-YSさんの中之条新工場と、県道坂城インター線を結ぶアクセス道路、町道0663号線の整備にかかわる用地費及び道路工事費等でございます。

次に、議案第47号「平成24年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、南条地区の泉区周辺及び上平地区の約半分の地域までの整備が完了したことにより、平成24年度末で供用面積は435haに達し、整備進捗率は71%となりました。

さて、平成24年度の決算につきましては、歳入総額9億6,182万8千円、歳出総額9億4,328万8千円で、繰越明許費繰越額の1,820万円を除いた34万円が実質収支額となりました。歳入の主な内訳といたしましては、受益者負担金8,550万7千円、下水道使用料1億215万9千円、国からの交付金1億1,823万6千円、一般会計からの繰入金3億260万6千円、町債2億9,350万円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、上流処理区維持管理費負担4,901万4千円、下水道管渠工事費4億1,552万8千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金1,489万円、長期債元利償還金3億2,069万1千円でございます。

次に、議案第48号「平成24年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」 ご説明申し上げます。

平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億7,946万3千円、歳出総額11億6,650万8千円で、歳入歳出差引残高は1,295万5千円で、このうち40万円を支払準備基金に積み立て、残りの1,255万5千円を平成25年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、介護保険料2億5,470万5千円、国庫支出金2億6,277万3千円、支払基金交付金3億3,126万7千円、県支出金1億6,938万円、 繰入金1億5,383万円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費11億123万7千円、地域支援事業費 1,631万9千円、要介護認定事務等の総務費1,349万3千円、基金積立金 2,891万7千円でございます。

続きまして、議案第49号「平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について」ご説明申し上げます。

平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1億5,400万7千円、 歳出総額1億5,364万3千円で、歳入歳出差引額は、36万4千円で、全額を平成25年 度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料1億1、859万2千円、一般会

計繰入金3,491万8千円でございます。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,261万円、事 務費等総務費103万2千円でございます。

次に、議案第50号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、町土地開発公社のよる南日名社宮神団地造成で整備した路線を0123の1号線に、 南条林業センター北側の農道堰口線を0398の1号線に、文化センターグラウンド北側に予 定されております福祉施設建設にあわせて、現在の名沢川管理用道路の一部を0664号線と する3路線の町道認定について議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第51号「平成25年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について」ご 説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,664万2千円を増額し、歳入歳出 予算を58億4,338万3千円といたすものでございます。

歳入の主な内容につきましては、地方交付税2億8,166万3千円、青年就農給付金事業補助金等の県支出金763万円、前年度繰越金2,361万6千円、臨時財政対策債1億2,161万5千円を、それぞれ増額いたすものでございます。

また、これに関連いたしまして、財政調整基金、減債基金からの繰入金につきまして、4億 1,854万5千円を減額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、太陽光発電システム設置補助金200万円、スマートコミュニティ普及啓発事業324万1千円、厚生連佐久総合病院医療センター建設補助240万円、果実流通センター選果機更新補助279万円、青年就農給付金300万円をそれぞれ増額いたすものでございます。

また、6月議会でご決定をいただいた職員給与等の減額調整を行うとともに、現在の職員配置にあわせた人件費の組みかえ等を行うものでございます。

次に、議案第52号「平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ67万2千円を追加し、歳入歳出予算を 3,930万1千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては前年度繰越金67万2千円を増額いたす ものでございます。

歳出につきましては、設備基金積立金67万2千円を増額いたすものでございます。

次に、議案第53号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ917万8千円を追加し、歳入歳出予算

を17億2,631万2千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては、国特別調整交付金144万1千円、前 年度繰越金853万2千円を増額し、基金繰入金79万5千円を減額いたすものでございます。

歳出につきましては、前期高齢者納付金12万6千円、保健衛生普及費52万円、国庫支出金返還金210万9千円、療養給付費交付金返還金417万6千円、予備費224万7千円を増額いたすものでございます。

次に、議案第54号「平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万1千円を追加し、歳入歳出予算を 333万5千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきまして前年度繰越金を、歳出につきましては一般 会計繰出金を、それぞれ1万1千円増額するものであります。

次に、議案第55号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33万9千円を追加し、歳入歳出予算を6億7,664万7千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては繰越金33万9千円を追加いたすもので ございます。歳出につきましては、一般会計繰出金33万9千円を追加いたすものでございま す。また、公共下水道事業費を、事業の進捗等にあわせ、組みかえ等を行うものでございます。

次に、議案第56号「平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」 ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,255万3千円を追加し、歳入歳出 予算を12億7,470万4千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては、繰越金1,255万3千円を増額いたすものでございます。歳出の主な内訳につきましては、国庫支出金返還金606万7千円、支払基金交付金返還金616万9千円でございます。

では、最後に議案第57号「平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36万3千円を追加し、歳入歳出予算を 1億5,520万8千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては、繰越金36万3千円を増額いたすものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金32万6千円、予備費3万7千円をそれぞれ増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上 げます。以上でございます。

議長(柳澤君) 続いて、各課長等に、議案第42号「平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに歳入について説明を求めます。

財政係長(臼井君) 平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入全般について、決算書事項別明細書の11ページ、町税からご説明申し上げます。 款 1 町税につきましては、収入総額が23億5, 812万7千円で、前年度と比較いたしまして、金額で5, 666万9千円、率でマイナス2. 3%の減収となりました。内訳でございますが、町民税につきまして、年少扶養控除にかかわる制度変更などもあり、堅調に推移した個人町民税につきましては、3, 917万7千円の増で、前年度対比プラス6. 2%、景気の低迷などもあり、企業によりばらつきが見られる法人町民税につきましては、427万5千円の減、マイナス1. 7%という状況でございます。

固定資産税につきましては、平成24年度は評価がえの年であり、主に、家屋分について減額が大きくなったことから、マイナス6.9%、9,606万2千円の減、また、軽自動車税については率でプラス0.8%、町たばこ税についてはプラス5.1%、入湯税についてはマイナス7.7%といった状況であります。

続いて、12ページにかけての款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車 重量譲与税ともに減額となり、決算額は6,694万9千円で、前年度対比474万9千円の 減、マイナス6.6%でございます。

12ページの交付金関係では、款3利子割交付金が決算額452万8千円で前年度対比 174万2千円の減、款4配当割交付金は決算額で298万5千円で前年度対比53万6千円 の減、また、款5株式等譲渡所得割交付金につきましては決算額66万8千円で、前年度対比 40万8千円の減額となりました。

次に、款6地方消費税交付金につきましては、決算額1億6,702万3千円で前年度対比マイナス2.2%、367万円の減といった状況でございます。

続きまして、13ページにかけての款7自動車取得税交付金につきましては、決算額1,778万3千円で、前年度対比プラス30.1%、411万6千円の増となっております。款8地方特例交付金につきましては、住宅借入金等、税額控除にかかわる地方公共団体の減収を補うための特例交付金が交付されました。平成24年度は、制度改正により児童手当及び子ども手当にかかわる特例交付金が廃止となったことで大きく減額となり、前年度対比マイナス72.3%、1,635万円の減となっております。

次に、款9地方交付税でございます。24年度の普通交付税はリーマンショック後の急激な税収の落ち込みに対する生産調整が終了したことで、基準財政収入額が町民税の法人税割において、増額算定されたことなどから2.3%増加した一方、基準財政需要額は前年度とほぼ同額でありました。基準財政収入額が増額算定されたことで、普通交付税額は減額算定となり、前年度対比マイナス3.7%となる11億3,134万1千円が交付されました。

また、特別交付税につきましては、1億1,760万8千円で、普通交付税と同様、法人税割りにかかわる調整交付が終了したことなどから、前年度対比では27.4%、4,429万8千円の減額となりました。

なお、財政力指数につきましては、平成22年度から24年度までの3カ年平均が0.635でありまして、前年度と比較して0.032ポイントの減となっておりますが、県下における順位につきましては、全市町村中6番目、町村では軽井沢町、南相木村に次いで第3位に位置しております。

続いて、款10交通安全対策特別交付金につきましては、決算額193万1千円で、前年度 対比1万4千円の減といった状況であります。

次に、14ページにかけての款11分担金及び負担金につきましては、児童福祉、農業費関係の負担金などの減少により、決算額は1億2, 239万9千円で、前年度対比マイナス4.5%、571万5千円の減となっております。

16ページにかけての款12使用料及び手数料につきましては、7,491万円で住宅使用料や家庭系一般廃棄物処理手数料の減額などにより前年度対比マイナス2.1%、163万2千円の減であります。

続きまして、16ページから18ページまでの款13国庫支出金につきましては、当該年度の国の施策や町の導入事業等により差違の出るところでございます。村上小学校耐震改修事業に伴い、教育費関係の補助金が増加した一方、子ども手当から児童手当への制度変更に伴う民生費の負担金が減少したことなどから、決算額は3億9,818万5千円で、前年度との比較では、マイナス2.6%、1,059万7千円の減となりました。

次に、18ページから21ページにかけての款14県支出金につきましては、2億7,734万8千円で前年度に比べ2,561万9千円の減となりました。障害者自立支援給付費負担金や、青年就農給付金事業補助金などが増加した一方、緊急雇用創出事業補助金や予防接種促進事業補助金などが減少したことにより、前年度対比マイナス8.5%となったところでございます。

22ページにかけての款15財産収入の内容につきましては、普通財産の貸し付け、公有財産売り払い収入として土地の売り払い、また基金積立金利子が主なものであります。決算額は2,789万9千円で前年度と比べ335万6千円の増額となっております。主に、株式会社

テレコムユーの解散による出資金の返還に伴うものでございます。

続いて、23ページの款16寄附金については、教育関係、民生関係、ふるさと寄附金としてご寄附をいただいたものがございます。決算額は194万5千円となっております。

次に、款17繰入金につきましては、主にはびんぐし湯さん館のリニューアル工事に伴い、びんぐし湯さん館施設整備等基金から1億3,656万1千円を繰り入れたほか、村上小学校耐震改修工事などに伴い、文教施設整備基金から3,030万円の繰り入れを行ったものでございます。そのほか、それぞれ事業目的に応じた特定目的基金からも所要の繰り入れを行っており、決算額は1億8,415万1千円となりました。大型事業の実施に伴い、前年度に比べ、大きく増額となっております。

次に、24ページの款 18 繰越金につきましては、4, 652 万8千円で、これは前年度の 純繰越額 3, 348 万9千円に繰越明許費にかかわる充当財源 1, 303 万9千円を加えたものであります。

26ページにかけての款19諸収入につきましては、決算額5億811万8千円で、前年度 対比1,954万6千円の減となっております。主なものは、町税延滞金、町預金利子、中小 企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等であります。

歳入の最後になりますが、27ページにかけての款20町債につきましては、決算額6億69万7千円で前年度対比9,089万2千円の増額となったところであります。主なものは、 村上小学校の耐震改修事業に伴う緊急防災減災事業債などと、臨時財政対策債でございます。

以上、歳入総額は、61億1,737万7,405円で、前年度と比較してマイナス 0.1%、金額で351万7千円の減額となりました。なお、調定額に対する収納率は全体で 95.45%でございます。

以上で、歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長(柳澤君) 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

(休憩 午前11時53分~再開 午後 1時30分)

議長(柳澤君) 再開いたします。午前に引き続き、詳細説明を求めます。

歳出について、議会費は省略いたします。

総務課長(田中君) それでは、歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、平成24年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧いただきたいと存じます。

それでは、32ページをご覧ください。32ページから35ページにかけては款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員22名分の給料、手当、共済費等経常的経費でございます。報償費は町功労者表彰記念品と退職職員への記念品等でございます。

なお、対象となりました退職職員は8名でございます。

健康スクリーニング、健診委託は、人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員 が受診し、委託先は厚生連佐久総合病院でございます。人間ドックを含め全職員が年1回は何 らかの健診を受け、健康管理に努めているところでございます。

職員研修事業といたしましては、職員の接遇に対する意識を高めるための研修を実施し、職員のほとんどが参加をいたしました。

なお、町職員の給与、定員管理につきましては、町広報紙、ホームページでも公開しております。

35ページ、目2文書費は、町全体の文書発送用の通信費、文書配達委託費、例規集の加除にかかわる印刷代、データベース構築費用、コピー機6台分の賃借料が主なものでございます。

同じく35ページ、目3財政管理費の印刷製本費は、当初予算書等の印刷代、有料道路通行料は町全体の有料道路の使用につきましてETCカードで管理をしております。積立金は財政調整基金、減債基金等への積み立てでございます。

決算状況につきましては、10月号の広報紙に掲載を予定し、主要施策の成果及び実績報告 書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者(春日君) 続きまして、35ページ下段から36ページにかけまして、目4会計管理費でございますが、需用費中、消耗品費はファイル類など庁内共通で使用する事務用品の購入、印刷製本費は封筒、決算書などの印刷、役務費は口座振替、派出業務手数料等でございます。

企画政策課長(荒川君) 続きまして、目5財産管理費の主なものは、町の普通財産の管理等にかかわる経費であります。

次に、目6企画費でありますが、企画政策推進費では、37ページの節19におきまして長野・上田地域両広域連合への負担金のほか、太陽光発電システム設置の87件の補助金を交付いたしました。

37ページ温泉管理事業につきましては、びんぐし湯さん館の開館10周年を契機に施設の大規模改修工事を実施し、節13において設計監理委託、節15では施設改修工事にかかわる経費となっております。また、節19では開館10周年及び施設リニューアル事業の一環で、町民優待券を2回発行いたしました。利用実績に応じた割引き入館料の2分の1を負担をいたしました。また節25では、振興公社からの納付金を基金として積み立てたところであります。続きまして、37ページから38ページにかけての、まちづくり推進事業では節1で27名の行政協力員報酬、節13では文書配布等の行政事務委託、節19では地域づくり活動支援事業について12区、6団体への事業を採択し、支援をいたしました。

次の国際交流事業につきましては、節19で町国際交流協会へ補助金を交付いたしました。

スマートコミュニティ構想事業では、信州大学テクノさかき工業団地内操業の2企業、そして 坂城町よる産学官連携によりまして、工業団地におけるエネルギー効率的利用に向けた調査研 究の一環で、50台のスマートメーターを取りつけ、生産ラインごとの電力使用量の見える化 を図りました。

38ページから39ページにかけての目7広報広聴費でありますが、広報広聴一般経費につきましては、庁舎内等のインターネット環境の保持等にかかわる経費で、主なものは節13でインターネット系サーバー及びシステムの保守を委託したほか、節14ではこれらハードウエアのリース料とインターネット回線の使用料、節18では端末の更新整備を行いました。

広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷が主なものであります。有線放送電話 特別会計繰出金事業では、節28において同特別会計へ繰り出しを行いました。

電子自治体事業につきましては、国の施策として行政情報の提供や申請、届け出手続の電子 化に向けて市町村行政ネットワークが構築されております。これにかかわる経費として節 13において装置の保守料、節14では回線使用料、節19で県へのネットワーク負担金が主 なものであります。

続きまして40ページ、電算一般経費につきましては、窓口業務にかかわる電算化の主たる 経費を支出しているものであります。主なものといたしましては、節13において電算機ハード・ソフトの保守料、節14ではソフトの使用料及びハードのリース料となっております。

総務課長(田中君) 40ページから41ページ、目10業務管理費は役場庁舎管理全般にかか わる光熱費、エレベーター等の設備の保守点検料、修繕料、電話料金、総務課管理の庁用車に かかわる燃料費等でございます。

また、昨年度は役場に来られた方の利便性を図るため、駐車場用地として役場南側の用地を 購入をいたしました。節電対策としては、グリーンカーテンや庁舎の窓の一部に遮光フィルム を設置いたしました。

住民環境課長(金子君) 41ページ、目11防犯対策費でありますが、節11需用費の主なものは、防犯灯にかかわる光熱水費、修繕料でございます。修繕については27カ所を実施しております。

なお、建設課所管で社会資本整備総合交付金効果促進事業、通学路防犯灯整備工事により防犯灯の設置等が行われております。節19負担金補助及び交付金は更埴防犯協会連合会等関係団体への負担金、補助金でございます。

続きまして、目12交通安全対策費でございますが、交通指導員8名の報酬のほか、毎年、 新入学児童に配付をしております交通安全へルメット等の消耗品費、交通安全協会坂城支部に 対する補助金等が主なものでございます。

平成24年中の町内の人身事故は68件で、前年対比1件の増、負傷者数も100人で

11人の増となりました。交通死亡事故は平成23年12月の発生以来なく、今年4月25日で500日を達成し、9月2日現在で交通死亡事故ゼロ660日を迎えております。今後も関係機関との連携をさらに強め、年4回の季別運動の展開等により町民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、交通死亡事故ゼロ千日を目指してまいります。

なお、万一の事故に備えて、東信地区交通災害共済の加入促進を図っており、平成24年度 の加入率は46.4%、7,546人が加入されております。

続きまして42ページ、目13消費生活費の主なものは、消費生活指導員4名の報酬と町文化祭にあわせて開催しております消費生活展にかかわる需用費で、節19負担金補助及び交付金は消費者の会への運営補助で、リサイクル作品の作成展示販売、廃油とEM菌を利用した手づくり石けんの利用促進など環境問題への取り組み、そして振り込め詐欺や悪質商法防止等の啓発などの活動に対してのものでございます。

- **企画政策課長**(荒川君) 42ページから 43ページにかけての目 14 男女共同参画推進費の主なものは、節 1 で女性専門相談員の報酬、節 19 においては女性団体連絡会及び男女共同みんなの会への活動補助をいたしました。
- 総務課長(田中君) 43ページから44ページ、項2徴税費、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員3名の報酬、職員9名分の人件費等経常的経費でございます。また、23年度から業務を開始いたしました地方税の滞納整理に当たる広域連合長野県地方税滞納整理機構への負担金の支出がございました。今後も滞納整理機構と連携し、未納額の減少に取り組んでまいります。

44ページ、目2賦課徴収費の印刷製本費は納税通知書等であり、通信運搬費は納税通知書、 督促状等の送付に係るもの、委託料はコンビニ収納の導入による納付書作成経費、課税収納に 係る電算委託費、平成27年度の評価がえに向けましての固定資産評価基礎資料整備等でござ います。

- 住民環境課長(金子君) 44ページから45ページにかけて、項3戸籍住民基本台帳費、目 1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費等、経常的経費でございます。節11需用 費は住民票等の用紙、申請書の印刷、節13委託料は人口統計処理、住基ネットセキュリティー対策、全国町・字ファイルの処理等の委託費、節14使用料及び賃借料は戸籍機器、戸籍システム、外国人登録システムのソフトウエア、ハードウエアにかかわるものでございます。また顔写真つきの証明書として利用できます住民基本台帳カードは33枚を交付いたしました。平成15年8月から本年3月31日までの発行枚数は362枚でございます。
- 総務課長(田中君) 45ページから47ページは、項4選挙費でございます。目1選挙管理委員会費は選挙管理委員4名の報酬が主なものでございます。目5農業委員会選挙費は、昨年5月15日に農業委員会選挙を、目8衆議院議員選挙は、昨年12月16日に衆議院選挙を実

施いたしました。内容は、投開票事務に係る職員手当、投票管理者及び立会人さん等への費用 弁償、ポスター掲示場の設置に係る委託費でございます。また、開票用の机、いす、投票箱設 置台等を購入いたしました。

企画政策課長(荒川君) 続きまして、項5統計調査費でございます。目1統計調査総務、統計 一般経費につきましては、県民手帳、県勢要覧等の購入費が主なものでございます。

続く48ページにかけての目2委託統計調査費につきましては、工業統計調査、学校基本調査、輸出生産実態調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、経済センサスに要した支出であります。

- 総務課長(田中君) 48ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。
- 福祉健康課長(天田君) 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。49ページから50ページにかけて、社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、節19は福祉委員協議会への補助金、民生委員活動費交付金などでございます。社会福祉協議会補助事業は、ヤングヒューマンネットワーク事業のほか、社会福祉協議会への地域推進事業への補助金が主なものでございます。国民健康保険特別会計繰出金事業は、国保特別会計への繰出金でございます。
- 住民環境課長(金子君) 50ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金業務につきましては、1号被保険者の資格取得、喪失、保険料の免除申請にかかわる届け出処理などの窓口業務を受け持っております。節11需用費の消耗品費では、成人者への啓発として年金手帳を購入し、成人式で配付を行いました。節13委託料は、国民年金加入等の日本年金機構報告用データ作成にかかわる電算委託が主なものでございます。
- 福祉健康課長(天田君) 続きまして、目3老人福祉費でございます。50ページから51ページにかけて、老人福祉一般経費は、節19の更埴地域シルバー人材センター負担金、老人クラブ補助金が主なものでございます。

老人福祉町単事業になります。節19では、地区において行われた高齢者祝賀事業への補助が11件、節20扶助費は敬老祝いで、対象者は104名の皆さんでございました。高齢者生活支援事業は、医療機関等への送迎など外出支援サービスに要した経費でございます。介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

5 2ページになります、後期高齢者医療保険事業は、長野県後期高齢者医療広域連合への給付費など、特別会計への繰出金でございます。介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

続きまして、目4心身障害者福祉費でございます。52ページから53ページにかけて、心

身障害者福祉一般経費は、節19で長野広域連合への障害者程度区分認定審査会負担金、障害者が働く社会福祉施設への自主製品販路拡大等の事業に係る補助金などでございます。重度障害者介護慰労金支給事業は、在宅介護者15名に介護慰労金を支給したものでございます。福祉タクシー委託事業では、重度障害者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するもので、交付者は153名、利用回数は1,773回でございました。

心身障害者町単事業になります。節19では、腎臓機能障害の通院費補助や、知的障害者施設等への通園通学費補助、節20では重度障害者への福祉年金、難病による特別疾患者への見舞金などでございます。

53ページから54ページにかけて、福祉医療給付事業では、節13は給付にかかわる国保 連等への審査委託でございます。節20は重度障害者への福祉医療費の給付でございます。自 立支援給付一般事業費は、障害者自立支援給付に係る事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費では、節20扶助費として、介護給付では居宅介護や生活介護など、 また訓練給付では就労移行や就労継続支援など障害者福祉サービスへの支出などでございます。

自立支援医療事業費では、身体障害者が対象となる手術等により障害の除去や軽減を図るための医療について自己負担分に係る医療費の給付を行ったもので、対象者は1名でございました。

55ページになります。補装具支給等支援事業費は、身体機能を補う補装具について給付を 行ったもので対象者は24名でございました。地域生活支援事業費は、障害のある方が自立し た日常生活や社会生活を営むことができる支援として、市町村が実施するもので、節7賃金で 手話通訳者の派遣、節13で地域活動支援センターの委託、節20扶助費では移動支援サービ スや日常生活用具の支給などの事業を行ったものでございます。

自立支援対策特別対策事業では、障害者自立支援法に対応した事業所等への対策として、県 の障害者自立支援対策臨時特別交付金により造成された基金を活用して行う事業で、節20で 事業者の運営安定化等事業を実施したものでございます。

企画政策課長(荒川君) 目 5 人権同和推進費でありますが、節 8 では人権を尊重し豊かな福祉 の心を育む町民集会の講師謝金、続く 5 6 ページの節 1 3 では集会所の管理委託、節 1 9 では 解放運動団体への補助金交付が主なものであります。

続きまして、56ページから57ページにかけての、目6隣保館運営費でありますが、職員1名の人件費及び隣保館運営にかかわる経常的な経費であります。またこの中で、福祉の向上と人権啓発の拠点として相談窓口や各種講座等の開催、隣保館ふれあいフェスティバルの交流事業を実施いたしました。

福祉健康課長(天田君) 57ページになります。目7高齢者対策費は、節20扶助費が主な経費で、養護老人ホームへの入所措置費であります。なお、年度末の入所状況は、はにしな寮が

8名、長野市松代町にあります尚和寮が1名の計9名でございます。

続きまして、目8地域包括支援センター費でございます。58ページになります。地域包括 支援センター一般経費は要支援・要介護高齢者及びその家族の地域ケアを支援する中核施設と して地域包括支援センターの運営を行いました。節7臨時職員の賃金のほか、節13では介護 予防、ケアマネジメント業務委託、介護給付システム保守委託、節14では介護給付システム リースなどが主なものでございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センター夢の湯の管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。住宅整備事業は、要介護認定3、4、5の高齢者及び重度障害者が日常生活で使用している居間、浴室、トイレなどを改修することに要した経費の一部を補助するもので、利用者は2名でございました。

58ページから59ページにかけましては、高齢者の寝たきりや認知症予防として、生きがい活動支援事業を、在宅介護者支援として家族介護支援事業を実施し、介護ニーズの総合的な対応と地域の高齢者や、その家族の福祉向上に努めたところでございます。

緊急通報体制整備事業では、節1の独り暮らし老人訪問員89名の手当、節13安心電話保守委託等が主なものでございます。

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。同じく59ページになります。児童福祉一般経費は節11需用費、節12役務費などが事務的な経費でございます。児童手当は、中学校卒業までの子供を育成している方に対し手当を支給するもので、24年4月より子ども手当が児童手当に変更されました。

60ページになります。乳幼児等医療費給付事業は、子供の医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。入院は中学卒業までを対象に、通院は24年度から小学校卒業までを対象と拡大いたしました。出産祝金事業は、少子化対策として、出産した親に対し町の商品券を支給したもので、対象は88名でございました。子ども手当は児童手当に制度変更がされたため、子ども手当としては24年の2月と3月分を支給したものでございます。

障害児通所等支援事業は、24年度から県より権限移譲された事業で、節20障害児の施設 等通所に係るサービス給付が主なものでございます。

続きまして目2母子福祉費でございます。同じく60ページ、母子等福祉事業費は小中学校入学26名、中学、高校卒業23名に母子家庭等児童激励祝金を支給いたしました。61ページになります。母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭の福祉医療費でございます。

子育て推進室長(宮嶋君) 目3保育園総務費でありますが、61ページにかけての保育園一般経費は、主に人件費関係でございます。なお、臨時保育士等の賃金につきましては、各保育園の経費に係る目に計上しておりましたが、平成24年度からは保育園一般経費に一括計上いた

しました。また、節19は他市町村への広域入所に係る負担金が主なものでございます。

次に、62ページから66ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ保育園の運営に係る経常的な経費で、保育教材等消耗品費、暖房用あるいは給食調理用の燃料費、電気水道の光熱水費及び給食の賄い材料費が主なものでございます。クラス数及び年間延べ入所児童数につきましては、南条保育園は14クラス、延べ1,867人、坂城保育園は9クラス、延べ1,231人、村上保育園は8クラス、延べ1,128人でございました。

特別保育事業といたしましては、早朝並びに夕方の時間外保育、障害児保育、一時預かり保育の実施、地域活動事業では、未就園児に保育園を開放する、なかよし広場の開催、地域のお年寄り等と交流を図る世代間交流事業を実施いたしました。

教育文化課長(柳澤君) 66ページから67ページにかけまして、目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費については、町内3児童館の運営に関する経費で、館長の報酬及び厚生員の賃金、その他経常的経費です。3児童館とも年間251日の開館で、放課後の過ごし方、夏休みの過ごし方など工夫して運営をしたところです。また、24年度については、節15工事請負費で、村上児童館の屋根の塗装と下水道の接続工事を行いました。

子育て推進室長(宮嶋君) 続きまして、67ページから68ページの、目10子育て支援センター事業費は、賃金を初めとする子育て支援センターの運営にかかわる経常的経費でございます。利用者は延べ1万2,561人、相談件数は472件でございました。

家庭児童相談員、臨床心理士による相談日を定期的に設け、子育て支援センターを初め、各保育園分室を巡回し、保護者や保育士の子育てや発達に係る相談に応じたほか、随時スタッフが電話や面接に応じ、相談事業の充実に努めてまいりました。

福祉健康課長(天田君) 続きまして、68ページになります。項3災害救助費、目1災害救助費は、災害等による見舞金及び食料費で、24年度は火災で5件、水害で15件に見舞金を支給いたしました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。68ページから69ページにかけて、保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。精神保健福祉等事業は、精神障害者を支援するための心のリハビリ教室開催に係る経費が主なものでございます。

続きまして、目2予防費でございます。70ページになります。予防費一般経費は節13では休日等の緊急医療を確保するため在宅当番医療制度を千曲医師会、埴科歯科医師会に委託したものでございます。節19は、休日夜間の2次救急医療体制として、長野地域医療圏域内の7病院による輪番制病院運営に係る負担金、また内科、小児科、初期救急に対応するための上田市内科小児科初期救急センターへの共同運営に係る負担金でございます。結核関係一般経費

では65歳以上の町民を対象に、結核レントゲン検診を行い、予防等に努めてきたところでございます。1,099名の方が受診されました。

71ページになります。乳幼児健診事業では、節12乳幼児の心身の発達及び歯科健診における医師の診察手数料、13妊婦一般健診委託が主なものでございます。5歳児を対象とした健康相談事業、すくすく相談は、保護者の皆さんのご理解をいただく中で、24年度から新たに開始をいたしました。

予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、各種予防接種を行いました。また、中学1年から高校2年生の女子を対象に、子宮頸がんワクチンを、生後2カ月から5歳未満児を対象にヒブ・小児肺炎球菌ワクチンの接種を、それぞれ全額公費負担で実施をいたしました。節11の医薬材料費はワクチン等の購入、節13は予防接種を医療機関へ委託したものでございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。72ページになります。健康増進事業は、一般健康診査及びがん検診など受診の促進を図り、早期発見に努めたところでございます。また、国の女性特有のがん検診推進事業により、節目年齢の女性にがん検診無料クーポン券を配付し、受診の促進を図りました。

73ページにかけての後期高齢者健康推進事業では、75歳以上の高齢者の健康増進を図るため健康診査や人間ドックの助成を行いました。また、肺炎球菌の予防接種を24年度から新たに実施いたしました。食育健康づくり推進事業は、食育基本法をもとに、食育や健康づくりのための教育や講演会などの開催をいたしたものでございます。

緊急雇用・糖尿病等生活習慣病対策重点事業は、生活習慣病の治療継続の支援や、重度化予防を目的に栄養士を臨時に雇用し、対象者への健康指導や未受診者への受診勧奨を実施したものでございます。また、乳幼児から成人に至るまで、一環した健康管理を図るため、健康記録手帳を作成し、園児や小中学生に配付をいたしました。

73ページから74ページにかけまして、目5保健センター管理費は、保健センターの管理 に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長(金子君) 74ページ、目6環境衛生費でございますが、主なものは環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託、不法投棄ごみの撤去や獣医師会への狂犬病予防注射などの委託料、毎年6月の環境月間に合わせて実施していただいている各区の環境浄化整備事業に対する補助金でございます。

続きまして、75ページにかけて目8環境保全対策費は、町内の河川及び地下水の水質調査にかかわる委託料及び不法投棄防止対策用の啓発看板作成委託等でございます。3月に実施している町内河川の定期調査結果につきましては、毎年「広報さかき」6月号でお知らせをしております。

建設課長(青木君) 同じく75ページ、目9上水道費上水道一般経費につきましては、県営水道未普及の小網地区への上水道布設を平成24年から26年までの3年間で計画をしており、平成24年度に実施した一番上田市寄りの地区の整備に伴う上田水道管理事務所への負担金と、町県営水道普及促進補助金交付要綱に基づいて、給水装置を設置した1件2名分の補助金でございます。目10合併処理浄化槽設置費につきましては、5人槽、2基分の合併処理浄化槽設置に係る補助金と小網地区合併処理浄化槽維持管理に対する補助金31軒分が主なものとなっております。

住民環境課長(金子君) 75ページ、項2清掃費、目1清掃総務費では、毎年全戸配布しております、ごみ・資源物分別収集カレンダー等の印刷費、また区が実施いたしましたごみ危険物収集所の整備に対する補助金が主な内容でございます。

なお、カレンダーにつきましては、英語、ポルトガル語、中国語版も作成しております。 続きまして76ページにかけて、目2塵芥処理費でございますが、節11の消耗品費として 指定ごみ袋48万5千枚を作成、購入しております。全ての指定袋にはごみの出し方について、 日本語と同じ内容を英語、ポルトガル語、中国語で掲載しております。また印刷製本費では、 ごみ処理手数料の有料化導入により手数料納入済みシールを2万枚作成いたしました。

節13委託料については、可燃、不燃、資源物等の収集運搬処理、容器包装等の収集運搬、 粗大ごみ不法投棄処理にかかわる委託費でございます。さらなるごみの減量化に向け、分別収 集の徹底、啓発を図ってきたところでございます。

このほか、節19負担金補助及び交付金は長野広域連合及び葛尾組合の負担金、ごみ減量化容器等設置補助事業補助金で、節8報償費はPTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金などが主な内容でございます。

なお、生ごみ堆肥化容器等の購入費に対する補助につきましては、17件の補助件数がございました。

続きまして、目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入手数料にかかわる負担金でございます。

産業振興課長(塚田君) 76ページから78ページの款5労働費、項1労働諸費、目1労政費です。労政一般経費の主なものは、職員の人件費、テクノハート坂城協同組合への運営補助と、同組合が実施した中小企業人材確保推進事業の補助が主なものです。勤労者福祉対策事業では、節19負で千曲市からも負担いただいている更埴地域勤労者共済会への補助金、節21貸付金で、勤労者生活資金貸付預託金が主なものとなっています。

なお、24年度の貸付累計は3月末で2件、約74万円でした。

勤労者総合福祉センター管理一般経費では、節13のセンターの管理委託料のほか、下水道接続にかかわる受益者負担金を支出いたしました。

次に、同じく78ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費です。これは 農業委員会にかかわる経費でございます。79ページにかけての農業委員会一般経費では、農 業委員16名分の報酬と職員の人件費が主なものであります。農業者年金業務では加入者の手 続等の事務及び加入推進に向けた経費を支出しています。

次に80ページにかけての目2農業総務費の農業総務一般経費では、職員の人件費等の経常 経費であります。

81ページにかけて、目3農業振興費の農業振興一般経費では、節13委託料で有害鳥獣駆除を猟友会に委託し、また節19で有害鳥獣から農産物を守る電気柵等への設置補助45件分を支出しています。また、入横尾、北日名、上平・島、同じく小野沢の4集落を対象とした中山間地域直接支払事業補助を実施いたしました。なお、24年度からの新規事業で45才未満の新規就農対策として、青年就農給付金を3名の方に交付いたしました。

次に、地域営農推進事業では、節19で町の農業振興に携わる農業関係機関が一体となって 農業、農村の振興を図ることを活動の目的とした、農業支援センターへの補助、地元農産物の 販売拠点として設置した直売所への運営補助、特産品振興事業補助として味ロッジわくわくさ かきへ補助金を交付いたしました。

82ページ、需給調整推進対策事業につきましては、国の施策である米の戸別所得補償制度に基づき、坂城町農業再生協議会を通じて、生産調整農家へ転作推進補助金の交付を行いました。農振地域整備促進事業は、農業振興地域整備計画の実施と推進についての経費であります。 次の農地銀行活動促進事業は、町内6カ所のファミリー農園の借上料で73件の貸し付けが行われております。83ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの

ねずみ大根まつり事業につきましては、地場産直売所あいさいをメーン会場として開催し、 巨峰ヌーボーワインのお披露目式を実施するなど、1千名以上のお客様においでいただきました。

光熱水費が主な支出となっています。

坂城ワイナリー形成事業につきましては、ワイン用ブドウの品種適正を実証するための試験 圃場を 2 カ所、約 4 0 a を整備したもので、節 7 の作業員賃金、節 1 6 の資材及びブドウ苗購入費が主なものであります。

次の緊急雇用・ワイナリー形成基礎調査事業では、緊急雇用創出事業補助金を活用し臨時職員1名を雇用して、ワイナリー形成事業の展開に向けた農家の意向調査などを行いました。

地域農業マスタープラン作成事業につきましては、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加が懸念される中、農業者の確保、農地の利用集積を推進するため、南条地区、坂城地区において人・農地プランを策定いたしました。

8 4ページにかけましての目 4 畜産業費ですが、東信農業共済組合に設置されている家畜診

療所の運営に係る分担金及び北信地区家畜畜産物衛生指導協会へ負担金を支出いたしました。

目5農地費、農地一般経費では、節19でこれまで実施いたしました土地改良事業にかかわる農林漁業資金の償還負担金51件分と六ヶ郷用水組合、各土地改良団体の負担金を交付いたしました。

85ページにかけての農道等基盤整備町単事業は、町が実施しました22カ所の農道整備、 水路改修工事等のほか、県の元気づくり支援金を活用し、住民みずから行う農道等整備工事と して、込山平沢線の上五明籠岩線、南条大久保線の舗装補修工事が実施されました。町単補助 事業は、自治区からの要望を受け、原材料支給や工事に対する補助を行い、20地区の整備を 実施しております。

次の農地水環境保全向上対策事業は、農業者と集落、地域住民が共同で農業、農村資源を管理し、環境を保全していく活動に対し、国、県、町が支援をする事業で、補助対象環境が整っている上平緑の里への補助に対し、地域協議会への負担が主なものでございます。

県営かんがい排水事業につきましては、県営による小網地区、六ヶ郷用水の改修工事の負担金で、平成24年度事業として水路改修工事406mを実施いたしました。農地水保全管理支払交付金は、これまで取り組んできた農地、農業用水等を保全管理する活動に加え、水路、農道等の長寿命化のための補修、更新等を行う集落、上平緑の里に対し追加的に支援を行ったものであります。

次に86ページにかけての、項2林業費、目1林業総務費は、職員の人件費のほか、県税の 森林づくり推進支援金を活用した里山景観整備委託や、節19間伐対策事業補助金として、町 森林造成事業による間伐事業へのかさ上げ補助が主なものです。

87ページにかけての目2林業振興費松くい虫防除対策事業については、総合的な松くい虫 防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理、また平成21年度から3年間中止していた空中散布 を実施いたしました。空中散布を実施するに当たっては、住民説明会の開催等、リスクコミュ ニケーションの強化及び薬剤安全確認調査を実施いたしました。

町有林管理事業につきましては、林業委員を委嘱し町有林の管理、整備を行っているところですが、主には節7で下草刈りや除間伐等作業にかかわる賃金を支出しております。

88ページにかけての特用林産振興事業につきましては、五里ヶ峰トンネル横坑前に建設した、特用林産物生産施設に係る光熱水費等経費を支出いたしました。

目3林道事業費、林道事業一般経費につきましては、林道の維持管理に伴う経費です。作業員賃金のほか、重機借り上げ及び補修用材料の購入が主なもので、節15の工事請負費で林道水晶線など3カ所の補修整備を行ったものです。

次に89ページにかけて、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費でございますが、その 主なものは職員の人件費であります。また、19節において中小企業能力開発学院事業への補 助、さかきテクノセンターへの職員派遣団体補助金を支出しています。

目2商工振興費ですが、商工振興一般経費では19節において商工業振興補助金を19社に、 商工会の経営改善普及事業及びまちづくり事業への補助金を交付いたしました。また、坂城W AZAパワーアップ事業の一環として、町内事業所に勤務し推薦された優秀な技能者2名の表 彰を行いました。

90ページにかけての中小企業対策事業といたしまして、19節で融資にかかわる保証料補給金57件、東京ビッグサイトで開催された機械要素技術展等への出展に対する補助の交付を、節21貸付金では中小企業振興資金の貸付預託金を町内4金融機関に支出し、24年度では県制度資金、町制度資金合わせて57件、3億8,300万円の融資を行ったところであります。

中心市街地活性化事業につきましては、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュ ベーターに係る維持管理費と株式会社まちづくり坂城へのコミュニティセンターの管理委託が 主なものです。

91ページにかけての緊急雇用・坂城町商工業実態調査は、国の緊急雇用創出事業を活用して臨時職員1名を雇用し調査を実施いたしました。主な経費は、人件費であります。

続きまして、目3観光費、観光一般経費では南条記念公園等の桜の手入れ作業や葛尾城、弧 落城等の遊歩道整備を地元区等へお願いいたしました謝礼及び賃金。需用費の印刷製本費では 観光パンフレットの印刷、また19節においては各種観光団体等へ負担金を支出しております。

92ページにかけての町民まつり事業につきましては、実行委員会への補助ですが、特に、 昨年は35回記念大会ということで、はっぴの新調やロンドンオリンピックにちなみ、どんど んオリンピックなどの企画イベントが実施されました。また、夜の部の踊り流しには45連、 1,357名の参加をいただきました。

目4商工企画費でございますが、92ページ商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱費の支出のほか、19節において、工業関係各種団体へ負担金、補助金を交付しています。工業団地整備事業につきましては、節11光熱水費でテクノさかき工業団地内の街灯の電気代を支出し、工業振興施設等整備基金の利子分の積み立てをいたしました。93ページにかけての坂城テクノセンター支援事業につきましては、同センターの運営補助並びに建設費償還補助を行いました。

94ページにかけて、鉄の展示館管理一般経費では、管理にかかわる経費が主な支出ですが、 昨年度は宮入行平小左衛門展と小松美羽展、季節ごとの平常展を開催したところです。これに かかわる8節の報償費の謝礼、11節需用費のパンフレット等の印刷費、節12役務費の通信 運搬費や展示品の保険料、広告料を支出いたしました。節13の委託料では、施設管理等の業 務について、株式会社まちづくり坂城へ委託料として支出しております。

建設課長(青木君) 94ページから95ページにかけての款8 七木費、項1 七木管理費、目

1土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容となっております。

95ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の道路橋梁一般経費につきましては、道路照明灯の電気料と町道の認定、廃止、改良に伴う道路台帳の保守管理業務にかかわる委託経費が主なものでございます。町単補助事業につきましては、町内26区が実施した土木事業にかかわる補助でございます。交通安全施設整備事業ではカーブミラー、転落防止柵などの設置、18カ所を整備いたしました。

96ページにかけての緊急雇用・道路附帯施設状況調査につきましては、臨時職員1名を雇用し、町内の道路のカーブミラーの調査及び資料作成を行ったものでございます。

96ページ目2道路維持費、道路維持一般経費でございますが、節13はA01号線、文化センター通り、逆木通り、鼠橋通りの街路樹の剪定、除草及び清掃作業の委託と、冬季の町内主要幹線道路の除雪、融雪剤の散布委託が主なものでございます。節15は町内の道路の舗装、側溝等19カ所の維持補修工事と12カ所の緊急経済対策工事を実施いたしました。節16につきましては、道路補修用のアスファルト舗装材の購入、側溝のふた、冬季の道路用融雪剤等の購入費が主なものでございます。

97ページにかけての目3道路新設改良費の道路改良事業A01号線につきましては、節13は金井地区の用地測量及び若草橋周辺の道路概略設計が主なものでございます。道路改良一般事業は比較的小規模な道路拡幅改良に係る工事費及び用地の取得をいたしたものでございます。

97ページ、効果促進事業につきましては、地方道路整備事業とあわせまして防犯灯36基の整備をいたしました。繰越道路改良事業A01号線では、金井地区についての道路改良工事を行ったものでございます。

目4新設改良の効果促進事業では、平成23年度に実施した橋梁点検結果をもとに、橋梁長寿命化修繕計画を実施いたしましたものでございます。

続きまして、項3河川費目1河川総務費では、河川環境の整備を実施した愛護団体20団体への補助金交付が主なものとなっております。

目 2 河川改良費、河川改良一般経費では、節 1 5 工事請負費で例年行っております河川、水路のしゅんせつ工事と、5 カ所の改良工事を実施いたしました。

97ページから99ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費の住宅管理一般経費につきましては、職員の人件費のほか、町営住宅並びに改良住宅に係る維持管理修繕の経費でございます。

99ページ、地域住宅交付金事業では、横尾団地の下水道接続工事に伴う設計委託を行った ものでございます。目3住宅・建築物耐震改修事業費では、節13で簡易診断4戸、精密診断 5戸と、節19では1戸の耐震補強に伴い補助金の交付を行いました。 100ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画一般経費では、 都市計画事業に係る職員の人件費と節13でおおむね5年ごとに行われる都市計画基礎調査を 実施したものが主なものでございます。

100ページ、目2街路事業費、繰越都市計画街路事業でございますが、これは、県道坂城インター線から谷川に至る区間の街路事業の整備で道路の改良工事及び用地取得等を実施いたしました。これによりまして、坂城インター線から谷川までの間489mが完了いたしたものでございます。

目3下水道費でございますが、これは下水道事業特別会計への繰出金でございます。

100ページから101ページにかけての公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など、さかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の管理及び事業費で、節13は指定管理者制度による株式会社坂城町振興公社への委託及び遊具等の施設の保守点検、節15では施設の維持補修工事、節19では子どもフェスティバルの開催に補助金を交付したものが主なものとなっております。

102ページにかけての、花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化が主なもので、作業委託によるバラ公園の維持管理のほか、緑化木、苗木の頒布等を行いました。節13では、バラ公園、水辺の親水公園の剪定消毒にシルバー人材センターと町内バラ植栽花壇の管理に町振興公社への委託を行い、節15はバラ公園の給水工事、ベンチ、アーチの設置など、節16では12区3団体への苗木の配布、節19ではばら祭り実行委員会の補助金を交付したものが主なものとなっております。

102ページから103ページにかけての項6高速交通対策費のうち、目1高速交通総務費高速交通対策一般経費は、節11光熱水費につきましては、坂城駅前のトイレの電気料、上下水道料、高速バス停の駐車場、テクノさかき駅街路灯の電気料でございます。節13は、坂城駅とテクノさかき駅の管理業務委託費及び町内巡回バスの運行事業の委託費でございます。節19では、坂城駅エレベーター設置に係る詳細設計に伴う負担金、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会負担金などが主なものでございます。繰越高速交通対策一般経費では、坂城駅エレベーター設置に係る概略設計の負担金でございます。

103ページ、目2高速交通対策整備事業費、渇水対策事業の主なものにつきましては、節 11光熱水費で渇水対策として設置した町内8カ所の井戸の電気代、節15では北日名区の水 槽の修繕工事を行ったものでございます。

項7地籍調査費、目1地籍調査事業の主なものは、現在実施しております網掛3区及び坂城3区の地籍調査事業に係る測量の業務委託が主なものでございます。

議長(柳澤君) 詳細説明の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時30分~再開 午後 2時40分)

議長(柳澤君) 再開いたします。引き続き順次詳細説明を願います。

住民環境課長(金子君) 続きまして103ページから104ページにかけての款9消防費、項 1消防費、目1常設消防費は千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

104ページから105ページにかけての目2非常備消防費については、消防団員にかかわる報酬、退職報償金、共済負担金、分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、出動交付金等が主なものでございます。節11需用費の消耗品費では、全婦人消防隊員にアクティブコートとキャップを、消防団員に雨具を購入しております。24年中の火災件数は10件で、前年対比3件の増でありました。

105ページから106ページにかけての目3消防施設費については、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具と防火水槽、消火栓の維持管理に関する経費でございます。主なものといたしましては、節15工事請負費では旧第1自動車分団詰所と、第3分団旧器具庫の取り壊し工事を行いました。節18備品購入費では、消防ホース等購入いたしました。節19負担金補助及び交付金の消火栓工事負担金については新設1基、修繕7基分でございます。

建設課長(青木君) 同じく106ページ、目4水防費でございますが、これは水防用備蓄材の 購入が主なものでございます。なお、水防訓練につきましては、町の総合防災訓練にあわせま して、村上地区において実施をいたしたところでございます。

教育文化課長(柳澤君) 続きまして、款10教育費について申し上げます。項1教育総務費、 目1教育委員会費の一般経費は、教育委員の報酬を初め委員会を運営するための経常的経費で ございます。

107ページから108ページにかけての目2事務局費の一般経費は、教育相談に係る相談 員の報酬、特別職、一般職の人件費のほか、節13委託料は、教職員の健康診断、小中学校の ごみ収集運搬委託料、節14使用料及び賃借料では、小中学校からの連絡配信システムを導入 しました。節19負担金補助及び交付金では、児童・生徒が加入する災害共済掛金等の負担金 です。

なお、積立金として文教施設整備基金へ2億298万9千円を積み立てました。

教育振興事業では、外国籍や不登校などの支援のための指導者賃金、負担金補助及び交付金では、町奨学金、坂城小学校学有林、坂城高校振興補助、特色ある学校づくり交付金、南条小学校金管バンド全国大会等出場補助が主なものです。

109ページ、小中学生国際交流事業では、中国教育交流団として、当町と友好関係にある 上海市嘉定区実験小学校を訪問し、中国の歴史や文化に触れ、国際理解を深めるとともに、国際交流村事業として小中学生を対象として外国の人々との交流を図り、外国の文化や言葉を理解し合う中で、国際感覚を養いました。私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の就園奨励や園の振興補助などを行いました。教員住宅管理事業につきまして は、町内4カ所、7戸あります教員住宅の維持管理に要する経費であります。24年度は、村上教員住宅の下水道の接続工事を行いました。

学力向上事業では、小学校2年生以上中学3年生までの児童・生徒を対象に、相対評価テストを実施し、問題解決型の学習による授業実践を通じて学力の向上を目指しました。また、4年生以上の体力テストを実施し、体力づくりの教育指導を行うとともに、学級運営の向上を図るために、Q-Uテストを実施したところです。

110ページでございます。問題を抱える子ども等自立支援事業は、長期欠席をしている小中学生を対象に大峰教室への通室により、学校に復帰できるよう指導員や補助員を配置し、学習援助、面接相談、家庭訪問などを実施しました。緊急雇用創出事業では、県の補助金の活用により、各小中学校の状況に合わせ、体験活動や理科学習指導などの支援、あるいはフレンドリールーム支援を行い、雇用の創出を図ったところです。学童疎開者との交流事業では、戦時中に東京から学童疎開をして当町で過ごした方々と現在の当町の児童との交流、また当時の様子を知る方々との交流の機会を設け、歴史を振り返るとともに、人と人のきずなを再確認する授業を行いました。

111ページになります。項2小学校費、目1小学校総務費の一般経費では、南条小学校建設検討委員の報酬、職員の人件費のほか、節8報償費では小学校の英語授業のコーディネーターなどの謝礼、節15工事請負費は、南条小、坂城小学校の保健室への冷房機の設置、節17公有財産購入は、坂城小学校西側駐車場の用地取得を行ったところです。

112ページ、村上小学校耐震改修事業は、村上小学校の校舎の耐震補強工事、大規模改修工事を行い、あわせまして太陽光発電設備の設置を、また下水道の接続、プールの改修工事を行いました。

目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は学校医、薬剤師の報酬、節7賃金は町臨時職員の賃金、節11需用費は清掃、保健、プール等の消耗品、燃料費、電気、水道などの光熱水費など校舎管理にかかわる経費です。節13委託料は、警備保障、電気保安等の設備管理と児童の健康検診などの委託料や、学校庁務の業務委託料となっています。節18備品購入費では、椅子など学校備品を購入いたしました。

113ページ、目3南条小学校教育振興費についても、各小学校ともほぼ同じ内容でございます。教科学習にかかわる費用が主なものでございます。節8報償費は、体験学習やクラブ活動指導の講師謝礼、節11需用費では教科学習用の消耗品と教材用品などを購入しました。節18備品購入費では理科実験用あるいは家庭科など教科用備品を購入したものです。節20扶助費は就学援助費、特別支援教育就学奨励費を支給しました。

続きまして117ページ、項3中学校費となります。目1中学校総務費の一般経費では、節13委託料は、英語指導講師、情報機器の保守に係る委託、節15工事請負費は、バスケットゴールの昇降装置の修繕工事などが主なものです。目2学校管理費は、小学校同様学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費、修繕費など経常経費、委託料として設備管理委託等が主なものです。

118ページ、目3教育振興費は節11需用費の教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理が主なものです。節18備品購入費では、理科実験用備品、楽器など各教科で使用する備品等が主なものです。節20扶助費とし就学援助費等499万5千円でございます。24年度、小学校につきましては37学級836名、中学校14学級412名という状況でございました。続きまして119ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費でございます。社会教育総務一般経費は社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、120ページとなります節15工事請負費では、図書館西側の土壌改良工事、節19負担金補助及び交付金では、文化協会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金でございます。121ページにかけての文化の館事業では、報償費としてお茶会等の講師謝礼、警備委託などの委託料、節15工事請負費では屋根、壁などの改修工事を行いました。

目2公民館費、公民館一般経費では、節1報酬は館長、副館長、分館役員の報酬のほか、節19負担金補助及び交付金では、分館活動費として27区への補助が主なものです。

122ページ、各種公民館事業は、節8報償費として講座等の講師謝礼ほかで、文化講座の 開催、納涼音楽祭、成人式、文化祭、席書大会等、また体育事業として春のスポーツ大会、町 民運動会、分館対抗球技大会などを行いました。また公民館報は年3回発行しました。分館施 設整備補助事業は、分館活動の基礎となる地区公民館の整備を行い、三つの分館の整備補助を 行ったものです。

目3図書館費では、一般経費の節1館長の報酬、節7臨時職員賃金のほか、節8報償費は図書館講座にかかわる講師謝礼、節13委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理にかかわるものが主なものです。節18備品購入では、一般図書の購入を行いました。なお、年度末蔵書数は12万948冊となっております。

123ページ、図書館ネットワークシステム事業として、2市2町1村1大学の図書館及び 学校図書館等との連携を図り、図書の検索、予約、貸し出しの充実を図り、そのためのシステ ムの保守委託、賃借料、共通経費の負担が主な支出となっております。

124ページ、目4文化財保護費の文化財保護一般経費につきましては、節1報酬は文化財保護審議会委員及び文化財調査委員の報酬、節7は一般事務、発掘・整理作業等の賃金、その他文化財センターの管理運営に係るものです。節19負担金補助及び交付金として、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助が主なものです。

125ページ、坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営にかかわるものでございます。村上義清を主体とした信濃村上氏の展示、あるいは坂木宿や和算の展示を行いました。また、恒例になりました古雛まつりを共催で開催をいたしたところでございます。

126ページにかけての文化財センター展示事業では、青木下遺跡の出土品を中心に町内各遺跡から出土した土器や資料の展示、また、上五明条理水田址のパネル展示を行い、町内外の方に公開をしたものです。埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立会調査、試掘調査を行い、遺跡の保護に努めたところです。試掘調査4カ所、立会調査27カ所のほか、青木下遺跡出土の金属製品の保存処理を行いました。寺浦遺跡V発掘調査事業では、都市計画街路の整備に伴い、遺跡の記録保存のための発掘調査、報告書の作成を行いました。

127ページであります。中之条遺跡群 I 発掘調査事業では、町道の新設改良に伴い、遺跡の記録保存のための発掘調査、報告書の作成を行ったところです。目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る費用で、街道の歴史を中心とした夏の学校を開催するとともに、県宝としての文化遺産の P R に努めたところです。

128ページ、目6文化センター管理費一般経費では、文化センターの維持管理にかかわる ものが主なものでございます。節13委託料では、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人 材センターへの委託、あるいはエレベーター、電気保安、浄化槽等施設整備にかかわる委託等 でございます。

次に、目7青少年育成費一般経費では、子ども会リーダー研修会、通学合宿などに支援をし、 青少年の健全育成に努めました。節19負担金補助及び交付金では、青少年を育む町民会議へ の負担補助が主なものです。

129ページ、目9生涯学習振興費につきましては、「いつでも、どこでも、だれでも」を テーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めたところです。教養講座6回、専 門講座21講座を開催し、大勢の皆さんに参加をいただきました。その他、出前講座、長野大 学坂城町講座等、講師謝礼に係る費用が主なものでございます。節13委託料は、ライフス テージエコーの実施、小中学生のICT講座の開催に係る経費などでございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費では、スポーツ推進委員等への報酬や、節8報償費では、競技審判、競技役員への謝礼、大会参加賞などでございます。節19負担金補助及び交付金では、体育協会、スポーツ少年団への補助を行いました。130ページとなります各種スポーツ教室開設事業では、高齢者スポーツ交歓会、スキー、スノーボード教室などのスポーツ教室指導者謝金でございます。体育施設整備事業では、節13委託料としてグラウンド等体育施設の整備委託、節14使用料は体育施設用地借上料、節15工事請負費では中之条テニスコートの返還、鼠橋マレット場への簡易水洗トイレの設置などが主なものでございます。

131ページ、目2武道館管理費の一般経費は、指導者賃金のほか施設の管理費で、中学校

の剣道部、体育協会スポーツ少年団の剣道、なぎなた等の練習の場として活用されております。 132ページにかけての、目3食育・給食センター運営費についてですが、食育・学校給食センターでは、児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力及び学力の向上を図りました。1日当たり1,375人の給食を実施いたしました。1食当たりの給食費は、小学生265円、中学生310円で、主な支出は職員の給与、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託などでございます。

産業振興課長(塚田君) 133ページ、款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目3農地災害復旧事業費につきましては、平成24年8月17日の豪雨により北日名地区で畦畔が崩落した農地の災害復旧工事に係るものでございます。

財政係長(臼井君) 続きまして、134ページにかけての款12公債費についてでありますが、 こちらは長期債の償還元金とその利子分の支出でございます。決算額は、元金、利子を合わせ て8億582万6千円で、24年度は補償金免除繰上償還を実施したことから、前年度と比べ 1.7%の増となっております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債費比率につきまして、平成 24年度は3カ年平均で14.7%となっており、前年度と比べ1.2ポイント改善いたしま した。また、同法に基づくその他の財政指標につきましては、主要施策の成果及び実績報告書 の2ページでご報告をいたしておりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、 黒字につき数値は入りません。

また将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債残高のほか、下水道事業特別会計や 葛尾組合等の一部事務組合、広域連合への元利償還金に対する繰出金や負担金、さらに土地開 発公社等に対する債務負担も含めた自治体が背負っている実質的な将来負担の重さを示す指標 であり、平成24年度においては、36.4%と、前年度対比14.2ポイントの改善となり まして、実質公債費比率とともに、より健全と言われる方向に推移いたしました。また、下水 道に係る資金負担比率につきましては、資金が充足されているため、こちらも数値は入りませ ん。

歳出の最後になりますが、款14予備費につきましては、24年度については支出はございませんでした。

以上、歳出総額は60億3,977万9,829円で、前年度対比プラス0.3%、 1,541万4千円の増額となりました。

なお、予算に対する執行率は、全体で99.32%でございます。

以上をもちまして、平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていた だきます。

議長(柳澤君) 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、日程第10「議案第42号」から日程第17「議案第49号」までの8件は、平成24年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員(大橋君) 議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。お手元に配付されております、平成24年度坂城町一般会計・特別会計の決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。なお、この意見書は、8月30日に地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長に報告し議長に提出したものでございます。

まず、審査の概要ですが、審査の期間は、平成25年7月29日より8月5日にかけて、坂城町役場庁舎内で実施いたしました。審査の対象となる地方自治法第233条第2項の規定による決算審査について町長から審査に付されました平成24年度坂城町一般会計、特別会計の歳入歳出決算は、八つの会計がございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

なお、決算審査にあわせまして、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運営状況の審査、地方自治法第199条第5項の規定による平成24年度に施工した工事に関する監査、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は一般財団法人更埴地域勤労者共済会を監査いたしました。

なお、対象となる平成24年度歳入歳出決算は、旧法によるものでありまして、表示を財団 法人更埴地域勤労者共済会としております。また、8月19日に地方公共団体の財政の健全化 に関する法律の規定による健全化判断比率の審査を行いました。

審査の方法は、歳入歳出決算書類等をもとにしまして、会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を審査し、関係各課等より主要施策の成果及び実績報告書をもとに、 事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査については、決算審査に関連していますので、その折々に取り上げて実施しております。

なお、例月監査においても、毎月の基金の残高を確認しているところであります。また、町 が補助金を交付している団体のうち一般財団法人更埴地域勤労者共済会についても同様の方法 で監査を行いました。

平成24年度の決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、財政健 全化判断比率の審査は、その比率の算定の基礎となる書類をもとに計数の正確性を審査し、関 係課から説明を聴取して行いました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されて おり、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。

また、一般財団法人更埴地域勤労者共済会について、いずれも正確に処理されており、適正であると認めました。

また、財政健全化判断比率及び算定書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要ですが、審査の所見を添えながら説明いたします。まず、総括について。

一般会計及び特別会計は、その合計額をもって、歳入歳出決算額が表示されております。一般会計の歳入歳出決算額は既に報告されておりますので読み上げませんが、全会計の合計額として歳入歳出差引残高は、1億2,388万3,351円で、前年度に比較して5,761万5,115円の減という結果になりました。差引残高は、減少しておりますけれども、この差引残高に基金の年度末積立残高を加算しますと、その残高は増加しております。

財政状態は健全な状況に向いていると認められます。厳しい経済環境の中ですけれども、引き続きこの状態を維持できることを期待しております。

次に、総括として財政に関する指標についてであります。四つの指標について分析しておりますが、いずれも歳入歳出状況について比率をもって評価するものであります。一つの目安として受けとめていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率です。これは経常一般財源総額のうち、経常的経費に係る一般財源額の割合でございます。比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいるという見方ですが、本年はその分母となる町税の収入が減少したことにより、前年より2.6ポイントの増となり、82.4%という結果となりました。町税の収入増を望むところでありますが、一方で、今後も引き続き経費の抑制に十分な配慮をお願いするところであります。

次に、財政力指数ですが、これは、基準財政需要額のうち基準財政収入額の占める割合であります。理論上の指数になりますけれども、数値が1に近いほど財源に余裕があると言われています。なお、この基準財政収入額が基準財政需要額に満たない場合には、普通交付税が交付されるという仕組みになっています。坂城町の状況につきましては、表に記載されているとおりですけれども、町長の招集のご挨拶の中にも紹介されているところでもあり、また、先ほど詳細説明の中でも担当から説明がありました状況であります。引き続きこの水準を維持し、財政健全化に向けて努めていただきたいと思っております。

次に、公債費比率は、地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合でございます。なお、

繰上償還分は除かれます。また実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であります。起債をしますと、それに伴う元利償還金が増加し、財政規模に対する負担割合が増す関係にあります。公債費比率の11.5%、それから実質公債費比率の14.7%は、財政規模に負担のない数値と判断いたしております。事業推進に当たって起債を必要となることもありますが、運用には財政規模との均衡を保ちながら十分留意する必要があると思います。

次に、一般会計の詳細について説明します。平成24年度の一般会計の歳入総額・歳出総額は記載のとおりですが、歳入歳出差引残額7,759万7,576円のうち、4千万円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の3,759万7,576円を翌年度に繰り越しています。

歳入の状況については、款別収入状況を表にしております。項目として予算現額、調定額、 収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりであります。決算書からの抜粋 ということになります。

次のページですけれども、町税に関する収入状況をまとめました。町民税の収入済額は、9億2,140万3千円で、前年度と比較して3.9%の増となりましたが、うち、法人町民税については、2億5,030万4千円で前年より1.7%の減となっております。町税全体の収入済額も23億5,812万7千円で、前年度比2.3%の減少となりました。固定資産税の収入減がその要因となっております。

一方、収入率について、町税全体では前年度比0.6ポイント減少しております。収入未済額は、現年度課税分では、前年度末に比較して333万の減少となっておりますが、滞納繰越分は増加の傾向にあります。

未納額の解消に大変ご苦労されているところではありますが、今後も引き続き徴収率の向上 には努めていただきたいと思っております。

なお、不納欠損処分については、地方自治法の規定に基づくものであり、やむを得ないもの として認めました。

一方、歳出の状況について表にしてあります。項目として予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、執行率、構成比について記載のとおりであります。

また、24年度の主な事業をまとめておきました。各事務事業について鋭意取り組まれていると感じております。引き続き、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりにさらに積極的に取り組まれ、適切かつ効率的な執行を望むところであります。

次に、特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出決算額は表のとおりであります。以 下収納の状況、不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明の方は省略 させていただきます。

ページが何ページか飛びまして、12ページのところです。実質収支に関する調書について

ご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれ も適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

次に、基金の運用状況についてです。一般会計に15基金、特別会計に3基金があります。 それぞれの計数は正確であり、その運用方法について一般会計においては基金名で言いますと、 地域活性化、住民生活に光をそそぐ交付金基金、文教施設整備基金、びんぐし湯さん館施設整 備等基金、ふるさとまちづくり基金等々、また特別会計においても設置目的に合った事業に活 用され、その処理は適正であると認めました。

15ページですけれども、8月5日において、本年度施工された工事のうち、記載の5カ所について巡検いたしました。工事等箇所一覧表としてまとめてあります。いずれも計画どおり施工されていることを確認しております。

次のページに入りますが、次に指摘事項でございます。一般会計については各課ごとに、また特別会計については会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについ取りまとめたものでございます。また、財政援助団体については、監査の折に、その内容を伝えてあります。個々の事項については、省略いたします。お目通しいただきたいと思います。

最後に、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率の審査結果について報告いたします。町 長の招集のご挨拶の中でも紹介され、担当課からも詳細説明の中でありましたところでありま す。

財政健全化判断比率の指標としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の五つの指標があります。実質赤字比率は普通会計における決算が黒字でありましたので、数値は入りません。また、連結実質赤字比率についても、これは全ての特別会計を含めた地方公共団体の決算額で判断いたしますが、これも黒字でありましたので数値が入りません。

実質公債費比率は、前段で説明しましたとおりでありまして、前年度比1.2ポイントの減の14.7%であります。早期健全化基準の25%と比較して健全な状況にあると判断いたします。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高のほか、葛尾組合等の一部事務組合、また広域連合及び土地開発公社などが、それぞれが抱える債務のうち、坂城町の負担分を含めた総額を標準財政規模で割った比率であります。この債務額は、充当額控除後の金額で示しますので、充当額が債務額を上回る場合にはゼロとなります。24年度は36.4%で、昨年度比14.2ポイントの減となり、大幅に改善されております。これは地方債残高の減少と基金積立残高の増加による結果と認識いたしております。

資金不足比率は、公営企業としての下水道事業会計の資金が充足されておりますので、これ

も数値が入りませんでした。

坂城町の数値は全てにおいて、早期健全化基準値の範囲内にありますが、引き続き将来に向けて健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして平成24年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長(柳澤君) 以上で趣旨説明、提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告 が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3日から9月8日までの6日間は議案調査等のため休会といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認めます。

よって、明日3日から9月8日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定をいたしました。

次回は9月9日、午前8時30分より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時26分)

9月9日本会議再開(第2日目)

- 1. 出席議員 14名
 - 1番議員 柳澤 澄 君 8番議員 山崎 正 志 君 2 塚 田 正 平 君 9 入 日 時 子 君 中 Ш まゆみ 君 嶋 君 3 IJ 吉 10 IJ 登 窪 田 英 子 君 塚 忠 君 4 IJ IJ 田 1 1 5 塩 入 弘 文 君 1 2 IJ 池 田 弘 君 塩野入 猛 君 森 彦 君 6 1 3 大 茂 IJ 7 西沢悦子君 宮 島 祐 夫 君 1 4 IJ
- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長 山村 弘 君 副 町 長 下 和 久 君 育 長 教 宮 﨑 義 也 君 計 管 理 者 会 春 日 英 次 君 総 務 課 長 夫 田 中 君 企画政策課長 Ш 荒 朋 正 君 まちづくり推進室長 中 村 淳 君 住民環境課長 豊 金 子 君 福祉健康課長 民 男 天 田 君 子育て推進室長 宮 嶋 敬 君 産業振興課長 塚 田 陽 君 建 設 課 長 青 之 木 知 君 教育文化課長 柳 澤 博 君 収納対策推進幹 下 和 久 君 総務課長補佐 井 大 裕 君 総 務 係 総務課長補佐 井 洋 一 君 臼 財 政 係 長 企画政策課長補佐 竹 内 祐 一 君 企画調整係長

4. 職務のため出席した者

議会事務局長山崎金一君議会書記小宮山和美君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 通学路の安全対策はほか 中嶋 登 議員

(2) ワイナリー形成事業についてほか 山崎 正志 議員

(3) 災害に強いまちづくりへほか 大森 茂彦 議員

(4) 子ども達に安全な遊び場をほか 入日 時子 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(柳澤君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から11日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされて おり、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(柳澤君) 質問者はお手元に配付したとおり、10名であります。質問時間は答弁を含めて一人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に10番 中嶋登君の質問を許します。

10番(中嶋君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、くじ運がよかったのか、久々のトップバッターであります。張り切ってホームランを打ちにいきたいと思います。

さて、我が議会においても、7年前、北海道の栗山町へ議会改革の勉強に行き、翌年より議会報告会を取り入れ、町村議長会で軽井沢、小布施、坂城町と、県内で一番議会改革が進んでいると数年前に表彰されたのは、皆様ご周知のとおりであります。今年も去る7月22日から24日、3日間にわたり各地区の公民館を借りて9カ所で第6回議会報告会を開催をしてまいりました。多くの町民の声をお聞きしてきました。その中から質問をさせていただきます。

- 1. 通学路の安全対策は
- イ. 埴科用水にフタを

坂城町を出た多くの方が、ふるさとの原風景となっているのは、千曲川にかかる昭和橋と埴

科用水頭首工だとよく話されているのを聞きます。今思えば、五十数年前になりますが、私も南条小学校6年生のときに現場見学に行ったことを思い出します。そのときの若い現場監督に、千曲川を迂回して真ん中にでっかいダムのような建物をつくっているのだという話をしていただきました。そして当時、メートル法にかわった時代であったのか、監督は大変苦労をしていると言いながら、メートル法の覚え方まで私たちに教えてくれました。キロキロとへクと出かけたメートルが弟子をとられてセンチミリミリ、こんな話を聞きながらコンクリートの巨大建造物を案内してもらったことがまさに昨日のように思い出されます。坂城町には、農業用水は幾つかありますが、一番大きい用水路は埴科用水路であります。町内においても、上沖土地改良区、また坂城町土地改良区、丸山畑地灌水組合と3カ所から取水を行っておりますが、大部分の水が千曲市に流れていっております。ちなみに、埴科郡土地改良区の組合員は、3、312名でありますが、坂城町の組合員は106名であります。用水路は頭首工より始まり、坂城、戸倉、五加、埴生、杭瀬下、屋代、森、倉科、雨宮と9カ所の地区にまたがっており、大用水路であります。田んぼの総面積は844haであり、文化センターのグラウンドに換算をいたしますと、約840個分になります。このように広大な穀倉地帯を埴科用水が潤しているのであります。埴科用水の概要を申し上げましたが、本題に入ります。

苅屋原公民館におきまして、区長を初め多くの区民の皆様により通学路の横にある埴科用水 は水量が多くて危険であり、過去に3人の方が亡くなっているという痛ましい事例もお話され ました。そこで、千曲市のように道路の側面にある用水路はふたをして、道路を拡幅をしたり、 また歩道として有効利用しているが、苅屋原地区の一番危険な箇所であり、早急にふたをして 通学路の拡幅など安全対策をとってほしいと要望、懇願されました。

私も早速現地調査をしてまいりましたが、思っていたより水量も多く、川の流れも速く、大変な危険な場所であるということを確認をいたしました。ここは、私、初めてではありません。何度か危ないところだなと言って見にも行っております。まさに日ごろ、町長は安心・安全のまちづくりにご尽力をいただき、敬意を表するものでありますが、この場所も早急に年次計画を立てて、ふたをしていくべきであると思いますが、町のお考えをお尋ねいたします。以上で第1質問といたします。

産業振興課長(塚田君) 1. 通学路の安全対策は、イ. 埴科用水にフタをにつきまして、お答えを申し上げます。

埴科用水の管理主体は埴科郡土地改良区となりますが、町といたしましても改良区と連携し、特に取水期の6月上旬から9月下旬にかけては水量が多いため、豪雨等による増水に対応すべく管理体制を整え適切な維持管理に努めているところであります。お話にありました千曲市の市道大西線延長2.7 kmにつきましては、現道幅員に並行する埴科幹線水路を暗渠化し、幅員16mに拡幅する道路改良工事に伴うものであります。道路改良工事に当たり、埴科郡土地

改良区と千曲市において協定書を締結し、事業の施行、費用の負担、土地の所有権、施設の管理などを定めています。ちなみに、事業は千曲市が施行し、事業に要する費用も全て千曲市の 負担となっているところであります。

苅屋原地区においては、幹線水路が人家付近を流れ、用水沿いの生活道路もあり、地域の皆さんや子供たちの通行・通学に危険が伴うことは以前からご指摘がありました。幹線水路にフタをとのご質問でありますが、暗渠化するためには、千曲市のような道路拡幅に伴う用水敷の有効な土地利用、あるいは用水路周辺が傾斜地のため、土砂が流入する危険性がある等の場合が想定されます。現在、幹線水路沿いには既に転落防止柵が設置されており、用水を管理する上で有効な安全対策は講じられております。

さらに、苅屋原地区の幹線水路については地元からの要望を踏まえ、平成23年度土地改良施設維持管理適正化事業により老朽化した転落防止柵154mを更新いたしました。また、その都度、既設の転落防止柵についても補修工事を行いながら対応しているという状況でございます。

なお、当町におきましては千曲市の道路拡幅工事のような町単独による事業は財政面及び費用対効果からも厳しい状況であるというふうに考えております。今後も引き続き、埴科郡土地改良区と連携し、既設の転落防止柵防護等の施設の点検・保守管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

10番(中嶋君) ただいま、課長にご答弁をいただきました。まさに、課長がおっしゃるとおりであります。町単ではこれはちょっと難しいかなと、そうは言いましても、相当お金がかかることでありますので、いろんなまた補助金とか、そんなようなことをいろいろ考えていかなければ難しいかなというふうに思っております。今、課長がおっしゃられたように、私もですね、埴科郡土地改良区の冨澤事務長も話しておりましが、特に今年度事業としては、坂城町苅屋原地区幹線水路沿いの転落防止柵補修工事、これはフェンスの工事でありますが、先ほども言いましたように、私も、全部それ一つ一つ写真を撮りながらチェックをしてまいったわけでございますが、なんとですね、5カ所やっていただきました。冨澤事務長の話を聞けば、一番たくさんやっていただいております。坂城町としてはありがたいのかなと、そんなようなことで、私も敬意を表してきたわけでありますが、そういうことを考えればですね、大分、この地区は土地改良区のほうでも気を遣っていただいているんだなということが大変よくわかり、また感謝をしておるわけでありますが、そういう部分もまた考えてみると、余計ちょっと心配になったのはですね、危険箇所だからというご認識が高いのかなと、そんなふうにも私は思いました。

今の課長の答弁のようになかなか単独ということはあれですので、とにかくまた町長もその 辺のところもよくですね、ご認識をなされて、今後はあそこをどうしていくのか、真剣に考え ていただいて、できるならば、少しずつでもよろしいかと思います。あそこを全部ということになれば100mぐらい、また場合によってはそれ以上あるのかもしれません。ですから、その今の子供たちのですね、歩道になっているそこの部所、そこのところがやっぱり今言うように、百数十mあるような気がしますので、たとえ10年がかりでも、またもしかしたら十何年がかりでもよろしいございますので、10mぐらいずつでもふたができればありがたいのかなと。これは苅屋原地区の区民の皆さんの大多数の方が、そういうご要望をなされているということを、町長はご認識なされて今後取り組んでいっていただければありがたいと思います。そうでありますので、もし町長、町長のお立場でもしお答えしていただけるんでしたら、一言でよろしゅうございますので、お答えしていただければ私はありがたいと思いますが、お願いをしたいと思います。

- **町長(山村君)** 今の、ただいまの、課長からるるご説明申し上げましたように、平成23年度 154mの補修工事をしたり、手を打っております。ですから、特に苅屋原の皆さんからお話 があったということですけれども、そういう手も打っているということを、よくコミュニケーションとってですね、今後何ができるかというのをまた改良区と一緒に検討していきたいと 思っております。以上でございます。
- **10番(中嶋君)** 町長にもご認識をいただきました。今も申し上げましたように、とにかく苅 屋原の地区の皆さんが、そういうことで懇願をしておりますので、今後とも、ひとつ、よろし くお願いをしておきたいと思います。

それでは、第2質問に入らさせていただきます。この質問はまことにタイムリーであり、追い風となりました。町長も昨日は、寝不足であったようですが、私も同じであります。Tokyo、待ち望んでいた一言でありました。再び東京でオリンピックが開催されます。アベノミクスが下火になっておりますが、東京オリンピック開催により日本経済が大きく弾みがつくとともに、坂城の町も大きく潤うこと、私は間違いのないことだと思うものであります。また、プレゼンテーションの場所、その後の取材のときに、福島原発問題においても安倍総理は世界に向けて安全宣言を行ったため、世界の人々から7年間は特に監視の目で見られるので、今後、国内外に詳細な説明責任も生まれ、またこれも行っていかなければならず、国民にとっても大変、私はよいことだと思っております。本題に入ります。

- 2. 坂城陸上スポーツ少年団の育成を(その2)
- イ. 町に陸上競技場設置を

この質問は、平成21年の3月に友達であります塩野入コーチから相談を受け、一般質問をいたしております。当時のおさらいをしてみたいと思います。当時、私はこのように質問をしております。平成14年に陸上スポーツ少年団が誕生いたし、7年たちます。本年度、小中学校の団員選手は82名と大勢います。成績は小学校の部、県大会7年連続出場、県大会優勝

3回により全国大会3回出場等々、すばらしい成果を上げております。中学校の部においても、7年連続県大会出場の快挙をなし遂げ、北信大会においても3回出場しており、また少年団卒業生で全国高等学校駅伝大会に出場をしたり、またインターハイへ出場者も出ております。この年は大分国体に三段跳びで出場して4位に入り、全国で活躍している高校生選手も生まれておりました。未来のオリンピック選手を育てるために、また限りない可能性がある子供たちのために夢のある陸上競技場をつくるようにご計画を立ててほしいと、当時、このような質問をいたしました。

当時は、長谷川教育長でありましたが、こんな答弁をしております。文化センターグラウンドにゴム製の100mコースは狭くてとれないので、千曲多目的空きスペースを利用してクロスカントリー的なコースを熱心なコーチや父兄の皆さんにつくって利用していただいている。当面はここで頑張ってもらい、陸上競技場の建設や練習場の設置は全体を含めて考えなければならず、難しいとの答弁を当時いただきました。

また、中沢町長の答弁もこのとき、なかなか奮っておりまして、こんなことを言っておりました。今の私が町長にご質問したような言い方で、中沢町長さんはどう思うんですかというような質問に対してのご答弁でありました。スポーツの坂城ということ、青少年が頑張っていることも認識している、そういった施設の充実も大事だと常に思っているとのご答弁でありました。いまだにできておらないわけでありますが。当時は、こんなやりとりをこの議場の中で私はさせていただきました。

また、本題に戻すわけでありますが、平成14年に陸上スポーツ少年団が塩野入コーチを中心に発足され、12年を迎えたこの間、先ほど申し上げましたが、全国大会であるとか国体、インターハイ、県大会など多くの選手を輩出しており、昨年来より町長も大変喜んでいた、特にこれは昨年の小学生全国大会での100m走において1位となり、今年は惜しくも3位ではありましたが、田村純菜選手を初め多くの選手が大活躍をされております。今年も8月に石川県で行われた北信越大会、中学生の部で3人出場するとともに、県大会では大活躍をし、成績は田村有利奈選手、この選手は純菜ちゃんのお姉さんであります。100m走で1位になっております。それからまた、田中祐里選手、この選手は100mハードルでこれまた1位であります。そしてまたもうお一方、宮下あかね選手、この選手は走り幅跳びで、またまた同じく第1位というすばらしい記録を3人ともに残しておるというのが本年の実情であります。

また、話が変わるわけでありますが、まさに幻の東京オリンピックも数えれば、今回決定した東京オリンピックは、第3回の東京オリンピックであります。冬季オリンピックの札幌、そして地元長野県の、まさに長野大会も合わせれば、何と5回目のオリンピックであり、世界的に見ても、まさに日本はオリンピック大国であります。夢のあるスポーツ振興のためにも、町内に陸上競技場を私はつくるべきであると思いますが、町のお考えをお尋ねをいたします。

ちょっと議長、済みません、括弧ロもやっちゃったほうがいいですか。それとも括弧ロはそ の次でもよろしゅうございますか。両方一緒に。

議長(柳澤君) あわせて。あわせてお願いします。

10番(中嶋君) はい、済みません。それでは大変済みません。ちょっと私も一つずつやっていこうかなと思ったんですが、あわせてという議長のお話でありますので、あわせて口のほうも引き続きご質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ロ. タータンの設置場所を

千曲川河川敷グラウンド、あそこの場所を使われている選手の皆さん、またコーチの皆さん方は、大橋グラウンドと呼んでいるようであります。この大橋グラウンドをコーチや選手の親たちが草を刈ったり、ローラーでならしたり、自分たちの力で整備をしておりますが、台風の季節になると、大変困った問題が起きているということであります。100m走のときに使うタータン、これは先ほども申し上げましたが、ゴム製でじゅうたんのようなものであります。これが15m、1枚ありまして、6枚敷かれておるわけでありますが、1枚、何と300kgという重きものでございます。今、この季節になりますと、空模様を眺めながら、まさに年に数回、上げにいかなければならないということであります。水がついたときが大変だということであります。昨年度1回、流されてしまい、大変な思いをしたということであります。どういう状況であったかというと、アカシヤの木にひっかかり、やっとの思いで取ってきたというお話です。お父さん、お母さん方が出てですね、もう10人がかりで取ってきたと。それでも塩野入コーチが言っておりました。まだよかったわいと。あれ流されてしまったら大変なことだと、もう何百万もするようなものだというようなことで、冷や汗をかいたと言っていました。苦労するのはいいからいいけれども、とにかく、言うなれば拾い上げてきたというお話を聞いております。

そこで私も考えましたが、チクマ精工の跡地、あそこの場所がですね、今、砕石置き場になっているものでありますが、邪魔にならない線路側のほう、あそこには積んでいなかったかなと思いますので、そこに、タータンを置かせてもらえばですね、1年中心配なく使えるので、できれば設置をさせていただければありがたいのかなと、そんなことをお考えいただきたく思うものであります。

また、これも一つのアイデアなんですが、できるだけお金をかけないようにという意味合いで、そこに農業用のビニールハウスも設置すれば、全天候型の100m走の練習場もでき上がるわけであります。今、子供たちは冬になれば、木曜日に1回、文化センターで練習するのみということになってしまうそうです。ご存じのように今の大橋グラウンドではですね、やはり雪が降るとか、寒くなってしまえばせっかくあそこを親たちが整備をしておるわけでありますが、冬は閉鎖されてしまうという使い物にならないという、そういうことであります。コーチ

のお話を聞けば、そうは言ってもやはり選手の子たちには、通年を通して走らさせたいなと。 ほかの全国的に今の1位、2位、3位になった子供たちの話などを聞けば、1年中やはり練習 なされているようであります。そんなことを考えれば、全国で1番、3番なんていう子が出ておるわけでございます。ぜひ、町のご協力を私はお願いしたく思いますので、その辺のところもお尋ねをいたしまして、第2質問とさせていただきます。

議長(柳澤君) 申し上げます。ただいまは、第2質問でなくて、第1質問の続きであろうと思います。申し合わせのとおり、1の中の、2の中の、3の中のイロハニというものは、まとめて質問をしていただきたいと思います。ロがなかったり、ハがなかったりすると、何か都合でやめられたのかというふうに、議長、ちょっと迷いますから、その辺明確にお願いをしたいと思います。

町長(山村君) では、私から坂城陸上スポーツ少年団の育成をということで、イとロ、あわせてお話申し上げます。

まず今、中嶋議員からお話ありましたけれども、2020年、東京オリンピック開催が決まりました。皆様と一緒に心からお祝いをしたいと思っております。それから先ほどもお話ありましたけれども、幻の東京オリンピックと、1940年に開催予定でございましたけれども、日中戦争の激化等がありまして2年前にキャンセルしたということでございます。ぜひとも、2020年の東京オリンピック、準備怠りなく、実施されることを期待したいと思っております。4兆円を超える経済効果もあるというふうに言っておりますので、期待したいというふうに思っております。

さて、坂城陸上スポーツ少年団の活躍につきましては、町の広報、あるいは私のブログでも紹介しておりますけれども、広く町民の皆さんにもご連絡しております。今お話ありました、村上小学校の田村純菜さんの全国小学校陸上女子100m、今年は3位でしたけれども、昨年は1位、また長野県中学校体育大会におきましても女子100mで坂城中学3年の田村有利奈さんが、また100mハードルで田中祐里さんが、また走り幅跳びで宮下あかねさんがそれぞれ優勝をいたしました。この小学校6年生から中学生の年代の皆さんが2020年といいますと、ちょうど7年後になりますので、この子たちが活躍できるオリンピックになるという時代でもあります。7年後はすぐまいります。その子のために町でできる準備もしたいというふうに思っております。

練習会場につきましては、今、お話もありました文化センター体育館とかグラウンド、毎週 木曜日に利用していただいているほか、町の負担と県の補助事業地域発元気づくり支援事業 を活用して平成21年度に整備した坂城大橋の右岸、上流側の運動場で毎週末を中心に行って いる状況であります。

近隣の陸上競技施設では、千曲市の万葉の里スポーツエリア内に陸上競技場があり、毎年更

埴地区の小学生陸上競技大会が開催され、多くの陸上スポーツ少年団員が参加し、好成績を残しているというところであります。また、上田市には、城址公園内に陸上競技場があり、地区大会など多くの大会の開催がされております。そういうことの中でですね、陸上競技場に限りません、例えば、フットボール、サッカーの専用グラウンドが欲しいとか、それからラグビー場が欲しい、バスケットの専門的な会場が欲しい、全ての一市町村に必ずなければならない施設かというと、私はですね、現実問題を考えてみた場合に、近隣の施設も使いながら対応していくということも必要かというふうに思っております。

先ほど申し上げました、次のオリンピックは7年後でございますので、使える施設でどんど ん運動をしていただくということが必要かなというふうに思っております。

次に、ロのタータンの設置場所についてでありますけれども、平成21年度に整備しました 千曲川河川敷の陸上ランニングコースでありますが、事業趣旨として、指導者を中心に子供と 保護者が一緒になって共同作業により活動場所を整備するといった内容で、1周250mのラ ンニングコース及び表示看板、タータンを敷いた短距離90m走路の整備を行ったものであり ます。河川敷コースは、指導者や保護者の皆さんがみずから維持管理を行い管理しているコー スで、草刈りも誰かが声かけして一斉にするということでもなく、保護者の皆さんがそれぞれ のご都合、自主的に行っているというように聞いております。

現在、東海大学駅伝部監督で元佐久長聖高校陸上部監督の両角氏からの、整備された平らな陸上競技場での練習ではなく、クロスカントリー的なコースが総合的に足腰を鍛えるとの教えから、河川敷コースを整備したとも聞いております。一方、設置された場所が千曲川河川敷でありますために、トイレや器具置き場など工作物については河川占用などの許可が必要になります。お話がありました台風シーズンには、千曲川の増水によりタータンが下流に流されてしまうという心配もあることも伺っております。タータンを別の場所に設置するには、町内で約100mの直線走路を水平に保てる場所として探していく必要がありますが、ご提案のありましたチクマ精工跡地は現在、土地開発公社の所有地でもあります。例えば、こういうところで一時的にこの場所を活用できるのか、その他に適した場所がないかなど、スポーツ少年団の代表、あるいはコーチですね、とも相談しながら検討を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

10番(中嶋君) 町長にご答弁をいただきました。町長もおっしゃるとおりですね、近隣施設の利用、これは上田市、千曲市にはございます。なかなか立派なものができておるわけであります。ただ、市と町を比べればそれはやっぱり市の財政力、そういうことから考えれば、なかなか坂城町では難しいのかなというように思いますが、たしか、この前に私が一般質問したときには、こんなお話を申し上げたんですが、真田がですね、まだ上田市にならないとき、真田町でありました。これは当時、我が坂城町議会も真田町議会も大分交流があったというお話を

先輩議員たちによく聞いております。私、10年議員やらさせていただいていますが、その前の話です、それはね。その後は私は真田の議員と一緒にいろいろ交流したということはありません。その前の話です。その当時のことをずっと考えますと、真田町は陸上競技場を持っておったんですよ、町ですよ、町長。ですから、そんなようなこと考えればですね、やはり町長、それは今言うとおり、何も坂城になくても千曲市、上田市を借りればいいじゃないかと、それも大事です。ただ、私はこれだけの長野県でも有数たる坂城町であります。町ではもう長野県でもトップクラスの坂城町であります。企業の皆さんも大勢いらっしゃいますし、これひとつ、そういう形で検討していただければ、何とかなるんじゃないかなと私は思っております。もちろん南条小学校も大事でありますから、優先順位ABCをつければ、私はもしかしたらBなのかもしれない、場合によってはCかもしれない。そういうふうに思いますが、町長、今ご自身がですね、7年後のオリンピックに向けて応援をしていきたいんだと、そういう心強いお言葉をいただきましたので、この今の競技場も含めてですね、前向きに今後、ご検討していっていただければ私はありがたいのかなというふうに思うわけであります。

また、今、タータンの話は特に町長ね、もう迫っている話であります。もう冬が、じきもう秋、冬、じき来ます。その部分のところで町長のご答弁は私は高く評価もいたしますし、町長のことでありますので、必ずや、100mのですね、公社の土地、また町の土地、いいところをお見つけになってですね、必ずや、今の子供たちにですね、冬、さっき町長もおっしゃっておりましたけれども、木曜日だけなんですよね、文化センターのあの周辺で子供たち、飛んで歩いています、一生懸命頑張っています。そういう姿を見ればですね、町長、ぜひお気持ちを酌んでいただいて、必ずやタータンの用地を見つけていただいて、設置していただきたく思うものでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

とにかく町長には前向きのお話をいただきましたので、本当に私はありがたく感謝しておる わけでございます。

それでは、まとめといってはあれですが、時間ももう少しあるわけでありますが、この程度にしておきたいと思いますが、再びですね、東京にオリンピックが決まりましたが、前回のオリンピックのときは、私は坂城高校の定時制の1年生でありました。当時、昭和橋から中之条まで走る聖火ランナーの選考会がございまして、スタイルのよい高校生5人の中に私も選ばれました。残念なことに最終選考3人に絞られ、中嶋は1年生だから我慢しろと先生に言われ、4年生の3人が決まってしまったわけであります。あの当時とても悔しい思いをいたしましたので、まだ、7年という先の話でありますが、公募でもあれば、リベンジじじいの聖火ランナーとしてチャレンジしてみたいと私は今思っております。最後に夢のある話といたしまして、先ほども何度か申し上げましたが、坂城町JAC陸上スポーツ少年団82名、そして競技会参加者28名の中から必ずや7年後の東京オリンピック、金メダルアスリートが誕生することを

ここの場所でご祈念をいたすとともに、町中で応援していこうではありませんか。 最後に一句添えます。

子供らに夢がかなえよ金メダル 子供らに夢がかなえよ金メダル

これで、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(柳澤君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時 9分~再開 午前 9時20分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

次に、8番 山﨑正志君の質問を許します。

8番(山﨑君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1としてワイナリー形成事業についてであります。

イとして、特区申請の進捗状況はです。

酒造免許取得の条件が醸造量6キロリットルから2キロリットルに緩和されたことを受けて、 本年度中での特区取得に向けて申請準備が進められております。そこで、幾つかの観点から特 区取得に対する質問をいたします。

私も特区取得により、おいしい坂城産のワインが飲めるんだなと単純に思っていました。しかし、いろいろ調べていくうちに、幾つかの課題が出てきました。そのハードルをどのようにクリアしていくのかお聞きいたします。

まず第1として、特区取得により坂城で収穫されたブドウ以外ではワインが生産できないという点であります。圃場の確保をどのように考えているのかお伺いいたします。現時点では、ヨーロッパ種の試験圃場が2カ所で合計40a、約1,200坪、確保、町内には確保されております。特区取得に必要な圃場の面積はどのくらい必要になるのか、お伺いいたします。

先日、同僚議員と2カ所の試験圃場を見てきました。ブドウの苗は1m50cm前後に成長しているものもありましたが、まだブドウを収穫してワインを生産するには数年が必要であると思われます。ブドウの苗を定植してからある程度の収穫が見込めるには、5年は必要と言われております。まだ坂城で生産されたヨーロッパ種でのワインは醸造できない段階です。現時点での特区申請をどのように捉えているのかお伺いいたします。

今年4月の遅霜、遅雪、低温により、町内の果実にも多くの被害がありました。私の家の干し柿にする平たね柿も壊滅状態であります。そこで、不作等で町内産で賄えないときの対処方法をどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、町内企業の技術を活用した醸造場の設備開発はどこまで進んでいるのか、また何社が 参加の意向を示しているのか、お伺いいたします。既に、東御市では特区を取得しております。 また、上田市は特区取得を検討していると聞いております。そこで、千曲川ワインバレー構想 とのかかわりはどのようになっているのか、また信州ワインバレー構想では、ヨーロッパ種を 中心にとあります。そこで、多くの品種がある中で他地区との違いは何か、どのような特色の あるものを生産しようとしているのかお伺いいたします。

最後に特区取得による坂城町の将来像をどのように描いているのか、お伺いしてワイナリー 形成事業についての1回目の質問といたします。

町長(山村君) ワイナリー形成事業につきまして、特区申請の進捗状況はというご質問でございます。お答えいたします。

ワイナリー形成事業につきましては、平成23年度に町内企業や関係団体の皆様などにお集まりいただきまして検討会を開催し、計画立案をいたしました。そして24年度には、ワイナリー形成に主体的にかかわっていただく担い手を公募し、町外から応募をいただいた20代と30代の若者を選定いたしました。

また、ワイン用ブドウの品種適正を実証するため四ツ屋地籍に2カ所、40 aの試験圃場を設け、この担い手の方を中心に農業支援センターにも支援をいただく中で、醸造用ブドウの定植など順次事業を進めてまいりました。また、坂城ワインの先駆けとして、坂城町特産の巨峰によるヌーボー及びスパークリングワインを商品化し、皆様に大好評をいただきました。

3年目となる今年度の取り組みでは、試験圃場の育成管理、醸造免許特区の取得、試験圃場の拡張、巨峰ワインの生産、町内企業との連携、担い手の支援などを進めております。特に巨峰ワインにつきましては、原材料を全て町内で賄うことが今年はできましたので、坂城ワインの定番商品とするべく、巨峰ロゼワイン、スパークリングワインともラベルデザインを一新し、スパークリングワインはおりを除去した本格ワイン、本格スパークリングワインとしてつくる予定でございます。

さて、ご質問のワイン特区申請につきましては、ワイナリーを設置する際に必要とされる酒造免許につきまして、小規模でも取得できるよう果実酒の最低醸造量を6千リットルから2千リットルに条件緩和するものであります。2千リットルを醸造するためには、一般的に40a程度の圃場が必要と言われております。現在の試験圃場の規模がこれに相当するところでありますが、天候等の不測の事態を想定する中で、さらに20aの試験圃場拡張を行い、原材料調達の安定化を図ってまいります。

また、現在委託醸造を行っております巨峰ワインも町内のワイナリーで醸造すれば、特区認定の対象となるものであります。特区申請の時期につきましては、今月中の申請を予定しておりますが、この時期に申請する意義といたしましては、早期に醸造免許取得に向けた準備ができるとともに、坂城町で規制緩和の素地を整え、これを内外に発信することにより、新たな起業者、新たな事業を興す方ですね、を呼び込み効果も期待しているところであります。町内企業の皆様方の連携につきましては、本年2月に開催しました講演会において、講師の玉村豊夫

さんから坂城町のものづくりの技術を生かして、小型で小回りのきく醸造用機械や栽培管理機器の開発を提案いただきました。早速テクノセンターの事業として位置づけをしていただき、技術交流研究会の研究テーマとしても、機器等の試作開発に向けた取り組みが始まっております。今後の事業展開に期待をしたいと思っております。

次に、長野県が提唱し推進する信州ワインバレー構想につきましては、本年6月に当町も参加して、信州ワインバレー構想推進協議会が発足いたしました。この協議会では、栽培醸造部会、プロモーション部会、地域ワインバレー研究部会の三つの部会が設けられ、千曲川ワインバレー、塩尻市の桔梗ヶ原ワインバレー、松本から安曇野の日本アルプスワインバレー、伊那地域の天竜川ワインバレーの四つを基軸として長野ワインのさらなるブランド化を推進し、ワイン産業の発展を図るものとしております。

この中で、我が坂城町は、千曲川ワインバレーの一員として、6月に長野市で開催されました千曲川ワイントレイルを皮切りに昨日、8日に東御市で開催されました東御ワインフェスティバルにそれぞれ、関係のワイナリーの皆様とともに出展し、ワインバレー一体化となったPR、振興に努めながら坂城町の宣伝に努めているところであります。

そして、信州ワインバレー構想の中で、坂城の特色化についてのお尋ねでありますが、現在 試験圃場で栽培実証を行っておりますのは、白系のソーヴィニョンブラン、リースリング、赤 系ではカベルネ・ソーヴィニョン、メルロー等、いずれも欧州系品種で、他地域でも栽培して いる代表格と言われるものが主でありますが、醸造用ブドウは、同品種でも植えられている土 地の状況やその年の天候によっても味が変わり、さらに、それぞれの産地において小規模醸造 を行うことによって、特色を持ったワインができるとも言われております。町内のワイナリー で醸造することにより、その特色をつくっていけたらというふうに考えております。

将来像につきましてということでございますが、1次産業としての農業、ワイン醸造の製造の2次産業、そして販売等の3次産業あわせた6次産業として、ワイナリー形成を進める中で、町内企業の参画による新たな産業づくりやワイン用ブドウの生産振興による農業の活性化、それによって新たな町の景観、デザインが生まれることによる新たな観光客の誘致、レストランなどの3次産業の活性化など、町民の皆様全員が参画する夢のあるまちづくりに向けて展開したいと考えております。

先ほどのお話ありました、2020年の東京オリンピックのときに、世界中からお客さんお 見えになります。そのとき、ぜひとも坂城に来て、新しいレストランで新しいおいしいブドウ、 ワインを飲んでいただければという夢も持っております。以上でございます。

8番(山﨑君) それでは、ワイナリーに関しての2回目の質問に入ります。

第1圃場、第2圃場、私もこの間行ってきたわけですが、そこの看板には、ワイナリー形成 事業、6次産業へのチャレンジ、下には坂城町農業支援センターとありました。私も6次産 業って初めは1次、2次、3次を足して6次だと思っていたんですが、違って、1次と2次と3次を掛けて6次だそうですね。ですから、これは夢があってどんどん膨らんでいくという部分で掛け算だと思います。醸造ですから、多分、1乗、2乗、3乗ってどんどん無限大に増えていくんだと思いますけれども、そこで、それに対して質問いたします。

試験圃場での安定収穫に対してまだしばらくかかると。その間、昨年度に引き続き、今年は 坂城産の巨峰で100%巨峰ワインができる、またスパークリングワインができるということ で、純坂城産というわけです。その間、どうするのか、五、六年まだ、その先がありますよね、ずっとそのまんま巨峰ワインのみでいかれるのか、ほかにも何かブドウを使った巨峰以外のブドウを使ったワインも考えられているのか、その辺をお伺いしたいと思います。まずそこから、一応、一つ目、お伺いします。

町長(山村君) 昨年つくりました巨峰ワインがですね、これ品質が物すごくすばらしい評判をいただいております。頼んでいるのは山梨のワイナリーなんですけれども、前にお話したと思いますが、世界的な権威の横塚さん、横塚先生ですね、がおつくりになったもので、しっかりした管理ということで、すばらしいものができました。私はですね、初め、ほかの欧州系のブドウワインができるまでの間、その場つなぎ、時間つなぎに巨峰という発想も少しあったんですが、今、全然発想を変えまして本格巨峰ワイン、ヌーボー、それからスパークリングというふうに思いを持っております。スパークリングワインにつきましては、今年のスパークリングワイン、去年はですね、去年というか、今年の2月につくりましたけれども、実際には、もう二、三カ月余計にかかります。今度、つくり方が完全に動瓶板と言いまして、はすになっているところに穴のいっぱい開いたところに、瓶を入れてですね、少しずつ、少しずつ、動かしながらおりを固めて、おりを抜きながらつくるという本格スパークリングになります。そんなことがありまして、巨峰ワインはしばらく続けていくというように思っております。その去年植えました欧州系のワインにつきましては、恐らく5年はかからないと言われております。3年か4年だと言われておりますが、その成熟ぐあいを見て、事業化をサポートしていきたいと思っております。

今後はですね、それだけの品種に限らないということもいえるかもしれません。どちらの長野県の近郊のワイナリーでもつくっていますのは、リンゴを使ったシードルとかですね、これなんかは、可能性もあるかなというふうに思っております。いろいろ考えながらやりますが、当面は巨峰と欧州系ワインブドウを育てるというふうに考えていきたいと思っております。

8番(山崎君) しばらくは、評判がよかった巨峰ワインを製造すると。また、ヨーロッパ種がある程度収穫できるようになったら、その部分でヨーロッパ種のほうのワインの製造に当たるという受けとめ方をいたしました。また、一つそこで疑問に思ったのは、巨峰はあくまでも生食用で出荷できるものでありますよね。実際、生食のほうが単価は高いと思います。その生食

にできるものをワインにするに当たっての、農家さんに対してはどのような、何というかな、 収入としてはどうなんですか。その辺ちょっと私もわからないんですけれども、その辺はどの ように受けとめていらっしゃいますか。ちょっとお伺いします。

- まちづくり推進室長(中村君) 生食用のブドウというのと、それをワイン等の加工用ということになりますと、当然価格的には2倍から3倍ぐらいの開きというのがございます。ただ、加工用にするということになりますと、粒抜きであるとか、種なしにするための作業であるとか、そういった部分で、当然作業時間も短縮をされますので、そこら辺は、農家の皆さんと相談をしながら今でも加工用ということで出していらっしゃるグループもございますので、農家の負担に、当然ならないようにそこら辺の勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えております。
- **8番(山崎君)** それでは、ワインの今度はヨーロッパ種が軌道に乗って生産量が安定したとき のお話をお伺いしたいと思います。

今、白、赤のブドウを圃場でつくられていると。ワインというのはやっぱり1種類のみだけでなく、いろいろブレンドしてつくるという話もいろいろ聞いておりますけれども、そこで、同じ、先ほども、町長もおっしゃられましたけれども、ワインのブドウはブドウの種類が一緒であっても、天候、あるいは土地柄によって味が違うと。そこで、坂城産であってもそれぞれ味が違うだろうし、気候によって違うだろうし、また東御市と上田市と坂城では当然味が違うと思います。今、坂城町で今年度、特区取ります。それでもって、坂城のワインができます。

私、その先のことを少しお話ししたいと思うんですけれども、今、東御市でワイン特区を取られて、上田市でも検討されているということですけれども、そうやって、いろいろこの広域、上田、千曲川のワインバレー広域の構想の中で、いろいろの特色のワインができると思います。それをうまく利用しながらおいしいワインもできるんじゃないかという部分で、私思っているんですけれども、今回、単独でワイン特区を取れるということは、私はそれなりにも企業参加の部分でうまく企業捉えてできればいいと思っています。先々、坂城産、確かに坂城産でもおいしいワインができると思いますが、広域での特区、共同特区ですね、そういうことも視野に入っていて、それでもって、ブレンドしながらおいしいものができるんじゃないかという部分もあるので、そういう部分は、お考えありますかどうか、お伺いします。

- **町長(山村君)** ワイン特区の申請をですね、広域でというお話も一部伺っております。それは何かというと、自分の土地で、地域でワインが確保できないかもしれないと、その場合に広域で特区というのを認めようと、そういう話もあるんですけれども、それはどうなるかわかりません、まだ。とにかく、坂城の特区申請をしたいと。その後、いかようにもできると思っております。以上でございます。
- 8番(山﨑君) ワイン特区に関して、これでワインを特区を取られて、ワイン醸造に向けてい

くと。今、企業の方たちの賛同を得るためにいろいろ努力されていると思います。そうは言っても、ワイン文化、日本はまだ短いですよね。ヨーロッパに行ったらもう千年も2千年も続いているお酒の文化であります。その部分でノウハウもまだまだよちよち歩きしているところであると思います。そこで、企業さんもいろいろ見てきても、どこまでそのノウハウがわかっているのか、まだ手探りの段階だと思いますけれども、企業に対してのタイアップするに当たっても、いろいろ助成していく部分、コトづくり支援もそうですけれども、そういう部分も含めて支援していっていただきたいと思います。これは、ワイナリーができて、それでもって、坂城町が活性化すること、そしていいものができることを望んで、ワイン形成事業に対しての質問を終わります。

続きまして、2の南条小学校についてであります。

イとして、基本設計の中間報告についてであります。第4回南条小学校建設委員会が9月 2日に行われました。そこで、基本設計の中間報告はどのような内容であったのか、また建設 委員会からはどのような意見が提案されたのか、お伺いいたします。

次に、私も校庭でボーリング調査をしているところを見ました。そこで、地耐力等、どのような結果が得られたのかお伺いいたします。

最後に、今回の基本設計には記念館については、取り扱われていないようですが、どのようになっているのかをお伺いして、南条小学校についての質問の1回目といたします。

教育文化課長(柳澤君) 南条小学校について、イ、基本設計の中間報告について答弁申し上げます。

南条小学校改築事業につきましては、6月6日にプロポーザルを開催し、設計委託業者に選定された長野市のエーシー工設計と基本設計及び実施設計業務について契約を締結しました。 以降、設計業者による提案をもとに、学校との打ち合わせや町で検討を重ね、今月2日の第4回建設委員会において新しい南条小学校校舎の基本設計についての中間報告をお示しさせていただいたところでございます。

中間報告は、設計業者から校舎配置図と1階と2階の平面図を用いて、建設委員会でまとめた六つのコンセプトなどをどのように取り入れて、基本設計を行っているかの説明がなされたところです。

新校舎の主な特徴としましては、第1に、基本コの字型のシンプルな校舎配置、第2に校舎 周辺に自然園等の庭を配するとともに、中庭はデッキテラスの活動の庭という設計で、上履き で児童が自由に交流できること、また音楽のパート練習や創作活動など、野外活動を容易とす る案となっています。第3に、登下校や産業道路からのアクセス等を考慮し、南北に門を配し た点、第4に、職員室や保健室を体育館、グラウンド及び昇降口近くに置き、運動や登下校す る児童を見守れる配置にするとともに、緊急車両を保健室近くまで進入できるようにしてある こと、第5に、各学年の教室を従来の大きさより広くし、余裕のあるものとしたこと。6番目として、社会開放エリアを体育館近くに配し、社会開放をしやすくしたこと、7番目として、音楽室は大人ベースで約300人が入れるスペースを確保し、学校の音楽授業のほか、学年集会、全校集会、PTA総会、学校での講演会、地域開放など多目的に使用できることとしたこと。8番目に、図書館のスペースを広くし、その横にパソコン教室を連続させ、メディアセンターとしてさまざまな授業展開と連携できるようにしたこと。9番目として、中高学年棟には、オープンスペースをつくり、グループワークや学年発表、または少人数教室にも利用できることとした点。10番目として、環境面に配慮し、自然の力を活用した太陽光やパッシブソーラーシステムを採用していることなどが特徴的なものでございます。

また、委員からの質問事項ということでございますけれども、広い音楽室の利用方法について、防災拠点としての考え方について、デッキテラスのメンテナンスはどうなのか、冷暖房について、あるいは地元産材の利用方法ですとか、テラス内の安全対策といった部分が上げられたところでございます。

また、夏休み中にグラウンドでボーリング調査を実施をいたしたところでございます。正式な報告書という形ではまだ、でき上がっておりませんが、グラウンドで3地点で調査をした結果、おおよそ8m地点で、砂と小石等で構成されました、砂れき層が確認できました。この砂れき層が標準貫入試験によって支持地盤となることが推測をされているところでございます。

次に、記念館の扱いはどのようになったかという部分でございます。記念館につきましては、 旧校舎の玄関部分を切り取り保存したものでありますけれども、傷みが激しく、現在ではその ほとんどが倉庫というような状況となっているところでございます。利活用について、なかな か難しいなどのお話を聞いていますことから、今の記念館は移設せずに、取り壊す方向性とし まして、何らかの形で記念館があったことは残す方向で今後の検討としているところでござい ます。以上です。

8番(山崎君) 私もこの間の建設委員会、拝聴させていただきました。前回の設計から若干の変更があったことは認められております。また、建設委員会において、活発な意見が出ていることも見ております。南条小学校建設に当たり、基本設計の中間報告の設計図で気になった点を私も少し上げたいと思います。

保健室への緊急車両が横づけにできるようになるために、若干、広げ、そこにスペースを取られていますが、プールのシャワーの部分が削られるように思われました。また、低学年棟の南側のスペースが狭いように感じられたことであります。その点を指摘します。まだ、これからの建設委員会がありますものですから、私はそこで検討されることを言っておきたいと思います。

まだ、改善点はたくさん、たくさんあってもいけないですね、改善点は幾点かあると思いま

すが、その点を踏まえて、建設委員会において基本設計、実施設計がスムーズに行われること を望んで、一般質問を終わります。

議長(柳澤君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時51分~再開 午前10時02分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦君の質問を許します。

13番(大森君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから通告に従い一般質問を行います。

1といたしまして、災害に強いまちづくり。

今年は、関東大震災から90年になります。また、私も体験いたしました伊勢湾台風は、1959年に襲来し、全国に5千人以上のお亡くなりになり、また行方不明になった大災害でありました。当時、地震や風水害に対する認識を深めなければとの機運が高まり、9月1日を防災の日として創設が決まりました。これは関東大震災を経験したその日を指定したわけであります。それ以来、全国で防災訓練が実施されるようになりました。最近では、将来発生すると言われております南海トラフ巨大地震や集中豪雨による深層崩壊、河川の氾濫、竜巻の発生による被害など、どこで何が起きても不思議ではない、こういう状況になっております。他地域や過去に起こった災害を人ごとと思わず、防災に取り組んでいく必要があります。このことについて順次、質問してまいります。

イといたしまして、町総合防災訓練の充実をであります。

町は年1回、町総合防災訓練を4地区で順次実施しております。これまでの実施内容は、屋外のみで、避難誘導訓練、消火器を使っての消火訓練、救出、救護、水防などの訓練が行われてきました。今年は、坂城小学校での訓練でありました。ここでは、雨天の影響で縮小して実施されました。そのため、町民参加の訓練は避難誘導訓練だけとなりました。なぜほかの訓練はできなかったのか、あるいはほかの訓練は考えなかったのか、お尋ねいたします。

次に、各自主防災会が行った訓練で、坂城小学校までの避難経路は、より安全な道を通って きたのかどうか、町は自主防災会と一緒になって、その結果検証を行うような予定があるんで しょうか。そのことについてお尋ねいたします。

また、町は各団体や事業者との間で、災害時の協力協定を結んでおります。坂城郵便局は、町総合防災訓練に参加され、安否確認訓練を毎回実施されておられます。そのほかに県内市町村との相互応援協定を初め、医師会、ちくま農協、コープながのなど、それらとの支援訓練や物資輸送訓練などは行われているのでしょうか。行われているとすれば、どのような訓練かお尋ねいたします。

口といたしまして、各区に自主防災会が組織されております。自主防災会の現状はどうなっ

ているのか、また町防災会議から見て、27区の自主防災会の評価はされているのかどうかおお尋ねいたします。

ハといたしまして、災害弱者対策は。

今年6月に災害対策基本法が改正されました。改正の主要な内容は、自力避難が難しい障害者や高齢者の災害時要支援者の名簿作成を義務づけております。改正法のポイントは、名簿作成を市町村に義務づけ、災害時は同意なしで外部に提供できるとした点であります。しかし、一方で、改正法は個人情報保護を担保するため、災害に備えての名簿の事前提供については、同意を得た人の分に限定されております。要支援者名簿作成に当たり、要援護者の範囲はどのようにお考えになっているのか、また、要支援者名簿の作成について、いつまでに作成されるのか、お尋ねいたします。

ニといたしまして、緊急通報の手段は

現在の通報手段は、有線放送と屋外スピーカーであると思います。有線電話の加入率は25年、今年3月末で53.1%で、ほぼ半数近くの世帯が加入されており、残念ながら、全世帯をカバーできておりません。また、機器の更新も急がれております。6月議会で防災対策についての答弁の中で、27年をめどに、安心・安全、使いやすいシステムを新たな情報伝達手段を構築するということで検討を進めているという町長のお答えがありました。その中で、緊急メールについては、ほかのシステム化と切り離して早目に実施してもいいのかとのお考えも示されております。ぜひ、この緊急メールシステムについて実施していただきたいというふうに考えております。

また、最近では、行政でもツイッターやフェイスブックなどのSNS、ソーシャルネットワーキングサービス、これらを使った情報発信が増えてきております。町のホームページを更新しただけでは、相手には届きません。相手がアクセスしなければ情報が提供できない、こういうシステムであります。しかし、SNSを発信しておけば、相手がこれを立ち上げることによって、町からの情報が受信されることになります。私は、このSNSの活用はできないものか、お尋ねいたします。

また、聴覚に障害のある人や高齢者のひとり暮らしで、人の話が聞き取れなくなった人たちは災害等の緊急時に必要な情報が得られず、危険にさらされる可能性があります。聴覚に障害のある人や高齢者が聞き取りやすい対策についてどんな対応をされるのか、お尋ねをいたします。以上で、1回目の質問といたします。

町長(山村君) ただいま大森議員から災害に強いまちづくりということで、多岐にわたるご質問をいただきました。私からは全体的な考え方についてお話申し上げまして、各項目につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

まず、今いろいろお話ありましたけれども、東日本大震災や長野県北部地震といった大規模

災害以降、有事に備えた強化体制を図るため、災害対策基本法の一部改正が順次行われてきており、地域防災計画の一部改正や見直しが求められているという状況であります。町といたしましても、実情に応じた対応ができるよう、災害対策基本法の一部改正による修正に加え、坂城町地域防災計画についても見直しを行ってまいりました。また、毎年実施しております総合防災訓練につきましても、倒壊建物の除去や救出など、有事に備えた実践的な訓練項目を加えるとともに、自主防災会や消防署、郵便局などの関係機関との連携強化に努めております。

現在、災害時の情報伝達手段といたしましては、町有線放送電話により住民への情報伝達を しているところでございますが、今、お話ありましたように、加入状況、あるいは施設の老朽 化など施設更新の時期にあり、新情報通信システムについて調査、研究を進めているところで あります。

しかしながら、いつ起こるかわからない災害や有事に際して、町民の安心・安全の確保を図るため、町有線放送施設以外にもパソコンや携帯電話のメール機能等を利用した非常時の情報 伝達方法につきまして、今、鋭意、導入に向けて研究を進めております。なるべく早い時期に 実施をしたいというふうに思っております。以下、詳細につきまして、担当課長のほうから説明をさせていただきます。以上でございます。

住民環境課長(金子君) イの町総合防災訓練の充実をについてお答えいたします。

8月25日に行いました町総合防災訓練では、二日前にかなり激しい雨が一日中降り続き、また、訓練当日も降雨によりグラウンド状態が非常に悪く、使用できない状態でしたので、8時半以降に予定しておりました初期消火訓練などの各自主防災会参加型の訓練や、郵便局が行う被害状況把握訓練や、消防団が行う火災想定訓練や部隊増強訓練、消防署による高所救出訓練などを取りやめ、規模を縮小して行いました。今回の総合防災訓練は、有線放送の屋外スピーカーによる情報伝達訓練、各自主防災会により公民館等で行われた自主防災会警戒本部設置訓練、各公民館から坂城小学校へ避難する、避難誘導訓練が各自主防災会にて行われ、町では災害対策本部設置訓練、災害対策現地本部設置訓練を行っております。町としましては、災害現場に迅速に現地本部を立ち上げ、各自主防災会においては警戒本部を速やかに設置し、それぞれの役割の確認や有事の際においての避難者の把握や状況把握の必要性を改めて確認いたしました。

避難誘導訓練の結果検証につきましては、各自主防災会にて改めて避難経路を確認していただき、各地区の避難場所から中核避難場所である小学校まで安全でスムーズに避難が行われてきました。規模を縮小する中での訓練でありましたが、地域の皆様に避難場所や避難経路など、確認いただく有効的な訓練であったと考えます。

また、町としましても、各自主防災会の避難経路を確認し、避難誘導員の配置やアマチュア無線による防災通信班の活動の参考とさせていただきたいと考えております。なお、雨天等に

よりグラウンドが使えないといった今回のようなケースにおきましては、初期消火訓練や倒壊 建物除去訓練等のように広い屋外の場所を必要とするものについては、中止をせざるを得ませ んし、大勢の方々がお集まりいただいた場合にグラウンド以外に収容できるかどうかといった 問題もありますが、今後、消防署と相談しながら雨天にもできる訓練について検討をしてまい りたいと思います。

現在、災害時における物資供給協定においては、ちくま農業協同組合と生活協同組合、コープながのの2事業者と協定を締結しております。物資供給や運搬などについての町と事業所との合同訓練は行っておりませんが、今後、事業者の理解や協力を得て、要請伝達訓練や運搬経路等を確認する訓練を考えてまいりたいと思います。また、協力支援協定では、坂城郵便局や坂城町建設業災害防止協会と協定を締結しており、毎年、町総合防災訓練に参加いただいており、今年度についても郵便局による被害状況把握訓練、町建設業災害防止協会による水防訓練及び土のう搬送訓練を行う予定でありました。今後についても、総合防災訓練に積極的に参加をいただき、災害時に備えた連携を図ってまいります。

また、今後、各方面の事業者などと災害時援助協定等の締結を想定しておりますが、そのような場合においても協定を締結するだけでなく、いざというときに迅速に対応ができるよう訓練を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、ロの自主防災会の取り組みはについてお答えいたします。

自主防災会の現状についてですが、自主防災会は昭和56年4月1日に施行された坂城町自主防災会組織設置推進要項に基づき、大地震や風水害などによる災害の防止、被害の軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織で町内27の全自治区で設置されており、多くの区では区長さんが自主防災会長となる形で組織されております。台風や土砂災害、地震などの大災害が発生した場合、交通の遮断、同時多発火災などにより行政、消防、警察などの防災機関は十分に対応できない可能性があります。そのようなときに力を発揮するのが自主防災会であり、地域の協力態勢であると考えております。隣近所、地域の住民が自発的に救出、救助活動や応急活動を行い、被害の拡大を防ぎ、その後の復興にも大きな力を発揮し、自分たちの地域は自分たちで守ると自覚、連帯感に基づき、火災等の災害発生時に備え消火栓や消火器を使った防災訓練を行うなど、地域における災害防止活動に取り組まれております。

さらに、町の社会福祉協議会の作成支援を受け、要援護者の方々の支援を目的に災害時住民 支え合いマップの作成に取りかかっている自主防災会が複数あり、上平や上五明、旭ヶ丘自主 防災会など作成が完了した自主防災会や、中之条自主防災会のように作成後、数年が経過した ため見直しをされ、新たな相互援助体制を構築している自主防災会もございます。

訓練や活動による消火栓の使用に当たっては事前に町への届け出が必要となりますし、自主防災会で防災備品等の整備などで、地域づくり活動支援補助金やコミュニティ助成事業を利用

する場合には、町と相談していきますので、その内容について町で把握をしております。また、自主防災会単位で防災訓練等を行う場合に、消防署員に講師や指導をお願いしたり、消防団や各種団体と連携した訓練を実施したり、日ごろから実践を想定した訓練を行っている自主防災会があります。各自主防災会におきまして、地域住民の人数や役員数に違いがあったり、訓練を行うスペースの確保が難しかったりと、全ての自主防災会が同じ活動内容にはなりませんので、それぞれの自主防災会が地域の実情に合った防災活動ができるよう、町としましても状況に応じた情報提供や相談、また出前講座の実施など、災害に強い地域づくりに向け支援を行ってまいりたいと考えます。

町防災会議から見ての評価についてですが、町防災会議条例では、防災会議の所掌事務は坂城町防災計画の作成と推進、地域にかかわる防災に関する重要事項を審議すること、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属することであります。自主防災会においては、自分の地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、災害発生時に備え、資機材の整備とともに組織内の役割分担を明確にしていただくことが重要であります。町防災会議が各自主防災会を評価するのではなく、各地域の実情に合った活動ができるよう、町としましては後方支援をしていくことと考えております。

続きまして、ハの災害弱者対策はについてお答えいたします。

現在、町内への告知については、町有線放送電話により情報伝達を行い、非加入世帯や屋外にいる方などにお知らせするために、屋外告知スピーカーにより告知している状況であります。 屋外告知スピーカーは現在30基ありますが、有線放送設備自体の老朽化により平成27年度 を目途に更新を予定しており、屋外スピーカーについても見直し、検討してまいりたいと考えております。

また、屋外告知スピーカーによる告知のほかに、携帯電話の普及が進んでいる中、携帯電話のメール機能を使った有事の情報伝達として特定の地域内にある携帯電話全てに送られる緊急速報メールや、メール受信者が情報提供を希望し、登録を行った者が受け取ることができる情報配信メールなどの仕組み導入に向けて現在調査、研究を進めております。前者の場合は、発信できる情報が災害時の広域的で緊急性の高いものに限定されますが、その地域内にいる携帯電話を持つ人全てに情報を送ることができるといったメリットがあります。後者については、緊急時以外の情報提供も可能で、受信者側に幅広い情報提供が可能であり、どなたでも希望されれば受信が可能となります。また、町では、緊急連絡網システムにより平成20年度から消防団、本年8月からは火災、ゲリラ豪雨、風水害等の緊急時に備えた町課長級職員間での情報伝達体制の確立と情報の共有化に取り組みをいたしました。

今後、これらの状況を踏まえ、緊急速報メールやメール配信サービスなどの情報伝達手段の 検討を行い、早期導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。 福祉健康課長(天田君) ハの災害弱者対策はのご質問のうち、要援護者の範囲と要援護者名簿 の作成義務化についてお答えをいたします。

本年6月に閉会をいたしました第183通常国会で可決成立し、6月21日に公布されました災害対策基本法の一部を改正する法律において、市町村長は避難行動要援護者名簿の作成をしておかなければならない新たな規定が設けられたとのことでございます。これを受け、県による説明会が開催されたのが、先日の9月3日ということで、今後名簿作成を含めたもろもろの改正事項について検討、対応を進めていくことが状況でございます。

ご質問の名簿の対象者となる要支援者の範囲につきましても、法律では具体的な範囲までは 定めておらず、今後、町において精査していくことになりますが、介護認定の情報や障害者手 帳の交付状況、独居高齢者や寝たきり高齢者の登録情報などを活用し、災害情報等の取得や避 難の判断、行動に問題がないか、あるいは同居者の有無はどうかといった点に着目する中で検 討することになろうかと存じます。

また、名簿の作成時期についてでございますが、名簿作成に関する部分の施行は法の公布日から1年を超えない範囲で政令の定める日とされておりますので、それに対応できるよう関係課等とも連携をしながら鋭意進めてまいりたいと考えておるところでございます。

まちづくり推進室長(中村君) 町有線放送電話の今後についてということでお答えをいたします。

町有線放送電話につきましては、平成6年に施設改修をされて以来、経年劣化による施設の老朽化が顕著になってきており、平成27年度で新情報通信施設導入を計画をしております。その中で、緊急通報手段におけます有線放送の役割として、携帯電話などを所有されていない方への屋外スピーカーによる情報やJ-ALERTを通じた地震などの災害情報の速報、災害時における臨時災害通信局としてのFM放送の必要性など、機能強化を目指しておるところであります。

臨時災害放送局につきましては、情報の速報性が求められる災害時におきまして、自治体からの要請により、FM放送の周波数帯が即時に総務省から割り当てられ、災害情報や生活情報など、地域で必要とされるきめ細やかな情報が発信、共有できるようになるというものであります。そのため、放送設備を広域で共有するなど、体制整備が進められつつあり、それに当たりFM放送受信機能が付加されました端末の導入、運用などの課題など精査をしているところであります。町といたしましては、有線放送施設の整備に当たり、関係各所の意向を踏まえた施設整備、運用を図るため今年度検討委員会を開催する中で、意見集約を進め、通常はもとより緊急通報体制に対応した施設整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

13番(大森君) ただいま、詳しく答弁をいただきました。ほぼ半分時間をとられてしまいましたので、一つ一つ、本当は提案し、それについて確認していくという時間がとれませんので、

重立った点についてお話、質問してまいりたいというふうに思います。

一つ、町総合防災計画で今回中止、縮小されたということで、何人の方が集まるかわからない、そしてそこへ一度に収容できるような場所がちょっと心配だということがあったわけですけれども、災害になればそういうことは言っていられませんので、やはり坂城小学校へ行けば、当然校舎があるわけですよね。避難、誘導してそれじゃあ、それで解散じゃないんですよね、災害があったときは。そこで、体育館の中で避難所生活が何日か、1日かもしれませんが、1週間かもしれません、せざるを得ないんです。こういう訓練もできるはずです。そしてそのためのいろんな備品も用意されていると思うんですね、間仕切りするとかそういうのも。こういうものが、住民が自分たちで設営すると、こういう訓練は幾らでも、雨が降ってもできるわけですよ。そしてまた、体育館の中で無秩序の状態にあるわけにいかないので、例えば、立町の人はこの柱のあたりに集まってください、ここの地区の人はこのあたりですよという、そういう分担もして、そしてその中の避難所の運営はどういうふうにするか、誰が責任を持ってここを取りまとめていくか、こういう訓練もしなければ、実際の実践的な訓練じゃないでないですか。やはり今後そういうことをぜひ進めていっていただきたいとように思うんですが、町長のお考えをちょっと求めたいというように思いますが。

町長(山村君) 昨年ですかね、婦人消防の皆さんに集まっていただいて、HUG訓練というのをやりました。役場の3階で講習会をやりました。それはまさに、おっしゃった無秩序な状態の中で、人が集まったときにどうやって避難場所の中で今おっしゃった間仕切りをつくるとか、どうするかと、全体をどうするか、そういう訓練もやりました。そういうことはやっぱり積み重ねていかないといけないと思っております。

今回の場合に、私は、あの大雨の中で、各地区から集まってきていただいた、非常にありが たいと思っております。あの場で、予定されたプログラムは大分カットしましたけれども、あ の日はあれだけでも成功だというふうに思っております。今後ですね、おっしゃるように、い ろんなケースに対しまして、どういう訓練のあり方がいいか、検討していきたいというふうに 思っております。以上です。

13番(大森君) ぜひそのような訓練も今後検討していっていただきたいというように思います。協力している、協定を結んでいる団体との訓練、今後も協定して団体との協力も得て、計画したいというようなお話もありました。ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、お医者さんがどういう動きをされるのか、これ、私の地元でお医者さんもこの訓練に参加されて、私たちのところはいいよね、お医者さんがいるから、とりあえず私たちはまず診てもらえるのかと言ったら、先生は「いいえ、違います。」というふうに言われて、えっということで、住民の中に認知されていないですよね、先生はどういう動きをするのか。これについても住民によく明らかにしていっていただきたいというふうに要望をしておきたいとい

うふうに思います。

また、次に自主防災会、防災会議は、こういうようなことを点検したりチェックしているような組織ではないというお話がありました。それではどこが、こういう自主防災会を支援し、後方支援しているかということで、恐らく住民環境課の担当だというふうに思います。ところが、これは自主防災会を自主的にやることだということなんですが、今まで訓練を一度もやっていない自主防災会はあるんですか、それともどこも自主防災会はそれぞれ、毎年訓練、あるいは2年に1回って訓練されているんでしょうか。その辺の訓練状況はおつかみになっているかどうか、それについてご答弁願います。

- 住民環境課長(金子君) 自主防災会の活動内容の把握につきましては、自主防災会がそれぞれ 必要な形の中で訓練、活動を実施しているため、消火栓の使用届けや出前講座の依頼、消防団 と連携した訓練などの場合は、町とかかわってまいりますので、その辺についての活動内容は 把握しておりますが、要援護者の確認や危険箇所点検など、自主防災会のみで完結する訓練に つきましては、把握をしておりません。
- **13番(大森君)** 年4回ですか、区長会が行われていると思うんですが、そこでアンケートを とれば、それで済むことじゃないかというふうに思うわけです、どういう訓練したか。しな かったのか。やはり、これは今後、そういう点検、チェックをきちっとやっていっていただき たいというふうに要望しておきます。

次に、緊急通報の点でございますけれども、なるべく早く導入していきたいというふうに町長、今、ご答弁いただきました。もう一つ、SNSを使っている自治体ということで、先ほど提案しましたけれども、これ、佐賀県の武雄市では、もうここ一番早くフェイスブックを始めて、現在登録されている方は1,772名であります。また、県内では長野県や県議会も、ツイッターを始めております。ここへの登録は1,970人、それから小諸市、これも4千人が登録されております。また、須坂市では3,250人、高森町では925人、木祖村では1,340人、大桑村では961人、そのほか、豊丘村もSNSを使った情報発信をしております。ぜひ、こういうものも導入をぜひ、今後検討していっていただきたいというふうに思うわけです。まだまだこれだけで時間が欲しいわけですが、次、お願いしてある点もありますので、またこれは議会終了後でもまた、担当課ともいろいろとお話させていただくということで、今日はここでこの点については割愛させていただきます。

次に、2といたしまして文化財保護・保存と活用はということでございます。

私は、文化財の収集、保護、保存活動について18年6月議会で質問いたしました。その間、 どのような取り組みをされているか、きたか、質問いたします。今年度は上田ケーブルビジョ ンに協力を得て、神楽のDVD化が行われました。非常にいいことだというふうに評価したい というふうに思っています。これについて、そのほかの歴史的な遺物とか建造物、いろんな先 人たちが使ったもの、こういう民俗資料の収集保存について、どのようになっているかお尋ね するわけです。これは、収集保存、今の状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

ロといたしまして、文化財の活用はいかにということで、収集保存された資料の公開、活用は、子供たちの学習や資料に使われているというふうに思うわけですが、こういうものも、観光事業にもぜひ生かしていっていただきたいというふうに思います。その点はどのように行われているのか、お尋ねいたします。

ハといたしまして、町独自の文化財登録制度の創設を、これも18年6月に私が提案をいたしました。まだ実現しておりませんが、文化財センターへ行っていろいろと見ますと、結構町民から提供されたものが集まっております。これらの点についてぜひ、こういう文化財登録制度、ぜひ創設していただきたいというふうに思います。これは指定文化財に該当しないと。だけども町や地域にとって大切にしたい建物だとか、あるいは自然だとか景観、こうようなものもぜひ残していきたいという、こういう住民の皆さんの心のよりどころになるような、こういうものをふるさと文化財というような、名称はいろんな名称があると思うんですが、そんな名称で登録するということで、そういう制度をぜひつくっていくことを求めたいと思います。

また、先ほどの前の質問の中で、南条小学校の記念館、これについて、恐らくこれは大正の様式で昭和の初めに建てられたものだと思います。これについて、文化財的な点では一体どういうことになるかということを、またこれ、考えていかなきゃいけないというふうに思うんですね。先ほどの答弁では、何か印をつけて、ここにこういうものがあったんだよということは残すようにしたいというような答弁でありました。私はできれば、これをやはり移築してでも残すべきではないかというふうに考えます。これらについての1回目の質問といたします。

教育文化課長(柳澤君) 2.文化財保護・保存と活用はについて順次答弁してまいります。

イの文化財保護・収集の現状はについてでございます。町では、これまで「広報さかき」、 公民館報、有線放送、坂城歴史同好会などを通じて、当町の生活歴史文化を知る上で貴重な民 具の提供を呼びかけてまいりました。また、平成23年度、24年度には県の住民生活に光を そそぐ交付金を活用し、これまで収集した民具の清掃、実測、写真撮影などを行うとともに、 台帳を作成して記録保存を実施いたしました。この交付金事業は終了いたしましたけれども、 本年度におきましても継続して町民の皆さんに呼びかけ、民具の収集・保存を実施しておりま す。

現在、この台帳に搭載されております民具につきましては、1,260点で、主なものは農業などの生産に関するものが約410点、炊事や飲食に関するものが約340点、家具、調度品など住まいに関するものが約200点、着物など衣類に関するものが約80点となっております。採集された民具の中には、故宮入行平刀匠が制作されたと思われます包丁などの貴重な資料も含まれております。今後、現在保管中の民具約100点の清掃・整備を完了しまして、

台帳に搭載をする予定としております。また、衣食住や農業といった民具のほかに、消防といいましたテーマの定まった分野の資料も採集されておりますので、整理・清掃を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ロの文化財の活用はいかにについてでございますが、清掃、台帳への搭載等が完了しました民具につきましては、文化財センターの収蔵スペースを中心に保存をしております。このうち、状態の良好な民具につきましては、子供たちを初め多くの皆さんに実際に触れて実感していただいたり、懐かしんでいただくことを目的に、坂木宿ふるさと歴史館の入り口にあります長屋門を利用いたしまして、民家の生活を復元しましていろりですとか、お膳、タンスなどの生活民具を初め農具などを展示して活用を図っているところでございます。

また、幾つか収集をいたしました羽釜につきましては、和平で開催をいたしました国際交流 村におきまして、実際に炊飯等で利用いたしまして子供たちや外国の皆さんにも日本の民俗文 化に親しんでいただいたところでございます。

展示、活用につきましては、民具については、単に展示するだけではなく、実際に手に取って使って実感してみる、使用状況が目に浮かぶといった活用が大切であると考えておりますので、工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

また、観光という部分でございますが、中心市街地を回遊いたしまして、町の歴史、文化に触れていただく施設として鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、文化財センター展示室がございますので、民具の展示につきましても、文化財センターのロビーなどのスペースも活用しまして町を訪れる多くの皆さんにご覧いただける機会を増やしてまいりたいと考えております。

次のハ・町独自の文化財登録制度の創設をについてでございますが、現在、町には県宝と言われる県指定の文化財が6件、町が指定する文化財は有形文化財が16件、無形文化財が1件、無形民俗文化財が1件、史跡名勝天然記念物が12件となりまして、所有者、そして保存団体等の皆さんとともに、貴重な文化財の保護・保存と公開・活用に努めているところでございます。ご質問にありましたこれらの文化財以外に地域や、あるいはふるさとの文化財として登録制度を実施をしております自治体もございます。長野県内ですと、高森町が条例によりまして登録制度を運用しておりますし、阿南町におきましては建物、自然、景観といいました限られた分野ではございますが、要綱を定めて整備・保存を実施をしているというような状況となっております。

当町におきましては、県、町指定の文化財のほかにも、お話のありました今年度映像記録保存を実施しております神楽といった地域に根差し、受け継がれてきている民俗文化財、あるいは先人が築きました地域の特色や歴史の変遷を示す構築物などが幾つかございます。それら、地域を語る上で欠かすことのできない貴重な文化財につきまして、これからも地域で認識を高めるとともに、後世に受け継いでいっていただくためにもこのような制度は重要と認識をして

いるところでございます。

県内外の自治体において指定文化財以外の貴重な地域文化財についてどのような制度で運用を行っているのか、その実態調査を進めておりますので、引き続きまして登録制度の検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

13番(大森君) 詳しく答弁していただきました。2回目の質問とさせていただきます。今、 台帳を登録されているのは1,200点以上というようなお話でしたけれども、今後も町民か らの提供を呼びかけていかれるのかどうか、これが1点。

もう一つは文化財の活用はいかにという点ですね、町を訪れる皆さんに見てもらえるような、 そういう展示もしていきたいということでありますけれども、町へ展示する上でもやはり、ど こに何があるかという、そういうものもね、やっぱり公にされる必要があると思います。実際 に文化財センターは一体どこにあるのか、あるいは青木下遺跡は一体どこにあるのかというこ とが、余り公にされていないというふうに私は思っております。これらの点についてですね、 今後アピールして、観光にも生かしていくということをやっていただきたいわけですが、これ についてどうお考えか、ご答弁願いたいと思います。

教育文化課長(柳澤君) 2回目の質問という部分でございます。1番目の民具については、今後も収集をしていくのかという部分であります。基本的には継続して収集をしていきたいと思いますけれども、方向性としますと、ある程度、農具など大きな部分、同じ部分につきましては、重点的な部分をもう既に収集が終わっておりますので、そういう部分につきましては、やや縮小をしていくというような状況で、ほかの提供されていない種類の部分の民具という部分を重点的に収集をしていきたいというような考え方でございます。

それから、文化財センター、青木下というような部分のPRが少ないのではないかというような状況であります。折に触れましてPRもしてきているところでありますが、当町を訪れます方々、特に多いのが鉄の展示館、あるいはふるさと歴史館、坂城駅というような状況がございます。そういうようなところでPR、歴史館、文化財センターの部分、あるいは青木下というようなところにつきまして、PRについて重視をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

13番(大森君) 答弁いただきました。ぜひそのような方向でお願いしたいというふうに思います。

あと、文化財の町独自の登録制度でございますけれども、引き続き検討をされていくということですが、私が提案してもう7年か8年ですかね、たっているわけです。もしこのときに実施していればですね、新聞で大きく報道されて、坂城町は文化財で保存に相当力を入れたという、本当に人気に、話題性が出たと思いますが、それでもまだ県内で二つと、今お話がありました。検討されるわけですが、ずるずる長引かせば、やはりなくなっていくものですよね。や

はりこれはですね、できれば今年度中に実施できる方向でですね、検討していただきたいというふうに思います。これについて、町長、何かお考えございますでしょうか。

町長(山村君) 私も早くやれと言っておりますので、多分早くできるんじゃないかと思っております。

13番(大森君) それじゃ、そのようによろしくお願いいたします。期待しております。

最後になりました。ちょうど10分しかありませんので、言いたいことが本当に一部しか言 えませんが、急いで質問してまいります。

3. 町内案内表示板の充実をということであります。

私の家の前は駅、そして横町等へ抜けるところが多くて、ちょっと私が出てれば、鉄の展示館はどこへ行けばいいですか、あるいは坂城駅はどこから行けばいいですかということが、ちょいちょい聞かれます。鉄の展示館、私の家の前に看板があるんです、出ているんです。それを見落としてわざわざ私のところまで声をかけるということです。やはりこの看板は一体どういう役割をしているのかちょっとわかりません。そういう点でですね、やっぱり町内案内掲示板を充実し、もっと見やすくそして車を運転していても遠くから、例えば鉄の展示館はどこっていうことがすぐわかって、そこまで行けるものをきちっと表示する、こういうことがぜひ必要ではないかというふうに思っております。

これについては、県の緊急雇用対策で昨年、こういう調査を行いましたね。これについていろいろと報告まだ聞いておりませんけれども、これについては、時間もありませんので、私の提案だけでちょっと質問していきたいというふうに思うんですが、町の施設や文化財などの案内表示板の設置場所が本当に適切かどうか、それと、鉄の展示館の案内は文化センターの前の道路にも立っております。そしてもう少し南条寄りにも2本立っていますよね。これは街路樹で全く見えません。私はこの間確認に行ってきました。高速道路へ行って、右に曲がってこっちに来ても見えません。こういうものについて、やはりもっと見えやすく、鉄の展示館まできちっと案内する、心配なく案内できるという表示をぜひつくっていく必要があります。そしてまた、国道あるいは今度はバイパスができるわけですが、そういう入り口に着いて、入り口に着いてですね、坂城に入れば坂城のいろんな施設がどこにあるか、一目わかるようなそういう看板設置はぜひ必要ではないかというふうに考えているんです。また、国道の田町のところの交差点のあたりにも、両方に駐車場がありますので、どこからでも、もう少し大き目のちょっとしたね、ものはありますけれども、もっと大き目の坂城町の総合案内板を設置する、そして坂城町でどこへ行こうかということがわかるような、そういうものをぜひつくっていく必要がというふうに思います。

先ほどの文化財センターとの関係もあるんですが、青木下の遺跡の展示については、どこも表示がありません。ただ、入り口、B. Iプラザの入り口のところに、その場所が立っている

だけで、町内へ入ってきてどこにもそういう表示がありません。こういうことでは、やはり非常に不案内な不親切な表示の仕方といいますかね、町によそから来るお客さんに対しての不親切な対応ではないかというふうに考えます。こういう町内の案内掲示板について、今後、そのような方向でやっていっていただきたいんですが、それについてのご答弁を願いたいと思います。

産業振興課長(塚田君) 3. 町内案内表示板の充実を、イ. わかりやすい案内板をについてお答えいたします。

町内施設等の案内表示板の状況については、先ほどお話のありましたように、国の緊急雇用 創出事業を活用いたしまして、昨年度、町内の国道・県道・町道等幹線道路を中心にデジタル カメラで撮影する調査を行いました。調査では、一つの看板を複数方向から撮影し、データ化 したところであります。その結果、町内にある案内看板は県や国の所有の表示板も含めて 286枚が設置されておりました。

町内各施設や文化財などの案内表示板の設置場所につきましては、一例といたしましては、 先ほどお話ありましたように、鉄の展示館の案内表示は23カ所、びんぐし湯さん館は13カ 所設置されております。設置場所については、用地の確保や財源等の制約、また道路敷上に設 置する場合には、デザインの制約等がある中、その設置しました時々で最善の選択をしてきた 結果が、現在の状況であるというふうに考えております。なお、今年度につきましては、この 調査結果を踏まえ、坂城駅前の老朽化した案内板の改修及び上平地区の姫宮跡の標柱を年内で の設置に向けて準備を進めております。

町入り口への総合案内板の設置につきましては、国道18号線の鼠地区、苅屋原地区、村上地区では国道18号バイパスの小網地区、力石バイパスの上平地区が候補地になるかと思いますが、この場所では坂城町に入ってくる車を対象とした表示となり、時速40kmから60kmで走る車に乗っている方にわかりやすい案内を表示するためには、極力情報を絞る中で文字やイラスト等で伝えることが必要となります。また、町中心部の設置につきましては、坂城駅、テクノさかき駅、びんぐし湯さん館、びんぐしの里の公園など公共施設やばら祭り期間中に大勢の観光客の方が訪れる千曲川さかきバラ公園等も候補になってくると思われますが、今後、検討してまいりたいと考えております。

文化財センターで展示公開している青木下遺跡の案内板表示につきましては、今後全体の中で当然検討してまいるというところでございますけれども、当面、坂城駅の掲示板等を活用して案内してまいりたいというふうに考えております。以上です。

13番(大森君) 例えば、国道 18号で文化センターの入り口、これはいろんな競技、文化センターグラウンドの中でね、行われております。この入り口は今、どこにそういう設置場所、設置されていますかね。それは、ないですよね。恐らくあるとすれば、中学入り口のところの

古い看板が見えるか見えないかで残っているぐらいで、実際には確認できない状況だと思います。こういう不案内でね、よそからスポーツの大会で参加されてきても、迷うというね、こういう不案内な町はぜひやめようではありませんか。やはり、気持ちよく目的地へたどり着く、こういう案内をすることがですね、町のイメージアップにもなります。そういう取り組みをですね、ぜひ行っていただきたいと思います。

特に、町長にお尋ねするわけですが、ここの議場の中にいる中で、坂城町民の中では一番新しい方かというふうに思うわけです。もし、これまでに坂城へ来られたりしたときに、そういう施設、あるいは案内板等についてどのようにお考えになったのか、ちょっとその感じ方をお聞きしたいと思います。

- **町長(山村君)** 時間もありませんけれども、私、2年半前に初めて来たんではなくて、家内と結婚し、四十数年前からたびたび来ておりますので、大体状況わかっておりますが、おっしゃるとおり、いろいろ工夫して見やすい表示が必要だと思っておりますので、今、説明ありましたけれども、しっかり議論して進めていきたいというふうに思っております。
- **13番(大森君)** いろいろと、表示についてやっぱり感じるところがあられるということです ので、ぜひ、そんな方向で検討していっていただきたいというふうに思います。

ちょっとくどいようですが、私は文化財の点と表示について質問したわけですから、ちょっと先ほどの青木下の遺跡の件ですけれども、町のパンフレット、そして商工会が発行するパンフレットを見ても、青木下は何も載ってないんですね。これについて、今後のこういうような作成について、載せるかどうか、ぜひ載せてもらいたいんですが、それについてご答弁願いたいというように思います。

- **産業振興課長(塚田君**) ただいまのご質問でございますが、ただいま新しい観光パンフレット を作成中でございます。その中でも町の歴史、そういうもの、そういうものも当然入れてまい りますので、青木下遺跡についてもいろいろと検討をさせていただきたいと思います。以上で す。
- **13番(大森君)** いろいろご答弁いただきました。お約束というか、答弁していた内容をぜひ 実施していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。
- 議長(柳澤君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時02分~再開 午前11時12分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

次に、9番 入日時子さんの質問を許します。

9番 (入日さん) 記録的な猛暑の夏がやっと過ぎたと思ったら、集中豪雨や竜巻などが各地で 頻発し、まるで地球が悲鳴を上げているようです。近年、地球温暖化が加速し、エネルギー問 題や地球環境保護にもっと目を向けないと、この美しい地球を守れないのではないかと危惧し ています。

福島では、汚染水が海洋に流れ込み、世界中から監視の目が集まっています。2020年、オリンピックの東京開催が決まりましたが、福島の放射線漏れと汚染水の海洋流出を解決できなければ、原発で汚染された国に大事な選手を送れないと参加を見合わせる国が出るかもしれません。現場作業員の二次被曝も心配です。東電や政府は一日も早く放射線漏れや汚染水の問題を解決すべきです。そうしないと、おいしい魚や刺身が食べられない日が来るのではないかと、刺身の好きな私は大変不安です。これからは、便利さよりも地球環境をいかに守るかということを基本に生活を見直し、地球温暖化防止や環境破壊を食いとめなければ、集中豪雨や竜巻などの自然災害の頻発は避けられないと思います。自然災害はいつどのような形で起こるかわかりません。突然自分の身に降りかかるかもしれません。私たち一人一人が地球環境を守るために何ができるか考え、エコ生活への転換を図るときではないでしょうか。前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

1. 子ども達に安全な遊び場を

イ. 噴水広場の設置を

今年も30度を超す暑い日が続きました。しかも朝から気温が高く、冷房なしではいられませんでした。私たち大人がこんな状態ですから、温度調節ができにくい子供たちはもっと暑く感じたのではないでしょうか。子育て中のお母さんに町政に望むものを聞いたら、子供たちが水遊びできる噴水広場が欲しい、水が流れていて子供が足を入れて遊べるようにしてほしいと要望されました。暑いときは大人でも足を水につけたり、川遊びをして涼をとりたいと思います。

オランダのハーグで泊まったホテルの前が噴水広場になっていて、何種類かの高さの水がまるでメロディーを奏でるように出てきて、とても楽しく美しかったです。噴水のおかげで周りも涼しくなり、大人も子供も大喜びでした。埼玉に行ったときも、サービスエリアに噴水と小川がつくってあり、子供たちが喜んで遊んでいました。千曲市の科野の里ふれあい広場にも噴水広場や小川があり、子供たちが入って遊べるようになっています。びんぐし公園にも上から落ちる噴水もどきのものはありますが、危険ですから入って遊ばないでくださいと書いてあります。これでは子供たちが水に入って遊ぶことはできません。この噴水の周りがれんが敷きになっています。そこに足元から出る噴水をつくり、小川のように流して子供たちが水に親しみ、遊べるようにできないか答弁を求めます。

ロ. こんぴら山の整備を

こんぴら山は、地元の小学校の遠足や保育園児の遠足の場として多くの人が利用しています。 前の町長のときに遊歩道を整備し、遊具も設置しました。私も何回か遊歩道を登ってみました。 急勾配の地形のために丸太が2本重ねてある場所も多く、幼児の歩幅では足が上がらないので はないかと思われる場所も何カ所かありました。前町長にもせっかくウオーキングコースとしてつくったのに、あれでは幼児やお年寄りの人は足が上がらないのではないか、つまずいたら危険だと言ったのですが、そのままになっています。また、頂上にある石の鳥居が石を二つ組み合わせたのか、亀裂が入って割れたのかわかりませんが、上の2本の部分が真ん中で割れています。子供たちが遊んでいるときに落ちてきたら大変なことになります。改修が必要だと思いますが、町側の答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

建設課長(青木君) 1.子ども達に安全な遊び場を、イ.噴水広場の設置をについてお答えいたします。

現在、町内には都市公園条例で位置づけられている公園が7カ所、その他の公園が7カ所ございます。その中で親水施設や噴水が設置されております公園は、逆木通りの文化センターグラウンド北側のふれあいパークとびんぐし公園の2カ所がございます。このうち、ふれあいパークにつきましては、設置当初、親水公園として水を流しており、利用する子供たちへの衛生面を配慮し、水道水を利用しておりました。しかし、この親水水路につきましては、道路面より低いところに設置されており、大人の目が届きにくい状況もございます。また、このような状況から、水道水等の維持経費や安全面からの問題もございまして、現在は水を流していない状況でございます。

次に、びんぐし公園についてでございますが、平成7年のオープン以降、町内外から多くの 方々にご来園いただいているところでございます。オープン当初、噴水の中で水遊びできる状 況でございましたが、水を循環利用しているため、水質の問題ですとか常に監視ができないと いうような安全面などに課題があり、現在は噴水のみで中に入ることは禁止している状況です。 また、びんぐし公園沿いの福沢川の親水公園につきましても、また蛇が出て危険などという ような理由から平成20年から中に入ることを禁止しているところでございます。

今年の夏のように連日猛暑が続きますと、子供たちも水遊びをしたくなる気持ちも理解できるところではございますが、まずは安全で安心な遊び場を確保することが必要かと考えるところでございます。ご質問のように噴水広場を設置することとなりますと、その建設費に加え、水道代、電気代、修繕費等の維持費、安全対策の監視等、さまざまな検討が必要となってまいります。また、噴水広場を設置した場合の利用期間、利用日数等と考慮いたしますと、費用対効果的になかなか常設の設置は難しい状況かと存じます。今後、設置可能な場所や簡易的な設置が可能かどうか、安全対策など子供たちが安全に遊べる方法を検討してまいりたいと考えております。

産業振興課長(塚田君) ロのこんぴら山の整備をについてお答えいたします。

こんぴら山ミニパークの一帯は、森林整備の一環として県営の治山事業により里山整備を行い、遊歩道や遊具を備え園児、小学生の遠足など子供から大人まで里山に親しむ場としてご利

用いただいております。定期的な整備としては、込山区と管理委託契約を締結し、遊歩道の草刈り、森林内の除伐、下草刈り等をお願いしているところであります。

ご指摘のこんぴら山山頂付近にある石の鳥居につきましては、簡易的な補修はしてありますが、上部中央で割れており、危険な状況であります。この鳥居は地域の方々により奉納されたものでありますので、町で鳥居の補修や撤去を行うことはできませんが、地元区の中で対応を検討しているとお聞きしておりますので、区長さんの要請で危険を促す看板の設置など、町ができる応急的な措置が必要となれば、対応をしてまいりたいと考えます。遊歩道整備につきましては、子供たちや高齢者の方が気軽に、そして安全に利用できるよう補修、改修に努めてまいります。

9番 (入日さん) 今の答弁で、噴水広場がびんぐし公園にあって、ふれあい広場もつくったときに親水公園的につくったという答弁がありました。だけど、実際には、その水道代がかかったり、親の目が届かなかったりということで、今は封鎖してしまったと。それから福沢川もびんぐし公園から本当はおりてね、遊べるようにその親水広場的につくったけれども、蛇などが出るので危険だから今はロープを張ってね、封鎖してありますよね。

先ほど、町長の答弁でも、坂城町に全て財政的に用意することはできないから、近隣でね、利用できるものはということを答弁もありましたが、千曲市にはそういう今、とてもすばらしい噴水公園ができました。坂城にないなら、そこまで行けばいいじゃないかという話になってしまうと、元も子もないんですが、やはり水に親しみ、水を何というかな、水と一緒に遊べる、そういうことは非常に大切だと思うんですね。バラ公園の下にも親水的な何というか、野草園みたいなのをつくったけれども、あそこもちょっと川がね、ちょっと深くて危険な、遊べる場所ではないと。

私もびんぐし公園ができたときに、あの下へおりてちょっと水遊びというか、足を水へつけて遊んだりもしたんですが、実際、蛇が出てきたりしてね、怖いなと。あそこではちょっと無理だなと思ったんですが、例えば、横坑のところに、わき水がありますよね。そういうものを利用して、親水的な公園をつくれないかとか、あるいは先ほどふれあいのところをやったけれど、だめだったって言いましたが、シンフォニックヤードなどのところにね、ちょっとした小川などをつくって、子供たちが足を入れて遊べるような、そういうようなものが、水道代がかかると言いますが、地下水を利用したりとか、そういうことができないのかどうか。こういうところができたらいいねって言ったら、あるおばあちゃんもね、坂城町は1カ所じゃなくて何カ所もあればいいよねって言われました。

実際、小さな子供たちが遊べる場所ってなかなかないんですよね。特に夏はせいぜいないので、自宅でね、ビニールプールを用意して親がね、プールに入れてやる程度の水遊びしかできないんです。そういう意味ではね、やはり噴水をつくって、メロディーを流したりとかすると

ちょっと町の名物にもなって、いろんな人が集まるんではないか。

特に、びんぐし公園はね、本当に町内外からの利用者が非常に多いんですよね。季節になると、大型バスで幼稚園だとか保育園のね、人が、千曲市や上田市からも来たりして、非常に多くの人が来る。土日などもお年寄りや親に子供さんたちが連れられて来るというので、非常に集客力があるところなんです。そういうものを生かして、もうちょっといろいろな町の活性化なり発展なりをね、やるためにももうちょっと、そういう施設があったらいいなと思うんですが、費用対効果で難しいと言われましたが、そういう自然にあるものをもうちょっと利用した、例えばわき水だとか、そういうものを利用したものができないのかどうか。特に、福沢川とか、そのわき水のところなんかね、非常にきれいですので、ワサビとかね、セリなどを育てて、そういうものを摘んで遊ばせるとか、あるいは蛍、福沢川はね、上の人がちょっとカワニナを育ててやっていますが、わき水のところも蛍を飛ばせるようになったらまたね、少し観光化されるのかなというような思いもあるんですが、そういうようなことについて、どう考えるのか、再度答弁を求めます。

- 建設課長(青木君) わき水ですとか、そういうものを利用して親水公園をというご質問でございますが、現在、いろいろ県内でこういう噴水ですとか、親水公園をやって子供たちが入れるような状況になっている公園ということで、県内幾つかお聞きしたんですけれども、全て、ほとんど循環式、しかも子供たちが入るということで、全て塩素での消毒を兼ねてやって、水質検査を行っているというような状況がかかっているという中で、これを設置しているメーカー等の話を聞きましても、やはり子供たちが入るところについては、やはり水質上の問題から水道水を循環して塩素による、そういう循環式による水質の管理というものが大切であるというような中で設置しているという状況でございます。そういう中でおきますと、その費用というものが結構かかるようになっておりまして、年間、大体そういう水質管理だけで五、六十万ぐらいかかるということで、噴水公園につきましても設置する場合も必ず下に水槽を、噴水の下に設置して、そこで水をためて実施するというようなことで、大体、数千万ぐらいの設置がかかるということで、千曲市のほうにちょっとお聞きしますと、千曲市の噴水公園が約7千万ほどかかっているというような、それで期間が大体2カ月程度という期間を考えますと、ちょっと、そこも検討していかなければいけないのかなという部分があるかと思いますけれども、ご理解いただきたいと思います。
- 9番 (入日さん) こんぴら山の石の鳥居は奉納されたものだって言われましたが、私も古い歴 史のことはちょっとわからないんですが、あれは、こんぴら山自体は、込山区のものでもなく て、地域信仰みたいな形で、昔は桑というか、まゆだまづくりが盛んだったので、その蚕の神 様みたいなようなね、そういう形で近隣の地域の方がそこを、そういう神社的に、蚕の神様のような形で拝めていたというか、だと思うんですけれども、今、そういう鳥居を奉納した方た

ちが残っていないわけで、そういう鳥居の管理者もいないと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

- **産業振興課長(塚田君)** 地元の区長さん、込山の区長さんですが、お話を伺ったところ、やはりあの鳥居には奉納者の名前が彫られているということで、その方の子孫の方、そういう方もいらっしゃいまして、通常、そういうようなものを直すときには、そういう子孫の方々の意向をお聞きして、今後、その対応をするのが通常だという話を区長さんも聞いているということのお話をしておりました。ですので、そちらのほうの関係でございますので、やはり地元区の区長さんのほうにちょっとまず、内容について調べていただければというふうに考えております。以上です。
- **9番(入日さん)** 子孫の方がおられるということですが、もし子孫の方がね、そこの改修とか修理まではできないと言われたら、町が区と相談して先ほど、今後の対応を考えていくとおっしゃいましたが、危険のないように今後、そういう取り組みをしていただけるということでよろしいのでしょうか、再度答弁をお願いします。
- **産業振興課長(塚田君)** 先ほども申し上げましたけれども、区長さんの要請がございましたら、 危険を促す看板等の町ができる応急的な措置をしていきたいというふうに考えますので、よろ しくお願いいたします。
- **9番(入日さん**) 看板だけだったらね、おっこちてきたら一体どうするんだっていうことになってしまうわけですよね。だから、今、ちょっと鉄の何か、棒みたいな入れて、支えてはいるんですが、この間のようなね、集中豪雨だとか突風などが吹いたら、非常に危険です。看板で事故は防げません。そういう意味ではね、もうちょっと町としても事故が起こらない対応をすべきだと思います。今、それを言っても、多分答弁はないので、今後どうしたらそういう落下事故を防げるか、そういう対応を考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

- 2. ボランティア活動について
- イ. 育成と支援を

坂城町には、薔薇人の会を初め、多くの団体や個人の皆さんがボランティアで町政を支え、 地域づくりにご尽力いただいております。たゆまぬ努力と活動に心から感謝と敬意を表します。 議会でも皆さんの活動を知っていただき、1人でも多くの人がボランティア活動に参加して いただけるように、議会報の裏表紙に町を支える皆さんとして紹介しています。グループに よっては、会員の高齢化により活動が困難になっているところもあるようです。若い世代や定 年退職した60代の人が入ってほしいと願っている組織も多いと思います。

ボランティアについては、現在、町ではなく社会福祉協議会が主体となり育成や支援活動を しています。社会福祉協議会に登録しているボランティアグループは、現在30団体あります。 個人も39人が登録しています。活動内容も高齢者支援や障害者支援、子育て支援、環境美化、地域活動など広範囲にわたっています。町としてもこれらの活動をもっと町民の皆さんにお知らせして、こんな活動なら私にもできそうだとか、私の地域でも取り組みたいと思えるようなPRができないでしょうか。ボランティア支援についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

ロ. 更生保護女性会について

インターネットで検索したら、更生保護女性会は更生保護に協力するボランティア団体です。会の趣旨に賛同し、綱領に基づいて活動できる女性であれば、どなたでも自由に参加できます。特別な資格は要りませんが、ボランティアとして自主性、創造性、無償性が求められます。また、非行や犯罪に陥った人の立ち直りの支援には、豊かな知識や経験を必要とします。会員は不断に知識を求め、自己研さんに励みながら、温かな人間愛を持って心豊かに生きられる明るい社会づくりのために行動するのですとありました。 2010年のデータでは、全国の地区組織数は1,315であり、会員は約18万5千人です。

坂城町でも昭和41年10月に31人の賛同者によって設立され、現在45人の婦人が活動されています。平成2年に作成された坂城町更生保護女性会の生い立ちには、活動費は社会福祉協議会からの補助金で賄われているとなっていますが、現在、社協は関与していません。役場の福祉健康課で事務局をしています。町からは、平成24年度決算で、更埴地区更生保護協会負担金として6万9、300円が支出されています。社会状況の変化や経済の悪化に伴い、非行の低年齢化や犯罪件数が増加しています。更生保護女性会の活動目標には、「人間だれもが人として尊重され、自分らしく生きたいと願っています。たとえ非行や犯罪に陥った人でも同じです。私たちは、まずこれを活動の基本にすえ、一人ひとりが人として尊重される社会を目標とします。また、同時に社会は、みんなでつくり、みんなで支えあっていくものであり、人と人との連帯なくして成り立ちません。私たちは、人間尊重と、お互いに他を思いあい、連帯しながら、だれもが心豊かに生きられる明るい社会づくりをめざします。」と書いてあります。犯罪のない明るい地域になれば、本当に安心して暮らせる住みよい町になるでしょう。

しかし、これだけすばらしい活動内容なのに、更生保護女性会があることを多くの町民は知らないと思います。地域の人から頼まれて引き受けたけど、次にやってくれる人がいなくて困っている、区から何人出してくれと言われても、引き受けてくれる人がいない、誰か紹介してほしいという相談があり、私も初めてこういう団体があることを知りました。活動内容は保護司の方と刑務所を訪問して作業を見たり、講師を呼んで更生保護の勉強をしたりしてためになったが、もう何年もやっているので次の人を捜しているが、引き受けてくれる人がいなくて困っているという人は多いようです。更生保護女性会の活動は犯罪のない明るい社会をつくる重要な仕事だと思います。しかし、豊かな知識や経験、自主性や創造性など会員に求められる

条件を聞けば尻込みしてしまう人もいると思います。この会を町の広報などに載せて知ってもらい、活動に参加できるような体制づくりができないか、答弁を求めます。

福祉健康課長(天田君) ボランティア活動についてのご質問に、育成と支援をから順次お答え いたします。

町内のボランティア団体に関する窓口といたしましては、社会福祉協議会が担っており、団体との連絡や支援、あるいはボランティアの育成事業等に取り組みを行っているところでございます。社会福祉協議会は、高齢者や障害者、子育てへの支援活動、環境美化等地域での奉仕活動に取り組んでおられる30の団体を把握しておられ、町におきましても高齢者のミニデイや障害者のコミュニケーションの支援、保育園や子育て支援センターの読み聞かせや託児などさまざまな場面でお力添えをいただいております。

しかしながら、ボランティアグループに新たな会員加入がなかなか進まず、会員の高齢化が 課題となる中、社会福祉協議会でも子育てや手話、要約筆記、認知症、スポーツ分野等々、各 種ボランティアの養成講座を開講し、新たな会員の掘り起こしに向けた事業を展開していると ころでございます。また、社会福祉協議会では、こうした講座の受講から実践に結びつくよう ホームページでのボランティア登録の勧奨やボランティア情報紙「ほほえみ」を発行し、個人 や団体などのボランティア活動の紹介をしています。この情報紙についても、平成22年度に 実施をいたしましたボランティア情報紙をつくろうという講座の受講生が編集委員となって発 行をしており、実践に結びついた一つの例となっています。

来月12日に開催されます福祉ふれあいのつどいにおきましては、ボランティア団体の紹介 コーナーを設け、広く活動のPRをしていくことも計画しておりますが、今後におきましては、 ボランティア講座などを通した人材の育成とともに、さまざまな機会を捉えてのPR等、ボラ ンティア活動の活性化につながる取り組みを図ってまいりたいと考えているところでございま す。

続いて、更生保護女性会についてのお尋ねでございます。更生保護女性会は、地域社会において一人一人が尊重され、誰もが心豊かに生きられる明るい社会づくりを目指して、女性の立場から犯罪や非行の未然防止のための啓発活動や青少年の健全育成、また罪を犯した人などの更生を支えるといった崇高な役割を担っていただいております。全国的には昭和24年の更生保護制度発足以来、各地で取り組みが進み、現在地区会は1,315団体、会員数は約18万5千人と、大変多くの方々が活動に参加されております。

当町におきましても、昭和41年10月に坂城町更生保護女性会の名称で趣旨に賛同された 31人の皆様による自主的な組織として設置され、平成2年からは45名の会員の皆様が活動 に参加されているところでございます。平成16年度には名称が現在の坂城町更生保護女性会 に改めましたが、会員につきましては自主的な団体でありますので、町から区にお願いをして

選出していただく方法でなく、趣旨に賛同された皆様が各地区で引き継ぎをされながら現在に 至っており、会員の皆様には温かな奉仕の志を持たれた皆様として大きな期待を寄せていると ころでもございます。

町の更生保護女性会は、街頭啓発活動や児童館での支援活動、更生保護施設の慰問活動など、安心・安全なまちづくりを支える大変重要な活動をしていただいており、会員を経験された方からは大変貴重な活動をさせてもらったといった声もお聞きしております。町といたしましても、明るい社会づくりに取り組まれている更生保護女性会とその活動が広く町民の皆様に周知、理解されるよう、広報への活動紹介等のPRや関係機関との連携調整、会議や研修等の会場確保、会員さんへの通知など、引き続き会の支援に努めてまいりたいと考えております。

9番(入日さん) 課長の答弁にもボランティア団体の支援は一応、社協に任せているということでしたが、ボランティア団体から見るとね、社協に丸投げしているのではないかというような感じも受けるわけです。あと、あるボランティアグループがね、次年度の役員を決めたり、1年間の反省を兼ねた慰労会を、昼食をとりながらやろうと計画して、文化センターに足腰悪いのでね、椅子の席でなければということで、使用を申し込んだら、社協と町とは関係ないからと言って、会場使用料を取られたといって、非常に驚いていました。会場使用料は確かに条例に決まっていますが、町を支えてくれているね、ボランティアグループが、しかも年1回、そういうね、引き継ぎに使いたいというときにね、会場使用、確かにわずかですよね、200円とか300円とかわずかかもしれませんが、そういうものを取るというのは、非常にやっぱりボランティアグループに支えてもらってありがたいですって、口では言っていながら、全くその感謝の姿勢が見えない、そういうふうにそのボランティアグループにとられても仕方がないことだと思うんですよね。そういうことに対して、どう思っているのか。

それから先ほど、福祉ふれあいのつどいの中で、ボランティアの宣伝をしたり募集をしていきたいというような話もありましたが、今、福祉ふれあいのつどいも夢の湯の中だけでやっていて、どうしてかって聞いたら、ボランティアグループの人手が少なくて、手が足りなくて外のテントを張ったり片づけたり、そういうことができない、だから夢の湯の中だけでやるようになったんだと。雨が降ったりするとね、テントを張ったり片づけたり、それは大変だと思うんですけれども、そういう意味で雨になっても夢の湯の中だけなら、そういう心配や煩わしさがないからいいのかもしれませんが、そういうことでもし事業を縮小しているんでしたら、社協と協力して1日だけのボランティア募集をね、町としてもかけるべきではないかと思うんです。その点について、答弁をお願いいたします。

福祉健康課長(天田君) 再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。会場の使用料につきましては、確かに今、条例要綱に沿って使用料を頂戴しているところでございます。またこの点につきましては、担当課ともまたお話をさせていただく中で、検討

ができるかどうか考えていきたいと思います。

続きまして、福祉ふれあいのつどいの会場の使用でございますけれども、確かに昨年度は、いろいろな関係で室内で実施をしたとお聞きをしております。ただ、今年につきましては、その反省も踏まえてですね、会場のほうにつきまして、大分室内だけでなく、外の駐車場のほうにも会場のほう広げて使用するということを聞いておりますので、そのときそのときのやはり状況等々によって、実行委員さんとかで検討させていただいているということで、ご理解をいただければと思います。

- **9番(入日さん**) 条例のこともあるので、担当課同士で検討したいということですが、町長に ぜひ、このことについて、ボランティアグループの感謝の気持ちがあれば、そういう免除は当 然ではないかと思うんですが、その答弁をお願いしたいと思います。
- **町長(山村君)** 文化センターとか、いろいろ公的な施設があります。その条例によっていろいろ細かく決めておりますけれども、いろんな開催の目的とか内容がいろいろありますので、この段階で、私全てただにしろとはちょっと申し上げられませんので、今、担当課長申し上げましたように、状況を見て判断していければいいかと思っております。

それからもう一つ、ふれあいの広場ですね、ふれあいの会、私、去年も参加しましたけれども、あれはあれですばらしかったと思います。というのは、社協の判断もあったと思うんですけれども、一つの中にみんなが集まることができたんです。それで非常にすばらしい議論ができたと思っております。ですからそれはそれで、評価していただくべきかなと思っております。以上です。

9番(入日さん) ボランティアグループに関しては、PRや活動に参加できるような体制づく りを社協任せではなくて、やはり町としてももうちょっと力を入れてやっていただきたいと思います。

それから、更生保護女性会の位置づけですが、会員の条件や活動目標を読めば、人格者でなければ務まらないのではないかと思ってしまう人も多いと思うんですよね。先ほど、町としては、町から各区に割り当てのようなものはないという答弁がありましたが、実際には、会員の多くの方は自主的にボランティアに参加したというよりも、頼まれて、断れなくて仕方なく受けたという人が多いんです。地区から何人選んでくださいと言われて、本当に困ってしまうと。先ほどの答弁では、じゃあ、次、やる人がいなければ、その地区からはもう1人も出なくても、それはもう構わない、ボランティアグループだから、あくまで自主的に入会して活動したい人がすればいいという答弁のように聞こえるんですが、それでよろしいのでしょうか。

福祉健康課長(天田君) お答えをさせていただきます。この会は、女性の集まる会ということで、女性の持つ温かさとか細やかさとかを生かしていただいた活動を行っていただいて、地域と更生保護の桟になっていただくということでございます。ですので、それぞれの地区とか地

域に、そういう方がいていただいて、ぜひこういう活動をですね、盛り上げていっていただきたいということで、ご理解をいただいて皆様方にご参加をいただければと考えております。

9番(入日さん) じゃ、先ほど私が言ったようにボランティアグループなので、あくまでやる 人がいなければ、そのところはそういう会に参加しなくて、参加する人がいなくてもそれはも う町としてはしようがないということで、よろしいんですね。

ボランティア全体にいえるんですが、特に、今、薔薇人の会が頑張って美しいバラが年間長い間楽しめたり、子供たちの通学の見守りだとか、町内福祉施設へのボランティアや高齢者、子育て支援、親水広場やコミュニティーの運営、おとわの会や点字、手話サークルなど30ものボランティアグループの支えがあるから行政が回っていると思うんですね。そういう意味で、一人一人の力は小さくても、より集まれば大きな力になり活力になります。町も社協任せではなくて、もっと協力できるところは協力する、特にメンバーがね、高齢化になってきて存続できないというようなところもあります。そういうところをもっと町として何ができるか、そういう点を見据えて支援体制に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。

- 3. 田舎暮らし体験で町の活性化を
- イ. 農林業の体験施設を

今、各地で農業体験をする修学旅行や夏休みに都会の子供たちが農家に泊まり込み、農業体験をする取り組みなどが盛んになっています。効果や成果主義、拝金主義の社会になり、ゆとりのない生活に疲れ、自然とふれあうことで安らぎや癒しを求めている人が増えているあらわれだと思います。

今年の1月に高知県の四万十町のクラインガルテンを委員会視察しました。大阪から週末に通う会社員の家族など滞在型農園を通じて町に住み着いた人もいて、町の活性化や地域づくりに力を発揮していました。自然の中で農業をやり、自分でつくった安全な野菜を食べ、地域に溶け込んで生きる喜びを語ってくれました。

飯田市でも近年、農業体験の希望者が多く、1泊から連泊で希望に合わせて取り組んでいる そうです。一番人気は、リンゴの収穫と花摘みのようです。リンゴの収穫は重いし、脚立に上 がったりするので高齢になれば大変な仕事です。坂城町のリンゴ農家も高齢化で担い手が減っ ています。農業体験で人手があれば、何とかやっていける家も出てくるのではないでしょうか。 しかも、お金をもらって体験させる、農業体験を実施している農家では、農業収入より体験を 受け入れる収入のほうがはるかに多いということです。高齢の農家では、農業体験の受け入れ だけで暮らしている人もいるそうです。

坂城町も千曲川や北アルプスの眺望など、すばらしい自然があります。キノコのコマ打ちや ホワイトアスパラの栽培体験など、人手の欲しいところはいっぱいあります。間伐の体験や植 林の体験もいいと思います。長野新幹線の上田駅からも近く高速も通っていて、場所的にも恵まれていると思います。都会から来る人が増えれば町も活性化するし、空き家の活用も広がると思います。町のPRのためにもこのような取り組みを始めてみたらどうでしょうか。耕作放棄地の解消や農家の担い手不足の解消にもなり、農家の収入も増えれば、こんなよい取り組みはないと思います。観光農園や果樹や田んぼのオーナー制度など、今までもいろいろな試みが各地で行われています。農業をどう守るか、採算がとれる農家にするにはどうしたらよいか考え、工夫しているあかしだと思います。とにかく、農業は農家とJA任せで町は余りかかわってこなかったように思います。農業を守ることは農地を守ることであり、それは自然環境や水資源を守ることにもつながります。行政としても農家が存続できる方法を考えて提案するなど、農家が生活できる支援体制が必要だと思います。そういう意味で、今回の農業体験の募集などをして、農林業の活性化が図れないか、答弁を求めます。

町長(山村君) 田舎暮らし体験での町の活性化、農林業の体験施設ということでございます。 総論として私も大賛成でございます。いろんな工夫をしなきゃいけないなと思っております。 私はワインをやりたいと思ったのもこの中に入っております。幾つかご質問ありましたし、飯 田市の例もありました。それを踏まえてお答えしたいと思っております。

今、お話ありましたように、農村、あるいは山村などで自然や文化と親しむグリーンツーリズムについては、自然派志向の家族の増加や受け入れ側の自治体や農協などの協力を受けて、野菜の種まきや収穫などの体験メニューなどの充実により各地域で取り組みがされております。お話がありました、特に県内、飯田市の農村地域におきましては、農家、民泊の受け入れ農家が400軒を超えて、市では第三セクターの観光公社を設立し、地域ぐるみで受け入れ態勢の整備が行われているというふうに聞いております。民宿受け入れで培ったノウハウがある観光公社が中心となり、集落や地域住民を取り込み、プログラム作成や千人を超えるサポーターを育成するなど農村民宿、民泊ですね、農村民泊の受け入れを円滑に行う態勢が整備されている中で、地域特性を生かした事業展開が図られ、地域の活性化に生かされているとお聞きしております。

農家民泊につきましては、農家の現金収入の確保、交流の楽しさ、自家農作物の有効活用、 農業や地域のPRなどの多くのメリットがあり、生産者と消費者との交流の場としても活用され、新たな農業の活性化にもつながるものと期待されているところであります。

一方でまた、事業を実施するに当たっては、推進組織、体制の整備、受け入れ農家及びサポーターの確保、受け入れ農家が民泊を始める際の設備投資、衛生管理や安全対策などの整備が必要となり、受け入れ農家にある程度の負担もお願いすることになります。農家に泊まり、農作業を体験するということは大変よいことだと思いますが、このような事業を実施するために農家の賛同と協力が不可欠でありますので、まず皆さん方農家の方のご意向も伺いする中で、

そういう機会を設けられないかということも考えていきたいと思っております。

基本的にはやっぱり町で決めたからこうしなさいというのは絶対だめだと思います。農家の皆さん方、それから飯田市とも坂城は環境が随分違います。我が町に合った仕組みを考えなきゃいけないと思っております。そういう中で、昨年、南条森林組合が管理する山林におきまして、セブン&アイ・ホールディングスとセブンイレブン記念財団によるセブン&アイ森林プロジェクトが行われまして、約200haの森林整備をグループ従業員の皆さん53人が体験いたしました。参加された方からは、気持ちのいい汗をかきました、次回も必ず参加しますと。森をつくる、森を守ることの大変さを理解しました、森をつくるには30年の上がかかり、人の手が入らないと、いい森にはならないということをよく理解できましたというような感想も私も直接伺いました。とにかく日ごろパソコンしか持っていない方がたくさんおいでになりました。非常にいい体験だったとおっしゃっております。

また、このような森林の整備作業といった東京の事務所じゃ体験できない、ある意味では非 日常的な体験というのは、とても新鮮に感じられたものだと思っております。そういうことで、 今後、坂城町だからこそできる、非日常的な体験というのを企画していくことは大切であると 考えております。

冒頭触れましたけれども、ワイナリー形成事業をこれから推進していく中で、ワインブドウの収穫体験もありますし、ワインの木のオーナー制度、あるいは契約ワインといったこともあるかもしれません。ワインの実を、ブドウをみんなで足で潰すというようなこともあるかもしれません。坂城オリジナルの体験になる可能性もあるかなというように考えております。高速道や新幹線といった交通アクセスの有利性も生かしながら首都圏等から参加者を募り、坂城町の特色を生かした農林業体験ができるような仕組みづくりを検討し、取り組んでいくことは坂城町の産業にとっても大変有意義なことであると考えております。

前のお話の中で、東京オリンピックが2020年に開催が決まったと。多分この7年、8年後には18号バイパスも多分できているかもしれません。それから坂城インターの先線もどこまでいくか、かなり進んだ状況になっていると思います。そういうことで、私どもスタッフにも言っているんですけれども、交通幹線網、縦横ができると町が魅力的な取り組みを行わないと排気ガスだけ残ってしまうということですから、今、ご質問になったこういう取り組みをですね、いろいろ何ができるか、坂城町に合ったものが何があるかということを検討していきたいというふうに思っております。

9番(入日さん) 町長の答弁では、ワイナリー事業もこういう一つだと。それから南条森林組合の取り組みも非常に私もすばらしいと思います。それで、先ほど、町長答弁にあったように、坂城町にね、合った形でやっぱりやらないと、ほかのところと競争はできないんではないかと。そういう意味ではね、先ほどのわき水を利用したね、ワサビづくりだとか、セリづくりだとか、

そういう体験もおもしろいのではないかと。セリ摘みやそのワサビを使った料理をつくるとか ね。農作業をやりながら、そういう楽しみもあると、そういうようなことがなければ、やはり なかなか農作業だけではね、続かない、特に都会の人は続かないのではないかと。

それから、農家も民宿、農家民宿の資格を取るにはいろいろな、調理師の免許だとか、衛生上の検査だとかあるわけですが、とりあえずそこまでいかなくても、北日名にも民宿がありますし、あるいは戸倉上山田が近いのでホテルへ泊まって、宿泊はホテルだけれど、日中はこちらへ来て、おにぎりなどを一緒に食べるとか、そういういろいろなやり方があると思うんですよね。だから、そういう態勢が整うまでは取り組まないとか、できないではなくて、まず真っ先にどういうやり方があるか、それで、いろいろな試行錯誤しながら、そういうものを確立していくと。そういうことで、若い人や都会の人が来ることによってね、町が活性化したり、またいろいろな産業が波及効果として生まれれば、それは非常に町にとってもメリットがあるのではないかと、そう思います。

特に、農業はね、国の1次産業だって言われていますが、本当なら基幹産業として位置づけてもっともっと大切にしなければならない産業だと思っています。食料がなければ人は生きられません。食料自給率を高めなければならないのに、政府はTPPで農業を犠牲にしようとしています。農業は作物をつくるだけでなく、自然環境も守っています。水田はダムの役割をし、稲は大気を浄化してくれます。自然災害を増やさないためにも、農林業を守る必要があります。町としても農家の収入が増えれば、税収の増加にもつながります。農家やJA任せでなく、農家が経済的に自立できる提案をどしどし町としてもしていけるように、大いに研修を深めていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長(柳澤君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日、10日は午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時05分)

9月10日本会議再開(第3日目)

- 1. 出席議員 14名
 - 1番議員 柳澤 澄 君 8番議員 山崎 正 志 君 2 塚 田 正 平 君 9 入 日 時 子 君 中 Ш まゆみ 君 嶋 君 3 IJ 吉 10 IJ 登 窪 田 英 子 君 塚 忠 君 4 IJ IJ 田 1 1 5 塩 入 弘 文 君 1 2 IJ 池 田 弘 君 塩野入 猛 君 森 彦 君 6 1 3 大 茂 IJ 7 西沢悦子君 宮 島 祐 夫 君 1 4 IJ
- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長 山村 弘 君 副 町 長 下 和 久 君 育 教 長 宮 﨑 義 也 君 計 管 理 者 会 春 日 英 次 君 総 務 課 長 夫 田 中 君 企画政策課長 Ш 荒 朋 正 君 まちづくり推進室長 中 村 淳 君 住民環境課長 豊 金 子 君 福祉健康課長 民 男 天 田 君 子育て推進室長 宮 嶋 敬 君 産業振興課長 塚 田 陽 君 建 設 課 長 青 之 木 知 君 教育文化課長 柳 澤 博 君 収納対策推進幹 下 和 久 君 総務課長補佐 井 大 裕 君 総 務 係 総務課長補佐 井 洋 一 君 臼 財 政 係 長 企画政策課長補佐 竹 内 祐 一 君 企画調整係長

4. 職務のため出席した者

議会事務局長山崎金一君議会書記小宮山和美君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 高齢者の社会参画ほか 塩野入 猛 議員

(2) 魅力ある町にほか

西沢 悦子 議員 塩入 弘文 議員

(3) 若者に魅力あるまちづくりを

塚田 正平 議員

(4) 豪雨災害対策についてほか

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(柳澤君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(柳澤君) 最初に6番 塩野入猛君の質問を許します。

6番(塩野入君) おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、 通告に従い一般質問をいたします。

1. 高齢者の社会参画について

せんだって、厚生労働省が全国市区町村別の平均寿命を発表し、本県北安曇郡松川村が男性82.2歳で全国第1位となったほか、男性上位20位以内に県内11市町村がランクインされました。本町は、男性80.6歳、女性は県内で坂城町だけが平均年齢を下回りましたが、それでも86.2歳であります。

今月16日は敬老の日であります。間もなくであります。老人福祉法第3条には、「老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。」、そして「その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。」と規定されています。この労働的な活動主体としての老人観は、人口構成の老人人口比率が大きくなり、驚異的な寿命の延びによる人生80年時代による元気な老人、高齢者が社会の至るところで活動している現実から見れば当然であります。近い将来、高齢者も社会の担い手として活動しなければ、社会自体が維持できなくなってくることは目に見えています。私が一般質問でも常々申し上げてきた2025年までの最後の急な上り坂は、まだもう少し先であります。自立して健康に生活できる期間を示す健康寿命も、厚生労働省で算出されています。

そこで、高齢者の社会参画について、これから順次質問をいたします。

イ. 社会参画機会の創出

政府の社会保障制度改革国民会議は、先ごろ最終報告書を正式に取りまとめました。そこには医療、介護などの高所得、高齢者向けの自己負担の引き上げなどの負担増が提言されています。現在の高齢者問題の深刻化の遠因は、高齢者問題を福祉問題と捉えているところにあるような気がいたします。行政は高齢者が増える分だけ医療、介護予算を増やすという発想でなく、高齢者一人一人の働く意欲に注目した社会参画機会の創出支援が大切と考えます。

さて、長寿県長野が裏づけられた中に、注目したい一つは介護保険のサービスの利用状況であります。本町の65歳以上の第1号被保険者数、要介護・要支援認定者数、それに介護保険サービスの利用者数は現在どれくらいでしょうか、お聞きをいたします。私は工業の町、ものづくりの本町の特質を生かし、地元企業の求人と求職を希望する高齢者マッチング、すなわち高齢者雇用をつなぐ仕組みの創設はいかがかと提案をするものであります。これから先しばらくは高齢者が超高齢社会を支えて生きる時代が続きます。専門職種であれば、高齢者は高い能力を有し、ものづくり産業において技術者や技能者の高齢化で暗黙知的な技術が失われ、産業の弱体化が心配される事態は既に起こっています。高齢者は年齢のハンデはありますが、それを補うアドバンテージを有しています。これから超高齢社会が進む中で、工業に特化した本町の特質を生かした高齢者の社会参画機会の創出について、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

ロ. 雇用確保の充実

今、過疎化などで社会的共同活動が困難になっている地域、いわゆる限界集落が増加しています。しかし、そこで暮らす多くの高齢者の方々は非常に元気で生活し、しかも都会に住み着いた子供らが親が高齢化し都会へ呼び寄せようとしても、長い間生活してきたその場所を離れようとはしません。その現実からは、高齢者が元気で生き生きと、しかも楽しく働くことのできる高齢者雇用確保の充実というものが見えてきます。本町には独自の技術、ノウハウを持っている企業もあり、これからの少子高齢化社会にあっては熟練した高齢者の支援も重要です。それには工業の町、ものづくりの町にふさわしい高齢者雇用に向けた支援づくりを進めていく必要がありはしないかと思いますが、ご所見をお伺いをいたします。

町長(山村君) ただいま高齢者の社会参画ということで、イ、ロについてご質問がございました。私のほうからは全般的な町の取り組みについてお話し申し上げまして、一部具体的な内容につきましては担当課長からお話し申し上げます。

まず、これ、ご案内でございますけれども、ご存じでございます第5次坂城町長期総合計画 基本計画、第2章ともに生きる福祉と健康のまちづくり、第2節きめ細かな高齢者福祉、4、 生きがいづくりの推進の中で社会参画の推進が位置づけられており、高齢者自身の主体的参画 を基本に、老人大学、各種講座などの文化活動の促進を図るとともに、シルバー人材センター を通じた就労機会の拡大を図りますと記載されております。

現在、町内におけるシルバー人材センターの会員は155名で、これまでの人生で培った技術や技能を生かし活動されておられます。また老人大学には18名の方が受講されており、各種の学習活動を通じ高齢者としての教養を深め、お互いの仲間づくりと人間性豊かな生きがいある生活を送るため、学習に励んでおられます。現在も地域の活動や子育て支援など、各分野において多くの高齢者の皆さんにはボランティア活動に携わっていただいておりますが、これからも高齢者の社会参画の促進を図ることにより、高齢者の方々が年齢や性別にとらわれることなく、ほかの世代とともに社会の重要な一員として生きがいを持って活躍したり、学習成果を生かしたりできるような町づくりを進めることは大事であると考えております。

さて、今年春に行いました坂城町工業実態調査では、町内製造業の企業に対し、貴社での退職者による技術、技能の継承への影響についてとお聞きしたところ、既に影響が出ていると答えられた企業が約5%、今後影響が出てくると答えた企業が約45%、影響はないと答えた企業が約50%でした。この結果からも、町内の約半数の企業が退職による技術、技能の継承への影響について懸念されており、その対応策として若手従業者へ技術、技能を継承、技能のマニュアル化、雇用の延長等によって対応しようとしております。

今回、議員さんから今ご提案の坂城町の特徴である工業の町、ものづくりの町としての特質を生かし、地元企業の求人と求職を希望する仕組み、支援体制の創出につきましては、町として具体的には現在のところ考えておりませんが、厚生労働省の補助事業に高年齢者雇用安定助成金といったメニューもあります。これは定年を迎えた高年齢者で、その知識、経験を生かすことができるほかの企業での雇用を希望する者を、民間の職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主に対して助成するもので、採用した企業に対し最大70万円が支給されます。こういった補助制度も町内の企業に十分PRしてまいりたいと考えております。

また、東京都品川区では厚生労働大臣の認可を受け、おおむね55歳以上の都民の無料職業紹介所、サポしながわをシルバー人材センターと社会福祉協議会が連携して運営しております。 業務内容は職業紹介から仕事に関する情報の提供、就業相談まで行っているということでございますので、こういった事例なども含めまして今後さらに研究してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

福祉健康課長(天田君) イの社会参画の創出のご質問のうち、介護保険サービスの利用状況についてお答えいたします。

介護保険において65歳以上の方が加入する第1号被保険者の人数は、平成25年3月末現在で4,745名でございます。そのうち要介護認定を受けている方が524名、要支援認定を受けている方が98名で、第1号被保険者の13%に当たる622名の方が認定を受けてお

ります。また、認定を受けた方々の介護保険サービスの利用状況でございますが、ホームへル プやデイサービスなど在宅サービスの利用が406名、特別養護老人ホームなどに入所し介護 を受ける施設サービスの利用が120名、計526名となっており、第1号被保険者の11% に当たる方がサービスを利用しておられます。以上でございます。

6番(塩野入君) 今のお答えの中で、この町には介護保険を納めているが、介護保険のサービスを受けずに生活している高齢者が4千人を超えていらっしゃる。この人たちは全部が全部ではありませんが、元気な高齢者であります。元気な高齢者に仕事に従事する機会、その他社会的活動に参加する機会を与える仕組みをつくり、健康寿命を維持することは、介護保険や医療費の軽減に連動していきます。それには高齢者雇用の需要を調べ、これから先の需要推移を把握して高齢者の社会参画機会の創出をしていかなければ、的確な推進ができません。また、そうした推進をするための計画づくりの段階にも、初めから高齢者に参画していだたくことが社会参画機会の創出を生み出すとともに、経験をしてきた高齢者の生の意見や考えが反映することになります。高齢者の社会参画の創出をどんな形、方法で進めていくことが考えられるのかをお聞きをいたしたいと思います。

今回、質問の最後のきわめつけは、(仮称) 高齢者雇用確保条例の制定に関する町のお考えであります。高齢者が生涯現役で生き生きと過ごすための活動の舞台として、条例による制度設計という提案が大切と考えます。条例には、新規に高齢者雇用をする場合は町内居住者を優先させたり、町内企業にも一定数の高齢者雇用を進める内容を盛り込み、積極的に高齢者雇用を進めていく企業には優先的に行政サービスへの参加機会の提供をするといったことも一案ではないかと考えます。さらに、企業には高齢者雇用の状況を町に報告してもらうことにより条例の実効性は高まると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

産業振興課長(塚田君) 企業の高齢者雇用の需要を調査及び高齢者雇用確保条例の設置という ことについてお答えいたします。

企業は、業績や景気動向等により採用計画が大きく変化いたします。また、急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が、少なくても年金受給開始年齢まで意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、この4月に施行されました改正高年齢者雇用安定法に対応するため、今後企業に60歳以上の従業員が増加してまいります。このような情勢の中、企業に対し高齢者雇用の需要推移を把握するための調査及び新たな条例設置を今現在で行うことは、極めて難しいものと考えているところでございます。

今後、高齢者の社会参画機会の創出をどんな形、方法で進めていくかというご質問でございますけれども、先ほども町長から答弁させていただきましたが、ほかの世代とともに社会の重要な一員として企業で、そして地域で、また家庭で生きがいを持って働ける場づくり、学習成果を生かせる場づくり等、さまざまな面から進めてまいりたいというふうに考えております。

6番(塩野入君) なかなか難しい、条例改正なかなか難しいと、こういうことであります。ただ、全体にそういう総括的な町としての枠組みといいますか、そういう一つのそのセットをつくっていかないと、いつまでもそれだけでいくと町独自、町どうしましょうか。私はものづくりの町、工業の町としてどうしていきましょうかということを基本に質問をしているわけでありまして、したがって今、なかなか難しいというだけじゃなくて、やっぱりこれから少し検討してもらってですね、町でどういうところがいけるか、その辺のあたりもひとつ一生懸命、少し研究検討してもらいたいと、このように思います。これは要望であります。

いろいろご答弁等をいただきました。人間というのは、遊ぶ暇がないほど忙しい現役のとき は暇が欲しくて仕方がないのですが、引退してしばらくたってやることがなくなると、今度は 何か仕事をしたくて仕方がないというふうになるそうです。そしてそこにはお金だけでなく、 社会への貢献、人助けといった別の意味での使命感も出てくるようであります。高齢者を動か すのは感動、行政のかけ声や補助金だけでは動かない。そんな要素を取り入れた高齢者の社会 参画が大切ではないかと思います。

次の質問に移ります。

2. 坂城更埴バイパスの事業計画について

次に、坂城更埴バイパスの事業計画について、バイパスの一般質問は前回に引き続き早くもこれで4回目の質問になります。さて、ようやくバイパス設計原案ができ上がり、先月8月下旬に網掛区初め村上地区5区の公民館、そして今月6日には役場での合計6会場で国道18号坂城更埴バイパス坂城町区間設計説明会が開催されました。地域住民には初めての具体的な計画図が提示され、大きな関心を持って臨んだところであります。そこで、今回は6会場で開催された設計説明会をもとに、これから順次お伺いをいたします。

イ. 設計説明会の意見・要望

私も地元網掛区の説明会初め、幾つかの会場に出向いて説明や質疑をお聞きをいたしました。 それぞれの会場でさまざまに質疑応答がなされたわけですが、意見、要望などを含めどのよう な内容が多かったのでしょうか。また、それぞれの会場ごとでの質疑応答では、どんな傾向あ るいはその地域独特の意見、要望などがあったのかどうかをお聞きをいたします。

説明会場には大きな図面が張られ、その図面は各会場に残していかれ、区ごとに保管されているはずです。建設課長はその図面などにより、その後に質疑、意見、要望があれば遠慮なく町へ申し出てほしいと申されました。説明会の後にも意見、要望などが町側へ届いていますでしようか。それはどんな内容なのかお尋ねをいたします。

ロ. 交通動線の確保を

バイパスの必要性、整備効果のほか、バイパスが影響する交通動線の確保も大切な要素の一つであります。私は網掛地区には横断ボックスが2カ所計画されましたので、それを接続され

巡回できる機能もつくってほしいということを過日の説明会で要望をいたしました。網掛、上河原地籍の耕作地は代替ルートがなく孤立状態になってしまうため、新たに横断ボックスが計画されましたが、耕作地への出入り口はここ1カ所しかありません。県道の私の家の前から町道B039号線が湯さん館へと続いています。湯さん館方面から県道に出る際は交通状況がわかりにくく、カーブミラーに頼る傾向があります。特に右折が危険であります。カーブミラーは鏡ですから、右折のウインカーを逆に見誤ったり、その県道を走る車の遠近感覚が異なって見えることにより、しばしば急ブレーキやクラクションの音が聞こえてきます。そういう現実を見ていると私は、左回り、時計の反対周りの交通動線が大切だと感じています。

孤立状態の上河原地籍の耕作地の下流、霞堤の先には町道0611号線にもう1本横断ボックスが設置されます。耕作者は県道を利用して新規の横断ボックスから入り、耕作地を北上して町道0611号線横断ボックスにより県道に出るルートができ上がりますと右折が少なくなり、左回りの動線が確保され、交通事故防止にも大きく貢献できるものと考えます。2カ所の横断ボックスをつなげ交通動線の確保を図っていただきたいが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

ハ. 今後の事業の流れは

今回の説明会で国道事務所からは今年度、用地幅ぐいの打設まで進めたい意向が伺えます。 今、9月であります。そうすると残り半分で設計協議を済ませ、実施設計書を作成し、全線幅 ぐいを打つとなると、急がないとそこまで進みません。意見、要望も相当数出されていますの で、集約するにも時間が必要です。年度内の幅ぐい設置に至るまでの予定スケジュールはどの ように描いているのでしょうか、お聞きします。

次に、区ごとに設置する対策委員会の設置時期についてであります。

説明会の中では、これからの地元とのやりとりは区ごとに設置する対策委員会を通して行いたい意向であります。それには対策委員会の立ち上げものんびりはしていられないような気がしますが、いかがに進めていくのがよいのでしょうか、お尋ねをいたします。

建設課長(青木君) 2. 坂城更埴バイパスの事業計画について、項目に従いまして順次お答え申し上げます。

まず、イの設計説明会の意見、要望についてでございますが、ご案内のとおり坂城更埴バイパス坂城町区間3.8kmにつきましては平成23年度に国の直轄事業として事業化され、平成23年度には測量、地質調査、道路予備設計、関係機関協議を、平成24年度には動植物全般の環境調査、道路予備設計について関係機関との協議、関係区長への説明会等を実施したところでございます。平成25年度は4月の区長会において事業概要の説明を、7月には本年度の進め方や地元設計協議等について関係区長への説明を実施し、また8月18日の上五明区を初め村上5地区と役場において国道18号坂城更埴バイパス坂城町区間設計説明会を実施した

ところであります。

この設計説明会においてどのような意見、要望が多くあったかとのご質問でございますが、バイパスの開通によって分断される町道等にかわる側道、横断ボックス等の機能回復や今後の事業の流れ、今まで行ってきた各調査の結果等についてご意見、ご要望等をいただいたところでございます。地域独自の意見、要望といたしましては、上五明区、上平区、月見区からは県道が分断されることによる通勤、通学路について、開通後の横断方法や新たな歩行者用の横断ボックスの設置について、網掛区からは計画されている横断ボックス間の側道の接続、小網区からは計画されている側道の延長などについてご意見、ご要望があったところでございます。また、農地につきまして代替地の要望等もございました。町といたしましても、農業委員会等協力をいただきながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

説明会後に、町への要望、意見等が届いているかということでございますが、現在、機能回復に伴う道路の取りつけ位置等について3件のご質問、ご要望をいただいており、いずれも長野国道工事事務所に報告し、現在検討をいただいているところでございます。

続きまして、ロ. 交通動線の確保についてでございますが、今回提示された事業計画においてバイパスの開通によって出入りできなくなる地域への機能保障として横断ボックスが計画されており、幅5m、車道部分につきましては4m、高さ3mの横断ボックスを設け、連動の機能を保障することとなっております。ご質問にありましたとおり、網掛地区にはバイパスにより分断される地域が2カ所あり、それぞれに横断ボックスの設置による機能回復が計画されており通行の確保が図られるものでございます。

また、側道と側道を結び横断ボックスをつなげた左回りの交通動線の確保を図るようにということのご質問でございますが、長野国道工事事務所によりますと、機能回復につきましては原則として現在利用されている道路や水路についての機能を損なわないよう計画されているということでございます。新たな機能の追加等につきましては、実施の可否も含め検討するということをお聞きしておりますので、この要望につきましても千曲川河川事務所や長野県との協議も必要な箇所となってまいりますが、長野国道事務所に検討をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、今後の事業の流れにつきましては、各地区で開催した設計説明会をもとにご意見、ご要望を各地区単位でまとめていただき、長野国道事務所との協議を重ね実施設計の修正を加えながら合意をいただき、用地幅ぐいの打設までを今年度の事業目標として進めてまいりたいとのことでございます。今後、町といたしましても、地元の区長さん方にお集まりをいただき、各地区のご意見、ご要望の取りまとめや協議の窓口となる組織の設置などについてご相談させていただき、地元の意見、要望がスムーズに長野国道事務所に伝わりますようパイプ役に努めてまいりたいと存じます。

対策委員会につきましては、基本的に用地交渉等をいただく一つのまとまりとして区単位の立ち上げが望ましいと考えるところでございます。対策委員会の設置につきましては、現在各区において検討をいただいているところでございますが、区によっては10月中旬をめどに立ち上げを進めているところもあれば、まだ検討中というところもございます。このような状況がございますので、地元区長さん方にお集まりいただく機会を設け、対策委員会設置に向けた調整等を行い、10月から11月中には設置いただけるよう区と調整をしてまいりたいと考えております。

今後、地元との設計協議の合意がなされれば用地幅ぐいを設置し、地権者や地元区との調整を行い、その後、用地測量、物件調査、補償金の算定等が行われた後、用地交渉を進めていくということになります。平成25年度中に用地幅ぐいの打設が実施されれば、用地測量等を経て平成27年度ごろから用地交渉に入れるのではないかとお聞きしているところでございます。町といたしましては、事業の推進が図られますよう意見、要望の取りまとめや対策委員会の設置方法など地元区とのかかわりを深め、長野国道事務所との協議や調整を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

6番(塩野入君) 今回の説明会には地権者の皆さん初め、地域の方々の貴重な意見なり要望が 出されているところであります。できるだけ酌み上げて、地権者、地域の側が納得できる道筋 をつくっていただきたいと思います。

そこで、出された意見、要望などは、町ではどのように集約し、国道事務所とまとめ上げていくのか、今少し説明がありましたが、もう少し細かくその道筋をお聞かせいただきたいと存じます。

対策委員会の設立は、各区がそれぞれの実情などをあわせ区が主体でつくり上げていくということでありますけれども、それを全て区に任せるのではなく、今もご説明がありましたが、区長さんを呼び集めてと、こういうことでありますので、その辺もいろいろ含めながらですね、そのノウハウや基本的なことは積極的に町でも関与したりご指導をしていただきたいと存じます。また、区や対策委員会からいろいろと相談があったら、これも積極的に応じていただきたいと存じますが、その辺のお考えをお聞きをいたします。

バイパスもいよいよ具体的な段階へと進み始めました。これからさまざまに問題、課題が出てくることが予測されます。それに素早く円滑に対応できるよう、町の体制もより強化していただかなければならないと思います。体制づくりについてのこれからの体制づくりのお考えをお聞きをいたします。以上です。

建設課長(青木君) 再質問についてお答えいたします。今回開催した設計協議会において出されたご意見、ご要望等につきましては、長野工事事務所で一旦持ち帰っていただき、実施の可否も含め検討をしていただくということになっておりまして、現在検討をいただいているもの

も幾つかございます。またこれからも事業を進めていく上での地権者の方、地域からのご意見、 ご要望につきましては、それぞれ対策委員会でまとめていただいた後、地元区長さん方それぞ れお集まりいただく中で町全体の意見として集約をし、長野国道事務所と協議や調整をしてま いりたいと考えているところでございます。今後、町といたしましても、最大限地元に協力し、 対策委員会等と積極的にかかわりを持ちながら坂城更埴バイパスの事業推進に努めてまいりた いと考えております。

また、強化した町の体制づくりということでございますが、円滑に対応を図られるよう建設 課の担当係だけではなく、建設課全体でそれぞれ対応していくことはもちろんでございますが、 必要に応じまして代替地の問題ですとか交通安全の問題等これから出てまいりますので、関係 各課と連携をとりながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

6番(塩野入君) 供用開始になってしまってから、ああやっておけばよかった、こうやっておかなければいけなかったでは遅いし、間に合わないわけであります。このような大きなプロジェクト事業に直面して地権者初め地域の皆さんも専門的な知識は持ち合わせているわけではありませんので、今ここで何をどうしたらよいか、先をしっかり見据えられるものではありません。町としても地権者、地域の側に立って将来を見据えた事業の推進を図っていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

3. 県道77号(長野上田)線の交通安全対策

つい先ごろ、網掛地区の家屋が連檐する県道77号長野上田線と町道B030号線とのT字路で交通事故が発生してしまいました。夏休み中で朝、ラジオ体操に行く途中での出来事です。 救急車で運ばれましたが、大事に至らず安心したところでもあります。

県道は、国道18号線に比べて信号機や横断歩道など交通安全施設も少なく、車のスピードが出しやすいかもしれません。それだけに大きな事故につながるおそれがあり、交通事故を未然に防ぐ観点から県道の交通安全対策についてお尋ねをいたします。

イ. 交通量の状況は

朝夕のラッシュ時には相当数の車の往来があり、県道に面する私の家から車で県道に出るにも難儀します。特に千曲市方面へ右折するには、時間をかけて車の切れ目を見つけなければならないありさまであります。現在の県道の交通量はどれくらいあるのでしょうか。時間帯別ではどんな状況でしょうか。また、どのような推移で来ているのでしょうか、お聞きをいたします。

ロ. 信号機、横断歩道の設置を

村上小学校前の村上交差点信号から鼠橋交差点の小網信号まで、その間、網掛、小網を縦断する県道には信号は一つもありません。横断歩道も網掛区域に2本、小網区に1本のたった3本であります。

まず一つは、県道に信号機を設置していただきたい。県道の東側に住む網掛の子供たちは町道0516号線と県道とのT字路にある県道の横断歩道を渡り通学します。子供たちの登校する時間は車の往来が激しいラッシュ時と重なり、危険がいっぱいです。小学校5年生の私の孫がこの横断歩道を渡ろうと旗を上げ、車がとまったから渡ろうとしたら、後ろの車がそのとまってくれた車を追い越していこうとして危なかったと話してくれました。一歩間違えば大変な事態になります。登校時は登校班を組み、班長が班長旗を上げて列を組んで横断しますが、下校時はそれぞれ三々五々に横断しますから、特に低学年の子供たちが心配です。この横断歩道は子供たちの帰りの横断する側から見ると緩いカーブで、おまけに歩道もなく、建築物は県道に直面していますから、大変見えにくい場所でもあります。先ごろ横断歩道の直前の部分を茶色の舗装にはしましたが、抜本的な対策にはなりません。そこで、この通学路として使われている町道0516号線と交わるT字路に信号機を設置していただきたいが、お考えをお聞きをします。

次に、横断歩道の新設であります。事故現場には横断歩道はありません。事故のあった町道 B030号線とのT字路は、県道の西側に住む皆さんの生活道路でもあります。歩道は県道東 側だけに設置され西側にはありませんし、家屋も連檐していますから県道を渡るにはカーブミ ラーに頼る場所であり、見えにくく非常に危険であります。ここに横断歩道を新たに設置して いただきたいが、お尋ねをいたします。

住民環境課長(金子君) イ. 交通量の状況はについてお答えいたします。

ご案内のとおり、県道77号線長野上田線でありますが、村上地区を縦断する主要道路であり、町内外の多くの方が利用しているところであります。またこの県道は地域によっては通勤、通学のルートを分断しており、主要交差点ではスクランブル化するなど、その安全確保が図られてきたところであります。

現在の県道の交通量はとのご質問でございますが、県建設部においておおむね5年に一度の割合で全国道路・街路交通情勢調査を実施しており、直近では平成22年度に調査が実施されております。この調査は県道の網掛地籍で行われており、上下線合計の交通量は午前7時から午後7時の12時間では7,716台、24時間では9,954台となっております。また、時間帯別のデータはございませんが、混雑時の1時間当たりの交通量は1,168台となっております。

次に、推移についてでございますが、それぞれ調査が実施された年度間で比較いたしますと、 平成9年と平成11年では101%、平成11年と平成17年では110%、平成17年と平 成22年では81%となっているところでございます。また、上田坂城バイパスの開通後の平 成23年3月と12月に小網地籍において千曲建設事務所独自の交通量調査を実施しておりま す。これは調査方法や調査場所も全国道路・街路交通情勢調査とは異なりますので一概に比較 はできませんが、この間の交通量は上田から網掛方面へは2.7%、網掛方面から上田方面へは1.8%それぞれ増加している状況でございます。

続きまして、口の信号機、横断歩道の設置をについてお答えいたします。網掛昭和電機製作所様より県道方面に向かう町道0516号線と県道77号線のT字路にあります横断歩道への信号機設置の件ですが、昨年、町教育委員会が中心となり町関係課及び関係機関が連携し、通学路における緊急合同点検を実施しましたところ、当該地点においては村上小学校より県道を横断する通学路となっており、登校時間帯においては車の量も多く危険な箇所だと報告がありました。県道を管轄する千曲建設事務所や千曲警察署の担当者と現地を確認し対策を検討した結果、昨年度においては千曲建設事務所により上り線、下り線の横断歩道の手前をカラー舗装にしていただきました。あわせて、千曲警察署に信号機の設置を要望し、千曲警察署より長野県公安委員会へ申請していただき、今年度においても継続審議となっているとのことでございます。

福泉寺様より県道に向かう町道B030号線と、県道77号線のT字路に横断歩道の設置をとのことでございますが、当該地点は先ほどの信号機の設置要望があった箇所から120mほどのところにあり、また大井クリニック様から県道に向かう町道B039号線と県道77号線のT字路にある横断歩道からは130mのところにあります。横断歩道や信号機設置要望の場合は、交通量や利用者数を参考にするほか、横断歩道については距離基準が決められており、横断歩道と横断歩道の間隔が市街地においては100m以上、非市街地においては200m以上となっております。地元網掛区の皆様や安全協会、町PTA等の関係団体のご意見をお聞きする中で、設置要望については慎重に検討をしてまいりたいと考えております。

6番(塩野入君) いろいろその規定といいますか、決まりがあるようであります。何はさておいても人身事故、子供さんたちや、あるいは高齢者がその事故に遭ってはならないわけでありますから、何かいい工夫をしながらですね、そういうものに対処していっていただければと、こう思うわけであります。

今、説明がありましたが、交通量の推移の増減はそれはありますけれども、今、県道は一日 9,954台ですか、約1万台であります。昼間が7,700台、ピーク時の1時間は 1,168台の交通量があると、こういうことでありますから、そこでその沿線で生活する私 たちは常に危険と隣り合わせであるわけであります。身近な子供たちが突然交通事故に巻き込まれる事態が発生し、改めて交通事故防止に向けた環境整備の重要性を強く感じるところであります。私も千曲交通安全協会坂城支部長の職を担っている立場から、交通安全、交通事故防止に尽力してまいらなければならないと思っております。

坂城支部では、昨日午後7時半から秋の全国交通安全運動の打ち合わせ会議を開きまして、 実施計画を決めたところでもあります。坂城町は4月25日に交通死亡事故ゼロ500日を達 成し表彰を受け、現在これが更新中であります。交通死亡事故ゼロが長く続きますよう祈りながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長(柳澤君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前 9時20分~再開 午前 9時31分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

次に、7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番(西沢さん) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を いたします。

1. 魅力ある町に

イとして、子育て世代に支援をです。

7月に行われた議会報告会で、こんな意見をいただきました。若者が少なくなってしまい、お祭りや区の行事を何とかこなしている。これから先が心配だ。何をしたらいいのか、みんなで知恵を出すときじゃないか。また、8月15日の私の地元区の夏祭りで、お盆に帰省した仲間に地元で活躍している彼らがこっちに帰ってこないか、また一緒にやろうと声をかけているのが聞こえました。帰ってきたいなという声も聞こえました。そこで私が若者たちに、坂城町はこんないいところがあるよと声をかけたかったのですが、町の魅力についてとっさに出てきませんでした。少子高齢化により医療、年金、介護など日々の生活を維持する全てのシステムが壁にぶつかっています。この状況を一挙に解決する方策などありませんが、今頑張っている子育て世代に支援の枠を広げることが、お年寄り世代の支援につながり、少子高齢化の状況の改善に一歩前進し、魅力ある町づくりを推進することと思います。

そこで、次の3点について質問いたします。

まず、3人目の保育料について。現在の同一世帯で2人以上入所の場合、2人目を2分の 1に減額、3人目を無料としていますが、同時入所でなくて、第1子が小学生あるいは中学生 であっても無料とすることはできないでしょうか。

次に、2番目として、病児保育、病後児保育についてです。保育園に子供を預けて働いている親御さんにとって、子供が病気のときほど大変なことはありません。現在の町内の状況で困難なことは理解できますが、これからより女性の労働力が求められる中、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

3番目に、不妊治療についてです。前回の一般質問では検討という答えでした。とても残念でしたが、広報7月号に不妊相談をご存じですかというお知らせが掲載されました。これは一歩前進と思います。この問題が坂城町でもようやく取り上げられたという気持ちになりました。これからも定期的にこのコーナーを続けてほしいのですが、その内容に高齢妊娠のリスクについても加えていただくことを提案したいと思います。

厚生労働省は不妊治療で体外受精を受ける女性患者に対し、公費助成を42歳までとする新制度を平成28年度に始めると決定しました。この特定不妊治療に対しての助成とは別に町独自の助成制度を導入し、治療に対するハードルを下げてほしいのです。できれば、全ての不妊治療に対し何らかの助成の道が開かれればと切望します。お考えをお聞きします。

次に、ロとして、健康な町にです。

ちょっと残念でええっという話ですが、先ほどの塩野入議員の質問の中にもありました。全国市町村の男女別平均寿命が発表されました。2010年時点のまとめの数字です。男性の1位は長野県松川村、上位50位の中に県内は男性が19市町村、女性も12市町村が入ったということです。全国の平均は男性79.6歳、女性は86.4歳で、県内で全国平均を下回っていたのは男性木祖村、女性は坂城町だけだったとありました。ちなみに、坂城町の女性の平均寿命は86.2歳です。この結果について、原因の調査をされたでしょうか。お尋ねします。

次に、特定健診の受診率ですが、平成24年度の速報値は目標の65%には届きませんでしたが、約5ポイント伸ばし48.8%でした。庁用車にステッカーを張ったり、いろいろな会議での受診の呼びかけが功を奏したと思います。特定健診を受けると、その結果について報告、相談がありますが、受診した人全員が受けているでしょうか。その実態をお伺いします。

次に、国民健康保険事業についてですが、加入者の高齢化に伴う治療費の延びに対し財源が 追いつかない中で、今年度は税率を改定せず、厳しい運営状況だと思います。何よりも町民の 健康を守ることが国保の健全な運営につながります。健全に運営するための施策について、具 体的にお尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

町長(山村君) 魅力ある町に、子育て世代に支援をということで、何点かご質問をいただきました。私はその中の第3子の保育園料についてのお話を申し上げたいと思っております。

次代を担う子供たちの成長と育成に向けた課題というのは、少子化への対応と児童の健全育成でございます。我が国の平成24年度の合計特殊出生率は1.41であります。現代先進国においては人口増と人口減との境目は2.08程度とされておりますと、これから見るとまだまだ大変低く、人口減少の一途をたどっているということだと思います。

少子化は、子育てや教育をめぐる問題にとどまらず、次世代を担う若者の減少となって地域 経済や地域社会、地域文化、産業活動、町づくりなどさまざまな影響を与えます。そのため、 町では少子化対策を重要課題に位置づけ、平成17年3月に町次世代育成支援行動計画の前期、 22年3月に同計画の後期を策定し、次代を担う子供と子育て家庭への支援に取り組んでおり ます。具体的には、多様な保育ニーズへの対応として、核家族化の進行や働く女性の増加など に対応した延長保育、3歳未満児保育、一時預かり保育、障害児保育、また子育て支援セン ターの設立など、多様なニーズに対応した事業を推進してまいりました。 さて、ご質問の3人目の保育料について同一世帯、同時入所でなく、上の子が小学生あるいは中学生であっても無料にできないかということでございます。ご案内のとおり、同一世帯から2人以上の児童が入園されている世帯の保育料につきましては、第2子は半額、第3子は無料とし軽減に努めているところでございますけれども、同時期に3人とも保育園に入るというご家庭の数はそう多くありません。非常に少ないわけでございます。これ制度があっても実際には余り使われていないということでございます。先ほど議員からお話がありましたように、坂城町が子育でにとって特別なプログラムをつくって魅力的な町だということの一つとして、平成26年度、来年度をめどにしまして第1子のお子さんが卒園されても、第3子以降の児童の保育料を軽減する方向で検討したいと思っております。それで具体的な内容は、これ財源との関係がありますのでどの程度の補助にするのか、全額無料にするのか、あるいは近隣の市町村でも半額にしているところもございます。数との見合いもあります。それから義務教育、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが義務教育までにするのか。実は高校以上でやりましてもそう大した数はないんですね。私の考えとしては、やるならば上位無制限で、だけども、第3子目をどれだけ補助するかというのはこれから来年度に向けて検討したいと思っておりますけれども、いずれにしても26年度を目途に実施したいというふうに思っております。

町では、子供を産みたい、育てたいと望む人が安心して子供を産み子育てができる、また生まれてきた子供たちが健やかに育つことのできる社会を目指して、子育て世代を支援するという観点からも多様な保育ニーズへの対応と保育内容の充実を図り、保育が必要な子供に保育の場を提供し、積極的に子育て支援を行ってまいりたいと思っております。

とにかく3人目のお子さんをつくっていただけることというのは大変すばらしいことでありまして、これが若いころじゃなくてもですね、ちょっと年をとって30歳、40代、もう少し上になって40の半ばぐらいで、先ほど42歳という話がありましたけれども、子供が生まれたということでみんなでお祝いできてその支援ができるようなことを考えたいと思っております。詳細につきましては、時間をかけて検討をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

子育て推進室長(宮嶋君) 病児保育、病後児保育は通常、親が就労しているなどで保育所に 通っている児童が病気になったとき、あるいは病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻らず、通常の保育を受けることが厳しい回復期の児童を親にかわり世話をするといった内容の 保育でございます。この保育事業を行う施設には、医療機関併設型、保育園併設型、単独型と いった三つのタイプがありますが、その多くは医師が常にそばにいるという安心感もあること から、小児科などの病院に併設された医療機関併設型であると伺っております。

当町におきましては、保育園児と完全隔離したスペースの確保などの施設面、看護師等専門職の配置や医療機関との連携、協力などの体制面から病児保育、病後児保育を実施することは

現段階では非常に難しい状況でございます。坂城町社会福祉協議会において、仕事と子育てを 両立させたいと考えているご家庭のために開設されたファミリーサポート事業が実施されてお ります。この事業は子育てを応援、支援するための事業であり、平成25年度からは病児、病 後児の預かりについても援助活動を始めております。

町といたしましても、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子供や子育てをめぐる 環境が大きく変化する中で、子育ての総合的支援という観点からニーズ調査を行う中でさらに 研究を重ねてまいりたいと考えております。

福祉健康課長(天田君) 子育て世代に支援をのご質問のうち、不妊治療の助成についてお答えをいたします。不妊治療をされている方は年々増加しており、平成24年度国で行っております不妊治療の公費助成件数は昨年に比べ約20%増加しているとお聞きしております。不妊治療は、治療期間が長期に及ぶことが多く、治療費が高額であり経済的負担も大きくなります。国の公費助成制度といたしましては、1回の治療につき15万円を限度とし、通算5年間で10回までを助成するというもので、県が窓口となって実施をしております。町では、保健センターにおきまして、この制度をお使いいただくよう情報提供をしているところでございます。厚生労働省が先月開催いたしました不妊に悩む方の特定治療、支援事業等のあり方に関する検討会におきまして、現行助成制度公費助成につきまして制度の内容を収成28年度から変更

厚生労働省が先月開催いたしました不妊に悩む方の特定治療、支援事業等のあり方に関する検討会におきまして、現行助成制度公費助成につきまして制度の内容を平成28年度から変更するという方針が示されました。これは、治療費の助成対象者の年齢を42歳までとし、助成回数制限を現行の10回から39歳までの方が6回まで、40歳から42歳までの方が3回までにするという内容のものでございます。女性の第1子出産時の平均年齢は30.3歳と、晩産化が進む中、妊娠、出産に伴うリスクが少なく、出産する確率が高い年齢の方が必要な治療を受けられるようにすることが重視されてきております。国の助成制度が該当にならない治療等の費用につきましては、独自に助成制度を導入している市町村も増えておりまして、県下では59市町村が導入しているとお聞きをしております。

不妊治療の助成に関しましては、6月議会でもご質問をいただき、導入する方向で進めてまいりたいとご答弁を申し上げました。今後、町の実施計画の策定の中でも検討をし、早い時期に開始できるよう取り組んでまいりたいと思います。また、不妊相談等に関する情報提供につきましては、今後も引き続き広報等により行ってまいります。特に高齢妊娠のリスクについては、個々の状況に則した問題も多く、専門的知識を有する医師や助産師からの指導が必要なことから、広報に掲載するとともに保健センターにおいて専門的な相談窓口であります長野県不妊専門相談センターや医療機関を紹介するなど努めてまいります。

町では、今後も不妊治療に関するさまざまな悩みや問題について支援、ご相談に応じてまい りたいと考えています。

続きまして、ロ、健康な町にのお尋ねでございます。

ただいま、議員さんからお話がありました全国市町村別の男女平均寿命は、国勢調査の年に国から出るもので、作成基礎期間は本来国勢調査の前後3年であるところ、今回の数値は23年に発生した東日本大震災の影響を避けるために22年1年間の集計であるとお聞きしております。坂城町の女性の平均寿命が全国平均を下回った原因については、現段階では調査をしておりません。しかし、平成23年3月、健康づくり計画を策定した際、町の女性の問題として、お勤め、農作業、そこに家事も加わり休養のとり方などの生活環境、忙しい中での食事のとり方など、生活習慣などの因果関係が深いと分析していることから、このあたりに原因があるものと推察しているところでございます。

住民の皆さんお一人お一人がご自分の健康状態について関心をお持ちいただき、そして特定 健診を受診し、その結果内容を保健指導で知っていただく。こうしたことが糖尿病等の生活習 慣病の発症予防、重度化予防につながり、平均寿命にもよい影響が出てくるものと考えており ます。

特定健診の受診率の向上については、広報や公用車のステッカー等による啓発のほか、特定 健診受診率65%達成プロジェクトを立ち上げ、各課協力のもとそれぞれが開催する会議など に保健センター職員が出向き、少しお時間をいただく中、特定健診の必要性についてPRをさ せていただいております。今後も引き続き、生活習慣病の予防のため特定健診の受診率向上の 取り組みを進めてまいります。また、特定健診の結果報告会につきましては、健診受診者おー 人30分程度の時間により、受診者お一人お一人の健診の結果について説明をさせていただい ております。受診者の皆さんのお仕事などの都合に合わせて、昼間だけでなく、夜間、休日も 開催をしております。

現在の集団健診受診者は723名で、うち報告会参加者は665名、率で約92%と、受診をされた方のほとんどが結果報告をお受けいただきました。なお、お見えにならなかった方には保健師、栄養士が担当を決めまして訪問や電話、手紙などで報告させていただきました。特定健診の結果につきまして保健師、栄養士が保健指導をすることで、受診者の皆さんが生活改善の方法がわかり日常生活の中での実践に心がけていただけます。特定健診が始まった平成20年度から毎年報告会を継続して実施しており、中でも特定保健指導による23年度のメタボリック該当者に対し、24年度の該当者の改善率は50%と高く、一定の成果につながっているところでございます。

次に、国民健康保険事業を健全に運営するための施策についてでございますが、国民健康保険の運営につきましては、平成25年度の税率改正は見送ったものの、平成24年度の国民健康保険基金残高が1億6,219万4千円で、23年度末と比較いたしましてマイナス3.2%となっており、さらに今後も医療の高度化や加入者の高齢化などによる医療費の増加が見込まれるなど、依然に厳しい状況でございます。

増え続ける医療費の増加を抑えるため、ジェネリック医薬品の普及カードの配布や差額通知の実施など取り組んでいるところでありますが、医療費を使わず健康な日々を過ごすことは加入者の皆さんにとっても、保険者にとっても最も大切なことだと考えております。加入者の皆さんの健康維持のためには、先ほどお答えいたしました特定健診、特定保健指導の充実が重要であります。例えば、24年度の疾患別の医療給付状況の分析では、心筋梗塞などの循環器疾患は9件で総額4,059万円でございました。この方々の生活習慣病の治療状況は、高血圧が80%、脂質異常が55%、糖尿病が45%でございました。これらの疾患は特定健診により予防することができます。病気の重度化を防ぎ健康維持に努めることは、医療費の抑制にもつながります。

また、疾病の早期発見のため、人間ドックの補助を行っております。平成24年度は日帰り人間ドックで1人1万3千円を299名の方に、一泊二日人間ドックで1人1万5千円を80人の方に補助いたしました。健診結果につきましては、データ提供を受け特定健診と同様に扱い健康指導を行っております。また、70歳になりますとその翌月から国民健康保険高齢受給者証が交付されますが、その際該当の方にお集まりいただき、高齢受給者証の説明にあわせ、これまでの生活を見直し今後の健康管理に役立てていただくための健康教室を行っております。内容といたしましては、保健師による血圧測定と、動脈硬化性疾患の予防のため血管を守ることをテーマにした話をしております。また、健康運動指導師によるストレッチ体操の指導をあわせて行っております。日ごろからご自身の体を関心を持ち手入れをすることで、高齢期に増加する整形外科的疾患を予防することを目的としており、大変好評をいただいております。今後も特定健診や保健指導の受診を積極的に勧奨し、生活習慣を初めとした疾病の予防や健康維持に関する知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

7番(西沢さん) ただいまご答弁をいただきました。 3人目の保育料については、大きく前進したと思います。本当にうれしく思います。平成26年度をめどということですが、できれば来年度から何らかの方法で導入をお願いしたいなという気持ちで、失礼しました、26年度めどということですので、ぜひ詳細についてはこれから時間をかけてということですので、まずは第3子以降の軽減あるいは多分、無料にしていただければ本当にありがたいと思います。

その中で一つご質問したいと思いますが、幼稚園に通園している場合も同様の内容で支援という考え方でよろしいでしょうか。

それから病児保育、病後児保育の中で、社協のファミリーサポート事業についてですが、これについてどのような実績があるかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

子育て推進室長(宮嶋君) 再質問についてお答えします。幼稚園の関係でございますが、幼稚園の無償化、第3子からの無償化につきましては、国のほうで考えているということでございますので、町のほうでは今のところ考えておりません。

また、社会福祉協議会のほうで行っているどのくらいの実績があるかということでございますが、本年度から始めたということでまだその実績についてはまだ把握しておりません。

7番(西沢さん) ただいまファミリーサポート事業については今年度からの実施ということです。期待したいと思います。

病児保育、病後児保育についても、この行政と医療機関の連携ということが本当に大きな問題になってくると思います。町の中でその町民の健康を考えるときに行政、医療機関、福祉関係の緊密な連携を図り、その中から新しい取り組みが生まれてくるのではないかというふうに思いますので、その連携の枠の中全体に病児保育、病後児保育も位置づけて検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、不妊治療につきましては検討をしている、実施の方向で検討をしていくということですので、期待をしていきたいと思います。坂城町では子供を望むご夫婦に対して坂城町独自の支援の方法を検討していただきたいというふうに思います。

それから、健康な町についての再質問ですが、先ほどの男女別平均寿命についてはこれについてのその原因については調査はしておらないということですが、この次のこの調査に対して、この次は県内最下位ではなくていい成績になるようにというような、町の機運を盛り上げていただきたいというふうに思います。健康に対するその機運を盛り上げるということでどのようにお考えでしょうか。

それから特定健診についてですが、私も特定健診を受け結果の報告相談を受けました。結果についての説明や食事、運動に至るまで指導をいただき、今までより、より健康のためにと考えることが多くなりました。とても大切なことだと思います。特定健診の受診率が65%を超えると、国保の医療費が下がってくると聞きました。坂城町の平成24年度の1人当たり国保の医療費は34万6,669円で、県平均の30万4,162円を大きく上回り、県内高いほうから8番目です。その中で入院1件当たりの医療費が高額になっていることから、入院に至る重大な病気の割合が高いことを示しています。健診により早期発見、早期治療がいかに大切か、考えるまでもありません。だからこそ、まず健診を受け、その結果についてしっかり受けとめ日々の生活に生かしてほしいと思います。

この中で、結果の報告会に出られない人につきましては、電話や手紙や訪問をしているということでしたが、その内容の実態はどうでしょうか。それから特定健診以外の健診結果についても、保健センターで相談に応じていただいているというふうに理解をしていますが、この点についても、もっと周知をしていくべきではないかというふうに思います。お考えをお聞かせください。

福祉健康課長(天田君) 再質問をいただきましたので、お答えをしていきたいと思います。平成24年度の特定健診の受診率でございますけれども、先ほどありましたように暫定で48%

前後ということでございます。受診率が年々上昇をしていただいております。このことは町民の皆さんの健康に対する意識の向上が数値にあらわれているものと思うところでございます。 健診率が上昇するように今後も引き続き、先ほども申し上げましたけれども、受診勧奨に努めてまいりまして、65%になるべく近づくような取り組みを日々心がけていきたいと思います。それと、結果報告会の関係についてでございますが、先ほども申し上げたように92%の方が報告会にお見えをいただいていて、残りの8%の方につきましてはそれぞれ個別にご連絡をしたりとかいう形でさせていただいております。やはりそういうご関心があるということの中では、個別に訪問したり電話をさせていただいても、しっかり私どものその結果報告をお受けいただいているということで、今後もこういうところを通じながら皆様方の健康づくりということでも進めてまいりたいと思います。

それと同様に、人間ドック等の結果報告につきましても、データを提供していただく中で特定健診と同様に保健指導のほうを努めておりますので、こちらのほうにつきましても引き続き努めていきたいと考えております。

7番(西沢さん) 特定健診につきましても、また国保の関係につきましても、町民の健康を守るという観点からいろいろな事業を進めているわけですが、ここで町全体で何か一つですね、 何えば以前有線放送で3時に農民体操を流していたことがありました。健康体操のようなものを取り入れることもいいでしょうし、町全体で年間を通じて健康を意識する取り組み、またこれをぜひ検討していただきたいと思います。

魅力ある町にということで、議会報告会でいろいろご意見をいただき、町の将来像について 改めて考える機会になりました。若い世代への支援が、若者が坂城町に戻ってくる、あるいは とどまることのきっかけになればと思います。埼玉県北本市では、今年の7月からゼロ歳児お むつ無料化事業をスタートさせたと聞きました。支援の方法はいろいろ、さまざまです。その 中で坂城町らしい支援を望みます。

続いて、2番目の質問をいたします。

教育の問題についてです。

イとして、小学校英語教育の現状はです。

平成23年度より小学校5、6年生に本格実施された小学校英語は、国語や算数のように教科書がない教科なので活動と位置づけがされ、正確には外国語活動と呼ぶそうです。その目的は言語や文化に対する理解を深め、コミュニケーションを積極的に図ろうとする態度の育成としています。本格実施より2年を経過し、各学校での具体的な取り組みについてお伺いします。この活動の進め方について、主な内容と協力いただいている支援員さんとのかかわり方はどうでしょうか。また忙しい中、担任の先生、支援員さんの研修について、どうされているでしょうか。

次に、中学校への英語教育へのつなぎ方について心がけていることは何でしょうか。 以上の点については、3小学校で同様の取り組みと考えてよいでしょうか。 次に、ロとして、ネット依存についてです。

県内の小学4年生から高校生までを対象にした県教委のアンケートで、携帯電話やスマートフォンを持つ小学生女子の約25%、中学、高校女子の約40%が無料通話アプリを使用していることがわかりました。また全国中高生10万人近くが回答したインターネット使用実態に関する調査で、病的な使用でネット依存が疑われる生徒が8.1%に上ると、初めて全国的な調査結果が発表されました。この数字からネット依存の中学、高校生は全国で約51万8千人と推計されました。8.1%の生徒の中には、眠りにつきにくい、気分が落ち込むなどを訴えているとのことです。使い方によっては犯罪などに巻き込まれる可能性もあり、見過ごすことのできない問題だと思います。

そこでお尋ねします。町内の小中学生について、携帯電話やスマートフォンを持っているか、 ラインなどの無料通話、メールアプリを利用しているかの調査をしているでしょうか。また、 ネット依存やネットを使用してのトラブル、いじめなどを防ぐために、どのような対策をとっ ているでしょうか。以上で1回目の質問といたします。

教育文化課長(柳澤君) 2. 教育の問題について答弁してまいります。

まず、イ. 小学校での英語教育の現状についてでございます。

平成20年3月に改訂されました学習指導要領により、小学校での外国語活動が新設される ことになり、平成21年、22年度が外国語活動の移行期間とされ、平成23年度から5年生、 6年生で必修化となりました。当町におきましては、坂城小学校で平成20年度より実施して いた英語活動を足がかりとし、翌21年度から準備期間として全小学校で英語活動の取り組み を始めました。準備期間中につきましては、3校に英語教育の支援員を配置し、英語学習の進 め方の素地をつくるため学級担任とチームティーチングにより活動に取り組んでまいりました。 完全実施後の平成23年度からは5年生、6年生の各学級がおおむね週1時間、年間35時間 の外国語活動の時間を全小学校で行っておりますが、子供たちに英語に親しんでもらえるよう 支援員の配置は継続しております。平成24年度の支援員の配置につきましては、3校合わせ て622時間となっております。具体的な進め方としましては、文部科学省が作成した「H i、friends!」という教材を使い、学級担任と支援員の連携により学習を行っていま す。学級担任や支援員の研修につきましては、当町では英語教育を専門とされている信州大学 の酒井教授を講師に、各校年2回の研修会を実施しております。また、外国語活動が必修化と なったことで、教員自身も英語に自信を持って子供たちに教えられるよう、ネイティブな発音 や基本的な表現になれるよう外国人の講師による研修会を開催しております。教員を対象とし たネイティブスピーカーによる研修は他の自治体で実施しているケースは少なく、先生方から

は大変喜ばれている状況でございます。

中学校へのつなぎ方で心がけている点ということでございますが、小学校で楽しんで学んだ 英語を継続して楽しく学習していくというところでございます。中学校では、小学校の英語活動の実態をつかみ、それを指導に生かすため小学校との連携を図り、毎年学校職員会等で情報 交換をするなど研究を重ねております。また、中学校に配置しております英語指導講師の積極 的な小学校への訪問活動も行っているところでございます。現在、坂城中学校にはアメリカ出身の講師が勤務しており、中学校の英語の授業のほか、原則として毎週金曜日には小学校を訪問しております。小学校を訪れた際は5、6年生だけではなく、低学年も含め学級を回り、休み時間での遊びや給食も一緒に食べるなど、外国人とふれあう機会にもなっており、児童も講師が来るのを楽しみにしております。小学生の外国語活動でネイティブスピーカーの講師と交流することで、中学生になったときに英語活動ではなく、教科となる英語へのスムーズな移行も図れるのではないかと考えているところでございます。なお、小学校での英語活動につきましては、おおむね3校同様の取り組みとなっているところでございます。

次に、ロ. ネット依存について答弁申し上げます。

現代の情報化社会におきまして、インターネットの環境は私たちの生活に欠かせないコミュニケーションツールとなっております。そしてインターネットがもたらす恩恵は多い反面、さまざまなリスクも生じ、ネットいじめやネット犯罪が起き、それに子供が巻き込まれるケースも増加しておる状況でございます。また、インターネットと申しましても、以前のようにパソコンがなければ利用できないといった状況ではございませんで、現在では携帯電話に加え通信機能のある音楽用携帯端末、携帯型ゲーム機、タブレット型多機能携帯端末などからの利用もでき、その利用状況は大変な伸びを見せている状況でございます。

これらインターネットの利用状況につきまして、坂城中学校において本年の6月に全校生徒を対象にアンケート調査を実施いたしました。この調査は生徒のインターネット利用状況を把握し、現在の情報環境に合った教育を推進するために行ったもので、スマートフォン等携帯電話、通信機能のあるゲーム機、音楽用携帯端末の所有状況、そしてそれらを使用してのインターネット、メールやラインの利用状況等、7項目について調査を行ってございます。

携帯電話かスマートフォンを所有している割合につきましてですが、全国的には中学生で5割を超えるとされておりますが、今回の調査結果で当町では約3割ほどと若干低い状況でございました。この調査結果をもとに、7月6日の授業参観日には携帯電話等の危険性、携帯電話等が引き起こす犯罪について保護者指導を行っております。また、夏休み前には学級ごと携帯電話等を所有する生徒を対象に、携帯電話等の利用についての指導を行っております。

今後の予定としましては、10月の授業参観日に専門的な講師をお迎えし、その危険性や犯罪防止について生徒対象と保護者、教員対象に分けてPTA講演会を開催する予定になってお

ります。この講演を受けて、学級ごと生徒指導を実施していく予定となっております。

また、中学生以外の保護者でも不安を感じられている方が多いことから、青少年を育む町民会議と坂城ふれあい大学におきまして、子供たちのインターネットの利用実情や危険にどう対応すればよいのかの講座を10月に予定をしておるところでございます。児童、生徒とともにその保護者にも使い方によっては犯罪に巻き込まれる危険性があるという認識を持っていただけますよう、生活指導の時間で、あるいは研修会等を開催する中でトラブルの防止に努めていきたいと考えておるところでございます。以上です。

7番(西沢さん) それでは、再質問をいたします。小学校の英語教育の現状はについてですが、今のご答弁で試行期間より支援員を配置して担任の先生と連携して、また試行後は先生方にも外国人講師による研修などを積極的にしてきたということで、意欲的に取り組んでいるというふうに思いました。その点について敬意を表したいと思います。小学校英語につきましては、学校や地域で指導の方法や授業内容が本当に違っています。文科省は今後、小学校の英語教育が卒業後に与えた効果や課題を調査し、効果的な英語教育の方法を探るということで、実施2年たってからこれから調査を始めるというふうに発表いたしました。手探りで事業を始めた現場の苦労は大変なものだったと思います。

ということならば、坂城町独自の英語教育の方法を考えてみませんかという提案なんですが、 英語先進校と言われる学校では、1年生から英語を取り入れたり、6年生から中学1年生の英 語を前倒しして授業を進める、また英会話科を設けて小学校1年から中学3年生までを一貫指 導をしているなど、意欲的な取り組みが報告されています。坂城町の小学校英語の取り組みに ついて、本当に現在いろいろな面で努力をされているということは本当によくわかりましたが、 これからさらに今後に向けてどのように進めていくか、将来の展望ですね。それについては予 算も人材ももちろん配慮していかなければならないと思いますが、これから先のその取り組み 方について、お考えをお聞きしたいと思います。

教育長(宮崎君) ご質問のこれから先の英語教育の取り組みについてということについて、私からご答弁させていただきます。

1点目はですね、現状を踏まえる中で将来どうやっていくかということが大事でございます。 先ほど課長からもご答弁申し上げましたけれども、私どもについてはですね、小学校に支援員 をですね、つけてサポートしてきているということとですね、議員さんご案内のとおりですね、 私どもには学校職員会ができておりまして、これは町内の3小学校、そして中学ということで 全職員が入っているわけですけれども、教職員が児童、生徒のために共通認識を持って相互の 職能の向上と地域の実情に即した教育に取り組んでいくということと、もう1点は小中一貫と いうことの中での各校の共通課題を捉えながら研究していこうという、そういうベースの組織 であります。この中にですね、やっぱり英語について先進的にお取り組みいただいている信大 の酒井先生を交えながら、今まで進めてまいりました。これも3年を経る中でですね、これからどうやっていこうかという、そういうちょうど転機になっています。英語のみならずですね、私思うに学校教育そのものがですね、やっぱり子供たちが社会に出てどう頑張れるか、それに向けてどういう教育をしていくかという中で、このグローバル化が進む中での英語というのは非常に重要であります。そんなことで筋道を立てながらですね、これからの教育をどうやっていくかと、今それぞれの学校の校長、教頭を中心にですね、検討をしていただいていますので、そんな中にもちょっと投げかけながら考えていきたいというふうに思います。

いずれにしてもですね、小学校の英語、これは小中一貫の中ではですね、どうやって結びつけていくかということ、幸い中学1校で小学校3校でありますので、そういう中では連携した取り組みもしやすいという部分でございます。授業のそれぞれの中学でやる授業の前倒しを小学校でできるのかどうか、そこら辺はですね、ちょっと一概には申し上げられませんけれども、というのはやっぱり先ほど議員さんご自身がおっしゃられたようにですね、それなりのそうなってくるとですね、体系をそっくり変えたり、あるいはサポートの先生方の、場合によったら費用もかかるかもしれない。いろんな場合ありますんで、いずれにしてもその重要性を十分認識しながらですね、研究をさせていただきたいと思います。以上でございます。

7番(西沢さん) 今、十分検討していきたいというお話でした。オリンピック開催決定に国中が沸いていますが、国際感覚豊かな人材を育てるために小学校の英語教育について再度考えるいい機会だと思います。ぜひ意欲的に検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、ネット依存について再質問をいたしますが、内閣府が7日付で発表した子供の安全に関する世論調査によると、子供がスマートフォンを利用することに不安を感じると回答した人が71.9%、これは大人の回答ですが、子供が犯罪に巻き込まれたり、有害情報に接する懸念が高まっていることだと思います。ただいまのご答弁では、アンケート調査によると坂城中学の子供たちの中ではスマートフォン、携帯を持っている子が3割ほどだということで、全国平均よりも低いということでございますが、低いからといってその安心はしていられません。

そこで、7月6日の参観日、また10月には生徒、保護者、教員を対象にした研修会を組む、またあるいは青少年を育む町民会議でもいろいろな研修会を組んだりしていくという、これからのいろいろなその進め方をお答えいただきました。ぜひこのような内容について十分検討をしながら進めていただきたいというふうに思います。

今回の質問につきましては、今頑張っている現役世代と次の時代をつくる子供たちに、ぜひ 心を寄せる町政であってほしいと思いました。以上で私の一般質問を終わります。

議長(柳澤君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時22分~再開 午前10時33分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

次に、5番 塩入弘文君の質問を許します。

5番(塩入君) ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。 今回は、少子化対策を中心に町のお考えをお聞きしたいと思います。

少子高齢化は全国的な課題で、どの自治体でも重要課題に位置づけております。坂城町の第 5 次総合計画でも少子化対策の重要性を述べています。先ほど西沢議員も言われましたけれども、町民の中には少子化について心配している人がたくさんいます。にもかかわらず、今日の町政を見ますと、少子化対策を緊急の課題として意識的に取り組まれているように思えません。もっと重点施策にふさわしい取り組みが必要だと思います。

先日発表された日本人の人口動態調査によると、前年に比べ26万人も減少しています。長野県は1万1,096人、坂城町は268人、ゼロ歳児から14歳児までの子供は63人減少しています。坂城町の人口も現在は1万5,898人ですが、平成32年には1万5千人を割ります。町としては1万5千人を目標人口としてキープしたい考えですが、そのために少子化対策を具体的かつ緊急性を持って取り組む必要があります。小学校への入学見込み数を見ても、来年度は149人、平成28年は101名、そしてそれ以後も110名台ということで、子供の数がどんどん減っています。自分の住んでいる集落を見ても、子供たちの声が聞こえない。寂れていく地域はたくさんあります。子供たちの元気な声が響き渡る明るい活気のある町に取り戻したい、これは町民の願いです。町を元気にするには、人口を増やすことが必須条件です。

人口問題は、根本的には国の政策にあります。歴代の政権が貧困の格差を広める政策を次から次と行い、特に若者が2分の1が非正規雇用になっています。若者たちがワーキングプアで苦しんでいるわけです。特に今問題になっているブラック企業と言われる企業は、リストラは自由、残業代はゼロというような状況です。このようなブラック企業がだんだん増えています。貧困の格差を拡大する政策を改めない限り、若者が元気になり、人口は増えていかないと思います。日本の根本的な課題は、貧困の格差をなくすことにあると私は思っています。

このような状況にあっても、町として若者にとって魅力ある町づくりをどうつくるかが当面の大きな課題だと思います。そこで三つの視点から質問したいと思います。

初めに、イの若者の雇用をどのように確保するかについて質問します。

坂城町の人口を増やすには、まず産業を発展させ、若者たちの雇用を促進させることです。 今までも、ものづくりの町として発展してきました。しかし、リーマンショック以来、世界不 況や経済のグローバル化によって今まで頑張ってきた企業も現在は苦しんでおります。そこで、 現代社会の要請に応えるためにも新しい分野での産業振興を発展させ、新たな雇用を生み出す 施策が求められています。第5次総合計画でも信大、長野大学を初め産学官連携が強調され、 またテクノセンター、テクノハート、町商工会との連携を強めていくとしています。新しい雇 用を生み出すために、新たな分野での産業振興の現状と課題について質問します。

次に、口ですけれども、口の若者に安心して定住してもらうための施策を質問します。

平成17年の時点で、坂城町の昼間の人口は千人くらい増えています。坂城町から上田市、 千曲市、長野市などに勤めにいく人と、他市町村から坂城町へ勤めに来る人の数の差は千人く らい、坂城町に勤めに来る人のほうが多いわけです。坂城町に若者たちができるだけ住み、将 来的には定住してもらえるような住宅、宅地政策が求められています。そこで町として、若者 たちのためにできる限り優遇措置を考えながら定住奨励の具体的な手だてはどうか、質問した いと思います。

次に、ハの安心して子育てできる施策について質問します。

少子化対策で最も重要な課題である安心して子育てできる坂城町にするための施策について 質問します。第5次長期計画でも、少子化対策を重視しています。その中で強調しているのは、 子供は地域の宝であり、地域全体が一人一人の児童の保育者であるという視点に立ち、保育園、 子育て支援センター、児童館、学校を初め児童相談所などと地域における子育てのネットワー クが必要だとうたっております。この長期計画に基づいて、まず質問していきたいと思います。

第1に、保育ニーズの対応ということですが、障害児保育の加配と一時預かり保育の職員体制は十分に確保されているのかどうか。現在、加配されている保育士は3園合わせて12名で、28名の対象児を指導しています。68時間という決められた時間の中で、障害児保育を充実させるために本当に十分なのかどうか。また、一時預かり保育も村上も含めて3園で行われるようになりました。保護者が預けに行ったときに、今日は先生の都合がつかないと断られたこともあるという話を聞きました。保育ニーズに応えられる職員体制になっているでしょうか、お尋ねします。

第2に、6カ月雇用で3カ月休むという、また3年勤めれば雇いどめになるという不安定雇用について質問します。今までも私は何回かこの問題について、またほかの議員も質問してきましたが、改善の兆しが見られません。私は保育内容を充実させるには、この不安定雇用は大きな課題だと考えています。改めてこの点について質問します。

第3に、第3子の同時入園についてですが、の無料化については西沢議員が質問され、それについて町長が26年度から検討していきたいと、前向きに検討していきたいという答えが得られました。本当にぜひやっていただきたいんですが、上田市は50%やっています。坂城町としては、それを乗り越えて100%無料化にしていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、第4に子供の医療費の無料化を中3までに拡大すべきではないか。これは3月議会で も質問しました。今、中学3年までの無料化はどこの市町村でも行われています。高校3年ま で拡大しているところが半数近くもあるんです。その上、給食費を助成している市町村が 15市町村もあります。親にとって子供たちを安心して医者にかかることができるのは本当にありがたい子育て支援です。今、子供たちを地域の宝として育てるために、町は全力を挙げて支援すべきではないでしょうか。予算的には400万円ぐらいだと思うんですが、3年計画では27年度から実施というふうになっていますが、ぜひ26年度から前倒しでできないかと質問します。

次に、第5にですが、児童館運営について質問します。放課後の子供の健全育成を担っているのが児童館です。今年は三つの児童館でどこも登録児が50人以上になってきています。児童館は子育て支援に大変重要な役割を果たしています。私は三つの児童館を訪ね、現状を見せていただきながら要望も聞きました。要望が最も強かったのは、次の二つです。

第1に、備品をもっと充実させてもらいたい。その一つはインターネットが使えないので、 設置してもらいたいということで、これは3館とも共通の願いです。今の時代、普通の公共施 設であればどこでも使っています。しかし、坂城町の児童館は今もって使えない。時代おくれ ではないでしょうか。

次に、エアコンが古くなり効果が薄くなっている、ぜひ新しいものにかえてほしいという要望も出されています。今年の夏は本当に暑かったということで大変だったと思います。

第2に、今、障害を持っている子が増えていますが、3人態勢では子供の安全を守るのに大変だと言われました。これは保育園、小中学校でも児童館でも、それに対応する職員態勢をつくってほしい。今、障害を持っている子に対して対応するために、一つの児童館は1年間で190時間がありますけれども、これでは不足しているとのことです。ぜひ実態に合わせて対応していただきたいというふうに思います。以上で、第1回目の質問とします。

町長(山村君) ただいま若者に魅力あるまちづくりということで、若者雇用から子育てまで 種々ご質問をいただきました。私からは、若者雇用をどのように確保するかと、この点につい てご説明申し上げます。その他は担当課長のほうからお話し申し上げます。

私、この3年間ですね、坂城町の中で私なりに力を入れて取り組んできたのは、まさに若者に魅力あるまちづくり、若者が新たなビジネスをどうつくれるかというようなことでございます。その点を含めましていろいろお話を申し上げたいと思っております。たまたま昨日から今日にかけまして町、テクノハート坂城、信州大学、埼玉工業大学、長野大学による大学3年生及び大学院生を対象とした大学生の坂城町企業見学会が開催されております。延べ35名の方が参加されていると伺っております。この学生たちの中から、できるだけ多くの方が町内企業に就職されることなども望んでおります。

さて、工業分野におきましては、これも3年前からになりますが、30代から40代前半の15名の若手経営者の皆さんが商工会などと一緒にやっておりますけれども、坂城経営革新塾というのを始めまして、本当にお互い刺激し合いながら学習を続けております。今年はこれま

での成果として、その塾生が共同して製品をつくるということを目標に頑張っているところで ございます。

若者の雇用の確保、企業の雇用を増やすためには、まず坂城町の企業が元気になることもまた必要だと考えております。その企業を元気にするために、町では今年度から新しい分野での産業振興を図るため、これまでのものづくりに、つくられたものによって人や地域にどのような豊かさや価値が与えられるかという視点を加えた新たなコトづくりへの転換を推進し、町内に集積するさまざまな技術や知識を生かして、新たな価値創造による新製品開発を支援するため、坂城町コトづくりイノベーション補助金を新たに設けました。初年度の今年は1社1団体から3件の応募があり、審査の結果、3件とも採択されました。交付決定された事業の中には、ねずみ大根マスコットキャラクター、ねずこんを活用した製品開発や、町が進めるスマートコミュニティー事業に関連し、主要電力系に加えて水道、ガスなどの使用料のリアルタイムデータ及び血糖値や血圧などの健康管理データを一元的に管理するコントローラーの開発を行う事業なども採択されております。今後、この補助金が契機となって、町内企業のさまざまな技術や知識を生かした新たな価値創造、新製品開発への展開が進むことを期待しております。

また、国が今年春に平成24年度補正予算としまして、中小企業、小規模事業者の競争力強化を支援し、国の製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図るとともに、経済活性化を実現することを目的に実施した、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金につきましても、町内企業の12社が採択され、この補助制度を活用して顧客ニーズにきめ細かく対応した試作品の開発や設備投資等に取り組んでおります。

採択された企業の中には、これまでの精密加工の技術を生かして新たに医療機器、健康関連といったメディカル産業へ挑戦している企業もあります。また、ものづくりにかかる時間やコストを大幅に抑える効果や企業を支援する技術として、政府も研究開発の支援に乗り出している3Dプリンターにつきまして、現在、さかきテクノセンターで導入に向けての準備を進めております。3Dプリンターは樹脂を原料に部品などの立体物をつくることができ、誰でもメーカーになれるという意味で新産業革命の担い手とも言われております。この機械を町内の企業の皆さんに実際に活用していただき、アイデアや思いついたものをすぐに造形できる環境をつくることで、坂城町の企業のものづくりを支援していきたいと考えております。

また、横町の商業インキュベーター施設、けやき横丁では、今年4月に洋服店が、7月には ジェラート店がオープンし、どちらも20代の方が店長として頑張っておられるほか、建設業 でも若手の技術者たちがお互いの技術をネットワークでつなげながら家づくりに取り組んでい るという事例もあります。さらに、昨年度は町のワイナリー形成事業で、ワイン用ブドウ生産 の担い手として決定した20代、30代の2人も、自分の夢に向かって頑張っておられます。 このような若者たちがチャンスやきっかけを生かしていくことも大変重要なことであります。 そういう機会を与えていくことができればなというふうに思っております。

町といたしましては、商工会、さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合等とともに補助制度の創設や国の補助金を企業、団体が受けやすくするための支援、新しい試験、機器の購入等、さまざまな事業展開を図りながら企業、団体の活性化を支援してまいります。今後とも関係団体との連携を密にする中で産業振興を図り、雇用の創出につなげていきたいと考えております。

3年前から始めました坂城経営革新塾の塾生、今15名おりますけれども、私、毎月なるべく参加しておりますけれども、3年前と比べて目がぎらぎら輝いてきました。新しいものをつくろうという意欲にあふれた者たちが育っております。今後もサポートしていきたいというふうに思っております。以上です。

建設課長(青木君) 若者に魅力あるまちづくりをのロ. 若者に安心して定住してもらうための 施策のうち、町営住宅の状況についてご説明申し上げます。

ご質問の若者の定住につきましては、働き手、担い手の雇用を確保し、また地域の活性化を図る上でも重要な課題と考えております。町では、平成13年に若者定住対策を含めた単身者用1DK4戸、ファミリー世帯用に3DK8戸の特別公共賃貸住宅の旭ヶ丘ハイツ1棟12戸を建設し、平成19年から平成21年にかけて単身者用1DK、ファミリー世帯用2LDK、3LDK、3DKの4タイプを備えた地域優良賃貸住宅の中之条団地4棟40戸の計52戸を、若者が安心して定住していただく公営住宅として建設をしております。

この団地の入居状況につきましては、旭ヶ丘ハイツと中之条団地、計52世帯のうち40世帯が入居しており、うち子育て世帯が23世帯、若者の単身世帯が7世帯、結婚を機に入居された世帯が6世帯ございます。両団地で入居されている世帯の約9割の方が20代から30代の若者の世帯となっております。

現在、空き部屋が12戸ある状況でございますので、町といたしましても町営住宅に入居いただけるようホームページや広報などに積極的に町営住宅の空き情報などをPRしてまいりたいと考えております。さらに、町内の企業に対しましても、町外の方が入社する際には町営住宅を利用いただけるように空き部屋の情報を提供したり、町営住宅に入居している方が住宅を新築する際には、町内に家を建てて定住してもらえるよう、土地開発公社などで造成した分譲地について紹介するなどして、若者の定住を図ってまいりたいと考えているところでございます。

企画政策課長(荒川君) 若者に安心して定住してもらうための施策を、宅地施策につきまして 土地開発公社の取り組みをご答弁申し上げます。

土地開発公社では、町と連携をいたしまして町内企業の拡張基盤の受け皿でありましたり、 住工混在の解消を目的に工業団地の造成に取り組むとともに、安定した雇用の確保や定住施策 として住宅用地の造成、分譲に取り組んでまいりました。これまでに造成分譲を行ってきた住宅団地は、平成7年度の岡の原住宅団地から平成24年度に分譲開始をいたしました南条地区の古田町住宅団地及び鼠団地住宅団地に至るまで、合計で15団地、153区画の造成を行い、昨年度末の分譲実績は120区画ということでございまして、定住人口の増加や勤労住宅の確保等一定の成果を上げてまいったというところでございます。

また、今年度におきましては地価水準の動向を踏まえ、分譲価格の見直しを行ったところであり、価格改定以降消費税の動向もあって引き合いが進む中で、新たに4区画が売却となりまして、8月末現在の分譲実績は124区画となっております。

なお、価格改定とあわせまして、平成24年度(同日「平成21年度」の訂正あり)に創設をいたしました分譲地定住促進等助成制度も継続して実施をしており、今回ご成約の皆様にもご利用をいただいております。この制度の創設時、新聞広告等にも掲載をしたところですけれども、改めてご案内をさせていただきます。

この制度には五つの助成金がありまして、まず1点目といたしますと、土地開発公社の分譲地がご成約に至った際に、仲介をいただいたご紹介者の方に1件10万円を申し上げる分譲地紹介謝礼金があります。次に、ご成約者様にはびんぐし湯さん館の年間利用券2名様相当分を差し上げております。そして町外から分譲地をご購入され坂城町に転入された世帯には、転入促進助成金30万円を申し上げております。また、分譲地に転居された世帯で、転居時に未成年のお子さんがいらっしゃる世帯には、これは年齢制限未成年ということですので乳幼児に限りませんけれども、子育て支援助成金といたしましてお子さんお一人につき20万円を差し上げ、子育て世帯の支援を行っております。このほか取得された分譲地及び建築された住宅について、初年度の固定資産税相当額を助成する仕組みも整えております。

このように、分譲地の価格改定と土地開発公社独自の助成制度をご利用いただきながら、定住施策としての住宅用地の造成、分譲に鋭意努めているところであります。ただいま申し上げました土地開発公社の取り組み状況の普及啓発を初め、土地購入を検討されている方へのお取り次ぎなど、なお一層のご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

大変失礼いたしました。ちょっと訂正をお願いいたします。先ほど申し上げました分譲地定住促進助成制度の関係でございますけれども、先ほどの答弁の中で平成24年度に創設というふうにお答えをしてしまいましたけれども、平成21年度の創設でございます。訂正をお願いいたします。

子育て推進室長(宮嶋君) ハ. 安心して子育てできる施策をのご質問に順次お答えします。

初めに、障害児保育の加配、一時預かり保育の職員は十分に確保されているかについてでございますが、保育園の障害児保育につきましては、療育手帳や身体障害者手帳、また医療機関の診断や長野中央児童相談所による判定に基づき、加配が必要なお子さんについて充実保育士

を配置し行っております。保育園全体では加配が必要な児童が28人おり、その児童に対して 充実保育士12人によりそれぞれ必要な時間について適正な配置を行っております。

次に、一時預かり保育でございますが、当町の一時預かり保育事業の状況は、平成13年10月より坂城保育園、南条保育園で開始し、平成24年度から保育者のニーズを考慮し村上保育園でも開始したことにより、保護者の利便性が一層図られております。この一時預かり保育は、利用者から事前に申請をしていただき、必要な保育士を配置し受け入れ実施しております。障害児保育、一時預かり保育を希望する皆様のニーズも年々高まってきておりますので、さらに安心して預けていただけるよう充実させてまいりたいと考えております。

次に、6カ月雇用の見直しを段階的にできないか、また3年雇いどめの見直しも検討できないかについてでございますが、臨時職員の雇用につきましては、地方公務員法に基づき職員を雇用しており、クラス担当の臨時保育士につきましては最長3年間の更新が可能であり、年少から卒園までの3年間クラスを担当することが可能となる雇用としております。3年間継続してクラスを担当することで、児童が安心して保育が受けられる仕組みとなっております。また充実保育士につきましては、担任の補助ということで6カ月間の雇用としております。こうしたことは、より多くの方に雇用の機会を設けることで、仕事を分かち合うワークシェアリングになっているところでございます。

今後も引き続き、労働基準法及び地方公務員法に基づきまして、現在の運用を継続してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、第3子の同時入所以外でも無料化の実現はできないかについてお答えします。 現在、町の保育園に兄弟2人が在籍している世帯は52世帯、また兄弟3人が在籍している世帯は3世帯という状況でございます。保育料の軽減につきましては、同一世帯から2人以上のお子さんが保育園、幼稚園または認定こども園を利用されている場合、さらに特別支援学校幼稚部もしくは情緒障害児短期施設通所部に入所、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合においても、保育料を2人目は半額、3人目以降は無料とし、軽減に努めているところでございます。

先ほど西沢議員のご質問で町長から答弁がございましたとおり、安心して子育てのできる施 策の一つとして同時入所以外においても第3子以降の児童の保育料減額を平成26年度実施に 向けて取り組んでまいりたいと考えております。

福祉健康課長(天田君) 安心して子育てできる施策をのうち、子供の医療費の無料化を中学 3年まで拡大をについてお答えをいたします。

子供に対する福祉医療事業につきましては、平成24年度から外来診療や調剤にかかる医療費の自己負担分につきまして、従前の小学校就学前という対象を小学校卒業までに拡大をいたしたところでございます。県の福祉医療制度では、小学校就学前までが補助対象ということで

ございますので、補助対象拡大にかかる医療費及びレセプト審査等の事務的経費につきまして は全て町単独での助成となっており、中学生まで対象を拡大した場合におきましても、同様に 町単独での実施ということでございます。

依然、厳しい財政状況が続いているわけですが、町といたしましても子育て支援のさらなる 充実という観点から、他の事業との総合的なバランスや財政への影響を踏まえる中で、平成 27年度に対象を拡大すべく実施計画を計上をさせていただいております。現時点におきまし ては、計画に沿って実行ができるよう準備を進めてまいりたいと考えているところでございま す。

教育文化課長(柳澤君) 児童館運営について答弁申し上げます。

児童館につきましては、保護者が仕事などで昼間家にいない子供たちに、放課後を健全に過ごせる場を提供し、遊びなどを通して児童の集団及び個別指導等を行っているところでございます。現在、児童館3館の利用状況につきましては、南条児童館52名、坂城児童館57名、そして村上児童館49名、合計で158名となっております。学校が終わってからの放課後の開館のほか、夏休み期間中には七夕の飾りづくりですとかカレーづくり、あるいは保健師を招いての健康教室等、3館それぞれ工夫を凝らした活動を行ったところでございます。

館長、厚生員がそれぞれ工夫をしまして児童館活動の実施に努めておりますが、この厚生員の配置につきましては利用人数の状況ですとか、あるいは特に障害をお持ちの児童の登録があった場合などにつきましては、その状況等に応じた配置に努めてきているところでございます。

施設整備という部分でございますが、昨年度は村上児童館の屋根の塗装あるいはトイレの改修と下水道接続工事を行っています。また、機能面で低下をしておりました坂城児童館の冷蔵庫の更新を行ったところでございます。そして本年度につきましても、坂城児童館にエアコン設備の設置を行っているところでございまして、年次計画により順次整備を進めているところでございます。

なお、インターネット等の情報設備の設置につきましては、早い段階での整備項目に位置づけて設置に努めてまいりたいと存じます。以上です。

5番(塩入君) ただいま町長初め各担当課長から答弁がありました。第2回目の質問は、ロから始めさせていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で特に不安定雇用についてですけれども、先ほど答弁の中に6カ月採用して3カ月休むという雇用形態ですけれども、これはそのいわゆる雇用の立場からとって多くの人にチャンスを与えられるんだと、こういう答弁がありました。私はこの答弁に対して全く不満です。そういう意味からこの点についてですね、第2回の質問をしたいと思います。できれば町長にお願いしたいと思います。

第一に、今のように6カ月やって3カ月休むという不安定雇用は、保育士にとっても子供にとっても最も大きな問題だと私は思っています。全国にはどこにもないんじゃないですか。保育士にとっても子供にとっても不安だと思うんです。第一に、保育士にとってみればどうかというと、6カ月やって子供との信頼関係がやっと築かれたときに3カ月も休む、こんな不条理な契約はないんじゃないかと思います。特に教育の面で、幼児教育は信頼関係ができていなければ成り立たないわけです。物を生産する職場ならまだ影響は少ないと思いますが、子供を育てるという教育現場では決定的な影響があるんじゃないかと僕は思っています。保育士にとって、6カ月で子供と別れることは大変悲しいことです。やる気のある保育士なら、この中途半端な雇用形態ならやめてほかの市町村へ行ってしまう、そういうこともあり得ます。保育士の立場から考えて、この不安定雇用は大きな障害になっていると思いますが、どう考えていますか。

第2に、子供にとってどうかという、これが最も大事だと僕は思っています。子供にとって 先生が6カ月でかわるということは、子供の発達段階にとって大きな影響を与えます。3歳前 後の子供は自我に目覚め、人との信頼関係を短期間につくることは難しいです。知らない人が 来ると怖がって泣く子も出てきます。警戒心が非常に強いです。信頼関係をつくっていくには 時間をかけなければできないということを、保育士は一番よく知っているんじゃないか、教育 者であれば一番よく知っているんじゃないかと思います。私は、教育は信頼関係の上に成り立 つというのが大原則だと思っているからです。

先生が短期間でかわっていけば、幼児の小さな心は不安でいっぱいになり、このような不安定な心が続いていけば暴力的になって、叫んだりわめいたりたたいたりする子も出てきます。 大人でさえ不安定な日が続いていけば、ストレスがたまって精神疾患になったり、あるときは暴力行為に出るんじゃありませんか。ましてや幼児にとって不安定な期間が続けば、想像以上に子供の心は病んでいると思います。心身ともに発達がストップしてしまうんじゃないか。だから僕はほかの市町村はこういう制度を取り入れていないんじゃないかというふうに思っています。障害を持つ子が増加している中で6カ月で先生がかわってしまうということは、子供の発達にとっても大きな障害になっています。この点についてどうお考えか。

第3に、6カ月雇用の充実保育士が今年は16人います。1年雇用にした場合に予算的には どれくらい必要になるでしょうか。以上、3点質問します。

子育て推進室長(宮嶋君) 再質問について順次お答えいたします。

臨時職員の雇用につきましては、先ほど申し上げましたとおり地方公務員法に基づきまして 雇用しております。現在、加配保育士、一時保育士、代替保育士の充実保育士については、申 し上げたとおり6カ月雇用の臨時職員でございます。またクラス持ちについては臨時職員は 1年雇用で対応しているというところでございます。いずれの方も有資格者であり、経験豊富 な方にお願いしておりますので、何ら問題ない保育と考えております。今後も引き続き、労働 基準法及び地方公務員法に基づきました雇用方針で臨時保育士の雇用をしてまいりますので、 ご理解をいただきたいと存じます。

次に、パート職員16人を仮に1年臨時職員として雇用した場合についてでございますが、現在、パート職員の賃金については2, 429万4千円でございます。そのパート職員16名を臨時職員1年雇用として雇用した場合については、3, 492万5千円ということになりまして、その差額が1, 063万1千円の差額となるというふうになっております。以上です。

- **5番(塩入君)** 今の答弁ですけれども、先ほど2回目の質問した私の質問した保育士にとって どうなんだという質問についてですね、また子供にとってどうなのかと、この点について質問 したわけです。これは大変重要な問題だと思うんです。よく町側が町の、特に予算的な面で考 えてこういう制度にしているんじゃないかというふうな機運を感じております。やはり子供に とってどうなのか、教育というのはやはり先生にとってどうなのかと、この点について町側は 一体どう考えているのか。その点について再度質問します。
- **子育て推進室長(宮嶋君)** ただいまのご質問について、またご答弁申し上げます。

保育士にとって、子供にとってどうなのかというご質問の内容でございますが、保育士の雇用する際については事前に説明をしまして、ご理解をいただく中で雇用しておりますし、その雇用の中で十分な力を発揮して子供に保育をしていただいておるところでございます。また、子供にとっても不安定な気持ちにならないよう、充実した保育を充実保育士として雇用しておりますので、その点につきましてもベテラン保育士にお願いをしておりますので、不安にならないように保育に努めていただいておりますので、その点についても十分な保育にしていっていただくようにお願いをしているところでございます。

また、予算的な措置ということでございますが、そうではなく、この地方公務員法に基づき まして雇用をしているという状況でございます。

5番(塩入君) 今の答弁にも納得いかないわけですけれども、やっぱり現場のね、子供や保育 士さんの声を本当に聞いていただいて、この制度がいいのかどうか、やっぱり坂城町だけでし かやっていないというこういう制度についてですね、やっぱり検討してもらいたいと思うんで すが、あと二つだけもう一度お聞きしておきます。

一つはね、やはり今、私の質問と答弁は余りにも食い違っておりますので、この点についてもうちょっと深めるために、不安定雇用について保育士さんたちはどう考えているのか。子供の保護者は一体どう考えているのか。この点についてぜひこれから聞いていただいて、それをまとめていただきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

それから2番目ですが、今、いわゆる障害を持った保育に必要な金、1年雇用にした場合約 1,063万というふうに答弁されました。1千万ですね。だからそういう意味では予算的に もっと僕はやってほしいと思うんですが、今年度の決算報告はですね、財政調整基金が21億円あります。全体予算が60億規模ですから、その中で21億円ということは、まだ余裕があると僕は考えています。そういう点で、子育て支援に今、申し上げた点についてもっとね、積極的に予算を使うべきだと思うんですが、その点についてどうでしょうか。以上、2点です。できればこれは町長に答弁をお願いします。

町長(山村君) ぜひご承知おきいただきたい点、先ほど議員がおっしゃった、ほかの市町村ではやっていないということ、坂城だけ特殊なことをやっていると、そういうことじゃないんです。法に遵守してやっているかどうか、そこをご理解いただきたいと思います。

それから、クラス担任の指導、先生方はいらっしゃるわけです。そこに先ほど説明ありましたけれども、少しでも多くの方に雇用を、働いていただきたいということで長年こういう形で、くくりありました。ぜひともね、ご理解いただきたいのは、不安定雇用という言葉じゃないんです。雇用を増やしているんです。それからほかの市町村が、私ちょっと差し支えるかもしれないけど、適法でやっているかどうか、それを十分お調べください。以上です。

- **5番(塩入君)** 町長の答弁ではですね、最初に質問した、やはり保育士や子供の親ですね、どう思っているのか。その点はやっぱりね、きちっとつかんでいただきたいという点についてよろしいでしょうか。そういうことでよろしいでしょうか。
- **町長(山村君)** 実態を把握するというのは当たり前のことであります。私もよくお会いしています。それは継続してやっていきます。ですけれども、繰り返し申し上げますけれども、雇用 の機会を多くすると、これをぜひ考えていただきたいと思います。

それからお金はですね、財政調整基金があるとおっしゃったけど、これは継続的に使用するためにある基金を取り崩すということはいけないんです。これから小学校の建設なんかで多額のお金を使います。そういうためにとってあるわけです。ですから、継続可能なシステムというのを考えなければいけないということでございます。もちろん保育園の皆さんと僕はよくお会いしていますし、保育カーニバルとかですね、ああいうところにもお邪魔していろいろお話を聞いております。継続してそれはお話を伺うということにしますけれども、ぜひご理解をいただきたいと思います。

5番(塩入君) ぜひ今、町長が答弁されたように子供の実態、それから保育士の考えていることをぜひつかんでいただきたいと、その上で今後検討していただきたいと思います。

続いてハですけれども、児童館のことで先ほど柳澤課長の答弁の中に、インターネットの件です、今後検討をしていきたいという答弁がありました。来年度から、26年度から実施できるでしょうか。実施していただきたいと思うんですが、その点についてはどうですか。

教育文化課長(柳澤君) 実施の時期という部分でございます。町の計画の中では実施計画、それから予算編成という手続を踏んでいくような状況になりますので、そういう手続の中で検討

させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5番(塩入君) インターネットの件はぜひ早急に対応していただきたいと思います。

次に、ロにかかわって質問したいと思いますけれども、第2回の質問をしたいと思います。 特に住宅、宅地政策で先ほど建設課長、企画課長からも答弁がありました。その中で特に僕 のほうでぜひやってもらいたい点について幾つかあるわけですが、宅地政策についてはね、先 ほど答弁があったように非常に優遇措置をつくられ、そして若者を呼び込むためにさまざまな 努力をされて成果も上がってきているということで、ぜひ続けていただきたいと思います。た だ、町営住宅についてですね、どうするかということについては余り見えてこないんです。例 えばほかの市町村の例を見ますとですね、青木村では若者向けのスイートホームを毎年3戸建 てているんですね。そして所得に応じて安く提供している、3万から4万ぐらいで。やはり結 婚して新しいうちに住めるということは、非常に若者にとっては大きな喜びだと思うんです。 それから小谷村ではですね、村に若者を定住させてもらうために大変ユニークなポイント制度 をつくっています。その内容をちょっと言いますと、移住した時点で5ポイント、1ポイント は1万円と。そして消防団に入ると10ポイント、村外の女性と結婚すると50ポイント、子 供が生まれたら何と100ポイント、また村内で起業したら100ポイントということで、若 者を定住させるためのさまざまな応援をしているんですね。小谷村らしいアイデアだと思うん ですけれども、坂城町とは地域の状況も違います。しかし、このポイント制もやっぱり参考に して、坂城町としてどんなことができるのか。もうちょっとね、住宅政策についても検討して もらいたいと。それで、多分この問題は建設課や一つの課だけでは対応できないと思うんです ね。そういうことで、各課で連携しながらこの横断的に施策を進めてほしいと考えるんですが、 その点についてどうでしょうか。

建設課長(青木君) 私のほうからは若者向けの一戸建て住宅を近隣の市町村で建てているということについてご答弁しますが、現段階におきましては町営住宅、先ほども申し上げましたように若者向けの住宅ということで52戸、住宅という形で、賃貸住宅ですけれども、そのほう建てている中で、まだ12戸そういうものがあるという中で、現在の中ではそちらのほうをいかに利用していただくかというような形の中で、そちらのほうを優先的に現在は進めてまいりたいということで、一戸建て物を建ててそれをやっていくということも今後は検討はしていきますけれども、現在のところはまず空いているところにいかに若者の方に住んでいただいて、町内に行く行くは住宅をそこに建てていただくというような方向を進めてまいりたいと考えているところです。

企画政策課長(荒川君) 先ほど小谷村の例に、上がりました若者の定住を図るためのポイント制度についても考えられないかというご質問でございますけれども、今そういう制度の導入を考えるには至っておりませんが、さきの答弁にもございましたけれども、例えば小中学校での

英語の教育であったり、子育て支援であったり、また産業のコトづくりであったり、さまざまな施策を生かしながら、またこの坂城の立地、長野、上田両地域に隣接をする結節点という立地を生かして、坂城にある産業、雇用、そういったものを町づくりに結びつけていく、そんなものが今、町が進めている取り組みになろうかと思います。駅前のバリアフリー化もそうでしょうし、駅を中心とした町づくり、こういったものもですね、近隣から人を呼び込む、こんな施策に続けていくということが、今進めている、町が取り組んでいる状況になろうかと思います。

町長(山村君) いろいろご意見ありがとうございました。先ほどご説明しましたけれども、宅地を分譲、買うということで子育ても含めて、ざっと足すと100万円以上の補助があるわけですけれども、私は必ずしもそれでPR十分じゃないというふうに思っておりますので、そういうこともしっかりやりながら、それから小谷村さんの話もいい例だと思いますけれども、単純コピーじゃなくて、町として何ができるかというのは常に考えていかなきゃいけないというふうに思っております。以上でございます。

5番(塩入君) 今、町長初め各担当から答弁がありました。本当にこれは町全体の問題で、単に少子化対策というのは本当に各課が連携して、ある意味ではプロジェクトチームをつくりながら横断的に取り組んでいただきたいと。少子高齢化社会に向けて本当に緊急的な課題でもあるし、重要な課題なので、そういう点でしっかりと進めていただきたいと思うんです。

時間ももう少なくなっていますのでまとめに入りたいと思いますが、雇用を増やすための新たな分野については、町長からるる説明がありました。ぜひ産業の町としてふさわしい取り組みをぜひ進めていってほしいと思っております。特に若者に魅力ある町づくりを築くという点では、先ほどからも申し上げましたように、本当に全課で横断的に、重点的に取り組んでもらいたいというふうに思うわけですが、ただ、僕が今日強調して子育て支援の問題、特に雇用の問題について質問しました、その中で感じたことは、子供の立場に立って教育的配慮がないんじゃないかということに驚きました。やはり、山村町政になってもまだ不安定雇用が改善されないことは、僕にとっては残念です。

町に、先ほども申し上げましたように、21億の財政調整基金があると。さっきの町長の答 弁では、これは目的的にやるんだからというお話もありましたが、あくまでこれは自由に町独 自で使えるお金でもあります。この21億を本当に有効に、子供たちのために、町民のために、 有効に使うようにぜひこの場で要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長(柳澤君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時29分~再開 午前11時40分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

次に、2番 塚田正平君の質問を許します。

2番(塚田君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今年は高気圧に覆われて晴れた日が多く、国内観測史上最高の41.0 Cと記録した高知県の四万十市、県内では39.1 Cを記録した南信濃を初め、8 月は県内各地で平均気温が統計史上最高の記録的な高温と少雨の夏でありました。人間の活動により、地球温暖化は今世紀末、地球の海面水位が最大で81 c m上がり、平均気温は最大で4.8 C上昇するとの予測があります。気候変動により産業への影響は、はかり知れません。日本の平均気温の上がり方は世界平均よりも早く、短時間で極端に多い大雨や竜巻による被害は深刻であります。

気象庁は8月30日、注意報と警報の上に特別警報の運用を始めました。23年の紀伊半島での台風12号の記録的な大雨により、死者、行方不明者100名を超す大きな被害や、昨年7月の九州北部の豪雨災害、そして今年7月の山口、島根県、8月の秋田、岩手、島根県の大雨は特別警報レベルとしています。一生に一度あるかないかの非常事態ではありますが、自然災害は避けることはできなくとも、それに備えることで被害を減らすことはできます。備えを欠いたり怠ったりして被害を拡大したならば、それは人災であります。当町では、今年これまで豪雨はありませんが、23、24年と毎年のように豪雨に見舞われ、越水、浸水被害を出しております。

質問に入ります。

- 1. 豪雨災害対策について
- イ. 雨水排除計画は

インター線や坂都1号線の雨水の対応にもおぼつかない排除計画の内容と見直しについてお 伺いします。

- ロ. 浸水・越水対策について
- 23、24年のゲリラ豪雨における災害対応工事についてお聞きします。
- ハ. 中之条用水改良事業は

中之条用水の越水における抜本的改修の計画について伺い、1回目の質問といたします。

町長(山村君) ただいまご質問をいただきました豪雨災害対策について、私からは全体的な考え方について述べさせていただきまして、あとは担当課長からご説明申し上げます。

初めに、今お話がありました雨水排除計画でございますが、当計画は町の公共下水道事業の整備計画にあわせ、昭和50年に基本計画を立案したもので、下水道事業の計画策定に当たり汚水処理に加えて雨水排除も盛り込まれた計画とすることが必要とされておりました。計画排水区域を設定し、放流先は千曲川のほか1級河川や普通河川、農業用排水路等の既存の水路を利用し、加えて地形的に千曲川増水時に排水できない状況となる南条、中之条、上五明の一部地域には、雨水幹線を設けて排除する計画となっております。

さて近年、1時間当たり降水量が100mmを超える大雨や台風や梅雨前線等による総雨量が、坂城町の年間雨量を上回る千mmを超える大雨が全国各地で発生しております。平成23年には台風により紀伊半島南部で総雨量千mmを超える大雨により甚大な浸水被害が発生し、今年においても7月28日には山口県で、9月4日には岐阜県や名古屋市で1時間当たり降水量が100mmを超える大雨により浸水被害が発生している状況であります。

こうした状況を受け、8月30日から気象庁では従来の警報の基準よりもはるかに超える数十年に一度の豪雨が予想され、重大な災害の危険性が高まっている場合に特別警報を発表し、直ちに安全なところに避難する等の命を守る行動をとるように最大限の警戒の呼びかけが行われるようになったところであります。

幸いにも、坂城町におきましては1時間当たりの降水量が100mmを超える大雨は発生しておりませんが、昨年8月に局地的に短時間の雨により床下浸水等の被害が発生し、応急的に土のう積みを実施し被害を最小限に抑える対応を図りました。これらの箇所について、町で河川のかさ上げ等の工事を実施するとともに、国、県等関係機関に要望しているところでもあります。

雨水排除計画は、雨水幹線の延長が約6kmで概算161億円の公共下水道整備以上の事業費を見込む大規模な計画でありますので、町ではまず町民の皆様が早期に下水道を使用できるよう公共下水道事業を優先的に進めているところであります。現在の整備率は71%となったところであります。今後さらに南条地区の整備を進めるため、8月に町都市計画審議会を開催し、公共下水道全体計画の汚水処理と雨水排除のうち、汚水処理区域の見直しの手続を行ったところでもございます。引き続き、公共下水道事業を優先的に進め、七、八年後に町のほぼ全域の整備完了を目指しているところでございます。

したがいまして、雨水排除計画の見直しにつきましては、今後の課題と考えるところでございます。その他事項につきましては、担当課長からご説明させていただきます。以上です。

建設課長(青木君) ロ. 浸水・越水対策についてお答えいたします。

平成23、24年の豪雨で浸水等被害のあった箇所の対策状況についてお答えいたします。 平成23年8月14日、平成24年8月12日と17日の局地的に短時間の多量の降雨により、 町内各所で小河川や水路から水があふれ床下浸水の被害があり、応急的に土のう積み等を実施 し被害を最小限に抑える対応を図りました。これらの箇所の対策として、前田川沿川で浸水被 害があった箇所については、水路のかさ上げ工事を実施いたしました。中之条地区から四ツ屋 地区にかけての国道18号沿線については、長野国道事務所上田出張所と浸水被害対策につい ての打ち合わせを実施し、国道の水が西側に流れ込むのを防ぐため、国で車道の勾配を長野側 につける舗装工事と国道西側の側溝の改修工事をしていただき、あわせて町でも浸水被害が あった住宅沿いの水路のかさ上げ工事を実施いたしました。国道東側側溝についても、四ツ屋 の御堂川南から文化センター北側にかけて国で本年度から側溝を現在のものよりも大きいもの にする工事を下流の坂城側から年次計画で実施する予定となっております。

県道坂城インター線入り口の国道18号西側の水路合流部であふれた箇所につきましては、 合流部の水路かさ上げ工事を実施したところでございます。産業道路坂都1号線につきまして は、中之条と南条の境に位置する前沢川北側の水路が産業道路を横断した西側下流部分になり ますが、下流側であふれた箇所につきましては、水路を大きなものに入れかえる改良工事を実 施したところでございます。同じく前沢川の横尾団地北側であふれて水田に流入する状況が見 られた区間につきましては、水路のかさ上げ工事を実施いたしました。中之条公民館西側であ ふれた水が国道に流れ込む状況につきましては、中之条公民館から坂城中学校西側を通り、逆 木通りを抜け御堂川までつなげる新たな水路を設置するための工事を年次計画で進めていると ころでございます。

四ツ屋のちくま農協坂城支所付近であふれた箇所につきましては、別の水路へつなげ水の流れをよくするためのバイパス工事を実施いたしました。ちくま農協坂城支所南側の水路で民地を通っていた箇所につきましては、土地の所有者の方から水路の部分の用地を買い取り、水の流れをよくするための改良工事を実施したところでございます。

そのほか道路から敷地への浸水が見られた箇所について、側溝のふたをグレーチングへの交換や舗装の路肩部分にアスファルトを盛り上げるアスカーブの設置、応急対応用土のうをストックしたり、浸水予防のため要望のあった区や住民の方への配付等の対応を実施しているところでございます。また、土砂堆積が見られる河川での豪雨時にあふれることがないよう、1級河川、砂防河川については県に土砂の除去を要望し、福沢川、日名沢川で実施していただいたところでございます。町でも宮沢川、前田川、入田川のほか土砂の堆積が見られた水路において、土砂の除去を実施いたしました。

以上が、浸水・越水対策について実施した主な内容でございますが、今後も計画的に既存水路の改良や関係機関への要望等の実施により対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

産業振興課長(塚田君) ハの中之条用水改良事業についてお答えいたします。

中之条用水へは、前沢川を初めインター線周辺の用水及び周辺の雨水等が流れ込んでいるため、近年の都市化に伴う住宅や舗装整備が進んだ影響で、特にゲリラ豪雨のような大雨の際には用水が越水する状況が起きております。町では、平成20年度から22年度の3年間で、県の農山漁村活性化支援交付金事業を活用しまして越水被害や漏水被害を起こしている中之条用水路を改修するとともに、洪水対策として清水踏切付近の水門を自動転倒式に改修し、千曲川方面への排水路を新設いたしました。

議員さんから以前にも一般質問のありました越水被害のおそれがある中沢地区においては、

しなの鉄道を横断する管路を断面の大きなものに改修する必要が生じており、地域の方からも早急な対応についてご要望をいただいておるところでございます。そこで町では中之条地区における農地防災事業を実施計画の中に位置づけ、計画的な事業の推進に向け、まずは今年度概要書の作成に伴う事前調査業務を長野県土地改良連合会へ委託いたしました。内容は、準備作業として豪雨時の実態調査を行い、雨水等の流れや用水路の状況など現地の状態を把握し、その調査をもとに排水機場、ポンプの設置、既設用水路の改修計画、バイパス的な用水路の新設など、総合的な検討を進めてまいります。特に排水機場に関しましては、予定地の選定及びその周辺の地形、地質を調査するとともに、機場の規模やポンプ及び附帯設備などを検討して概算工事費の積算をいたします。

現在、国、県の活用できる補助事業の選択を含め、長野地方事務所との協議を進めており、今後は事前調査の概要をもとに町としての方向性を協議してまいります。

いずれにいたしましても、相応の事業費が見込まれますので適切な判断のもと、事業規模に つきましても県や千曲川河川事務所を初めとする関係機関、中之条用水組合や地域の皆さんの ご協力をいただきながら有効な対策を検討してまいりたいと考えております。

2番(塚田君) 2回目の質問に入ります。雨水排除計画はどのように読んでも、どのように聞いても、何回聞いても、この計画は非常に多額な費用がかかり、まず下水道の普及に力を入れるということでありますから、当面何年かは、下手すれば何十年かはなかなかこれに手がつけられないということであります。しょせん実現不可能な絵に描いた餅ではないかというふうに私は理解しております。この雨水排除計画にもありますように、最終的な終末は千曲川であり、河川法により新たな吐き口は困難であるということでありまして、既存の1級河川や農業用水を利用するというのが今後とも続くと、そういうことであります。

先日、インター線の測量に関する説明会がありましたが、その中でインター線の雨水対応に 幾つかの質問がありました。そこでお尋ねしますが、インター線を初め1級河川、県有施設等 の県の雨水の排除の指針、計画などがあるか伺います。

次に、中之条用水の抜本的な改修について今、答弁がありましたけれども、今年度は実態調査等排水計画、県と協議をしていると。これも大変多額な費用がかかると、工事費がかかるということでありますから、実態調査をしっかりしながら計画的な工事をしていくんだというふうにお聞きしましたけれども、これは県の農業かんがい排水事業として採択される見通しがあるのか。そして今年度からこの実態調査等を進めておりますけれども、町の事業計画、3カ年の計画の中にも26、27年度という形で非常に大きなお金が盛ってあります。実際、今現在、この県との協議の中でどの辺まで認められてきているのかと、その辺をお伺いします。

またもう1点、先ほどの気象庁における非常事態の特別警報でありますが、町でも有線放送 等で逐次、霜注意報や乾燥注意報が出されておりますけれども、この情報はどこから出されて、 その判断と管理責任はどこで行っているのかと、その点3点を伺って2回目の質問とします。 建設課長(青木君) インター線の関係の雨水対応の指針はあるかということでございますが、 現在その指針については特に確認はしてございません。しかし、昨日というか先日インター線 の地元説明会等があった際に私も出席しておりまして、その中でインター線の排水については そのインター線の改良工事の中で責任を持ってやっていただきたいという地元からの要望もご ざいます。またこのあたりについては先ほどご説明申し上げましたように、インター線のほう があふれて町でも水路のかさ上げ工事を実施しているというような箇所でございます。まだイ ンター線がどのような高さで、しなの鉄道を渡って、どのような勾配でいくかということも今、 県のほうで今後測量に入っていく中でのことでございますので、町といたしましてはこのイン

ター線の排水につきましては、県で責任を持って地元のほうへおりないような形でやっていた

だくように要望してまいりたいと考えているところでございます。

それともう1点、特別警報につきましては、先ほど来ご説明してありますように、今までの警報の上、要するに何十年に1回かの災害が起きる可能性があるというような場合、気象庁から特別警報というのが今までの警報の上の段階に出てくるというもので、この8月30日から運用されているというようなものでございます。この特別警報が出されますと、もうその地域住民には避難をしてくださいというような形の中で気象庁からそれぞれ出されます。また、同じく今回水防法の改正等もございまして、それが出された場合、例えば水防管理者、千曲川ですと国が管理したりしている場合、今までですと県を通して直接避難をしてもらいたいという情報が来ていたものが、今後またその水防法の改正によって直接市町村のほうにまた避難をしてもらいたいというような情報が今までよりも迅速に来るというような情報の中で、そういうものでまた対応をしていくような形になろうかというふうに考えているところでございます。

産業振興課長(塚田君) 再質問にお答えいたします。採択の可能性はということでございますが、この事業につきましては地方事務所等の指導を仰ぎながら進めておるところでございます。 やはりそれだけ指導をしていただくということは、採択の可能性があるということで進めているということでご理解をお願いしたいと思います。

また、どの辺まで認められるかというようなことでございますが、先ほども申し上げました とおり、概要書の作成に今、事前調査ということでそこの段階にあります。ですので、どの辺 までと言われても、今の時点ではちょっと申し上げることができません。以上でございます。

2番(塚田君) それでは、また再質問をしますが、今の課長の答弁でありますが、中之条用水のこの実態調査、また排水計画を県と協議したということでありますけれども、中之条用水のどの辺を重点的に県のほうへ要望したのかと、その点をまずお聞きしたいと。

そして、今も言いましたように、26年度900万、27年度7千万と、こういう数字が 3カ年計画でありますけれども、これは中之条用水の改修計画かどうか、その点をお伺いしま す。

それと情報についてですが、特に先ほどから話していますように局地的に雨が降るというのが最近の特徴なんですよね。ですから、県からはどのような情報が入ってきているのかと。例えば、用水の水門等を閉めたりしたりして排水を分水したりね、するということの中では、その局地的に降るという雨が、その情報が非常に大事だと、そういうことを私は言っているんです。この的確な気象情報、ただ県から来たからそのまま流しているのかどうかと。私は、職員の中に気象予報士の免許を持っている方がおります、この方と話をしましたらね、例えば坂城の中でもこの辺はどのくらいの雨が降りそうだということもね、あの気象のデータから分析できるんですよ。要するに、今言ったように県から直接情報が入ったのをただ流すというだけじゃなくて、せっかくそういうような能力を持った方がおるならば、本当にもっとね、狭い範囲の気象情報がこの坂城町でできないかどうか、その辺を伺います。

産業振興課長(塚田君) 実施計画の中でかかる費用、どこの場所かということでございます。 やはり中心的には先ほど申し上げましたが、中沢地区のやはりしなの鉄道を越える、下をくぐ るその断面が狭いというようなことがありますので、そこから下ですね。千曲川に排水するまでの間、これがやっぱり中心的な場所になるかと思います。

また、県からの情報がということでございます。情報については当然県からの情報も必要ですけれども、やはりこの坂城地区で、この災害になるときには職員が町内各地に当然見回り等、パトロール等に出ます。また消防団も出ます。そういうような情報はやはり大事にしていきたいなというふうに思います。また、職員の中に気象予報士がいるということでございますけれども、その気象予報士は一番真っ先に現場に出ちゃう人間なので、なかなか分析しているという時間が、多分ないんじゃないかなというような心配がありますけれども、またそういうようなことも含めて検討をさせていただければというふうに思います。以上です。

- **議長(柳澤君)** 今の情報の問題については、関連あるといえば言えるかと思いますが、通告に それらしいものはないということなので、今の程度にしておいていただきたいと思います。
- **2番(塚田君)** 議長に盾突くわけじゃありませんけれども、通告に従って私は質問をしている つもりであります。今の問題については議長に差しとめられましたから、じゃあ2番目の問題 に、質問に入ります。
 - 2. スポーツ振興について

2020年の夏季オリンピックの開催地が東京に決まり、子供と若者と多くのアスリートに 夢と希望を抱かせてくれました。地震と津波、原発事故から2年6カ月、復旧、復興に立ち向 かう日本人の勇気と理念を世界に示すスポーツの祭典になるように願うものであります。

今、陸上が熱く燃えております。8月の世界陸上でスーパースターのボルトが100m、200m、400mリレーで連続の3冠を達成し、また日本の高校生の桐生選手が100mで

10秒を切る日も楽しみであります。

町内の陸上選手も大活躍しております。昨日の、同僚議員の質問にもありましたが、5月の中部実業団対抗の陸上競技大会で、走り幅跳びで優勝の太田君は、現在就活中で、自主参加での栄冠であります。また、坂城JAC陸上スポーツ少年団出身の長野吉田高校の小山さんは、6月の北信越高校陸上競技大会リレーの2種目に準優勝、また県中学校の体育大会女子100m、100mハードル、女子走り幅跳び、陸上少年団の生徒がそれぞれ優勝をしております。8月の全国小学生陸上競技大会におきまして、昨年に続き出場した田村純菜さんが、全国で3位という好成績をおさめるなど、輝かしい活躍であります。

先日、坂城大橋の下の陸上運動場に行ってきましたが、陸上スポーツ少年団の子供たち二十数人が短距離、中距離の練習をし、保護者は草刈りをして汗を流していました。昨今、子供の運動離れが言われていますが、学校から児童館へ、習い事、塾と放課後の子供を取り巻く環境は複雑に変化しております。子供のころから体を動かす喜びを知り、心と体をともに、心身ともに健全に成長することを望むものであります。

イとして、児童・生徒の体力について。

町内小中学校の体力調査の結果をお聞きします。

ロ. 部活とスポーツ少年団について

朝早く登校する中学生を見かけますが、部活と社会体育の運営状況とスポーツ少年団などの 指導状況をお尋ねします。

ハ. 社会体育施設について

陸上運動場の整備と運営状況について伺い、1回目の質問といたします。

教育文化課長(柳澤君) 2. スポーツ振興について、順次答弁申し上げます。

まず、イ. 児童・生徒の体力はということで、体力調査の結果についてでございます。町内小中学校では毎年4年生以上の児童、生徒について体力テストを実施し、結果による考察を行い、体育授業等の基礎資料としております。身長、体重、座高のほか、種目としては握力、上体起こし、体前屈、反復横飛び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8種目からになっております。結果が数値であらわされますので、各校そして学年ごとの実態把握や全国平均との対比が可能で、強化の必要な種目がわかり、体力づくりの教育指導に活用しているところでございます。

平成24年度の結果でございますが、小学校ごとの特徴があるのかという観点で見た場合、 学年によりまして全国平均に対して高い、低いという内容は種目ごとに異なっておりまして、 一概にこの学校は高い、低いとは言えない状況となっております。

一方、中学に関しましては、体前屈、50m走、立ち幅跳びに関しましてはどの学年も全国 平均を上回っております。一方、シャトルランにつきましては、引き続いて課題となっている 状況となっております。

体力テストを行い、結果がデータとして数値化され各学校、学年ごとの課題が浮き彫りになってきますので、課題を乗り越えられるようなトレーニングを取り入れるなど、体育授業の参考にしているところでございます。

次に、ロ. 部活とスポーツ少年団についてでございます。

部活動と社会体育における指導ということでございますけれども、現在の坂城中学校の部活動に関する状況でありますが、ここ数年は運動系の部活動に所属している割合が男女ともに増加傾向にございます。平成22年度が男子が73%、女子が44%、学校全体では59%でありましたが、本年度につきましては男子は79%、女子は61%、学校全体で70%というような状況でございます。

部活動は学校の管理下にあるのに対しまして、社会体育は学校外の活動として保護者会等を中心とした団体の管理下にある活動になっているところでございます。社会体育活動は長野県教育委員会が学習の時間や家族との時間を確保するとしまして、週末の部活動の制限や、あるいは平日に学校全体で部活動を休む日を設けるなど、部活動の活動を制限をいたしました平成14年以降に、専門的な技術や戦術の修得、練習量の確保を目的に増えていったものでございます。当初、部活動時間の減る分を団体を初め外部の指導者が担うことを期待していたようですけれども、実際には教員以外の指導者など体制を整えることが難しく、社会体育の指導者を部活の顧問がそのまま行う表裏一体となっているような現状もあるところでございます。部活動と社会体育の線引きが曖昧なため、練習の長時間化にもつながるとの懸念から、県の教育委員会は団体規約をつくること、学校職員以外が責任者になること、保険に加入すること、生徒には部活動とは別に参加の意思を確認するなどの4原則が求められているところでございます。

社会体育は専門外の部活顧問にはない専門的な知識の習得が目的となっておりますので、時間の長期化のほか、指導者が複数になるということで子供たちがその指導方法に迷うというようなこともあるようでございます。坂城中学校の場合におきましては、運動系部活動12のうち八つの部活動に部活顧問以外の社会体育として外部指導者がおり、技術ですとか戦術など専門的な指導を熱心に行っていただいているところでございます。また、個々の部活動の単位組織だけではなく、全体の部活動保護者の代表者会を組織いたしまして、学校が側面から支援し連絡調整する中で、課題解決をしながら進めているところでございます。

スポーツ少年団の活動状況と指導者はということでございますが、当町におきましては9種11団の種目別スポーツ少年団がございます。団員構成は基本的に小学生を中心としておりますけれども、団によりましては中学生まで対象にしている場合もありさまざまとなっております。団員数につきましては本年度合計312名となっておりまして、おのおのの少年団それぞれ練習日程を定めまして、会費等を集める中で団の運営を行っているところでございます。

町としましても、毎年事業費の助成をするほか指導者、保護者対象の研修会や、年に一度は それぞれのスポーツ以外で町全体の団員が集まり交流を深めるなどの活動を行っています。ま た、最近は体罰の問題についても保護者、コーチが集まる役員会で体罰は許されないことを確 認し合ったところでございます。

なお、先月は町教育委員の竹内さんを講師に、やる気を引き出すコーチングコミュニケーションと題した研修会も行ったところでございます。

社会体育活動でもスポーツ少年団でも、外部指導者はそのほとんどがボランティアであるというような状況でございます。指導者自身が自分の時間を活用して、修得している知識やスポーツの厳しさ、あるいは楽しさを坂城の子供たちに伝えたいという熱意によって支えられているところでございます。

次に、ハ. 運動場についてでございます。

スポーツ少年団の練習会場は文化センターの体育館やグラウンド、武道館、上五明の運動公園、鼠橋運動場、びんぐし公園、小中学校の体育館やグラウンド、また町内企業のグラウンドなど、町内各運動場等を部活や社会人体育等と日程を調整しながら使用して活動をして行っております。その中で陸上スポーツ少年団の練習場につきましては、町の負担と県の補助事業、地域発元気づくり支援事業を活用して平成21年度に整備をしたものでございます。事業趣旨といたしましては、指導者を中心に子供と保護者が一体になりまして、共同作業によって活動場所を整備するということでございまして、1周250mのランニングコース、表示看板、タータンを敷いた短距離90m走路の整備を行ったという状況でございます。設置をされました場所が千曲川の河川敷でありますため、トイレや器具置き場など、工作物につきましては河川占用などの許認可が必要となりますし、台風などの被害も想定され、実際に千曲川の増水により流されてしまった経験もある場所ではあります。

一方、河川敷の運動場につきましては、千曲川の増水時には工作物を片づけることが河川管理上必要でありますので、陸上の練習場でも野球のグラウンドでも、またサッカーのグラウンドでもそれは同様となっている状況でございます。トイレや器具置き場を増水時でも流されない安全な場所に設置することができるのか等につきまして、指導者等と十分な調整が必要と考えるところでございます。以上です。

2番(塚田君) 今お聞きしましたように、大変町もそれぞれ施設、また民間の企業の施設もお借りしてということで、それぞれ有効に利用しているなと。そういうことの中で中学校の部活の参加者も前年から比べて増えているということで、大変喜ばしいことであります。しかし、この増えている中で幾ら要求してもなかなか足りないというものは全ての面で言えるわけですけれども、今も体罰の問題が出ましたけれども、学校の部活動はかなりの時間に同じ思考を持った者が集まって活動する教育の一環であります。スポーツとは何か、フェアプレーとは、

また体力づくり、けがをしないように、このようなトレーニング等の技術を学ぶものであります。部活も社会体育も担当者、指導者任せになっていないか、またボランティアで一生懸命指導されている指導者の謝金と大会参加の旅費、宿泊費等、保護者の負担になっていないか、伺いたいと思います。

昨日の質問にもありましたように、陸上運動場について、現在、坂城中学校には陸上部はありません。また坂城から戸倉に住み、戸上中学校に陸上留学している生徒もおります。陸上運動場など環境が整っていないからというわけではありませんが、環境は大切であります。五年前に埴科用水の取り入れ口の脇に旧マレット場を整備して、手づくりの陸上運動場ができたということはただいまの答弁にもありましたように、土日に練習ができるということで町内の児童、生徒の陸上のレベルが格段に上がったということを、先ほどの各種大会での優秀な成績が示すとおりであります。

それでは、現在その手づくりの陸上の運動場、この改善について、大水が出るとそのたび引き上げなきゃならないと。しかし、ほかの運動場、河川敷の運動場と言いましたけれども、ほかの運動場は運動場ができてから片づけるほどの水がついたことがないというんです。しかし、昨年の大雨でこの陸上運動場はタータンも含めて流されたということであります。この運動公園の多目的グラウンドがありますけれども、運動公園全体の多目的運動場も含めまして、その中にトラックが整備できないかと。全天候型のトラックまでとは言いませんが、せめて大雨でタータンや器具が流されない陸上運動場ができないか伺って、2回目の質問とします。

教育文化課長(柳澤君) 再質問に順次お答えしてまいります。

まず、クラブ活動等の大会参加におきます激励等の出場に関する補助という部分でございます。この部分につきましては、小中学校のクラブ活動の宿泊を伴います県大会あるいは県大会を超える大会等の出場につきましては、経費の補助基準の内規的なものがございますので、町におきまして助成をしておるところでございます。個人競技につきましては、1人一泊1万円、団体競技におきましては一部活動一泊10万円というような内規を持っておりますので、それに基づいて運用をしている状況となっております。

それから、運動部の外部コーチへの謝金というような状況でございます。この部分につきましては、本当に指導者の方々、ほとんどボランティアに近い状況の中で人と人とのつながり、あるいは子供たちへの熱い思いというような状況で指導がなされているというふうなところで大変感謝をしているような状況となっております。実際に謝金というような状況なんですけれども、この部分につきましては各部活動の保護者会が部の運営のための活動費を集めまして、一部その中からコーチ謝金として支払われているような状況となっております。一方で、町でも県からの委託事業でございますけれども、運動部活動地域の連携再構築事業という部分、補助率がどんどんどんどん低くなってきてしまっているんですけれども、こういう部分を活動を

する中で、今年7万2千円というような状況でございますが、助成をしているような状況と なっているところでございます。

それから、多目的運動場にトラック等が整備できないかというような状況でございます。この部分については多目的運動場、本当にいろんな用途、サッカーですとかいろんな種目が多数使われるような状況が想定されます。そういうような部分で陸上競技場をというような特定の部分で占用できるというような部分につきましては、なかなか難しいというような状況が生じてくるのではないかというような考え方を持っているところでございます。以上です。

2番(塚田君) ボランティアの皆さんには、本当に会社を休んだり大変なご努力をいただいて いるわけですが、皆さん口をそろえて坂城の子供たちのために、運動の好きな子供たちのため にということで日夜努力をされているわけですが、この謝金についてですよね、これは一部の、この陸上の関係ではそれぞれ年間5千円の保護者の会費をいただいて、その中で外部指導者に おいての謝金も払っているということであります。今、答弁にもありましたように県の補助金 がどんどん毎年減らされてきて、昨年度が7万2千円ですか。それについて今まで国は部活動 の活性化と地域や学校の連携を図るために、運動部の活動の指導者派遣事業を行ってきております。国が3分の1、市町村が3分の2の負担ということでありますけれども、この制度については今どうなっておるか。

また、小布施町ですがね、全国大会の出場において、選手とコーチにそれぞれ3万円ずつ出 しているということであります。この近辺、ほかの市町村はどのような状況か伺いたいと思い ます。

それと、運動公園についてですね、この運動公園について、これは先ほどもちょっと話を聞きましたら河川敷ということでありますけれども、町はこの村上の運動公園の借り賃、年間330万円で借りているんですよね。これは河川敷ならば千曲川河川事務所の管轄だと思うんですが、これを借りているということは、これは個人のもので個人に対してこのお金を払っていると思うんです。この辺の管理、例えば個人のものだったらば、先ほどの話のように水が出てもトイレとか器具を片づける必要はないじゃないですか。ちゃんと金を払っているんです。河川敷ならばそういうような規制はあると思うんです。その辺を伺います。

教育文化課長(柳澤君) それでは、ご質問いただきました部分につきまして順次お答えしてまいりたいというふうに考えております。

1点目の部活動の人材派遣事業という部分でございますが、これが移行いたしまして運動部活動地域連携再構築事業というような状況になったというふうに聞いているところでございます。

それからもう一つ、クラブ活動の他市町村の状況という部分でございます。隣の千曲市の部分についてお知らせをいたしますと、千曲市のスポーツ大会の出場奨励金の交付要綱というも

のがございまして、この部分ですと奨励金の額、全国大会について個人5千円、団体3万円というようなところの情報があるところでございます。

それから、河川の借地の関係でございます。上五明の運動公園につきましては、個人の土地を借用するという格好で借地代を払っている状況となっているところではございます。一方で、河川法の定めがございまして、河川を守るために増水時にはやはり置かれている構築物については片づけなければいけないという千曲川河川事務所からの指導がございますので、そのような取り扱いを行っている状況となっております。以上です。

2番(塚田君) るる説明をいただきました。この問題は納得するとかしないという問題じゃなくて、できる限り町の子供たちのためにいろんな制度を利用しながら、またその運動場の整備もそうです。これについても文化センターで毎週木曜日にこの陸上の児童、生徒が集まって練習しています。80人のね、本当に大勢の皆さんが参加して、これがグラウンドがいろいろな団体が使っておりますけれども、それが週に2回とか、そういう形で利用できないのかとか、いろいろのまた、例えば運動公園のもうちょっと空いているところがね、あるんですよね。外野のほうなんかずっと一周すれば200m、300mとれるんですよ。だからそういうことも利用する中で、大雨でそのたびにね、器具を保護者の皆さんが移動するような、そういうことはね、やっぱりなくしてほしいと思うんですよ。

謝金については、小布施町が特別高いというふうには思うんですけれども、しかし、もし何かほかに制度がありましたら、ぜひ利用していただきたいというふうに思います。

学力もスポーツも、環境が大切であります。心と体は習慣がつくると言ったのは、かのアリストテレスとか。30年前から生活習慣病という厄介な病の認識を訴えてきた国際聖路加病院の名誉院長、日野原重明さんは、子供の気力、学力、体力の低下を憂い、早寝、早起き、朝御飯の習慣を身につけるようと言っております。心も体も健康な町になることを願って、私の一般質問を終わります。

議長(柳澤君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時35分)

9月11日本会議再開(第4日目)

- 1. 出席議員 13名
 - 1番議員 柳澤 澄 君 8番議員 山崎 正 志 君 2 塚 田 正 平 君 9 入 日 時 子 君 中 Ш まゆみ 君 嶋 君 3 IJ 吉 10 IJ 登 窪 田 英 子 君 塚 忠 君 4 IJ 1 1 IJ 田 5 塩 入 弘 文 君 1 2 池 田 弘 君

 - 塩野入 猛 君 宮 島 夫 君 6 1 4 祐 IJ
 - 7 西沢悦子君
- 2. 欠席議員 13番議員 大森茂彦君
- 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長 山村 弘 君 副 町 長 下 和 久 君 育 教 長 宮 﨑 義 也 君 計 管 理 者 会 春 日 英 次 君 総 務 課 長 中 夫 田 君 企画政策課長 Ш 朋 荒 正 君 まちづくり推進室長 中 村 淳 君 住民環境課長 豊 金 子 君 福祉健康課長 民 男 天 田 君 子育て推進室長 宮 嶋 敬 君 産業振興課長 塚 田 陽 君 建 設 課 長 青 之 木 知 君 教育文化課長 柳 澤 博 君 収納対策推進幹 下 和 久 君 総務課長補佐 井 大 裕 君 総 務 係 総務課長補佐 井 洋 一 君 臼 財 政 係 長 企画政策課長補佐 内 祐一 竹 君 企画調整係長 代表監查委員 大 橋 房 夫 君

- 4. 職務のため出席した者
 - 議会事務局長 山崎 金一君 書 議 会 記 小宮山 和美君

- 5. 開 議 午前8時30分
- 6. 議事日程
 - 第 1 一般質問
 - (1) 学校給食についてほか

吉川まゆみ 議員

(2) 定年廃止・延長についてほか

窪田 英子 議員

- 第 2 議案第42号 平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第43号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第44号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第45号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- 第 6 議案第46号 平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 第 7 議案第47号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て
- 第 8 議案第48号 平成24年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第49号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 7. 本日の会議に付した事件 前記議事日程のとおり
- 8. 議事の経過

議長(柳澤君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、13番 大森茂彦君から欠席の届け出がなされており、これを許可 してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(柳澤君) 最初に3番 吉川まゆみさんの質問を許します。

3番(吉川さん) おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、 通告に従い一般質問を行います。

1. 学校給食について

私は、学校給食というと思い出すことがあります。それはアルミに包まれた四角いチーズです。当時は、残さずきれいに食べることがクラスの決まりでした。大のチーズ嫌いな私は、最後にトレーの真ん中にぽつんと残ったチーズを涙をこらえながら少しずつ口にしたことが、昨日のことのように思い出されます。また、それとは逆に家では食べたこともないおかずが並んでいるときは、心うきうきして味わって食べたものです。

学校給食、今思うと本当にありがたいものだとつくづく実感いたします。我が国の学校給食の始まりは、何と明治22年だそうです。山形県の鶴岡町、今の鶴岡市の小学校で行われたのが始まりとされております。いずれにしましても、現在の学校給食は食教育の生きた教材としての役割を果たしております。児童、生徒にとって大切な教育活動の一環ですので、ないがしろにはできません。

それでは、質問に入ります。

イ. 食物アレルギーの実態とその対応は

昨年12月、東京調布市の小学校で、粉チーズ入りのチヂミを食べ、食物アレルギーによる 死亡事故が発生をいたしました。学校でのアレルギー事故は年々増加し、今や年間300件に 上っているということであります。ここ数年、国は健康的な食生活を学習する食育の一環とし て、アレルギーがある子供への給食の対応を求めてきております。しかし、アレルギーによる リスクを防ぐ具体的方策は学校に任されているのが現状であります。食物アレルギーは症状に よって生命の危機にもつながるおそれがあり、学校給食を実施する際には詳細に状況を把握し、 適切に対応していく必要があります。

食物アレルギーは個人により、また年齢によってもアレルゲンが違ってくるということもあり、この対応は容易でないということは誰もが承知をするところであります。しかし、我が町の未来ある子供たちが、楽しいはずの学校給食で命を落とすようなことがあっては絶対にならないと考えております。そのためにも、でき得る限りの対策を講ずるべきではないかと強く考えます。

そこで、お尋ねいたします。一つとして、当町の小中学校の食物アレルギーの子供は現在どのくらいいるのでしょうか。各学校ごとの状況と、また自己注射液エピペンを必要とする子供はいるのか、その点もお聞かせください。

2点目として、食物アレルギーの子供の把握はどのようにされておりますか。

そして、三つ目として、食物アレルギーの子供への対策はどうとられているのでしょうか。 以上、3点についてお尋ねいたします。

ロ. エピペンの取扱いについて

食物アレルギーの症状は、軽いものは口の周りが赤くなり、じんま疹が少し出るだけです。

しかし、重い急性アレルギー反応は意識を失い、倒れてしまうといったアナフィラキシーショックを起こします。注意しなければいけないのは、症状の進行が早いということです。そこで、学校のアレルギー疾患に対する取り組み、ガイドラインには緊急時にはショック症状を和らげる自己注射液、エピペンを本人にかわって教職員が使用するなどの対応が促されておりますが、当町では準備は万全でしょうか。その点についてお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

教育文化課長(柳澤君) 1. 学校給食について、答弁してまいります。

まず、イ. 食物アレルギーの実態とその対応はについてでございます。

昨年12月に東京都調布市におきまして、学校給食を食べた児童が食物アレルギーにより亡くなってしまうといった、非常に悲しく残念な事故が起きてしまいました。これを受け、今年の7月に文部科学省では再発防止の取り組みとして、アレルギーがある児童、生徒への対応に関する調査を全国の小中学校から500校を抽出し、給食での事故防止や緊急時の対応方針を把握することとし、その結果を踏まえ来年3月をめどに最終報告をまとめ、施策に反映することとされております。

当町といたしましても、5月には学校給食等における食物アレルギー対策に係る検討会を関係課において行い、対応マニュアルの作成など早急に取り組むことといたしました。その中で、アレルギー反応の一つで、特に血圧低下、それに伴う意識低下などのショック状態、いわゆるアナフィラキシーショックを起こした際の対処方法であるアドレナリンの投与、エピペンの投与というところでございますが、これにつきましても情報交換をいたしたところでございます。その後、6月と8月には町内小中学校の養護教諭と保育園及び町栄養士等との検討会を開催し、アレルギーカルテの作成、緊急時マニュアルの作成に向けた取り組みを始めているところでございます。

小中学校におきます食物アレルギーを持っている児童、生徒の把握につきましては、これまでは毎年4月に各家庭より提出される保健調査票の中で、アレルギー等を持ち、特に学校で対応が必要な子供たちにつきましてはその旨を記入していただくことで把握を行ってまいりました。今年度につきましては、食物アレルギー対策の一つとして検討しておりますアレルギーカルテを別途学校ごとに作成し、7月の夏休み前に調査を行ったところでございます。その調査結果では、南条小学校30名、坂城小学校10名、村上小学校15名、坂城中学校32名の4校合計で87名が何らかのアレルギーを持っているという状況でございます。また、その中でエピペンを処方されている児童、生徒はいない状況でございます。

なお、今回調査に用いましたアレルギーカルテにつきましては、小学校から中学校まで使えるような統一様式を来年度から使用できますよう、さらに検討を行っているところでございます。

食物アレルギーのある児童、生徒への対応ですが、食育・学校給食センターから給食の献立 表にあわせ食材の明細表を学校を通じて保護者へ配付をしております。さきの事故後、国から アレルギー等を有する児童、生徒への事故防止への適切な対応を努めるような依頼がありまし たことから、食材明細表の内容をさらに詳細なものとしたアレルギー食材表を作成し配付を始 めたところでもございます。この食材成分表は、献立で使われる食材はもちろんですが、食材 や加工食品の中に含まれているアレルゲンにつきましても表示しており、学校、保護者で活用 をお願いしておるところでございます。

次に、ロ. エピペンの取扱いについて申し上げます。

さきに申しましたエピペン、アドレナリンの注射薬でございますけれども、食物アレルギーが重症の方が誤ってアレルギー食品を食べ、アナフィラキシーショックが全身に出てしまった場合でも、おおむね30分以内にエピペンを打つなど適切に対応すれば、多くの場合助かるとされております。このエピペンは、個人がその疾病ごとに医師の診断のもとに処方される薬剤で、日本では平成23年9月から保険適用となりましたが、市販の風邪薬などのように誰もが薬局で購入できるものではない状況になっております。現在、日本では学校等に常備することはできませんが、アメリカでは緊急時に備え学校に常備できるように州法で定めるなどの動きも広がっているとお聞きするところでもございます。

町の対応はどうかということでございますけれども、エピペンの使用方法も含めました緊急 時の対応にかかる研修につきまして、本年11月に長野市で開催が予定されております文部科 学省、厚生労働省主催の研修会に各校から養護教諭等が参加し、研修会受講者がリーダー的な 役割を担う中で医師、消防署等の関係機関のご協力をいただき、全職員を対象に研修会を実施 していく計画を現在しているところでございます。以上です。

3番(吉川さん) 2回目の質問を行います。

ただいま担当課長より詳しい経緯など説明をいただきました。思ったよりもマニュアルの作成化が進んでいるということで、大変うれしく思いました。

文科省の調査では、平成19年には全国公立小中学校の児童、生徒1,280万人中食物アレルギーがあるのは2.6%でした。それに比べ、現在どんどん増えているという意味もあると思いますが、当町の実態は1,350人中、約、今の話ですと87名ということで、何らかの食材に対するアレルギーを申告しております。これは本当に6%に当たるということで、比較しますとかなりのウエートを占めていることが明らかであります。

さて、今年の3月、昨年暮れの事故を受けて新年度に向けて食物アレルギー等を有する児童、 生徒への対応についてという通達が流れておりますが、この通達を受けて町として取り組まれ たことがありましたらお聞かせください。

教育文化課長(柳澤君) 本年度新しい取り組みというような状況でございます。先ほども

ちょっと触れましたけれども、まず食物アレルギーを持っている子供たちの把握の方法につきまして、改善を加えたところでございます。これまでは保健調査票というようなところの中から子供たちのアレルギーの状況を把握したところでありますけれども、本年度につきましてはアレルギーカルテという部分を利用しまして、再度調査を行いまして、どのような実態を把握しているのかという部分を把握に努めた状況がございます。そしてまた、担当を初め関係の各課におきまして対応策、緊急マニュアルの作成というような部分について、どうやっていけばいいのかというような打ち合わせも行ったというような状況となっております。以上でございます。

- **3番(吉川さん)** 今年度からアレルギーカルテにされた、また来年度からは中学へ移行できるようなカルテにしていきたいというお話がありました。 1点、先ほど食材の明細表、成分表を細かくして、今年度は保護者に配るようになったというお話がありましたが、これはアレルギーの児童全員でしょうか。その点お願いします。
- **教育文化課長(柳澤君)** 成分表の配付というような状況でございます。この部分につきましては、これまでは従前の献立表でありますと、献立の中の、例えば薄口のしょうゆが利用されているのであれば薄口しょうゆというような状況の中でお知らせをしておった部分につきまして、この中のアレルギー的な部分では大豆というような部分が把握されますので、そういう部分の表示を行ったというような改善を行っている状況となっております。

それから、配付をしている部分でありますけれども、この部分につきましてはご希望者というような状況の中で対応を現在しているような状況となっております。以上です。

3番(吉川さん) 今、87名いるうち希望者だけというお話がありました。その対応でいいのでしょうか。これは本当に一歩間違えば、保護者が希望して、希望した方にだけやっているということだと思うんですが、本当に一歩間違えば大きな事故にもつながりかねないことだと思います。

そして、もう1点ですが、今、アレルギーカルテにかえましたというお話がありました。このカルテが担任と養護の先生のもとにまず届きます。そして、中には一人で何種類もの、イカ、エビとか卵、いろいろアレルギーを持っている児童もいると思います。ですので、カルテが届いたからそれで安心ではないと思うんですね。そこからの取り組みが重要だと思います。

一番大事なのは、リスク情報の共有化だと思います。保護者に任せて、成分表を保護者が見て子供にこれは食べないようにねとか、そういうことに任せてしまっていいのかどうなのか。この保護者と担任、そして校内における教職員、また給食をつくってくれる給食センターの方、この方たちが全部同じリスク情報を共有して初めて、一人一人のアレルギーに対応ができると思います。これがどこかで一歩気を抜いたら、大きな命にも及ぶ事故が起きるわけです。

そこで、1点お尋ねいたします。これだけ87名というアレルギーの児童がおりますが、当

町では除去食、また代替食という取り組みは実施しておりません。その理由についてお聞かせ ください。

教育文化課長(柳澤君) まず、前段のほうでお話がありました、危険なアレルギー物質の共有 というような情報でございますけれども、成分表を家庭にご配付をしまして、家庭から連絡帳 を通じて、もしくは子供たちを通じて担任に、あるいは養護の先生へというような状況の中で 伝達を行う中で、給食で必要なおかずにつきまして除去を行っているというような対応を行っ ているところでございます。

それから、そういう部分の情報の共有という部分、現在、中間の取りまとめもされていると ころなんですけれども、それら詳細な最終報告が今年度末に出てくるというような状況もあり ますので、それらを踏まえながら再度マニュアルの作成に生かしていきたいというような考え 方を持っているところでございます。

それから、アレルギー除去食というような部分を現在取り組めていないというような状況というところでございます。この部分でございますけれども、アレルギー除去食、それから代替食を調理するにつきましては、献立の中の個々の児童、生徒のアレルゲンの特定を行いまして、それに対応いたしました代替食材等による献立を作成する必要がございまして、専任の栄養士が必要となるような状況となります。それから調理に当たりまして、一般の給食食材との混同を避けまして、個人ごとに個々のアレルゲンに対応しました調理が必要となるというような状況で、アレルギー対応の専任の調理員が必要になるというような状況となっております。また、調理したアレルギー対応食につきましては、個人を特定できる食器に配食をいたしまして学校に運んでいくというような状況でございますが、対象とする児童、生徒分の専用の食器が必要となるというような状況となっております。そういう中で、人材の確保、費用というような部分の検討が必要になってくるという部分がございます。

それから、実際の運用というような状況の中で、アレルギーに対応をします給食を始めるに当たりましては、いずれにせよ全てのアレルゲンに対応しました給食を調理することは困難な状況でございますので、児童、生徒のアレルギーの状況を把握をいたしまして、食育・学校給食センターで対応可能なアレルゲンの部分を決定する必要が出てくる状況となります。また、児童、生徒のアレルゲンの把握については、医師の診断書または指示書というような状況が、それに基づきまして行われますので、アレルギー対応食を希望される児童、生徒の皆さんには医師への受診をしていただいて、その結果に基づいて面談をし、対応の範囲を決めていくというような状況がございます。それら打ち合わせ、費用的な部分というような総合的な部分で、現在のところ除去食、代替食の部分についてはなかなか厳しい状況という状況でございます。以上です。

3番(吉川さん) 今、除去食、代替食は厳しいというお話がありました。では、当町では今の

メニューの献立の中でそのアレルギーに対応する取り組みをしていると思いますが、その詳し い詳細ですね、お聞かせください。

- **教育文化課長(柳澤君)** 当町では現在、除去食、代替食というような状況の適用がちょっとできていない状況でございます。ですので、食物アレルギーを防止する状況とすれば、ご家庭、学級担任等と打ち合わせをする中で、食材の成分表をもとにアレルギー反応が起こす食物につきまして給食時に除いて食べていただくというような対応というような状況となっております。以上です。
- 3番(吉川さん) 先日、千曲市の第2給食センターを訪問してまいりました。ここは築23年の建物でしたが、中はぴかぴかに磨かれ、その片隅にアレルギー対応の給食をつくる場所が設けてありました。こちらは平成20年から食物アレルギーに対する献立の調整を始めたそうです。ですから、調理室とはいっても初めからなかったので、調理室の隅のほうに小さなガス台が調理台の上にあるだけの、間仕切りをしていない調理室でありました。現在は30人ほどの除去食をつくっていると伺いました。

では、我が町ではというと、皆様もご存じのとおり、新しい食育・給食センターにはアレルギー調理室が用意してあります。いつでもスタンバイオーケーです。先ほどの答弁では全員のメニューの中で、これは給食センターに行って聞いてきたことですが、対応としてノーエッグマヨネーズを使ったり、ソバは使わないとか、またフライも衣の中に卵が入っていないという商品を使っているとお聞きしました。これは当たり前かもしれません。しかし、私は栄養士さんのお話を聞いて思いました。全員にいいメニューを考えているということは、そこまでアレルギーに対して気を遣って神経をすり減らしてメニューを考えていただいておりました。そしてまた、複数の目でその内容も確認をして成分表をつくって間違いがないか見て、それで保護者のほうに手渡すという状況だそうです。一番言われていましたのは、何人もの目で見ても、例えば入っていないと思っていたものが加工品の中に入っていたとなると、大きな事故が起きてしまう、そこがやはり一番心配だとおっしゃっておりました。また、中学でお聞きしたことですが、もう薬を服用している重度のアレルギーのお子さんがいます。その子は、もう先生に早く除去食をつくってほしいと言っているそうです。

今の時代、皆さんもご存じのとおり、食物アレルギーの子供は増えることはあっても、減ることはありません。そんな意味でも、一日も早くこの調理室を使って、我が町でも食物アレルギー対応の給食づくりを実施してほしいと切に要望しますが、それについて町当局の見解をお伺いいたします。

教育文化課長(柳澤君) お話がございましたように、食育・学校給食センターにつきましては、 建設時に対応が可能なアレルギーの調理室は設置はしているところではございます。一方で、 先ほど申しましたようにアレルギー食実施につきましては栄養士の確保、あるいは必要な調理 員の確保というような人的な確保を加えまして費用負担という部分が生じてまいります。それから保護者との打ち合わせ、そして学校給食センターでのアレルギー対応のアレルゲンの特定といった手続も生じてくる部分がございます。そういう部分の中で学級担任、それから養護教諭等、十分な情報の共有も必要となってくるところは必要なところでございます。アレルギーに対応しました給食の調理に当たりましては、これら基本的な方針、あるいは具体的な対応の詳細な部分を詰めていくというような状況が必要となります。

また、学校給食におきます食物アレルギー対応についての最終報告が来年3月になされるということでございます。一旦、全国的に見ますと死亡されるというようなケースが発生している事案でございます。そういうことでございますので、その報告を見る中で我が町の対応について慎重に調査検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

3番(吉川さん) 今の答弁では、アレルゲンの調査をしなければいけないとか、打ち合わせを しなきゃいけなという、何か本当に基礎的なことが大変だみたいなお話に伺えましたが、そう こうして3月、報告が来る前に、もしもですね、今の栄養士さんが細心の注意を払ってやって いても大きな事故が起きるかもしれません。本当にそう考えたときに、ちゅうちょしていてい いのでしょうか。教育長に伺います。

教育長(宮﨑君) 教育長にということでございますので、お答え申し上げます。

アレルギーにつきましてはですね、やっぱり年々増えているという部分であります。よりその中身についてもですね、アレルゲンの対応についてもですね、複雑化しているということでございます。これにはですね、やっぱり学校給食として取り組むべき課題、これはもちろんございますけれども、やっぱり保護者と学校と給食センター、あるいは私ども教育委員会が一体になって取り組んでいかなきゃいけないという部分であります。

学校給食センターのですね、調理体制等も含めてですね、私どもも課題を抱えている中でありますので、国の方針等を踏まえる中でですね、そこら辺は考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えています。すぐ今日、明日どうなのかという、そういうご懸念でございます。それはみんな心配はしているわけですけれども、やっぱり保護者との連絡の中でですね、最善を尽くすということも重要であります。そんなことでですね、給食センターで除去食というようなお話もあるわけですけれども、現実を踏まえる中でですね、非常に厳しい部分もありますので、今後の課題ということでさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

3番(吉川さん) 今後の対応に期待したいと思いますが、千曲市では2千食つくっております。 栄養士は3人配置していまして、そのうち一人がアレルギーの対応をしていただいています。 調理員も16人のうち一人配置しております。戸倉の所長さんが言っていたんですが、アレル ギーには複雑な対応が求められるので、一般食とアレルギー食への対応は一人の栄養士さんで は無理があるでしょうと、このようにおっしゃっておりました。

最後は、先ほどもおっしゃっていましたが、本当に栄養士さんと調理員さんを配置しなければというところにいってしまいます。また予算との兼ね合いもあります。しかし、今大切なのは未来をしょって立つ子供たちの命だと思います。予算にあわせた対応を考えるのか、それとも子供たちの命を最優先に考えて予算を考えるのか。私はぜひ後者の選択をしてほしいと考えますが、最後に町長の見解をお聞きします。

町長(山村君) 学校の給食については、実際には坂城振興公社で運営しているというのもあります。私はそこの社長も兼ねているわけですけれども、今、担当課長、それから教育長からお話ありましたように、これはやっぱり慎重な取り組みが必要だと思っております。今、吉川議員からお話がありましたように、我が給食センターというのは設備は整っているという、一応あるということでございますので、全体的な方針をよく見きわめて検討していきたいと思っております。現状で言えるのは、そのアレルギーのショックを受けないように、明細にメニューを渡して、それでその段階で手を打っているということでございますので、それが今危険かというとそうではないと、必ずしもあります。その準備をしてやっているという、ご家庭の協力も得ながらやっていると思いますので、いろんな状況が入ってきますし、それから国の方針、県の方針がありますので、それをよく見きわめて手を打っていきたいというふうに思っております。以上です。

3番(吉川さん) 今、町長から振興公社が運営をしているというお話がありましたが、でも、子供たちは坂城町の子供たちです。振興公社に全て任せてやっているからいいという考えはないと思いますけれど、そういうものじゃないと思います。今、町長からは国や県の方針を見きわめて、これから対応をしていくというお話をいただきました。

余り千曲市の話をして申しわけないんですが、私もびっくりしたんですが、戸倉ではフライは最初から手づくりで衣を一つ一つつけて揚げているそうです。お金も手間もかかる。だけれど、未来ある子供たちのために安心・安全な栄養豊かな学校給食をつくっていますというお話を聞きました。うちの町では毎日1,350食をつくっているわけですね。中には先ほどもお話の中にありました、成分表があって、これは私は食べられない、またかき玉汁なんか卵を入れなきゃなり立たないわけですけれども、それ出たときにはそのアレルギーのある子はみんな食べていないわけですよね。それをやはり私たちは当たり前と、こう見過ごしてはいけないと思います。そんな意味でも、一人を大切にする対応を切にお願いしたいと思います。

では、続いてロの質問に入ります。

先ほども担当課長から詳しいお話を伺いました。 1 1 月に長野市で研修が予定されているというお話がありましたが、これは養護の先生と教員、教員というか、これは全教師が行くというわけではないのでしょうか。済みません、その辺ちょっと聞き落としたようですので、お願

いします。

- **教育文化課長(柳澤君)** 11月開催の研修につきましては、当面、各校から養護教諭等が参加をしまして、リーダー的な役割を担っていただきたいと考えております。それをもとに学校のほうに戻っていただきまして、医師あるいは消防署等の関係機関の協力をいただいて、全職員の対象の研修会を行ってまいりたいという考え方でございます。以上です。
- **3番(吉川さん)** はい、理解いたしました。では、町に戻って、また全教員が同じ思いで子供たちの命を預かるので、対応、またこの研修を行っていただいてしっかりと町として万全な体制を整えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2. 熱中症対策について

今年は特に異常気象で猛暑日が続き、多くの方が救急で搬送をされたり、亡くなられたとい うニュースを目にいたしました。

そこで、イとして、小中学校での熱中症の状況はどうだったでしょうか。

救急搬送、または授業中、暑さによる体調不良を訴えた子供はいたでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

そして次に、口として、暑さ対策への支援です。

一つとして、小中学校では熱中症対策はどうされていますか。 10年前の環境と大きく変わってきております。最近の教育現場では、ランニングコストや初期費用が余りかからないミストシャワーの設置や、教室にエアコンを設置する自治体が増えてきております。当町での暑さ対策について、町当局の考えをお尋ねいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

町長(山村君) 私からは、熱中症対策の、暑さ対策への支援ということでお話し申し上げます。 今、お話ありましたように今年の夏は特に暑くて、各地で最高気温の記録を更新したと。四 万十市では41℃を記録するということなど、大変暑い夏であったわけでございます。

この暑い夏を乗り切るために、学校現場においても教員が大変きめ細かく対応することで、 鋭意、熱中症の予防の努力をしているというところでございます。小まめに水分を補給するな どの対応とともに、万が一体調不良を訴える子供たちがあった場合には、エアコンの設備のあ る保健室で静養できるよう対応しているというところでございます。

町としましては、学校関係の設備の強化ということで、設備面でいろいろハード面に対して も年次計画を立てながら対応しているところであります。昨年度は、南条小学校と坂城小学校 の保健室へのエアコン設備の設置をいたしました。また村上小学校では、耐震改修事業の中で 保健室を正門付近に移設し、緊急時に車両がすぐ近くまで進入できるように、あわせてエアコ ン設備を設置いたしました。坂城中学校については、既に設置されておりますので、4校の保 健室へのエアコン設備の設置は完了したというところであります。今年度につきましては、坂 城小学校の管理棟にある職員室、校長室、そして事務室へのエアコン設備の設置を行っており ます。

今後とも地球規模で気温の上昇が予想されるわけでありますけれども、学校においては引き 続ききめ細かい熱中症予防努力の対策をするとともに、町としましては、必要な教室に年次計 画に基づいて空調設備の設置を行ってまいりたいというふうに考えております。

教育文化課長(柳澤君) 熱中症対策につきまして、イ. 小中学校で熱中症の現状はについて答 弁を申し上げます。

今年の長野県内の夏の天候、梅雨明けとともに高気圧に覆われ、大変暑い夏となった状況でございます。このような暑い夏でございましたけれども、教育現場であります学校においては暑さ対策、熱中症対策に配慮をしてまいったところでございます。今年は特に各地で熱中症による救急搬送をされる方が多くあった状況でございますが、体調不良を訴えまして保健室を訪れた児童、生徒についてですが、小学校ではございませんでした。中学校におきましては、数名ございましたけれども、幸いなことに熱中症による救急搬送となった児童、生徒はございませんでした。

熱中症の予防といたしましては、子供たちが登校する前に教室の窓を開放し、換気及び通風を行い、教室内の気温を下げる。また、水分補給用の水筒の持参を呼びかけ、小まめな水分補給が行えるような対応をしている状況でございます。また、体調不良の児童、生徒につきましては、我慢せずにエアコンのある保健室で静養させるといった対応をしておるところでございます。

施設整備につきましては、今、町長が申しましたけれども、ミストシャワーという手法より も、必要な教室に空調設備の設置を今後検討してまいりたいと考えているところでございます。 以上です。

3番(吉川さん) 詳しい説明をいただきました。先日も伺いましたら、本当に教師の皆さんが水筒を持参させたり、首に巻く何というんでしたっけ、こうね、冷やすのを持ってきてもいいとか、本当にきめ細かな対応をされております。そして、生徒よりも早く学校の窓を全開するという対応をしているようでありました。今のお話のように、当町では大きな事故が起きなかったということで、よかったと思います。

今年の8月9日、総務省から発表された資料によりますと、7月1カ月の全国での救急搬送は2万3,699人ということで、過去最高だったそうです。長野県でも5月から9月までは650人も搬送されたということで、大変な時代に入ったなと思います。しかし、当町では6名だったということで、それも高齢者の方、農作業をしていたとかね、そういう方だったそうです。

今、本当に詳しいお話、また町長からもこれからの設備のお話をいただきました。先日、中学を訪問してきたんですが、中学も後付けで保健室にエアコンがつけられ、また扇風機が、一昨年ですかね、つけられました。回っていく中で教頭先生とお話しする中で、図書館と音楽室がとても困っているというお話を聞きました。図書館は校舎の南側の2階に面しまして、一番日当たりのいい場所にあります。中には高い天井に4台しか扇風機がありませんでした。そして、空気も抜けないということで、大変司書の方が苦戦をしているというお話でした。そして、各教室においては、天井に二つの扇風機が真ん中にあるんですが、教室の周りにいきますと全然風が来ないということで、先ほどもミストシャワーの話をしたんですが、教頭先生は3階の3年生なんかはやってもらうとありがたいねという話をしておりました。

それで、今、エアコンの設置のお話は前向きな答弁と伺いましたが、このベランダにつける ミストシャワーなんですが、体育館で運動した後、その外の入り口のところに、こう上につけ ておきますと、休憩のときにそれをスイッチを入れていただくと空気が3℃も温度が下がると いうことで、とてもいいと思います。後付けでつけられますし、そんなことでこのミストシャ ワーを、今つけないというお話だったんですが、図書館にはエアコンと、ベランダのところに これをつけたら最高じゃないかと思いますが、済みません、その辺いかがなものでしょうか。 答弁お願いいたします。

教育文化課長(柳澤君) 坂城中学校におきます部分でございます。坂城中学校におきましては、管理棟にあります保健室、職員室のほかに、2階の会議室ですとかLL教室、あるいはパソコン室といった部分にエアコンの設置がなされている状況でございます。そういう部分でありますと、そういうところの利用もできるのかなというような部分がございます。

また、図書館と音楽室というような状況でございます、の冷房という部分でございます。音楽室の場合につきましては、他の授業への配慮といった部分から防音といった面で窓が開かないというような構造的な部分で、設置という部分については検討していかなければいけないのかなという部分。それからまた図書館といった部分の天井が高いといった部分もございます。そういう部分で音楽室の特性ですとか緊急度を考慮する中で、必要な教室につきましては空調設備の設置を今後検討をしてまいりたいというふうな考え方でございます。

一方、ミストシャワーというご提案でございます。この部分につきましては、いろんな状況で出てこようかと思うんですけれども、通ったときにおそらく一時的な効果はあろうかと思います。一方で、その持続性はどうなのかというような部分、それからシャワーを浴びる場合の人数的な部分はどうなのかといった部分でございます。また休憩時間中というような運転時間の限定的な部分というような方法の課題というような状況も考えられるというような状況でございます。そういった部分で当面のところは必要な教室への空調設備の設置を検討するという考え方を持っているところでございます。以上です。

3番(吉川さん) 今、課長から聞きましたが、吹奏楽のお話を聞きました。今年はかなり暑くて、練習するのにも音楽室ではできない。音楽室は工業用の扇風機が2基あるだけです。そういう中で毎回重たい楽器を全部会議室に運び入れて練習をして、またもとに戻すという練習をしてきたというお話を伺いました。そういう意味でも、この音楽室に関しては、早めにお願いしたいと思います。

そして図書館ですが、ぜひ行ってみてほしいと思うんですが、司書の方が言っていたのは、 月曜日ですね、月曜日出ていくともうすごい40℃超えているんですって、中がね。それで本 当にその熱が三日ぐらい抜けないそうです。そして窓際の全集がずっと並んでいるんですが、 私もさわってきましたが、もう表紙がべたべたになってくっついておりました。そういう意味 で、本の保管状況も大変厳しいというお話でした。子供たちは読書だけでなくて、美術の資料 集めに図書館へ来て、クラスごとに机を囲んでみんなで資料を探すそうです。

そういう意味でも、この図書館と音楽室、このエアコンの設置について、ぜひ来年度の予算 に計上していただきたいと要望いたしますが、最後に町長の見解をお伺いいたします。

- **町長(山村君)** いろいろ振っていただいてありがたいと思うんですけれども、予算の審議は年 末から来年に向けていろいろやっていきますので、その中でどれだけ財源を使えるか、総合的 に判断していきたいというふうに思っております。
- **3番(吉川さん)** 予算の中で総合的に判断をしていくというお話をいただきました。どこにお金をかけるかということが一番ネックになってまいりますが、今回、私は町の未来を担う子供たちのため、また教育現場について質問をいたしました。

家庭でもそうですが、目を、そして手をかけた分、必ず大きな力を子供たちは発揮してくれると思います。今回の質問が具体的な取り組みにつながることを願って、以上で私の一般質問を終わります。

議長(柳澤君) ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時21分~再開 午前 9時31分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

次に、4番 窪田英子さんの質問を許します。

4番(窪田さん) おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、 通告に従い一般質問いたします。

この暑かった夏、熱中症の入院の患者数がテレビで放映され、またその暑いさなかに参院選の選挙の宣伝カーがマイクで大きな声で、よろしくお願いしますと通り過ぎていきました。暑い夏はまだ続いています。

では、質問に入ります。

最初に、1. 定年廃止・延長について

イとして、坂城の企業の対応は

希望者全員の65歳までの雇用企業に義務づけた、4月施行の改正高年齢者雇用安定法への対応について、県内企業の8割近くが定年後の嘱託社員などで継続雇用を選び、定年の廃止や延長は計17%にとどまっていることが、信濃毎日新聞社が県内主要企業を対象に実施した経済アンケートでわかった。法施行の影響について、人件費の増加と答える企業も約2割に上り、待遇の維持につながる定年の廃止・延長に慎重な県内企業の姿勢が伺える。

そんな中で、坂城の企業はどんな方法をとっているのでしょうか。収入のない人はいないで しょうか。職を失っている人もいるのではないでしょうか。

イとして、坂城の企業の従業員の実態は

ロ. 厚生年金受給開始年齢との問題点は

同法は、厚生年金の受給開始年齢が60歳から、2025年度に65歳へと段階的に引き上げられることに伴い、定年退職者が賃金も年金も得られず、無収入となることを防ぐ狙い、継続雇用によって対応しているとの回答は78%。各業種で高かったが、従業員規模別では300ないし千人未満が89%、千人以上が85%と、規模が大きい企業で比較的高い傾向を示した。定年を廃止したと答えたのは全体の1%。業種別では観光、宿泊が8%、運輸、運搬が4%と、非製造業で目立った。また、定年延長は全体の16%で、飲食50%や、印刷、製本33%、化学29%などで高かった。

定年の廃止・延長は、高年齢者の労働意欲向上につながるとの見方もあるが、今のところ少数派だ。改正法施行による具体的な影響(複数回答)は、職場の年齢バランスの悪化が30%で最多、人件費の増加が19%で続き、ベテランの技術伝承の促進ができた18%など、プラス効果を指摘する回答を上回った。

ロとして、厚生年金が60から65歳になり、継続雇用で78%の企業が対応している。坂 城での企業での対応は。

ハ. 今後の継続雇用の賃金水準の引き下げは

ハとして、継続雇用をするための方策として、賃金水準の引き下げが行われている。坂城の 企業の対応は。

これで1回目の質問を終わります。お願いいたします。

産業振興課長(塚田君) 1. 定年廃止・延長について、イ. 坂城の企業の対応は、ロ. 厚生年金受給開始年齢と問題点は、ハ. 継続雇用の賃金水準の引き下げはについてお答えいたします。急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者においては少なくても年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されました。この改正高年齢者雇用安定

法に対する坂城町の企業の従業員の実態や、企業の継続雇用への対応状況、またその対応策と

して行われる賃金水準の引き下げの状況等につきましては、町独自では把握しておりませんが、長野県内の民間調査会社が2月に行った2013年度の雇用に関する企業の意識調査では、先ほど議員さんのほうからもお話のありましたとおり、77.8%の企業が継続雇用制度を導入し、定年の引き上げや廃止と回答した企業は11.9%でありました。その対応策といたしましては、60歳以降の従業員の賃金体系の見直しを行った企業が67%、勤務日数、時間など労働条件の見直しを行った企業が49.2%、担当する仕事の確保を行った企業が30.8%と続き、60歳以降の従業員の待遇の見直しや仕事の確保により、今後の高年齢者従業員の増加に対応していこうとする状況が調査結果から判断されるところであります。

当町におきましても、同様の状況であると推察されるところであります。なお、この調査からは希望者全員の継続雇用が義務づけられたことにより、新卒者や中途採用者の採用を抑制することで対応しようとしている企業もあることがわかりますので、これにより特に若者の就職が難しくなるおそれがある点については、懸念材料となっております。

今後、町の改正高年齢者雇用安定法への対応につきましては、町内企業19社を対象に四半期ごとに行っております企業経営状況調査等の中で企業の皆さんにお聞きするなど、高年齢者の雇用状況の把握に努めてまいりたいと考えます。また、高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する事業主に対しまして、国の助成制度として高年齢者雇用安定助成金がございますので、企業の皆さんにお知らせする場面も積極的につくってまいりたいと考えております。

- **4番**(**窪田さん**) 町としてはつかんでいないということなんですけれども、実際、仕事がない、 なかったり、就職ができないでいる人たちは、そういう対策としては町としては何も手だてが ないということなんでしょうか。
- **産業振興課長(塚田君)** お答えいたします。現在のところ、やはり企業の、やはり運営の方法 といいますか、経営をしていく上で必要な従業員を確保していくということが重点となっております。現在、町といたしましてはやはりハローワーク等と連携をする中で進めていければというふうに考えております。
- **4番(窪田さん)** では、ハローワークへ行って完全に仕事があればいいんですけれども、そういうのが長く続いた場合などは、その人たちはどんな方法をとっているのでしょうか。
- **産業振興課長(塚田君)** 町といたしましては、先日も一般質問でお答えいたしましたが、シルバー人材センター等のそういうようなことも通じまして、高齢者が生きがいを持って働ける、そういうような場面づくりを心がけていると申しましたけれども、やはりその方向性で持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- **4番**(**窪田さん**) よくシルバー人材センターってあるんですけれども、あれは継続的な仕事というのは割となくて、お花の手入れとか草取りとか、何かそんなような感じで受けとめている

んですけれども、年金が、だから60から65までですので、本当に生活に困っている人たちがいるような気がするんですけれども、そういう人たちが役場に来て、シルバー人材センターに就職できないような場合、そんなような関係ではその人たちはどうなるんでしょうか。

- **産業振興課長(塚田君)** お答えいたします。町といたしましては、お一人お一人の内容といいますか、状況もあるとは思うんですけれども、なかなか個人的なところには踏み込めないというのが実情です。町といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、やはり企業が元気でなければこういう雇用という問題も解決はできないというふうに思いますので、町といたしましてはそういう企業が元気になる方策、そういうものに重点的に取り組んでおりますので、よろしくお願いいたします。
- **4番(窪田さん)** このくらいにしまして、坂城の従業員が年金受給までそのまま働くことができたり、ほかに職が見つかったりして働くことができるということが本当に幸せなことなんだと思いました。

では、次の質問に入ります。

2. マイナンバー法成立について

16年利用スタート、国民一人一人に番号を割り振り、年金や納税の情報を一元的に管理するマイナンバー法が24日の参院本会議で可決され成立した。2016年1月から番号の利用がスタートする。国や自治体は、国民の情報を把握しやすくなり、役所や役所の窓口での年金受給手続などが簡便になる。

ただ、初期投資だけで約2,700億円と多額の費用がかかる上、個人情報漏えいの不安も大きい。社会保障分野での活用論議は停滞し、国民の利点はかすんでいる。政府は2015年秋ごろから全国民に対し個人番号を記載した通知カードを郵送、希望者には番号や名前、住所、顔写真などを記載したICカードが配られる。

行政機関は現在、国民の情報をばらばらに管理している。番号導入で所得や年金、医療保険の受給状況などの情報を共有しやすくする。政府は行政コストの削減に加え、公平な社会保障給付につながると説明。利用者も年金受給などの手続で納税証明書を提出する必要がなくなると言っている。税の過少申告などで税逃れ防止にも役立つ。利子収入までは把握できないなど限界もある。

政府は番号を使って世帯ごとに医療、介護、保育サービスの自己負担額を合算し、上限を設ける構想を上げるが、検討に進展は見られない。番号制度で先行した米国では、番号の不正取得による成り済まし犯罪が多発し、情報の漏えいや悪用への懸念も消えない。政府は情報の取り扱いを監視する第三者委員会を設置し、漏えいに加わった職員に4年以下の懲役または200万以下の罰金を科す。

では、質問に入ります。

イ. マイナンバー法成立の対応は

イとしまして、2016年1月からスタートする。町としての必要性は。

ロ. 16年利用スタートは可能か

ロとしまして、初期投資に2,700億円かかり、個人情報漏えいの不安もあるが、町はど う考えていますか。

ハ. 個人情報漏えいの問題点は

ハとしまして、個人情報漏えいをなくすための決まりをつくったが、それを守れるでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

総務課長(田中君) それでは、イのマイナンバー法成立について、順次お答えをいたします。

最初に、イのマイナンバー法成立の対応はにつきましては、本年5月24日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を初めとする、いわゆるマイナンバー関連4法案が国会で可決、成立し、5月31日に公布されました。この制度につきましては、複数の行政機関に存在する個人情報を、番号を通じて共有することにより、社会保障、税制度等の効率性、透明性を高め、国民にとってより利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤と位置づけ、国では平成28年1月、2016年1月の利用開始に向けて制度構築を進めております。

この制度のメリットといたしましては、一つ目といたしまして年金や国保、児童手当、生活保護などの社会保障の給付、税の負担の公平化。二つ目として、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時におけるきめ細かな対応や積極的な支援の実現。三つ目として、各種申請、申告等に必要な行政機関が発行する添付書類、例えば今、議員さんもおっしゃっておられましたが、納税証明書等の省略などの手続の簡素化による国民の利便性の向上。四つ目として、各種行政事務の効率化とされております。今後、社会保障、税などの各分野において、このマイナンバー法を基礎とした制度改正が取り組まれます。メリットが十分に発揮される制度が整備されることを望むものであります。

坂城町としての必要性はとのご質問でございますが、マイナンバー法にかかる事務につきましては、法律に基づき地方公共団体等の事務となる法定受託事務として市町村が行うこととされており、町が独自で判断をするということにはなじまない事務と考えます。なお、マイナンバー法が公布されて日が浅いため、まだ不透明な状況ではありますが、今後の国、県の動向を踏まえ対応を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロの2016年、平成28年利用スタートは可能かについてでございますが、 国が示しております制度導入に向けたスケジュールでは、平成27年10月から住民の皆さん へ順次番号が割り当てられ、通知されることになっており、平成28年1月から個人番号カー ドを交付し、社会保障、税等の分野において個人番号の利用を開始することになっております。 各自治体とも国の示したスケジュールに基づき、準備を進めてまいります。

なお、導入の費用につきましては、ご質問のとおり、日本全体で約2,700億円の費用が 必要とされており、総務省の試算によると自治体全体では約1,600億円が必要とされてお りますが、現段階では各自治体の個別経費については算定が困難な状況であります。法に基づ く制度の導入でありますので、財源措置につきましては国に特段の配慮をお願いしたいと考え ております。

また、個人情報の管理につきましては、現在、国が取りまとめておりますガイドラインの内容を踏まえながら、国の方針に基づき適切な管理体制づくりが必要になると考えております。

続きまして、ハの個人情報漏えいの問題点はについてでございますが、この制度が円滑に運用されるためには個人情報漏えいへの対策が必要なものと考えます。現に、同制度の導入先進国のアメリカ、韓国で見受けられる成り済まし問題の対策については、国において検討されております。また現在、市町村、都道府県、健康保険組合、日本年金機構などの各行政機関が保有する個人情報につきましては、従来どおり各機関が保有する分散管理型の仕組みを採用することで、個人情報がまとめて漏えいすることがないよう管理されることになっております。

いずれにいたしましても、今後示される国の関係法令や規定、国のガイドライン、説明会などを踏まえ、適切な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

4番(窪田さん) まだ国でやるというふうになっただけで、まだ地方自治体のほうはそれに 従って順次やっていらっしゃるんだと思いますので、質問事項ということは、まだ始まってい ないので、少しマイナンバーってどういうものなんだろうかとか、それをちょっとそのかわり に読んでみます。

マイナンバー。社会保障や納税などに関する情報を一元的に管理するため、国が全ての国民に割り当てる個人番号。民主党政権は、消費税増税の低所得者対策として検討した。給付付税額控除の導入に必要だとして、昨年の2月にマイナンバー関連法案を国会に提出。昨年11月の衆院解散で廃案になったが、政権交代で発足した自公政権が内容を一部修正した上で、今年3月に改めて国会に提出していた。

マイナンバー法要旨、目的。全ての国民に個人番号を割り振り、番号を活用して効率的に情報を管理、利用。行政機関の間で迅速に情報のやりとりをする。手続の簡素化により国民負担を軽減する。

個人番号の基本。社会保障制度や税制で給付と負担の適切な関係の維持に役立てる。個人番号を使って収集した個人情報が法令の範囲を超えて利用されたり、漏えいされたりすることがないよう、適正に管理する。

個人番号。自治体は住民票コードをもとに作成した個人番号を書面で通知する。その後、個

人の申請を受けて顔写真や氏名などが記載された個人番号 I Cカードを交付。 2016年1月から番号利用を開始。

利用範囲。年金や雇用保険などの給付や国民の確定申告に利用するほか、被災者生活再建支援金の支給に関する事務に活用する。

議長(柳澤君) 途中ですが、質問にそれが必要ですか。

4番(窪田さん) ええ、これからそのまとめに入ります。

議長(柳澤君) それをもとにして、今お読みのその法律をもとにして質問されますか。

4番(窪田さん) はい。

議長(柳澤君) そうでないと。それをもとに質問されます。

4番(窪田さん) 質問というか、総括します。

議長(柳澤君) 質問に必要なものであればいいんですが、法律を読み上げるというようなこと はできるだけ避けて、簡潔に省略をするようにしていただきたいと思います。

4番(窪田さん) はい。ではそのぐらいにしまして、総括します。

外国で失敗しているので、日本ではぜひ漏えい問題などで成功させ、仕事が国が統一でき、 スムーズに事務処理できたら、行政関係の仕事がはかどり、お金をかけただけのことがあった となるよう、決まりを守って成功させてください。

では、次の質問に入ります。

3. 長寿信州男女とも1位の要因は

男女そろって初めて全国1位となった長野県の平均寿命、働く高齢者が多いことや食事で野菜をとる割合が高いことなど、さまざまな理由が挙げられており、県は来年度、医療費など社会保障費の削減も視野に信州の健康長寿の要因を探る研究を始める。一方、県内で死亡率が高い脳血管疾患への対応など、健康長寿の実現に向けた課題は少なくない。さらには、介護が必要になっても社会で支え合う仕組みの充実を欠かせない。仕事が生きがいか、食事か、何が要因か県分析へ。県民と一緒にさらなる長寿県、健康で長生きできる県づくりを進めたい。

阿部知事は28日夕、厚労省の調査結果を踏まえて、そう強調した。県は今、定例会に提案 した来年度から5年間の県政運営の指針、総合5カ年計画で、目指す未来の信州の姿の一つと して、健康長寿世界一の信州を打ち出している。計画を後押しする調査結果に知事の表情は明 るかった。

長寿の要因、背景はさまざまな見方がある。農業が盛んで、高齢者の就業率が全国トップと、生きがいを持って生活していること。2010年国勢調査、男女とも野菜摂取量が全国1位であること。10年国民健康栄養調査、生活習慣病予防や孤独な生活の防止につなげる食生活改善推進委員、保健補導員ら健康ボランティアの活動が盛んなこと。県が15日に公表した信州保健医療総合計画2013年から17年度には、数々の要因は指摘する。

松本市南部老人福祉センターでは、28日、高齢者向けの生きがい講座の一環で、約30人が健康づくり体操に取り組んだ。本年度の講座では、俳句や健康マージャンなどを計画、吉田元秀所長は、生きがいを感じてもらえるメニューを考えている。地域での地道な活動、県内の健康長寿を支えていると話す。

だが、何が健康長寿の要因なのか、実は、はっきりとわかっていない。県が来年度に新たに乗り出す事業では、シンクタンクなどの研究機関に委託し、県内の健康長寿の要因を詳しく分析する方針だ。

当初、予算案には関連経費として956万円を計上し、県健康福祉政策課は、要因が解明でき課題が明らかになれば、より効果的な施策が打てると強調。得られた研究成果は県内市町村などと共有し、地域での健康づくりに役立ててもらう狙いだ。

県内の老人医療費は、10年度、1人当たり77万560円で、全国で下から4番目。高齢 化が進むに伴い、年々増えているものの、健康長寿の方策が講じられれば、医療費など社会保 障費削減にもつながる。

イ. 長寿信州男女とも1位の要因は

イとしまして、まだ要因はわかっていないが、坂城ではどんな状況か。

ロ. 長寿と医療費の問題点は

ロとして、医療費は下から4番目、10年度1人当たり77万560円、健康長寿の方策が 講じられれば、医療費は削減。坂城の町では。お願いします。

議長(柳澤君) ハはよろしいですか。

4番(窪田さん) 済みません。

ハ. 長野は公衆衛生の先進県では

ハとして、県民、医療関係者、地域で自主的に取り組んでいるボランティアの力を結集した ら大きな力になる。坂城での取り組みは。これらについて答弁を求めます。

これで1回目の質問を終わります。

福祉健康課長(天田君) 長寿信州男女とも1位についてのご質問に順次お答えをいたします。

厚生労働省から今年2月に発表されました平成22年都道府県別生命表によりますと、全国の平均寿命は、男性が79.59歳、女性が86.35歳で、男女ともに世界トップクラスとなっております。平均寿命は、その年に生まれたゼロ歳児が平均何年生きられるかを予想したもので、それぞれの地域の保健福祉水準を示す総合的指標とされております。日本の平均寿命は、新生児死亡率や乳児死亡率の激減、感染症の減少、医療技術の進歩等によりまして、今後さらに延伸していくものと思われます。

長野県の平均寿命の状況を見ますと、男性が80.88歳、女性が87.18歳で、男女と もに全国1位になっております。都道府県別生命表は、国勢調査等をもとに5年ごとに作成さ れ公表されており、男性は平成2年から5回連続して全国1位となっております。女性は平成2年と7年が4位、12年が3位、17年が5位、そして22年に初めて1位となりました。

長野県が長寿である要因はまだ明確にはされておりませんが、社会的要因から見ますと、65歳以上の高齢者の就業率及び20歳以上の野菜摂取量が全国トップで高い状況にあります。また、長野県は公民館活動が盛んで、生涯学習に力を入れていることも、高齢者の生きがい対策として長寿に影響していると考えられております。

坂城町の平成22年の平均寿命を見ますと、男性は80.6歳で全国平均を上回り、女性は86.2歳で全国平均と比べ0.2ポイント下回っております。坂城町の女性の平均寿命が全国平均を下回っていることについて、坂城町健康づくり計画策定時の分析から見ますと、通常の勤務や農作業に家事も加わり、休養のとり方等の生活環境、忙しい中での食事のとり方など、生活習慣との因果関係が深いものと推察されます。また、女性の健康課題をこの計画で見ますと、平成20年、21年のがん死亡率は国、県と比べ高く、特に女性特有の乳がんが増加傾向であることから、乳房検診を初めとした各種がん検診の受診者の増加を図るとともに、生活習慣の改善を図ることが重要と考えております。

長寿と医療費の問題点についてでございますが、長野県において1人当たりの後期高齢者の 医療費の状況を厚生労働省の後期高齢者医療事業年報から見ますと、平成20年度は全国の平 均が78万5,904円に対して、長野県は65万5,268円で全国2位の低さを示してお り、平成22年度は全国平均が90万4,795円に対して、長野県は77万560円で全国 4位の低さでございました。

長野県のさまざまな要因を見ますと、在宅医療を可能とする条件が整っており、在宅介護率が高く、その結果、平均在院日数が他県に比べて少ない状況でございます。また、自宅での死亡割合が高く、入院病床数が少ない状況が見られます。健康づくり活動が盛んに行われ、高齢者の就業率等が高いこと等を考え合わせますと、年齢を重ねても医療費がそれほどかからずに、日々元気に生活している高齢者が多いと考えられます。

長野県は公衆衛生の先進国ではについてでございますが、長野県の特徴としまして、予防は 治療にまさるをスローガンに、医療の一歩手前の生活習慣の改善や健診受診率の向上など、保 健予防活動に積極的に取り組んできたこと、そして昭和50年代にはほぼ全ての市町村で保健 補導員が組織され、みずからの健康を守るための知識を習得し、住民へ知識の普及や健康勧奨 を行う役割を果たしてきたことが長寿の要因として考えられております。

坂城町におきましても、現在、19の地区で地域支援グループが立ち上げられ、地域住民を対象としてカラオケや昼食会、手芸や健康講話など、各地区の要望に沿った生きがい対策や健康づくり活動を各地区が自主的に実施されております。長野県は来年度、医療費など社会保障費の削減を視野に入れ、信州の健康長寿の要因を探る研究を開始する考えを示しております。

坂城町におきましても、今後健康で長生きできる町づくりについて検討してまいりたいと考え ております。

- 4番 (窪田さん) 長野県では1位なんだけれども、坂城とすると多少落ちるということで、今上げていただいた保健予防というんですか、農作業をしてその自分の生活がおろそかになるというか、きっと食事のことだと思いますけれども、そういうことで多少そういう長野県の水準に坂城としてはまだいっていないのかなと思いますけれども、まずその生活していく上に必要な栄養的なものとか、農作業で疲れちゃって食事がうまくいかないとかという、そういう家庭に対しては、まとめた人数でいいので、もしかして中之条なら中之条でこんなような方針で栄養いかがでしょうかというような、何かそんなような講習的なものか何かは、催しすることはできないでしょうか。
- 福祉健康課長(天田君) お答えをいたします。いろいろな機会を捉えて保健センターのほうで取り組みをしておるところでございます。住民の皆さんお一人お一人が健康づくりに向けて健康の意識の向上に努めていただけるように、また疾病予防を中心とした保健予防サービスなどの充実とか、そういう点も含めまして保健センターを中心に取り組みをしてまいりたいと考えておりますし、そういう機会がございましたら、ぜひ保健センターのほうにもお声かけをいただいて、私どものほうもそういう機会を設けさせていただければと思っております。
- **4番(窪田さん)** では、信州が長寿県になるなんて考えたこともなかった、海に面した魚の料理を毎日食べて、のんびり過ごす沖縄のようなところが長寿にふさわしいと思っていました。 でも、山国の信州が野菜をたくさん食べて、老後のスポーツや趣味に生きがいを求めて、たく さんの人と交わり楽しく過ごすこと、それが長生きのコツなんだと思いました。

では、次の質問に入ります。

4. 「教育県」再興に向けての提案は

学校の負担を分かち合う安心して学べる環境を。

信濃毎日新聞社むすんでひらいて取材班は、27日、教育県再興に向けた手かがりとなり得る七つの提案をまとめた。教員の多忙が増す中、さまざまな課題を学校だけで解決するのは難しい。学校や教員の負担を地域、住民や保護者などで多様な層が分かち合い、信頼し合える関係へ半歩でも踏み出すことが、子供たちが安心して学べる環境づくりにつながると信州から提起したい。

教育化再興七つの提案。

1、学校の負担を分かち合おう。学校に参加しやすい多彩な催しをつくろう。みんなで一緒に学校と地域の将来を語り合ってみよう。4、学校にとっての教訓を引き継ぎ、語る工夫をしよう。5、学校とのはざまで悩む親は支える団体に声をかけてみよう。6、教育委員も学校と社会の仲介役になろう。7、先生同士や多様な人と学び合おう。

イ. 「教育県」再興へ、七つの提案を信毎がしたが、教員の負担を少なくし、安心して学べる環境を。

イとして、坂城での取り組みは。

これで1回目の質問を終わります。

町長(山村君) 「教育県」再興に向けての提案はということでございます。安心して学習できる教育環境の整備ということにつきまして、ソフト、ハード両面の整備が必要であると考えるところであります。ハード面につきましては、学校の耐震化事業では耐震工事にあわせて坂城小学校、村上小学校、両校とも大規模改修工事を行いました。また南条小学校については、校舎の全面改築事業に取り組んでいるところでございます。ソフト事業につきましても、学力向上事業、英語教育の拡充、本年度からの就学相談委員会の単独運営などの施策の展開を進めているところでございます。

今、ご紹介のありました6月28日の信濃毎日新聞朝刊に、教育県再興に向けて学校の負担 分かち合うといった記事が掲載され、取材と記者の学校現場体験を通して七つの提案がされて おります。その中で、学校や教員の負担を軽減することで、子供たちが安心して学べる学校づ くりにつながるといった提案がされております。

現在、当町では、特に教員の負担軽減に関しましては、学校情報の一元管理、通知票作成等を処理できる公務支援システムの導入について検討を行っております。このシステムの導入は、教員の公務負担の軽減を図るだけでなく、児童、生徒に接する時間を増やすことで子供たちにとってよりよい学校環境づくりに資するものと考えております。また、教員の負担軽減ときめ細かな児童、生徒の支援を行うということで、支援員、看護師の配置について今年度より町単独事業で実施しております。

最近増加している教員業務の一つに、児童、生徒のカウンセリング、保護者の相談業務が上げられます。悩みを抱える児童、生徒、そしてその保護者に対しましてはスクールカウンセラー事業のほかに、町では教育相談員による教育相談事業を実施しております。今年度、新たに教育コーディネーターを配置し、相談体制の充実を図っているところでもあります。

また、提案の一つに、みんなで一緒に学校と地域の将来を語り合ってみようといったものも 挙げられています。現在取り組んでおります南条小学校改築事業におきまして、建設委員会の 委員として地元区長さん、PTAの役員さんなどにお入りいただき、今後の南条小学校への思 いについてご意見を頂戴する中で進めさせていただいているところでもございます。

地域との交流という点では、坂城中学校におきまして大峰祭に地域との交流の時間を設け、 地域の方を講師にさまざまなテーマの講座を開催するなど、学校参加の機会づくりにも努めて おります。また、小学校においてもクラブ活動の指導に多くの地域の方々が参画していただい ております。教育委員会、教育委員に関しましても、運動会や音楽会などの学校行事だけでな く、別途学校訪問を実施しており、また職員研修会などにも足を運び、現場の生の姿を積極的 に捉えるよう努められております。

子供たちを中心に捉えて、安心して学べる学校環境づくりのために学校現場だけでなく、関係者、関係機関一体となって取り組んでいきたいと考えております。さらに加えますと、今年度初めての試みとして、坂城町の図書館長を公募いたしました。新図書館長がそれこそ子供たちの目線で新しい図書館づくりを開始したところでもあります。

以上、ハード、ソフト面から安心して学べる環境をに沿ってお答え申し上げましたが、もう 1 点申し上げたいことがございます。信濃毎日新聞の提案の中で、正面から取り上げておられず、またある意味で欠落しているのは、教員の養成の問題であります。安心して学べる環境づくりで最も大切なのは、安心して学べる教員の育成であります。以前から機会あるごとに申し上げておりますが、それは例えば、坂城町で子供の教育について掲げております、坂城の子供は坂城で育てると同じように、地元の教員は地元で育てることが肝要であります。ぜひとも教育の財源並びに人事権についての地方分権を進め、坂城あるいは更埴地区といった形での教育システム、教員養成システムの構築が必要であると思っております。約8年前の中央教育審議会の答申で出された教育の地方分権化、教育は各自治体で責任を持って子供を育てるという考え方に立ち、地元の教員は地元で育てるを実現したいものだと考えております。この点につきましては、今後とも長野県に引き続き問題提起を続けていきたいと思っております。以上でございます。

- **4番(窪田さん)** 今、町長さんのお話ありがとうございました。やはり東京でやっていらした お仕事と同じような、教員は自治体で育てるということは、元東京でやっていらしたようなお 仕事なんでしょうか。
- **町長(山村君)** いろいろな経験をしておりましたので、ぜひ坂城町でもその経験を役立てれればと思っております。いろいろ県の知事ですとか教育長にも前にもいろいろお話、相談しております。ぜひとも進めていきたいというふうに思っております。
- **4番(窪田さん)** 子供たちのことばかりが頭にあったものですから、ついその教員のことが置き去りになっちゃったんですけれども、ぜひそういう場面がありましたら教員養成のほうにも力を入れていただきたいと思いました。

それから、今、町長さんの話だと看護師さんとかコーディネーターとか図書館の館長さんというお話が出ましたが、現在どのような段階になっているのか。もう先生がいらっしゃるのかどうなのか、候補がいらっしゃるのかどうなのか。その点をちょっとお聞かせください。

教育文化課長(柳澤君) 現在、今、本年度になりましてソフト事業各種展開をしているところでございます。教育のコーディネーターというところで林先生をお迎えをいたしまして、就学相談委員会の運営ですとか、あるいは教育相談というような事業に携わっていただいている状

況でございます。また、図書館長につきましては、本年7月から鈴木館長にご就任をいただきまして、現在、図書館の運営に携わっていただいている状況でございます。また、支援員というような状況の中で、本年度新たに看護師を村上に必要となりましたことからお願いをしまして、子供の緊急時に備えた対応に備えている状況でございます。以上です。

4番(窪田さん) 質問してよかったと思いました。いろいろ勉強になりました。

確かに、教員も余裕を持って教育に専念したら、教育県再興もあり得ると思います。ずっと 教育県と思って過ごしてきました。いつの間にか変わっていてしまったので、びっくりしてい ます。また取り戻すチャンスをここで得たつもりで頑張りたいと思います。

では、これをもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(柳澤君) 以上で通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時24分~再開 午前10時35分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月2日の会議において提案理由の説明を終 えております。

◎日程第2「議案第42号 平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長(柳澤君) 決算案の提案理由並びに詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願いい たします。

また質疑に際しては、決算書のページ及び科目を示して質疑されますようお願いいたします。 まず歳入について総括質疑に入ります。

9番(入日さん) ページ、11ページ、町税款1町税、項1町民税、目1個人町民税の不納欠 損額16万8,884円、この件数と主な理由をお聞きします。

それから、その下の滞納繰越分、この件数と主な理由もお願いします。

それから収入未済額、徴収率は昨年よりも0.03%上がりましたが、未済額の金額では20万3,136円増えています。この件数と、それから最高滞納額、それからその最高のその滞納年数をお願いいたします。

それから、その下、済みません。現年度は最高額だけですね。それから滞納繰越分については109万5,638円昨年よりも増えていて、徴収率も3.09%下がっています。この件数と、それから最高額とそれから滞納年数お願いします。

それから法人について、収入未済額現年度分は0.1%徴収率が下がっています。それから

滞繰分については6.65%昨年よりも徴収率が下がっています。それで金額的にも現年度分が24万6,600円、滞繰分が24万1,600円、増えております。この件数と滞納最高額と年数をお願いいたします。

それから固定資産税不納欠損額70万8,900円、これについても件数と理由をお願いいたします。

それから収入未済額現年度分プラス 0. 1 4 % 徴収率は上がっております。それからその件数と最高額をお願いいたします。それから滞繰分についてはマイナス 4. 2 8 %の徴収率になってしまいましたが、この昨年度よりも 1, 3 6 4 万 7, 1 0 8 円増えています。それでこの件数、それから最高額と年数をお願いいたします。

それから軽自動車税不納欠損額16万7,800円、これ皆増ですよね。それからこの件数とその理由をお願いいたします。

それから現年課税分の61万1,300円の収入未済額、その下の滞繰分の422万5,300円、昨年よりも17万1千円増えていて、徴収率もマイナス5.2%になっています。この件数と、それから最高額と滞納年数をお願いいたします。

それから、13ページの保育料、分担金及び負担金の1負担金、目1の民生費負担金ですが、この中の2の児童福祉費負担金で保育料負担金120万8,130円、これ昨年より28万2,380円増えています。これは通常の保育料なのか、長時間保育の滞納なのか、その金額をそれぞれの金額、それから階層別の滞納者数、それから金額をお願いいたします。

それから、済みません、次の14ページの保育料の滞繰分ですが、これも昨年より34万2千円増えています。この件数と、それから最高滞納額と年数、どのくらい滞納しているのか。それからその下の長時間の滞繰分についても、昨年より1万8,800円増えていますが、その件数と最高額と滞納年数をお願いいたします。

それから、15ページの住宅使用料の収入未済額についても同様にお願いいたします。町営 住宅の滞繰分についても、人数と最高額と年数をお願いいたします。

それから、その下の改良住宅についてもお願いいたします。

それから、25ページの雑入で、不納欠損額90万1,706円、これ皆増になっています。 この内容、何で入らなかったのか。例えば多分B. Iプラザだとかそういうのだと思うんです が、その項目と内容についてお願いいたします。

それから、収入未済額が125万5,185円、昨年よりも77万1千円マイナスになっていて、昨年よりは減っているということはいい傾向だと思うんですけれど、この内容についてお尋ねいたします。以上で1回目の質問を終わります。

収納対策推進幹(宮下君) ただいま何点かご質問をいただきましたが、順次お答え申し上げます。

まず、個人町民税の不納欠損額の内容でございます。住民税現年度分16万8,884円につきましては、外国人の出国によるもので8名、21件でございます。また滞納繰越分51万5,019円につきましては、外国人の出国が5名、19件、居所不明が2名、8件、生活保護、財産なしが2名、29件、合計で17名、77件という状況でございます。

なお、滞納繰越分につきましては、滞納処分の執行停止後3カ年を経過したものでございます。

現年課税分の収入未済額の内容でございます。滞納者数につきましては196人、件数で576件でございます。滞納の最高額につきましては、36万7,800円でございます。

続きまして、滞納繰越分の未済額の状況でございます。滞納繰越分につきましては、滞納者数が 483名、件数が 4,185件でございます。最高額につきましては、361万5, 100円でございます。

続きまして、法人町民税でございます。現年課税分の未済額の内容でございます。滞納者数が14人、件数が18件でございます。滞納繰越分につきましては、滞納者数26、件数が104件でございます。最高額につきましては、104万円となっております。

続きまして、固定資産税でございます。固定資産税の不納欠損の内容でございます。居所不明が3名、35件、生活保護が2名、36件、合計5名、71件でございます。いずれも執行停止後3カ年を経過したものでございます。固定資産税の現年課税分の収入未済額の状況でございます。滞納者数が260人、件数が850でございます。滞納額の最高額でございますけれども、3,440万648円でございます。固定資産税の滞繰分の滞納者数と件数でございますけれども、滞納者数が294、件数が5,647件でございます。

続きまして、軽自動車税でございます。不納欠損の状況でございます。16万7,800円の内容でございますけれども、居所不明が5名、26件、生活保護、財産なしが3名、20件、合計8名でございます。執行停止後3カ年を経過したものでございます。

現年課税分の滞納者数でございますが、106人、件数が133件でございます。滞納繰越 分の滞納者数182人、件数で972件でございます。軽自動車税の最高滞納額でございます けれども、37万7,500円という状況でございます。

子育て推進室長(宮嶋君) 続きまして、保育料等の関係についてご説明いたします。

13ページ民生費負担金、児童福祉費負担金の収入未済額についてでございますが、収入未済額102万8,130円の内訳でございますが、保育料が108万5,330円、滞納者10人分でございます。それから長時間保育料12万2,800円、滞納者6人分で、合わせて102万8,130円でございます。

次に、節3の保育負担金の滞納繰越分でございますが、滞納繰越分の未済額が701万 3,580円、43人分の未収入分でございます。 次に、節4の長時間保育負担金の滞納繰越分でありますが、29人分で54万8,716円 という内容になっております。

次に、保育料の現年分の滞納者の階層別につきましては、C1が1人、C2が2人、D1が4人、D2が3人の10人となっております。同じく長時間保育料の現年分の階層別につきましては、C1が1人、D1が3人、D2が2人の6人という内容になっております。

次に、滞納者の最高額につきましてですが、保育料現年度分については最高額が25万5千円、保育料の滞納繰越分については112万7, 700円、長時間保育料の現年度分については4万3, 200円、長時間の滞納繰越分につきましては15万5, 500円となっております。

また、保育料、長時間とも平成11年度、一番古いもので平成11年度からの滞納者の状況 というふうになっております。以上です。

建設課長(青木君) 町営住宅及び改良住宅の滞納状況について、ご説明申し上げます。

まず、現年度の状況でございますが、滞納額 35 万 3 千円の滞納額につきましては、町営住宅の分が 16 件、改良住宅の分が 1 件でございます。続きまして、滞納分でございますが、町営住宅の滞納額 862 万 1 100 円の滞納件数でございますが、町営住宅分が 16 件でございます。滞納者の最高金額は 350 万 3 千円となっておりまして、年数にいたしますと約 12 年間でございます。

改良住宅でございますが、改良住宅の滞納件数につきましては3件でございまして、最高金額は23万2,500円でございまして、年数は2年分でございます。以上でございます。

産業振興課長(塚田君) 25ページの雑入につきまして、不納欠損額、収入未済額についてご 説明申し上げます。

収入未済額につきましては、昨年より減額というふうになっておりますが、その減額された分が不納欠損額と、そちらのほうに回っております。これは昨年5月末をもちまして商業インキュベーター施設を退居いたしました、1事業所について昨年の9月5日付で長野地方裁判所上田支部において破産手続が開始されまして、同年12月5日付で破産者についての免責が許可されたということに伴う不納欠損処理ということになります。収入未済額につきましては、B. Iプラザの共益費となります。2事業所の分でございまして、このうち1事業所につきましては先月の末に入金がございまして、この平成24年度分については完済となりました。もう1事業所につきましても、少額ではありますが、返却をしていただいているというような状況でございます。以上です。

9番 (入日さん) ちょっと答弁漏れがあったように思うんですが、まず町税の町民税個人町民 税のところで滞繰分が最高何年間滞納しているかというところが答弁漏れのような気がします。 それから、固定資産税も法人とそれから固定資産税もそうですね。それから、軽自動車税も年

数、多分答弁漏れだと思います。

それから、この非常にやはり高額、360万とか340万とかかなり高額ありますよね。ほかのと足すとかなりの額になってしまうと思うんですが、こういうのはその滞納整理機構に回しているのでしょうか。その辺についてもお伺いします。

それから、14ページの保育料の件ですが、平成11年からというともう14年間ということで、非常にもう取りづらくなっているのではないかと。こういうものをずっと放っておいたという責任も重大ですし、今非常にこういうことにならないように職員の横のつながりや何かでね、そういう体制はとっていると思うんですが、こういう長期にわたっての滞納について、今後どのようにして、こういう滞納額を減らしていくのか、その辺についてお伺いします。

公営住宅もそうですよね。もう12年間も滞納されていて350万もあるという、この解消 に向けてどのような策を講じられるのか、その点についてお伺いします。

収納対策推進幹(宮下君) 答弁漏れがありました。失礼いたしました。

個人町民税、何年からの滞納ということでございます。最高額の方につきましては、平成 9年からでございます。法人町民税につきましては平成17年から、固定資産税につきまして は平成10年から、軽自動車税につきましては平成7年からという状況でございます。

この大口といいますか、非常に大きな滞納者につきまして機構へ移管等はいかがかというご 質問でございますけれども、法人町民税、固定資産税、この滞納最高額の滞納者につきまして は23年度、24年度と機構のほうへ移管して対応をしておるところでございます。

子育て推進室長(宮嶋君) 滞納の解消に当たりましては、毎月の督促状あるいは催告書等で納入をお願いしながら、特に在園中の方につきましてはそれぞれの各園の園長から直接声をかけながらお願いをしたり、また担当の福祉課の職員が直接お伺いし、お話をし滞納整理に当たっている状況でございます。

ただいまご質問がありましたとおり、大分古い方、大口の方につきましては、外国人の方など、また町外に転出している方もおります。そういった中で連絡をとりながらやっている場合もございますが、金銭的にも多い方もおりますので、お話をする中で分納、分割という形でお願いしている方もおります。また今後も各部署と連携をしながら、町収税収納推進対策会議等で対策を検討しながらいろいろ工夫し、滞納の解消に努めていきたいと考えております。

建設課長(青木君) 町営住宅の滞納状況でございますが、先ほどご説明いたしましたように多い方は12年ぐらいという方がおりますが、現在、町営住宅につきましてもできるだけ新しい滞納については発生させないようにということで、現年度の徴収ということに非常に力を入れているところでございます。現年度納めていただいた上に古いものを納めていただいて、新しい滞納額が発生しないようにということで、できるだけ現年度を重視して対応をしているところでございます。

また年数、非常に多く長年にわたって滞納されている方もいらっしゃいます。そういう方につきましても、まず現年度を入れていただいてということを前提としております。今、一番多い方につきましては、この方は平成23年に生活保護になりまして、現在住宅のほうは生活保護のほうから出ますので、23年度の途中から住宅のほうは全部入っておりますので、24年度は滞納額がゼロという状況でございます。過年度につきましても、ご本人と訪問したりお話し合いをする中で、毎月定期的に払える範囲で払っていただいているということでございます。金額は大変多ございますけれども、ご本人と相談する中で分納という形の中で支払いをしているということでございまして、ほかの多い方につきましても同様の措置をとっているということでございます。

7番(西沢さん) ただいま15ページの款12使用料及び手数料、項1使用料、目3土木使用料の中の節5の都市計画使用料、これ公園施設の使用料ですが、その内容についてご説明いただきたいと思います。

それからもう一つ、ただいまの使用料負担金につきましては、これはやっぱり税と違って既にサービスを受けてしまった部分の、みずから負担しなければならないという考え方で臨んでいただきたいと思うんですが、住宅使用料について多額な滞納をしている方に、今まで退居とかそういう勧奨をしたことがおありでしょうか。また使用料についてもこれ、差し押さえができるようになっていると思いますが、そのような考え方についてはどうでしょうか。

それから、町内の対策会議での取り組みですが、具体的に税、負担金、使用料についてどのような取り組みをされたか、お伺いいたします。

建設課長(青木君) 土木使用料の都市計画使用料の内訳でございますが、まず公園施設使用料ということで和平山の家、あと和平のバンガロー貸し付け、テニスコート、ゲートボールの貸し付け、あと用具の貸し付けなどの公園の使用料が主なものになっております。それ以外につきましては、公園管理センターからの収入、これがございます。あと公園占用使用料ということで電力会社、NTTなどの電柱等が立っている部分というような部分が使用料ということで入っている部分でございます。

あと町営住宅の関係でございますが、退居を求めたことがあるかということでございますが、現在退居ということを求めていることはございません。と申しますのは、滞納件数ございますが、現在まるで全然滞納額が入っていないということは、いない方はいらっしゃらないで、どういう形であれコンタクトはとれておりまして、中には保証人の方に間に入っていただいて、保証人の方が集めていただいて入れていただいているという方もございますが、現在は全然話し合いが持たれずに滞納が全然入ってきていないという方はおりませんので、今後ともできるだけお行き会いする中で納入をお願いしていきたいということを進めてまいりたいと考えているところでございます。

収納対策推進幹(宮下君) 町税等収納推進対策会議の内容でございます。内容につきましては、 先ほども建設課長のほうからご答弁ありましたけれども、町税初め住宅使用料、保育料、下水 道使用料・受益者負担金、また有線放送使用料、給食費も含めまして、それぞれの担当課また 担当者、徴収担当者が集まりまして、それぞれの状況、滞納の状況、また滞納者の状況等々そ れぞれの立場で話し合う中で、じゃあ25年度、今年においてはどういう取り組みをしていっ たらいいのかというようなことを会議の中で検討しておるところでございます。先ほども建設 課長が申し上げましたけれども、町税につきましても25年度、24年度もそうですけれども、 基本的には現年課税分に力を、重点を置いて取り組んでいこうということで、本年もその方向 で進めておるところでございます。

議長(柳澤君) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

- 8番(山崎君) 111ページ、款10項2目1節1の建設検討委員会、南条小学校、南条小学校の建設検討委員会におかれましても、児童館のお話が出ていると思います。今、建設委員会になりましてからもその話題が出ておるはずであります。今回の基本設計の図面を、中間報告の図面を見ましたところ、隣接するところに児童館を建設するような配置図になっております。それにつきまして、児童館に対しては建設の予定としてはあるのか、いつごろ建てる予定でいるのかという点をまずお伺いいたしたいと思います。
- **教育文化課長(柳澤君)** 小学校総務費の建設検討委員会の中での児童館という部分でございます。これまでの建設検討委員会というような状況の中で、児童館につきましても小学校から離れているというような課題というような状況で、近くにというようなところで検討を進めてきた状況でございます。今回のプロポーザルの中でも児童館の部分については位置的な部分について提案をしていただきたいというような状況の中で、プロポーザルのほうをいただきました。そういう中で近くに児童館の計画をしている状況であります。

建設計画につきましては、まだ詳細は定めていないような状況ではございますけれども、学校が整備されるというような状況を考えましたときには、学校と同じときの整備が好ましいのかなというような状況は考えているところであります。そういう状況の中で今後実施計画、建設計画の中で考えてまいりたいと思います。以上です。

8番(山崎君) それでは今回、今の中間報告が終わりまして、実施設計が今月末から来月の頭に、実施設計じゃない、基本設計が今月終わりから来月の頭に出てくるということに計画書には出ていますね。そこにはまた児童館をうたって出てくるのか。また今後、建設委員会においても児童館のことを取り上げてお話ししていけるのか、その辺をお伺いいたします。

また、設計図ですけれども、建設委員会に出ていらっしゃる方には今回の中間報告の図面が 出されておりますが、我々議員もその部分も知りたいところがあるんですけれども、それを議 員全員に配ることはできますかということです。

教育文化課長(柳澤君) まず、1点目の児童館の考え方でございます。建設検討委員会におきましては、児童館の配置的な部分を提案をしていただきたいというところでご提案をいただいている状況であります。その提案に基づいて場所的な部分は考えて、また建設検討委員会の中でお話をしていきたいと、ご意見をいただいてまいりたいと思いますけれども、児童館の実質的な詳細設計という部分につきましては、今の事業の中には含まれておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、中間報告の図面という状況でございます。当面は今週ございます社会文教常任委員会、こちらのほうでご説明をする中で議員の皆さんに配付をしてまいりたいというような考え方でいます。以上でございます。

- 9番(入日さん) 1点だけ質問します。44ページの款1総務費、項2徴税費、目1税務総務 費の中の説明19の下のほう、下から3番目、地方税滞納整理機構負担金138万1千円です が、これ何件、金額で幾らをその滞納機構に委託したのか、お願いいたします。
- 収納対策推進幹(宮下君) 地方税滞納整理機構負担金138万1千円の内容でございます。機構への市町村負担金の内容でございますけれども、基本負担額、これ均等割でございますけれども、5万円、件数割ということで1件当たり16万6千円で、24年度につきましては9件移管いたしましたので9件ということで149万4千円、合計154万4千円となります。ただし、機構のほうからの24年度還付金がございます。これが16万3千円還付金がございましたので、ここの決算書のとおり決算額では138万1千円という内容でございます。
- **9番(入日さん**) 9件委託して149万円の委託だということですが、このうち何件が回収されて、金額的には何円回収されたのでしょうか。
- **収納対策推進幹(宮下君)** 9件移管いたしまして、回収は8件から回収したところでございます。金額、回収金額につきましては135万9,302円という内容でございます。
- 5番(塩入君) 第一に、ページ37ページですけれども、目6の企画費の中に節のほうの7行目ですけれども、太陽光発電システム設置助成金について質問したいと思います。ここで24年度は567万3千円助成金があったわけですけれども、上限の7万5千円まで実際使った人は何人いたのか。全体では87件あったわけですが、上限7万5千円使った方は何人かと。それから、地域の方から一応、2回目に上限7万5千円を使いたいと思って申し込んだんだけれども、町では断られてしまったと。国では認めているんだけれども、なぜ町として認めてもらえないのかということです。

次に37ページ、目6の企画費ですが、びんぐし湯さん館の町民優待事業負担金が24年度

の場合236万6,900円あったわけですが、実際、湯さん館を利用している人は町外の人のほうが多いんじゃないかと。町民にもっと利用してもらいたいという声も聞いているわけです。そういう意味で、24年度は2回ですね、優待券2回補助を出したわけですが、今後もっとね、町民に利用してもらうために支援策はどんなことを考えているのか。

次、3点目ですが、38ページ、目6の企画費ですけれども、備考19の地域づくり活動支援助成費です。ここに実績報告書の22ページには、助成金を受けている任意団体があります。 ねずみバラの会とかいろいろありますが、この任意団体が助成補助金を受けられる基準は何なのか。まだほかにもボランティア団体たくさんあるわけですが、ここには任意団体、助成金を受けているその基準は何なのか。

次に、81ページへ行きます。款6の農林水産費に関係して、目3ですけれども、農業振興費、地域営農推進事業費が423万3,571円決算としてあります。それで坂城のブドウ農家の方から、坂城町は、ねずこんとかね、ねずみ大根とか非常に宣伝していると。しかし、坂城町においてはブドウはね、果実の中でも最も多く生産しているし、甘い坂城町の巨峰をもっと宣伝できないのかという意見もあったわけです。そういう意味で、これからブドウ農家のもっともっとアピールしてもらいたいということで、どんなことを考えているのかということですね。

次、85ページへ行きますけれども、あ、ごめんなさい。100ページへ行きます。100ページの款8の土木費ですけれども、その中の目4の公園管理費です。公園管理費一般経費ですが、公園管理費として坂城町の工業団地公園がテクノのところにあります。そこにシルバーの方がやっているわけですが、この公園ですね、お盆前の8月の上旬の段階も非常に草がぼうぼうとしていて、本当に管理されていないと。しかも隣の家のところまでつるが伸びていって大変困っていると。昨年度も要請したけれども、今年もまた同じ状態になってしまったということで苦情が来ているわけですが、建設課から対応はしていただいたけれども、非常に、去年もそうですし、今年も苦情が出ているということで、シルバーの方にね、もっと早く対応してもらえないのかどうか。いつも苦情が出る段階で、そういうことではまずいんじゃないかと。僕も実際ここへ行ってみたんですが、遊具もあったりいろいろして、本当に子供の遊び場にもなっているわけですが、草ぼうぼうで本当に大変な状況が確かにありました。そういうことで、その辺の公園管理をもっと徹底してもらえないかという希望もあるので、その辺についてどうでしょうか。以上です。

企画調整係長(竹内君) それでは、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、太陽光発電システム設置補助金の関係でございますけれども、上限7万5千円の使用 した件数何件あったかということでございますけれども、全体で87件の交付金の申請がござ いました。その中で上限額をご利用いただいた方が38件でございます。 それから、一度補助金を使ってですね、再度もう一度上限額に満たない中での補助金の使用ということでございましたけれども、補助金交付要綱の中でですね、既に補助事業の補助金を交付を受けたことのある方は対象外ということで取り決めをされております。以前にもですね、同じようなご相談といいますか、お問い合わせをいただいたところもございますが、その際もですね、お断りをしているということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

それから、びんぐし湯さん館温泉管理事業の優待券の関係でございますけれども、こちらに つきましてはこれまでもですね、町民優待事業ということで優待券の発行を年1回行ってまい りました。昨年度につきましては10周年ということでですね、リニューアルの工事も行った ということで2回発行をさせていただいております。このほかにもですね、町民の利用促進と いうことで今後当然考えていかなければいけない部分でございますが、定例で経営会議という ことで会議も行っております。その中でですね、またほかの取り組み等も検討してまいりたい というふうに考えております。以上でございます。

まちづくり推進室長(中村君) 地域づくり活動支援補助事業の対象者ということでありますけれども、地域の方で営利等を目的とせずにですね、活動をしていただける団体で代表者等をしっかり定めていただければ、ほとんどの団体が対象になるということでございます。

産業振興課長(塚田君) 地域営農推進事業の中で、ブドウの宣伝をというお話でございます。 一昔前ですと、坂城の巨峰というと全国的に有名だったわけですけれども、最近はやはりいろいろと消費者の嗜好も変わってきまして、やはり種なしがいいとか、あるいは皮ごと食べられる、そういうような嗜好となっております。 JAのほうではそういうような消費者の嗜好にこう合わせた品種を栽培ということで進めておりますけれども、今月の28日にJAの坂城支所を会場にいたしまして、JAブドウ部会が主催で、ちょうど今年で50周年を迎えるということだそうです。ブドウ祭りというものを開くということでお聞きしております。また町といたしましても、そのブドウ祭りのほうにもご協力、支援をしていくというような状況でおります。今後、やはり坂城の果物は大変おいしいというのはもう町内の人はみんな知っていらっしゃいますので、新しい今、観光パンフレットもつくっておりますが、その中でも坂城のブドウ、リンゴ、あるいはねずみ大根、そういう特産品についてもPRを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

建設課長(青木君) 公園管理についてご答弁させていただきます。町では公園につきましては シルバー人材センターのほうに委託管理をしておりまして、文化センターの周辺の公園ですと か吉野健康広場、また先ほどご質問にありました工業団地の公園ですとか中之条のコミュニ ティーパーク、あと坂城大橋周辺ですとか、その周辺をシルバーのほうに年間公園管理を委託 しているところでございます。 ご質問にございました工業団地の公園につきましては、まず消毒につきましては6月と8月、草刈りにつきましては6月と9月、植木の手入れ、剪定については9月と11月というような形の中で年間契約の中でやっております。今、ご質問にありましたように8月のお盆明けくらいにはもう草が大分伸びてしまったというようなことが2年続いているというようなこともございます。年間計画でほかの公園等の管理の中で、シルバーのほうも非常にお盆前後は忙しい時期ではございますけれども、来年度、シルバーにまたお願いをする段階にはご質問の箇所もありますので、できるだけ早い時期、ほかのほうの公園と調整をする中で6月前には早い時期には草刈りのほうを、なかなか回数を増やすということは非常に難しいかと思いますが、できるだけ早い時期に刈っていただくというようなこともほかのほうの公園と調整する中で対応させていただきたいと思います。

- 5番(塩入君) 太陽光発電システム設置助成金について、ぜひやってほしいと思うんですけれども、さっき要綱にはそうなっているからできないということで、前に申し込まれた方も断ってきたというお話でしたけれども、これからね、太陽光発電含めて自然エネルギーを取り入れていきたいという方が増えてきています。そういう中で最初はまあ7万5千円まではいかなくてもね、その前の段階でちょっと様子を見てみようといって、これいいといって最高額までいくという方は当然これからも出てくるんじゃないかと。国でもそれは認めているということですから、やはり要綱を再検討していただいて、最高額の7万5千円までは認めると、こういう方向でぜひお願いしたいというふうに思います。どうでしょうか。
- **企画政策課長(荒川君)** 町では再生可能エネルギーの利用促進でございましたり、今、町が進めているスマートコミュニティ、スマートタウン坂城、そういったことの一つということでも太陽光の普及発電を進めております。当初、補助額まで満たなくて追加で進められたいと、そういうお話でございますけれども、お一人でも多く、この制度をご活用いただいて町に再生可能エネルギー、太陽光パネルが増えていくこと、そういった動機づけをこの補助事業の一つの大きな目的にしてございます。そういった部分では当初そこまで満たなかった部分、差額をもう少しというご要望も時々承ってはおりますけれども、既に補助金をご利用いただいて設置された方、その方がパネルを増やしていくということも需要として応えていくことはあろうかと思いますが、さらに新しい方に、新たな方に普及拡大が進んでいくような、そんな方向で町の補助制度も考えているところでございます。
- **3番(吉川さん**) 済みません、ページ、96ページなんですが、土木費の中の道路維持一般経費の中で13番の委託料で清掃・除草業務、それと除雪作業がありますが、この内容についてお聞かせください。

それと、100ページになりますが、ちょっと待ってください。101ページですね、公園 管理の中の15番の遊具の整備等工事がありますが、この内容。それと花と緑のまちづくり事 業の中のバラ公園の整備工事が120万ほどありますが、この内容をお願いいたします。

建設課長(青木君) まず96ページの委託料、清掃・除草業務でございますが、これは町内の 特に都市計画道路になっております中之条ですとか鼠橋通りのあたりの清掃業務等をお願いし ている部分でございます。あと除草作業でございますが、こちらにつきましても年間を通しま して先ほどの公園と同じようにシルバーのほうに委託しまして、剪定ですとか下の草刈り、そ ういうものを年間通してやっている費用でございます。

あと101ページの、除雪ですか、済みません。除雪の関係につきましては、これにつきましては町内の4 m以上の主要道路関係で、町内で34 路線、延長にしますと約33 k mでございますが、これにつきましてはおおむね10 c m程度雪が積もった段階で交通に支障があると判断した場合には、町内の建設会社12社にお願いをいたしまして除雪作業をしているという部分でございます。あとそれ以外につきましては融雪剤の散布、これもですね、平成20年にちょっと町道でスリップ事故等が多発したというようなことでございますので、交差点、町内で401 号線等大きい路線につきまして、特に交差点を中心に、この区間は約11 k m区間ほどになりますが、この区間について町内の同じく建設業者のほうにお願いをいたしまして、融雪剤を散布しているという部分でございます。

それと、次は101ページの花と緑のまちづくりのバラ公園の整備、遊具、遊具の整備工事でございますが、これにつきましては、びんぐし公園にございます遊具、これにつきましては遊具3基、これが特に1台大きい遊具等で120万ほどかかってございますが、あとローラー滑り台ですとか、遊具の修理等が3基。あと木製のあの手すり、木製遊具の手すりの部分が破損したということで、これについて直してございます。あと工業団地の遊具、これも1基壊れたということで、これも修理というような形でやっている部分でございます。

続きまして、バラ公園の整備工事の関係でございますが、これにつきましてはバラ公園の中にあるベンチの修理が1カ所と、あとアーチ、古いアーチについて撤去をしやったものと、あと給水工事、今年度給水工事の接続工事を若干行いまして、来年度以降できるだけ簡易施設のほうの費用をかけないようにということで給水分の工事をやった部分が、これが大きい、70万ほどかけている、ここが一番大きい部分でございますが、あとオーナーバラ園の関係につきまして、花壇のほうを若干整備させていただいたという部分でございます。以上でございます。

3番(吉川さん) 今のバラ公園の件ですが、これはバラ公園の整備ということで今回、今年、 駐車場から歩いていくときにこちら側の土手のところを登らなければ公園に入れないような状 況の取り組みだったと思います。大変危険だったなと私自身思うんですが、来年度に向けてそ の辺の整備しっかり考えていただいて、公園に入るにつけて事故のないようにお願いしたいと 思います。 それで、あと遊具の点検は年にどのくらいされているかお聞きしたいと思います。

それと、除雪ですが、今年も中学に行く通りがやはり1月でしたか、大変たくさん積もりまして子供たちが歩けない状況になりました。そういうことで、一応道路は決まっていると思いますが、その辺の見直し等はどのように考えて取り組まれているか。その辺と、それからあと除草作業ですが、私も何人からも言われるんですが、どうもそのシルバーさんに全部託していただいて1年間の計画を練っていただいていれば、葉っぱがいっぱいになってからわざわざごみを増やして刈らなくてもいいと。だけれども、町のほうからゴーが出ないと剪定もできないというふうにお聞きしたんですが、その辺の取り組みをスムーズに、町の景観をよくするようにしていただけないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

建設課長(青木君) まず遊具の点検でございますが、これにつきましては保守点検業務ということで専門業者のほうに年1回点検のほうを委託してやっております。あと、今の道路の整備の草刈りとか剪定の関係でございますが、これもシルバーのほうに年間計画は一応立てていただいて、年に2回とかやってはいるんですけれども、その辺の中で特別何か支障があれば特別にお願いしている部分はございますけれども、先ほど全体、公園、町の公園のほうもシルバーさんにお願いしているという中で、全体計画を年間シルバーのほうで立ててやっていただいていると。公園のほうも含め、道路の関係も含めということがございますので、そのあたり一番のお盆前後が一番お願いしたい時期ではございますけれども、私どものほうも特別にその時期にはお願いしたわけなんですけれども、ほかの民間のほうからも大分ご依頼があるようで、なかなか年間計画どおりの、中では計画はしていただけるんですけれども、特別に今年、草のほうが多く出たから特別にというのはお願いはしてやってはいただくんですけれども、こちらの希望どおりの日はなかなか厳しいというような中でございます。こちらのほうにつきましても、公園のほうの管理とあわせる中でちょっとまた計画、また見直し等をシルバーさんと相談していく中で検討してまいりたいと考えております。

それと、道路の融雪剤の散布とか除雪につきましても、現在のところは特にメーン道路というようなところはやっているところでございます。あと地元のほうからの要望等がまたございましたら、その全体の中でまた見直しはしていくことは可能でございますけれども、なかなか新しいところを増やしていくというのは、またちょっと業者さんのほうの関係もございますので、全体の中で見直していくというようなところで、またご理解いただきたいと思います。

階段の関係、バラ公園の関係の階段の関係ですけれども、駐車場のほうから一応遊歩道がございます。遊歩道を歩いていただいて、それで階段を上がっていただいて道を渡っていただくというような、一応案内のほうは出ているんですけれども、なかなか車の通るところを歩いてきてしまう方が多いわけなんですけれども、その辺の案内についてもよく出していくような形に。

- **3番(吉川さん)** いいんです。遊歩道は危なくないんですけれども、あそこに今回、つけられ た階段が大変危険だと思いました。けがをされたらということを思ったので、来年度はその土 手の壁面につける、そこの辺を改革していただきたいということです。
- **建設課長(青木君)** 階段、あそこに手すりをつけられないかという、ちょっと要望、建設課のほうもございましたけれども、あそこはちょっと千曲事務所に確認しましたら、手すり等についてはつけられないということがございますので、またちょっと登り方につきましてはちょっとまた検討を、土手のところへも一応ものを設置するという形になりますので、千曲河川事務所との必ず協議が必要になってくるという場所ですので、ちょっと検討させていただくということで。
- **7番(西沢さん)** 80ページ、3農業振興費の農業振興一般経費の中の13委託料有害鳥獣駆除について、この算出の根拠をお尋ねいたします。

それから96ページ、道路橋梁総務費の中の96ページ、07賃金、臨時職員賃金ですが、 これカーブミラーの調査をして資料を作成したとありました。その結果についてはどのように 報告がされるでしょうか。またこの結果をどのように施策に反映させていくか、その点につい てお尋ねいたします。

それから、次の97ページ、河川費の中の目2河川改良費15工事請負費の水路しゅんせつ 工事ですが、これ9カ所しゅんせつ工事をしたとありましたが、その箇所の決め方について、 議会報告会の中でもあちこちでそのしゅんせつをしてもらいたいというような意見が出ました が、これはどういうことで、この箇所を選んでされたか、そこの点についてお尋ねいたします。

- **産業振興課長(塚田君)** 80ページ、農業振興一般経費の13の委託料有害鳥獣駆除ということでございます。こちらにつきましては、町の猟友会の駆除員19名の委託ということでございます。以上です。
- 建設課長(青木君) まずカーブミラーの調査の関係でございますが、これにつきましては道路 附帯施設整備事業ということで、今までカーブミラー等のその台帳がなかったということで、緊急雇用事業によりまして臨時職員の方を1名雇用いたしまして、カーブミラーを現地調査、これは住宅地図に位置図等を落とすと同時に、写真等によりまして台帳を作成しているデータでございます。これにつきましては、山手のほうを除く町内のほうを全町回りまして、約780カ所ほど調査を行い、写真撮影と現地のほうの確認をしたところでございます。それにつきましては、現在その調査をもとに台帳の整備のほうをやっておりまして、この台帳の整備が終わりましたら、今度はカーブミラーの中で古いもの、傷んでいるものを順次その台帳整備によりまして修繕をしていくということで予定しているところでございます。

続きまして、河川のしゅんせつの関係でございますが、これにつきましては特にどういう箇所を選定しているかということにつきましては、従前、今までやっているところを中心にやっ

ているということでございまして、入田川の関係ですとか、あと坂端のサイホンの場所ですとか、あと新地区の関係のところの土砂ということがございます。ほかにも幾つか要望等はございますが、町のほうで確認をする中で必要というところは優先的に、毎年同じ箇所ということではございませんが、できるだけ場所を確認する中でやっていくということでございまして、どういう基準かという中では、特に要望等のあった箇所については確認して、それ以外につきましては従前たまりやすいところを優先的にやっているということでございます。

- **7番(西沢さん)** 先ほどの猟友会の19名分だということですが、これは等分に分けて19名分でということでしょうか。それとも中で金額にいろいろ差があるのかどうかということと、それからカーブミラーの台帳をつくると、780カ所という大変な数なんですが、このカーブミラーについて個々にそのナンバーというか、そういうものは識別する何かはしていくんでしょうか。その辺だけ確認しておきたいと思います。
- **産業振興課長(塚田君)** お答えいたします。今現在といいますか、昨年度ですけれども、有害 鳥獣駆除員は19名ということで、やはり高年齢化されておりまして、年によって少しずつ 減ってきてはいるというような状況でございますが、一応、町猟友会に委託をしているという 形でございますので、一人一人というわけではございません。また、この有害鳥獣駆除員の活動につきましては、1年を通じてということでございます。以上です。
- **建設課長(青木君**) カーブミラーの台帳につきましては、一施設ごとにそれぞれ番号を振りまして、その立っている路線名、住所、その他ポールの大きさですとかカーブミラーの大きさ、その後、今後修理等行った場合の補修歴等を入れ、地図及び写真等により台帳を整備してまいるという予定でございます。
- 12番(池田君) 97ページの河川、一般経費というこう中のところにありまして、この説明 のほうに愛護団体に、20団体に補助金を交付したと。交付してもらうことについては異論は ないわけではございますけれども、どのような方法というか、四ツ屋に例えて話しますと名沢 川、下からのほうを言うと左側のほうには草刈りができているけど、右側は養老院があるせい かやっていないけれども、下のほうは結構刈ってもらわなきゃいけないようにこうなっている んですけど、ああいうところは、こうどういうふうに選定されているかということをちょっと お聞きしたいわけです。

それから、その中に入るかどうかちょっとあれですけど、沢の中に木まで生えちゃって困っていると、この前、私も1回質問しているんですけれども、このようなのも今年の状態を見ると全然、土手のというか、草、桜を植えたところの草は刈ってもらってあるんだけれども、沢の中の草が全然刈られていない。あれ刈っていなければ根が生えて、せっかく暴れ川というあの名沢川がまた暴れる状態にならないようにお願いということで、前に申し上げたわけでございますけれども、今年のところを見るとあれ、これは昨年の決算のあれですけれども、そのよ

うなことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから101ページですね、先ほど塩入議員がちょっと聞かれたところですけれども、やっぱり公園の草というようなことでございますけれども、草とこの花ということでございますけれども、逆木通りのあのところの花が咲く木というか、あれが全然こう花が咲かない状態で剪定されちゃうというようなことを、この前申し上げたのを、また今年になったら同じようにしてこうやっている。それで草が何というんですか、刈る時期が遅いんですよね。実がついてから草が刈っているから、この何というんですか、せっかくコンクリートというかのでもこうきれいになっているこの筋のところに草が生えて、実がついてから草を刈っているから、また来年もというような、もうちょっと早くとか農薬も今開発されて、何というんですか、散布しても時間的に、時間というか日にち的にそんなにかからないで消えちゃうというようなあれがございますので、その辺のも研究されてやられたらいいんじゃないかということも、この前申し上げたんですけれども、草刈りというのもやっぱり委託されちゃっているというようなことでございますから、その時期その時期というのをもうちょっとこう見直しの方向というのものも考えていただきたいと思うんですが、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから103ページになりますけれども、渇水対策事業というようなことでございまして、この前もまた私が申し上げているというようなことでございまして、渇水対策であの何というんですか、井戸を掘ってもらってあるわけでございます。それで今年なんか大変こう乾いている中で四ツ屋のところにもポンプを使っているんですけれども、水が全然出た状態でないというようなことでございますので、ああいうものも有効にこう使ってもらうというようなことはできないもんでしょうかね。何かこれ見ると説明のところに、何か点検をしてと書いてありますけれども、何か水が全然出ないところを見ると点検本当にしたんか、何かちょっと疑うというような感じも持つところでございます。その辺のところをお聞きしたいと思います。

建設課長(青木君) まず河川愛護の関係でございますが、この補助金でございますけれども、これは町内各区で1級河川または準用河川、県で管理している河川ですとか、あと町の河川等につきまして各区でやっていただいた、草刈り等をやっていただいた関係で補助金等を出していることでございまして、今年度は、24年度につきましては20団体に出しているということでございます。そのうち県関係の川につきましては県の補助対象ということで16団体出していると、残りの6団体が町のほうで出しているというふうでございます。

ご質問されました名沢川の周辺につきましては、どうしても全川にわたってなかなかお願い していくという部分が難しい部分がございまして、各区で、関係する区のほうでお願いしてい る部分でございますので、区でお願いできる範囲で現在やっているという状況でございます。

あとまた、残った草が残っているという部分とか、あと木が残っているという部分でございますが、木につきましては、中にある木につきましては砂防河川というようなこともございま

すので、今後ちょっと県等と対応する中でその木の対応についてはまた考えていきたいという ことでよろしくお願いしたいと思います。

あと、逆木通りの関係の木の関係でございますが、花の時期をうまく避けてという関係かと 思いますが、これにつきましても現在の逆木通りにつきましては24年度の草刈りがどうして も5月ごろ予定しているということでやっていただいたということもございます。これがちょ うど花の咲く時期に影響等が出てくるということがございませば、その辺のところもまた ちょっとずらしていただくなり、花が終わってからというような時期も考えてまいりたいとい うことでございます。

それと、あと高速交通対策の渇水対策の関係でございますが、これは現在8カ所の井戸のポンプの関係でございます。昨年、井戸のポンプのほうで水が出ていないというようなことで今お話がございました。特に四ツ屋地区の関係でございますが、これにつきましては昨年度もいろいろご要望等がある中で井戸等を回してございます。また必要があれば修理等も行ってございますし、水槽等も修理等もぜひやっている中で、ちょっと四ツ屋のほうのポンプが動いていないと、今ご指摘でございますが、そちらのほうはちょっと確認をさせていただいて、もし必要があれば修理等をさせていただくという対応をとらせていただきたいと思います。

議長(柳澤君) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて歳出の総括質疑を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時57分~再開 午後 1時30分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

総括質疑は、先ほど終結いたしました。

本案につきまして、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち、項1総務管理費中目 11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く 総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款11災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款 2 総務費のうち項 1 総務管理費中目 1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費を除く民生費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中目 9 上水道費、目 1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中目 4 水防費を除く

消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

日程第3「議案第43号」から日程第9「議案第49号」までの7議案、各特別会計決算案 につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認めます。

よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第43号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第4「議案第44号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5「議案第45号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳 入歳出決算の認定について」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

○日程第6「議案第46号 平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第7「議案第47号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第8「議案第48号 平成24年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第9「議案第49号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について」

議長(柳澤君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

議長(柳澤君) ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第42号」か

ら日程第9「議案第49号」までの8件については、次回の会議において審査結果の報告をお 願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から9月17日までの6日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認めます。よって、明日12日から9月17日までの6日間は委員 会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月18日、午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正 予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時36分)

9月18日本会議再開(第5日目)

- 1. 出席議員 14名
 - 1番議員 柳澤 澄 君 8番議員 山崎 正 志 君 2 塚 田 正 平 君 9 入 日 時 子 君 中 Ш まゆみ 君 嶋 君 3 IJ 吉 10 IJ 登 窪 田 英 子 君 塚 忠 君 4 IJ 1 1 IJ 田 5 塩 入 弘 文 君 1 2 IJ 池 田 弘 君 塩野入 猛 君 森 彦 君 6 1 3 大 茂 IJ 7 西沢悦子君 宮 島 祐 夫 君 1 4 IJ
- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長 山村 弘 君 副 町 長 下 和 久 君 育 教 長 宮 﨑 義 也 君 計 管 理 者 会 春 日 英 次 君 総 務 課 長 中 夫 田 君 企画政策課長 荒 Ш 朋 正 君 まちづくり推進室長 中 村 淳 君 住民環境課長 豊 金 子 君 福祉健康課長 民 男 天 田 君 子育て推進室長 宮 嶋 敬 君 産業振興課長 塚 田 陽 君 建 設 課 長 青 木 之 知 君 教育文化課長 柳 澤 博 君 収納対策推進幹 下 和 久 君 総務課長補佐 井 大 裕 君 総 務 係 長 総務課長補佐 井 洋 一 君 臼 財 政 係 長 企画政策課長補佐 内 祐 竹 君 企画調整係長 代表監查委員 大 橋 房 夫 君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長 山崎金一君議会書記 小宮山和美君

- 5. 開 議 午前10時00分
- 6. 議事日程
 - 第 1 発委第 6号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正す る条例について
 - 第 2 議案第42号 平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 3 議案第43号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 4 議案第44号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 5 議案第45号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
 - 第 6 議案第46号 平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
 - 第 7 議案第47号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 8 議案第48号 平成24年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 9 議案第49号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
 - 第10 議案第50号 町道路線の認定について
 - 第11 議案第51号 平成25年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について
 - 第12 議案第52号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第1号)について
 - 第13 議案第53号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 第14 議案第54号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算(第1号)について
 - 第15 議案第55号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
 - 第16 議案第56号 平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 第17 議案第57号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
 - 追加第 1 議案第58号 坂城町教育委員会委員の任命について
 - 追加第 2 議案第59号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第2号)に

追加第 3 発委第 7号 道州制導入に断固反対する意見書について

追加第 4 発議第 1号 来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書について

追加第 5 発議第 2号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書について

追加第 6 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(柳澤君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「発委第6号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

議長(柳澤君) 日程第2「議案第42号」から日程第9「議案第49号」までの平成24年度 一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月11日の会議において各常任委員会 に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第42号 平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」議長(柳澤君) 最初に総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(塩野入君) 総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第42号「平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款11災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各項について、9月

12日、13日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、 副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建 設課長、収納対策推進幹、まちづくり推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出 席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審議を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<収入>

- 普通交付税について、平成23年度と比べ、3.7%減となっているが、要因は。
- △ 町民税の法人税割についてリーマンショック直後の落ち込みに対する生産調整が終了したことなどで、基準財政収入額が増額算定され、減額となったものである。
- 財政力指数について、平成23年度は0.667、平成24年度は0.635とここ数年、 数値が下がっているが、要因は、
- △ リーマンショック以降の経済情勢の悪化に伴う町民税の減税や、評価がえに伴う固定資産税 の減額等による基準財政収入額の減によるものである。
- 今後の基準財政収入額の見通しは。
- △ 要素として、法人を初めとした町民税と固定資産税の影響が大きいと考える。町民税については、経済情勢の影響が大きくアベノミクス効果などにより景気が回復すれば、収入も伸びると予想している。固定資産税については、土地の下落などに伴い減額傾向である。景気の回復とともに、増額となることを期待している。
- 町税延滞金の内容は。
- △ 平成24年度の延滞金の件数は、539件である。内訳は、住民税251件、固定資産税226件、軽自動車税33件、法人町民税29件である。
- 町民税の滞納者数、最高滞納額、滞納期間は。
- △ 現年度201名、滞納繰越分486名、最高滞納額は361万5,100円、期間は平成9年からである。
- 固定資産税の滞納者数、最高滞納額、滞納期間は。
- △ 現年度260名、滞納繰越分294名、最高滞納額は3,440万648円、期間は平成 10年からである。
- 入湯税が前年より減っている理由は。
- △ 湯さん館のリニューアル工事に伴う休館の影響である。
- 保育料の滞納状況は。
- △ 保育料について、現年度分は10人、108万5千円。過年度分については43人、701万4千円となっている。長時間保育料については、現年度分が6人、12万3千円、過年度分については29人、54万9千円となっている。滞納期間について、最も古いものは平

成11年度分からである。

<歳出>

(総務課)

- 財政調整基金と減債基金の平成24年度末の残高は。また、起債の償還のピークはいつか。 今度予定される大型事業は何か。
- △ 財政調整基金については21億3,500万円、減債基金については6億8,800万円ほどである。起債の償還については、定期償還に加え、繰上償還も行った平成24年が、一つのピークである。大型事業について直近では、南条小学校の建設事業である。
- 顧問弁護士への謝礼は。現在の弁護士に決めた経緯は。
- △ 年間31万5千円。平成24年度は、町が損害賠償請求を受けたため、その弁護費用として 21万円を支払った。決めた経緯は、顧問弁護士として依頼する以前から心配事、法律相談業 務をお願いしており、町の事情にも精通しているため依頼した。
- 職員研修の方針は。メンタルヘルス、海外研修は行っているのか。
- △ チャレンジSAKAKIにも掲げているが、当面の方針としては接遇の向上に力を入れていきたい。メンタルヘルス研修については、県の研修センターや町村会が開催するものを活用している。また、海外研修について平成24年度は実施していないが、平成25年度については、今議会で補正予算を上程している。
- 地方税滞納整理機構負担金の内訳は。
- △ 基本負担額5万円と9件分の件数割149万4千円の合計154万4千円から、機構の年間 決算に応じて一定割合で還付がなされ、決算額となっている。
- 前納報奨金について内訳は。
- △ 前納報奨金は、固定資産税を第1期の納付期限前に一括納付した場合に交付している。平成24年度の総数は3,366件で、金額の多い主な交付先は町外の法人が18件で142万8,060円、町内の法人が12件で96万円となっている。
- 平成24年度よりコンビニ収納が始まったが、収納の実績とそれにかかった経費は幾らか。
- △ 個人住民税12.7%、固定資産税1.6%、軽自動車税22.1%がコンビニで収納された。また、平成24年度分の経費については、コンビニ収納に対応した納付書の印刷費など196万円である。
- 賦課徴収一般経費の税還付金・還付加算金の主な内訳は何か。
- △ 主なものは、法人町民税還付金15件、128万円、住民税還付金20件、65万円、固定 資産税還付金13件、65万円である。
- 一部報道等では投票時間の短縮について議論があるが、坂城町はどうか。
- △ 基本的な考え方として、午前7時から午後8時までとなっており、特別な事情がある場合は、

投票期間の変更が認められている。坂城町の場合、今のところ特別の事情がないため、投票時間の変更は行っていない。今後の状況により、選挙管理委員会で判断していきたい。

- ポスター掲示場設置撤去等委託費とあるが、どこに委託しているのか。
- △ 千曲市にある専門業者に掲示板の設置から撤去まで委託している。近隣に業者がないため、 随意契約としているが、随時内容を精査し契約をしている。
- 予備費の支出の考え方は。
- △ 施設の故障等、維持管理上緊急に対応しないと住民サービスや事務事業に支障を来すといった案件について、予備費対応としている。

(会計室)

- 派出業務手数料に変更はあるか。取り扱い件数は。
- △ 平成17年度から有料となり、平成23年度からは157万5千円となった。件数は、平成23年度4,906件、24年度は4,618件。
- 公金収納の件数は。
- △ 納付書が1万1,690件、コンビニ収納が4,962件。
- コンビニ収納の効果は。
- △ 現年度分の税目ごとの全体の件数に対してのコンビニ利用割合は、個人住民税普通徴収分 18.4%、固定資産税4.6%、軽自動車税19.9%、国民健康保険税普通徴収分 7.3%、それに下水道使用料4.2%となっている。納付されている方の利便性に寄与して いるものと考える。

(企画政策課)

- 湯さん館の優待券の発行枚数と利用状況は。
- △ 昨年度は湯さん館10周年リニューアルということで、1枚5券のつづりのものを2回発行 した。発行枚数は、利用期間が4月から10月までのものが5,443枚、11月から3月ま でのものが5,421枚である。また、利用数は、年間合計で3万5,011件となっている。
- 太陽光発電システム設置事業補助金の固定価格買い取り制度の金額減額に伴い生じた駆け込み需要による工期のおくれなど、町補助金交付への影響はあったか。国の太陽光補助金は来年度なくなるという話を聞いたが、町はどうなるのか。
- △ 国に対して年度内に太陽光発電の設備申請及び認定を受けていれば、設置工事は平成25年度でも適用となる。町の補助金では、年度内に設置できた申請書は24年度予算で、工事完了が25年度となるものは25年度予算で対応した。スマートタウンを標榜する坂城町ではエネルギー利用の効率化と再生可能エネルギーの普及推進を進めるため、町補助金は来年度以降も続けていきたい。
- 地域支援事業の申請区は全体の半分以下であり、監査委員からも未実施区への波及を指摘さ

れているが、その対応は。

- △ 申請区は増加傾向にあり、選定委員会のプレゼンテーションは公開で行っている。申請区以外でも傍聴していただくなど、事業の普及に努めている。また、区長就任から申請までの期間が短いため、現区長の任期中から次年度の計画立案を働きかけている。
- スマートコミュニティ事業について、信州大学とのグリーンイノベーション連携事業の進捗 状況と成果は。
- △ 信州大学と連携し、テクノさかき工業団地内2社に50台のスマートメーターを設置し、エネルギー利用の効率化に向けた研究を行っている。また、今年度からは工業団地内のほぼ全ての事業所にデマンドメーターを設置し、全体としてのエネルギー管理システムの構築に向けた取り組みも始めている。10月下旬に、スマートタウン推進委員会を開催し、事業進捗の説明会を予定している。また、テクノさかき工業団地内企業の方を中心に、信州大学の教授から事業の進捗及び今後の展望等をお話いただくことを計画している。
- 湯さん館リニューアル後の目標設定はされているか。
- △ 経営方針では、信州一愛される日帰り温泉を目指すこととしており、年間来館者数28万人 を目標に掲げている。
- 男女共同参画みんなの会の運営状況。会員増加への対応は。
- △ 今年度は町理事者との懇談会を初め、町課長との懇談会、坂城町議会、そして企業の労政担当者との懇談会も企画するなど、積極的に取り組まれている。11月30日には、講演会や町内女性経営者などによるパネルディスカッションを企画している。さまざまに議論できる場づくりをしながら、若い人にも現状と課題を理解してもらい、男女共同参画社会が前進していくよう努めていきたい。
- 今年度、ワイン出荷分の価格設定は。利益はあるか。
- △ 現在、原材料の調達から加工、製品として出荷するに至るまでの原価、数量を調整中で、最 終的には坂城町振興公社で決定する。利益は出ている。
- 緊急雇用ワイナリー形成基礎調査事業の結果は。
- △ 四ツ屋及び中之条地区の農地所有者164名を対象に行い、6割の回答があった。ワイン用ブドウ栽培に興味があるが7件、ワイン用ブドウ栽培に農地を貸してもいいと回答した方が48件であった。

(産業振興課)

- 更埴職業安定協会への補助の内容は。
- △ 北信地域のハローワークが合同で作成している企業ガイドブックの作成費用である。大学、 高校や長野県を離れて大学に通っている学生などに配付し、管内企業の情報提供を行っている。
- 町労務管理協議会の事業内容は。

- △ 会員企業の安全衛生活動や労務管理の推進、安全な職場環境づくりを目指して活動している。 毎年7月、10月には安全衛生パトロールを実施し、企業の労務環境の向上を図っている。
- テクノハート坂城協同組合の事業内容は。
- △ 会員企業からの作業服等の用品共同購入や、合同企業説明会、大学の就職担当者との情報交換会を行っている。
- 更埴職業安定協会、町労務管理協議会、テクノハート坂城協同組合の3団体の連携は。
- △ 3団体で合同の会議等は開催していないが、常に情報の共有を図るとともに、研修会等を合同で行っている。
- 財団法人更埴地域勤労者共済会の事業内容、会員数は。
- △ 共済会の事業内容としては、共済会の給付事業、健康維持増進事業、会報の発行などである。 会員数は、微減の状況であるが、勧誘専門員を配し、千曲市の商工会議所、商工会とも協力し ながら、会員数を増やしていきたい。
- 勤労者総合福祉センター施設利用状況は。
- △ 講座の受講者は、延べ約2万2千人で、増加傾向である。また、過日開催されたセンター祭 も、昨年から200名ほど増えた。25年度では、トレーニングルームの機器も更新をしてお り、多くの方に利用いただきたいと考える。
- 農業者年金について、年代別加入者数、受給者の最高年齢は。
- △ 現在、農業者年金の加入者は19名、受給者数は102名である。年代別加入者数は30代 が2名、50代が7名、60代が10名であり、受給者の最高年齢は95歳である。
- 有害鳥獣駆除は19名の猟友会の方に委託しているということだが、その活動状況は。主に何を捕獲したか。
- △ 有害鳥獣については、猟友会の中から19名の方を駆除員として委託している。活動状況は、 狩猟期間を除いて年間を通じて駆除を行った。坂城、南条、中之条、村上地区に分かれて活動 している。主にはイノシシだが、時期によってカラス、漁業組合から依頼を受け、千曲川沿い のカワウ等も駆除している。
- ハクビシン対策は、どのように行っているのか。
- △ 個々に農地にネットフェンス等を張って対策を講じていただくのが一番有効な手段であり、 町でも防除ネット等の材料費の費用の補助金を交付し、個人での対策を支援している。また、 有害鳥獣駆除員が箱わなを設置し、駆除している。
- 猟友会の会員数の推移は。また平均年齢は。
- △ 坂城町では昭和53年がピークで167名の会員がいたが、年々減少傾向にあり、現在会員 数は36名。最年少は47歳で、最高齢は82歳であり、平均年齢は67歳である。
- 農機具保管庫管理委託の内容は。

- △ 農業支援センターが指定管理者となって、管理委託している。トラクターや耕運機、ジャガイモ掘り機、SSなどの農機具を管理しており、新規就農者など、希望者に貸し出している。
- 農業支援センターの構成団体、事業内容は。
- △ 農業支援センター会員は、農業委員会、農協の各部会、県農業改良普及センターなどの農業 関係団体で組織している。年1回の総会や総合企画部会、担い手育成総合支援部会、耕作放棄 地対策部会、営農推進部会の4部会で、各種農業支援事業に取り組んでいる。
- 地域経営マスタープラン作成の進捗状況は。
- △ 地域経営マスタープランとしての、人・農地プランの作成は、平成24年度から開始し、坂城、南条地区について作成した。今年度は中之条、村上地区を作成する予定である。農家の高齢化問題や遊休荒廃地等の課題解消を図っていく。
- 県営かんがい排水事業の県営事業負担金について、その算出根拠は。
- \triangle 平成24年度については、六ヶ郷用水406mの水路改修を行った。負担割合については、 坂城町の負担額は12.5%である。事業費が1億2,300万円という中で、国が50%、 県が25%、市町村が25%負担しており、市町村は千曲市と坂城町で折半しているので、 12.5%を負担している。

(建設課)

- 県営水道の各自治体への事業移管について。
- △ 坂城町は、作業部会で新たな財政負担はさせない。水道料金値上げはしない。移管までの事務手続等は、県で行うことを基本に進めている。市町間の考え方の違いがあり、進展はしていない。
- 緊急雇用、道路附帯施設状況調査のカーブミラーの調査内容は。
- △ 臨時職員を1名雇用し、780カ所のカーブミラー、大きさ、種類、破損状況等を調査し写真を撮影した。施設台帳を作成中である。
- 緊急経済対策道路維持工事の12件の選定基準は。
- △ 継続して町単補助工事を実施している箇所や、出水時に浸水してしまう箇所を優先的に選定した。
- 河川愛護会活動は、主に区が実施していると思うが、作業箇所はどう選定しているのか。
- △ 河川愛護団体、区が主体的に場所を選定している。担当河川全ての作業は難しいので、毎年 その地区で優先順位を決めて実施している。
- 地域住宅交付金事業の下水道接続工事設計委託の内容は。
- △ 町横尾団地60戸の下水道接続工事に係る設計委託料である。平成26年から平成27年の 3カ年で整備を予定している。
- 都市計画の見直しの予定はあるか。

- △ 用途地域や都市計画道路、都市施設の見直し等が必要なときに、都市計画審議会を開催し、 協議いただく。国道バイパスの供用開始に伴い、農振地域の見直し等とあわせて、開催する予 定である。
- しなの鉄道軌道安全輸送設備等の負担金の内容は何か。
- △ しなの鉄道株式会社が開業から13年が経過し、JRからの移行資産である設備を中心に老 朽化が進んでおり、これらの設備を更新、改良し、安全、安定運行を図るための負担金である。
- 地籍調査の経過及び進捗状況は。今後の予定は。
- △ 現在、登記して完了している区域が 7. $43 \, \mathrm{km}^2$ で、町全体から千曲川の河川区域を引いた計画区域が $50.50 \, \mathrm{km}^2$ であり、進捗率は 14.7%だが、計画区域から山林区域を除いた市街地を中心とした実施面積 $12.52 \, \mathrm{km}^2$ の進捗率は 59.4%である。東日本大震災発生後、国も地籍調査の推進が急務であるとしており、県や市町村への要請は強まっている。国も推進に向けて制度改定しているので、研究しながら進めていきたい。
- 総合防災訓練以外の訓練はしているのか。
- △ 各区の自主防災会を対象に土のう作成等の指導を行った。
- ゲリラ豪雨が全国各地で発生している。河川が決壊したことを想定した訓練は実施していないのか。
- △ 1級河川は護岸が整備されつつあり、木流し工法などの工法は不要になりつつある。
- 町内の水防倉庫と資材の状況は。
- △ 町管理が、四反田、鼠、網掛の3カ所となっており、国管理の水防倉庫は寿製薬の東側に 1カ所となっている。水防倉庫には、土のう、ブルーシート、スコップ、じょれんなど、常備 している。

(議会事務局)

- 前回の質疑内容等、事前に知りたい場所があるので、会議録を1週間前に配付できないか。
- △ 定例会終了後に資料を送付し、作業を委託している。早目の作業について、業者と相談し検 討したい。
- 質問等で登壇する際に段差があり危ない。議場を改修できないか。
- △ 総務課と対応について相談したい。
- 常任委員会、特別委員会などの研修旅費については、打ち切りでなく、条例に基づき支給すべき。
- △ 予算措置が必要であるので、検討をしていきたい。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第42号「平成24年度 坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項につ いて、賛成多数をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。 以上で総務常任委員会の審査報告といたします。

議長(柳澤君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(柳澤君) 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(西沢さん) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第42号「平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、9月12日、13日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、食育・学校給食センター所長、文化財センター所長、子育て推進室長、各保育園長、保健センター所長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告いたします。

(住民環境課)

- 防犯灯の修繕について、要望箇所と実施率は。また、LED化の対応は。
- △ 新設も合わせて53カ所の要望があり、うち修繕については、要望33カ所で、27カ所対応し、実施率は82%である。またLED化については、修繕をする中で、7カ所対応した。
- 消費者の会の活動内容は。
- △ 各地区に36名の会員がいる任意の団体で、環境問題や食の安全、石けんづくり、振り込め 詐欺被害防止の啓発などとともに、消費生活展への協力をしている。
- 東信交通災害共済の加入状況と見舞い金の支払い状況は。
- △ 加入者数7,161名で、加入率は46.4%。見舞い金の支払い状況は35件、171万 8,230円である。
- 交通指導員と安全協会の違いは。
- △ 交通指導員は、坂城町長が委嘱をし、町交通安全条例に基づき、活動を行っている。安全協会は警察署管内ごとに組織された団体で、県や国の組織とつながっている。ともに、交通安全

活動をしている。

- 外国人登録者の国別内訳は。
- △ 主な国は中国143人、ブラジル77人、韓国26人、タイ13人、インドネシア13人、 そのほか13カ国、34人で、合計18カ国306人が登録している。
- 狂犬病予防注射未実施の対応は。
- △ 未実施犬の所有者に対し、10月に137名、12月84名に注射をするよう通知をした。 今後は通知による催促に加え、電話や戸別訪問で対応をしていく。
- ごみ、資源ごみ、収集処理委託費の契約の方法は。
- △ 収集日数、収集場所数、過去の収集量から見積もり入札により契約をしている。
- 消火栓の設置要望に対しての状況は。
- △ 全体的な取りまとめはしていないが、小網区の上水道管布設工事に伴う新設1カ所、下水道 工事に伴う更新が4カ所、老朽化で漏水による更新が3カ所である。
- 現在の消防団員の数は。また、団員確保のための対策は。
- △ 265人で、各区長に団員確保の協力を依頼し、坂城どんどんや町民運動会などのイベントの際に、PR活動をしている。
- ふたのない防火水槽は何カ所か。
- △ 全体で143カ所のうち、ふたのない防火水槽は14カ所である。

(福祉健康課)

- 福祉委員の活動内容が増えている、増員の考えは。
- △ 福祉委員は、民生委員に委嘱しており、今年度の民生委員の改選にあわせ、1名の増員が認められた。12月1日から39名になる。
- 相談事業の内容は。
- △ 結婚相談事業は、町内の登録者数、男性21名、女性5名で、年間5回の相談のほか、千曲市と合同で5回の婚活パーティーを実施。3組の成婚があった。心配相談は月2回開催され、 弁護士、司法書士などが応じている。相談は95件で、うち相続に関する相談が31件である。
- 高齢者福祉に係る各種事業の内容は。
- △ シルバー人材センターへの負担や千曲市と合同の老人大学の設置、町の老人クラブへの補助などである。
- 介護予防施設運営事業の教養の向上とは。
- △ ふれあいセンターで地域の方や地域支援グループが定期的に学びの場で、講師を呼んで活動している。
- 自立支援医療費の内容は。
- △ 生活保護対象者の人工透析で、全額公費負担となっている。

- 養護老人ホームの待機者は何名か。
- △ 現在4名である。
- はにしな寮に町内で入所者は何名か。また、施設が老朽化しているが、計画は。
- △ 定員60名中、町内入所者は8名である。施設については、長野広域連合において、平成 27年度から施設の一部を計画的に改修していく予定である。
- 地域包括支援センターの体制は。
- △ ふれあいセンターでは、副所長1名、事務職員1名、本庁には保健師1名、社会福祉士1名、 課長が主任ケアマネジャー兼務である。本庁に移ってから、相談に早い段階で対応できるよう になった。
- 家族介護支援事業の寝具洗濯等サービス事業の内容は。
- △ 介護度が重度の方を対象に年3回の消毒乾燥と1回の丸洗いを行っている。
- 障害児通所等支援事業の放課後等デイサービスの内容は。また、町内にサービスを提供する 事業所はあるか。
- △ 障害児が放課後などを過ごすための場として、事業所がサービスを提供するもので、法に基づいたサービスで町内に事業所はない。
- 保育園広域入所について、委託、受託の内訳は。
- △ 受託については上田市6名、千曲市1名、長野市1名の計8名で、委託は上田市14名、千 曲市2名、長野市2名、佐久市1名の計19名である。
- 村上保育園土地借上料について、面積と坪単価は。
- △ 借地面積は1, $287 \,\mathrm{m}^2$ で、坪当たり1, 090円。5年契約となっている。
- 一時預かり保育の実人数は。
- △ 村上保育園60名、坂城保育園112名、南条保育園117名である。
- 家庭児童相談員、臨床心理士に寄せられる相談内容は。
- △ 家庭児童相談員には、育児不安、発達、障害、家庭不和、不登校、虐待など216件、臨床 心理士においては、障害や問題を抱えている子供の発達段階における保護者や保育士の相談な ど、89件であった。
- 上田市内科・小児科初期救急センター負担金の算出基礎、協力医師数、運営市町村は。
- △ 前々年度の運営費決算額をもとに、歳出から歳入を差し引いた額を運営市町村で、内科、小児科、ともに、人口割20%、受診者割80%で負担している。協力医師数は、上田医師会37人、小県医師会14人、信大医学部医師26名で、計77名である。運営市町村は上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町の5市町村である。
- 5歳児すくすく相談は、幼稚園でも実施しているか。
- △ 平成24年度は、町内3保育園とさゆり幼稚園の通園児は相談形式で実施、坂城幼稚園と町

外保育園通園児はお尋ね表により実施した。今年度は、坂城幼稚園も含めて相談形式で実施した。

- 食育健康づくり推進事業、小学生健康教室の内容は。
- △ 夏休みに各児童館で生活習慣病予防の学習と野菜の必要性について学び、料理実習をした。
- 女性特有のがん検診補助について、対象者と受診者の人数は。また、歯周疾患検診の受診率が低いが対策は。
- △ 乳がんは、対象者 5 1 1 人に対し、1 7 0 人受診し、率で 3 3 %。子宮頸がんは 4 1 0 人に対し、1 2 2 人受診し、受診率 3 0 %である。また、歯周疾患検診については、歯科受診をしている人を対象者から除き、改めて対象者を把握したい。広報等による啓発はしている。

(教育文化課)

- 児童館の備品等について、特にパソコン設置についての考えは。
- △ 備品等については、補助事業などを取り入れながら年次的に更新していく考えである。パソ コンについては、早い段階での対応を考えていきたい。
- 教育振興事業の外国語支援員について、言語及び時間数は。
- △ ポルトガル語で時間数は74時間である。
- 問題を抱える子ども等自立支援事業の対象者の人数は。また、学校に行けなくなった理由は いじめが原因か。教室に戻れた生徒はいたのか。
- △ 大峰教室の8名で、直接いじめが原因となっている生徒は確認されていない。また、教室に 戻れた生徒はいない状況であった。
- 事務局一般経費で、連絡配信システム使用料の内容は。
- △ 災害等による登下校時刻の変更、インフルエンザに関する学級閉鎖の連絡、また不審者情報 等を保護者の携帯電話等にメールで受信できるシステムをリースで導入した。
- 特色ある学校づくり交付金事業の内容は。
- △ 南条小学校は、音楽の大好きな子どもたちの学級・学校授業、坂城小学校は、坂城っ子の森 を育て生かす活動、村上小学校は、子どもの森・どんぐりの森、蛍のナイトミュージアムなど、 坂城中学校は生徒の学力と生きる力を育てる授業を実施した。
- 学校でスキー、スケート教室が行われなくなったが、今後の考えは。
- △ 坂城小学校は、スキー教室、村上小学校はスケート教室を実施している。学習指導要領による授業時間との関係もあるので、総合的に考えていく必要がある。
- 小学校図書館について、1人当たりの平均貸し出し数は。
- △ 1人当たり年65冊である。
- 分館施設整備事業について、今後新築や修繕を希望する分館についてどう考えるか。
- △ 現在、次年度の修繕等の計画を各分館から提出していただいている。それらの要望により予

算編成に努めたい。

- 図書館では、図書離れしている現状をどう考えるか。
- △ 大きな予算をかけないで、館内を改修したり、ボランティアと協力する中で、小中学生向け の講座を開催したいと考えている。
- 図書購入リクエストをメール等でできないか。
- △ 上田広域の中で、インターネットで対応できるよう要望している。また、今後、町内でメールによる予約ができないか検討したい。
- 文化財センターの展示を多くの人に見てもらいたい。宣伝の方法は。
- △ 青木下遺跡の展示があることを入り口に掲示するとともに、町内の各種案内看板やパンフレット類にできる範囲で掲載を考えていきたい。
- 子ども会リーダー研修会の成果は。
- △ 各地区の子ども会の会長になる児童が3月に研修を受け、夏休みの子ども会事業を運営したり、地域のリーダーとして活躍している。
- 誰でもスポーツ教室の内容は。
- △ 毎週水曜日に体育館を開放してスポーツ推進委員が主体となり、誰でも、どんなスポーツで もいいので、体を動かしましょうという内容で開催している。
- 給食センター食材について、坂城産はどのくらい使っているか。
- △ 主に野菜や味ロッジの加工品を使っているが、坂城産は野菜で約9%、果物類は坂城産を含むJAちくま管内産で40%である。
- 調理員の管理は誰がしているか。勤務状況について所長は把握をしているのか。
- △ 調理員の管理は坂城町振興公社で行っている。打ち合わせ会議も振興公社の担当が同席して いる。勤務の変更、代替については総班長から報告を受けている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第42号「平成24年度坂 城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項につ いて、賛成多数をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(柳澤君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(柳澤君) 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

13番(大森君) 私は、議案第42号「平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定につ

いて」反対の立場で討論いたします。

24年度の一般会計の当初予算は、山村町長が初めて予算編成を組まれ、今日からスタートをキーワードとしたチャレンジSAKAKIを立体的で斬新な図表を作成し、政策目標を見える化するなど、これまでにない動きが始まると期待されています。予算編成当時は、東日本大震災と長野県北部地震から1年を経過し、復興への取り組みが始まろうとしている時期と同時に、福島原発事故による電力不足などの大きな問題が山積しておりました。また、ユーロ圏での政府債務危機が金融システムに対する懸念が強まり、国際的危機をも心配されていました。

ものづくりの町、坂城町の財政運営は、世界経済の動向に大きく左右される自治体であります。このように財政運営のかじ取りが難しくなっております。予算編成を組むにご苦労があるところと察するところであります。

さて、24年度決算状況ですが、一般会計歳入総額は前年対比 0. 1%減の 6 1億 1,737万7千円となりました。歳入総額は対前年度比 0. 3%増の 6 0億3,978万円です。歳入歳出差引残高は、7,759万7,576円で、前年対比 19. 6%減の 1,893万226円の決算状況となりました。町税収入の減少などにより財政構造をあらわす指標である経常収支比率が 8 2. 4%で、前年度対比 2. 6ポイントの増で、財政の硬直化が進んだことになり、十分に留意した財政運営を望むものであります。しかし、一方では、財政力指数は、単年度では 0. 633で、前年度対比 0. 014ポイントの増で、3年平均では 0. 635ポイントと厳しい経済状況の中でありながら、県下市町村では 6番目で、町村では軽井沢町、南相木村に次ぐ3番目となりました。

公債費比率は、11.5ポイントの前年度より1.2ポイントの減となり、実質公債費比率は単年度で見れば14.0%で、前年度対比1.3ポイントの減、3年平均では14.7ポイントで、前年対比1.2ポイントの減となりました。将来にわたり負担を負うものでありますので、減らしていくことは大変重要なことだと評価したいと思います。

歳入について、町税全体では前年度対比2.3%の減、5,666万9千円のマイナスとなりました。町民税全体については、前年度対比3.9%増の3,490万、2千円のプラスとなりました。個人町民税は、町民の所得が増えたわけでなく、税制の改正等の影響で現年課税分が前年対比6.6%の増となりました。また、滞納繰越分では、職員の努力により219万8千円の減になりました。しかし、法人町民税では、長引く消費不況などでマイナス1.7%の減となりました。安定財源である固定資産税は、評価がえの影響で前年度対比マイナス6.9%となりました。

町税の収入未済額、いわゆる滞納額は現年課税分で3,249万2,061円、過年度分が2億3,757万8,954円で、2億7,007万1,015円となります。前年度比1,182万4,651円の増となりました。年々増加傾向が加速しています。町民の生活の

厳しさが数字の上からでも見えてとれます。職員の収納への取り組みは、特別期間を設けて取り組む努力などで評価するところであります。払えるのに払わない人、払うことは困難な人を見きわめ、滞納整理に努めていただきたいと思います。

現年課税分の新しい人が滞納にならないよう、引き続き心がけていただきたいと思います。 また、県滞納整理機構への依頼にならないよう、早目の対応も求めるものであります。

地方交付税については、リーマンショックの影響で法人税の大幅な落ち込みによる3年間の調整が終了したことにより、前年度対比マイナス6.6%の8,757万7千円減の12億4,894万9千円となりました。

歳出についてであります。子育て関連について、村上保育園でも一時預かり保育が始まり、 地域格差が解消することになりました。子育て支援センター機能の充実で、各保育園に臨床心 理士の巡回相談を加え、さらに、他市町村でもまだ取り組みが少ない5歳児を対象とした健康 相談事業、すくすく相談が実施されました。評価するところであります。

子供の医療費無料化について、通院が就学前から小学校6年生まで拡大したことは一定の評価はいたしますが、それでもなお県下最下位と変わりはありません。どの自治体でも入院、通院とも中学卒業までか、高校卒業までとなっており、この事業では大変おくれています。せめて、他市町村並み、世間並みの制度にすべきと思います。第5次長期総合計画では、実施計画によりますと、27年度実施予定ですが、1年前倒しして実施すべきと考えます。

環境エネルギーについて、再生可能エネルギーであり、クリーンエネルギーの優等生である 太陽光発電の補助事業が当初予算250万円から567万円と倍以上の増額で対応されたこと は評価するところであります。

ごみ減量化の取り組みで新たに千曲市に建設されるB施設について、排出割合で建設費用を 負担する仕組みになっており、可燃ごみの大幅な減量化の取り組みが必要です。

福祉、医療、健康について、地域医療の分野では、周産期医療の再構築の一環として、上田市産院が充実されました。また、上田市内科・小児科初期救急センターの共同運営に参加したことにより診察では、延べ132人が利用することができました。夜間における安心の医療体制ができたことになります。節目年齢で行われる歯周疾患検診の受診者が受診率が8.9%と低調であります。健康な体は健康な歯から、これを徹底した呼びかけが大切だと考えます。

まちづくり、地域づくりについて、町総合防災計画における訓練内容について、東日本大震 災の教訓を生かした訓練を取り入れることであります。また、水防訓練は、土のうづくりのみ となっております。最近の豪雨災害がどこで起こっても不思議ではなく、こういう状況下で消 防団に負担にならないような熊勢で水防訓練の実施を求めるものであります。

自主防災会の機能がまだ発揮されていない地区に対し、自主だからといって、地域の自発性 を待つのではなく、何らかの助言や支援を行っていただきたいと思います。 産業振興関連について、ワイナリー形成事業では、遊休荒廃農地対策や後継者不足などの解消のため、青年新規就農者を迎えることで、ブドウの産地の維持、拡大への取り組みが始まりました。巨峰ワインの2銘柄が商品化され、将来的な6次産業の第1歩が始まりました。新たな担い手の掘り起こしを進めていただきたいと思います。町の施設や文化財などの案内表示板が整備されておらず、来町者に対し不親切ではないかと思います。親切でわかりやすい案内板の設置が必要と考えます。

教育関係について、耐震化が進んでいない村上小学校では、シンプルな校舎配置でもあることから、耐震補強工事と大規模改修工事が行われ、同時に改修工事にあわせてスマートタウン構想の推進の一環として太陽光発電システムの設置も行われました。また、南条小学校は複雑な校舎配置、そして修繕箇所も多い、そのため全面改築で28年春、新校舎完成を目指している、期待するところであります。

松枯れ対策について、町は、上田市が4年前に空中散布を中止していますが、当町では地元の期成同盟会の要望を受け、ネオニコチノイド系の農薬を初めて使った空中散布を再開しました。今年6月19日付毎日新聞の記事は、ミツバチの大量死、県内9件との見出しで、2009年8月に長野市戸隠でミツバチの大量死が1件発生し、県農政部が死骸からネオニコチノイド系農薬を検出したと公表しました。この農薬が大量死の原因となった疑いがあるとしており、この他のミツバチの大量死も同様にこの農薬が影響した可能性があると見ています。またNHKで、今月12日のクローズアップ現代で、謎のミツバチ大量死、EU農薬規制の波紋をテーマにして、10年ほど前から世界中で見られるようになったミツバチの謎の失踪、大量死で今年5月、EUは、ネオニコチノイド系農薬という、新型農薬がミツバチの異常の原因である可能性があるとしてこの3種類の使用を規制したと報道しました。23年5月に多くの健康被害を出した島根県出雲市では、絶対の安全が確認されるまでは空中散布は実施しないと決めております。町も疑わしきは実施しないとの決断をすべきと考えます。

次に、同和問題について、同和問題について日本共産党坂城町委員会は、これまで一環して 部落解放同盟坂城町協議会の運動団体への補助金は廃止すべきと求めてきました。山村町長の 初めての予算編成で、前年と同額の150万円を計上したことに対し、非常に残念と私は指摘 をいたしました。そのことが影響したかどうかわかりませんが、25年度予算では、30万円 を減額し120万円としました。なぜ減額したのか、その理由がわかりません。だらだらと減額ではなく、即刻取りやめるべきと考えます。

職員の定数管理について、前町長時代の道しるべで仕事量が増えているのに、職員定数の削減が強行され、職員の仕事量の負担が重くのしかかっています。それは、職員の健康への心配とともに、町民へのサービス低下の原因ともなります。職員の年齢構成も考え、即戦力としての社会人枠の採用は評価するところであります。公務労働に非正規の採用が増えているのは、

正規職員の置きかえとして、低賃金で採用するシステムとなっており、官製のワーキングプアを言わなければなりません。6カ月勤務3カ月休職は、雇用を増やすためではなく、使用者側の雇用保険等の負担をなくすため、労働基準法が改悪されたものです。町はそれを理由に正規職員の置きかえとしています。雇用は、正規職員が当たり前、こんな社会にするために、町は率先してやらなければいけないことと考えます。特に、幼子が人との信頼関係を築く場である保育園の職員は、せめて1年を通したかかわりがとても大切であり、この子供の全面発達を保障することになります。

財政調整基金の運用について、24年度決算では、過去最高となる21億円を計上しました。 当町のように景気の動向で法人税が大幅に落ち込むことも考え、そのためにはある程度の基金 として保有しておかなければならないとの考えもあるかと思いますが、行政の会計は、年度ご とで閉めるのが原則で、基金に充てるのは必要最小限にすべきと考えます。それ以上の余裕が あるならば、世間並み、いわゆる他市町村と比べておくれている施策に充て、町民生活を支援 するために使うことではないでしょうか。財政調整基金金額があればあるほどいいという考え でなく、節度を持った財政運営を望みます。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘して議案第42号「平成24年度坂城町一般会計歳入 歳出決算の認定について」の反対討論といたします。

議長(柳澤君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番(塚田君) 議案第42号「平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をいたします。

最近の国政において、安倍首相はアベノミクスによる成長戦略を実効あるものにすべく法整備を行うなど、経済成長に向けた地盤固めを進めており、地方においても景気回復が進行することで、町にとってもよい影響が広がることを望むところであります。

また、2020年のオリンピック開催地が東京に決定したことも追い風になり、より迅速で 大きな成長を期待するところであります。

平成24年度の国内経済情勢は、欧州や中国等、世界景気の減速を背景に弱い動きで推移する中誕生した安倍政権は、長引くデフレの脱却による経済再生を最優先課題と位置づけ、いわゆるアベノミクスを発動するとともに、補正予算において大胆な経済対策を講じるなど、景気回復に向けた取り組みが見られましたが、回復の実感にはしばらく時間を要するといった状況であります。

こういった国勢の情勢下にあって、町の平成24年度一般会計歳入歳出決算ですが、地域経済の停滞などの影響などもあり、厳しい状況も伺えたところであります。自主財源の主をなす町税については、個人町民税が年少扶養控除に係る制度変更などにより、前年度対比プラス6.2%と増加したものの、法人町民税については、不安定な経済情勢の中、マイナス

1. 7%と減少したほか、固定資産税についても評価がえの影響によりマイナス6. 9%の減額となっています。町税全体では、マイナス2. 3%、5, 700万円ほど減少しています。

町税については、厳しい社会情勢のもと、納める住民も賦課徴収する行政側も大変な折ですが、現年度を中心に多くの税目で徴収率が向上しているなど、徴収の努力が伺えます。しかし、収入未済額は年々増加傾向となっており、財源の確保、負担の公平の観点からも、その改善に引き続き努めていただくよう要望するところであります。

地方交付税については、リーマンショック後の法人町民税の急激な落ち込みの調整が終了したことで、交付額が大きく減少しております。今年度は、職員給与の削減を前提とした減額がなされるなど、国の一方的とも言える削減がなされておりますが、地方固有の財源である交付税総額の安定確保について、国、県等、関係団体に対して働きかけをお願いする次第であります。

県支出金については、総額としては前年に比べ8.5%の減額となっておりますが、緊急雇用事業や青年就農給付金事業といった有利な補助金を有効に活用し、一般財源の支出を抑えた努力が伺えます。

繰入金については、びんぐし湯さん館施設整備等基金や文教施設整備基金から繰り入れを 行っておりますが、10周年を迎えた湯さん館のリニューアルと村上小学校耐震改修が伴うも ので、年次計画により実施されたものであります。税収の減少や地方交付税の不透明感が強ま る中、最終的には財政調整基金や減債基金の繰り入れはなく、やりくりの苦労が感じられます が、今後の財政運営を見据え、基金については適正な取り扱いをお願いします。

一方、歳出でございますが、多様化する町民ニーズを的確に把握するとともに、財源の確保にもご尽力をいただき、公共事業の展開がなされました。子供たちの教育環境面では、村上小学校の耐震化と大規模改修工事が行われ、安全な施設整備が前進するとともに、より使い勝手のよい学校となりました。また、町内外から多くの方が集う、びんぐし湯さん館についても大規模なリニューアル工事が実施され、玄関位置の変更を初め、椅子席のレストランや石風呂、釜風呂の新設など、さらに魅力ある利用しやすい施設となっております。

また、基盤整備では、長年の懸案事項でありました小網区の上水道布設事業に着手したほか、 継続事業の坂都1号線、町道A01号線の道路改良事業や下水道整備も進められたところであ ります。

坂城駅のエレベーター設置についても、工事に向けた実施設計が完了するなど、都市基盤の 整備、教育環境の充実、町民福祉の向上に努めてこられました。

東日本大震災以来、再生可能エネルギーやエネルギーの有効活用等、考える機会が増える中、 町の先進的な取り組みとして23年度にスタートしたスマートコミュニティ構想事業において、 24年度は企業の協力も得る中で、実態調査や可能性調査を実施しています。スマートタウン 坂城の実現に向けた取り組みは、未来に目を向け、環境に配慮する町の姿勢として誇れるもの であります。

また、22年度に創設された家庭用太陽光発電システムの設置補助事業についても、24年度は補助件数、決算額とも倍増しており、住民の関心の高さが伺えるところであります。また、町の新たな目玉としてスタートした坂城ワイナリー構想事業は、醸造用ブドウの産地化、将来的なワイナリー設置を含めた6次産業化を目指して試験圃場が設置されたほか、町特産の巨峰を使った2種類のワインが発売され、新たな特産品として好評を博したところであります。ワイナリー構想事業は遊休荒廃農地対策や町のブランド化にもつながることから、着実なステップアップを期待するものであります。

子育て支援についても、これまで未就学児までを対象にしていた医療費無料化の対象範囲を 小学校6年まで拡大したほか、村上保育園での一時保育の開始や、5歳児すくすく相談の導入 など、子育て世代の目線に立った充実が図られたことは多いに評価するところであります。

また、昨年の12月の第6号補正予算では、町独自の緊急経済対策予算として2,780万円が計上され、中小企業振興資金預託金の増額や道水路に係る町単工事予算の倍増を図るなど、企業や地域の状況に即した山村町政ならではのスピード感あふれる対応でありました。

以上、24年度に取り組まれたハード事業、ソフト事業において述べました。財政指標においては、財政力指数が0.635と前年に比べ0.032ポイント下がりましたが、県内全市町村中6番目、町村では第3位と上位に位置しております。また、財政健全化法に基づく実質公債費比率や将来負担比率など、健全化判断指標が報告されました。坂城町はいずれの指標においても、早期健全化基準を下回り、より健全な方向に改善されておりますが、今後の起債残高等に留意するとともに、より一層の健全化に向けた取り組みをお願いします。

さて、行政が取り組むべき課題は、安全・安心、産業振興、福祉と健康づくり、教育、文化の向上など多岐に及んでおります。行政と地域が一体となって活力あふれた元気で明るい坂城町を目指し、前進することをご期待申し上げ、私は、議案第42号「平成24年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成いたします。

議長(柳澤君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(柳澤君) 起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

起立多数と申し上げたところで座っていただく慣例であります。 ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時14分~再開 午前11時25分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

◎日程第3「議案第43号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定 について」

議長(柳澤君) 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

ちょっとお待ちください。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

失礼しました。

総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(塩野入君) 去る9月11日の本会議において総務産業常任委員会に審査 を付託されました議案第43号「平成24年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認 定について」9月13日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 有線放送の加入状況は。
- △ 平成25年3月31日時点で3,191回線である。
- インターネットの加入状況は。
- △ 平成25年3月31日時点で275件である。
- 有線の今後のあり方をどう考えているのか。
- △ 携帯電話の普及などで必要とされる形態が変化してきている。平成27年度の新システム導 入に向けて総合的な検討をしている。
- 臨時災害放送局とは何か。
- △ 災害時に自治体からの要請で市町村単位、広域単位などで設置される臨時のFM放送である。
- 未納者世帯への状況及び対応は。
- △ 現年度分で38名、平成18年度から23年度までの過年度分で34名となっている。未納

者には通知を送るなどの対応をしていく。また、未収金額を増やさないために一般加入からスピーカー加入への切りかえの提案等もしている。

- 有線企画委員会の構成及び内容は。
- △ 5人のメンバーで構成されており、放送内容の検討を行っている。開催は年1回である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第43号「平成24年度坂 城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定 することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(柳澤君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)認定」

◎日程第4「議案第44号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(柳澤君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(西沢さん) 去る9月11日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第44号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 国保の軽減に係る町からの補塡は。
- △ 軽減された金額について県から4分の3、町から4分の1補塡される。24年度は一般会計 から799万6,512円を繰り出して補塡している。
- 収入未済額が高額になっているが、解消するための施策は。
- △ 保険証更新時に納税相談を行う中で、事情を聞きながら状況に応じて6カ月、3カ月、1カ 月の短期証及び資格証明書を交付している。納税相談に来れず窓口預かりの場合は、訪問し解 消できるよう努めている。
- 不納欠損について内容は。
- △ 4名で65件である。内容は、生活保護世帯で、いずれも執行停止後3年を経過したものである。
- 特定健診の対象人数及び受診率は。
- \triangle 国保連合会で、24年度の対象人数を精査しているところだが、おおむね2, 900人に対し、約1, 400人ほどが受診した状況である。受診率は47から48%の見込みである。
- 高額医療費の件数と最高額は。

- △ 24年度は一般分が1,718件、退職分は197件である。1件当たり医療費の最高額は約700万円である。
- 国保加入者の1人当たりの医療費は。また、県下での状況は。
- △ 速報値で24年度は34万6,669円である。県内では高いほうから8番目となっている。 23年度は9位であった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第44号「平成24年度坂 城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成多数により原案のとおり認定す ることに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(柳澤君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

5番(塩入君) 議案第44号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について」反対の立場から討論行います。

平成24年度の歳入決算額は16億8,963万3,667円で、歳出決算額が16億7,660万1,447円です。歳入歳出差引残高が1,303万2,220円です。国保に加入している世帯数は、2,338世帯で、全世帯の38.8%に当たります。平成24年度の滞納額は現年課税分と滞納繰越分の合計で1億186万6,867円になります。昨年度と比べて109万少なくなりました。町職員の皆さん方の努力の結果です。しかし、今後の社会情勢を考えると、賃金は上がらず、年金も2.5%引き下げられ、医療、介護などの負担増が重くのしかかり、その上消費税アップとなれば低所得者にとれば生活は一層厳しくなります。滞納者が増えることが予想されます。負担の重い国保税が払えず、正規の保険証が交付されていない世帯は全国で155万世帯を超えています。

坂城町では、窓口で全額負担をしなければならない資格証明書は16世帯、短期証明証が99世帯、未交付で窓口預かりが10世帯です。特に未交付はなくすべきです。日本は国民皆保険制度を確立し、全ての人が保険に加入することが原則になっています。坂城町では国保加入者は年収200万以下の人が75%を占めており、運営するのが大変です。高齢者が多く、医療費も他の保険の2倍もかかります。だから国は、当初は医療費の45%の助成金を出していたのが、今は38%以下に削減され国保財政が一層困難になっています。

そこで、今の国保財政を立て直すために、第一に町として住民の命と健康を守るために必要

に応じて一般会計から繰り入れることです。県内でもそのような努力をしている自治体が幾つ もあります。

第二に、医療費をいかに抑制するかということです。予防医療を充実させたり、町を挙げて健康づくりに取り組むことです。坂城町の国保加入者の1人当たりの医療費は34万6,669円で、昨年より1万2,345円増えました。県下で8番目に高いです。後期高齢者の医療費は1人当たり92万6,373円で、県下でワーストワンです。このような実態を踏まえて、特定健診の受診率を48%までにアップしましたが、65%までには及びません。長寿県の長野県ですが、その中で男性の平均寿命が82.2歳で、全国一の長寿の村となった松川村は、55%まで伸ばしました。保健補導員が全戸を訪問し受診を呼びかけています。福祉課長は、受診率50%を超える年が5年続くと医療費も下がる、隣町の池田町に学んだと話しています。その池田町は、65%に到達し、医療費が前年度と比べて半分近くに減っています。坂城町でもやるべきです。

第三に、国へ医療費への助成金を当初の45%に戻すように働きかけることです。

以上、議案第44号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対討論を終わります。

議長(柳澤君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番(吉川さん) 私は、議案第44号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について」賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は加入者の医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、 地域の住民福祉の向上に大きく貢献してきました。しかしながら、加入者の高齢化や医療の高 度化などにより医療費は年々増大し、いかに健全な財政運営の確保に努めていくかが今後の重 要な課題であると考えます。

また、昨今の社会経済状況の急激な変動による収納環境の悪化や医療制度改正による財源更正の変化に加え、後期高齢者医療制度への拠出負担金の増加も国保財政を圧迫する要因となっております。このような状況の中、歳入の柱である国保税の徴収に際しても急激な経済状況の変動により厳しい状況が続いていますが、個別相談や納税相談、夜間臨戸徴収等、年間を通じての滞納整理など税収の確保には常に大変なご苦労をいただいているところであります。

一方、歳出は、保険給付費の支払額全体で11億8,353万円と前年より1.2%増加するなど、増加の傾向は依然として続いております。このように増え続ける医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして実施されている特定健診、特定保健指導による疾病の重度化の未然予防や健康づくりの推進、ジェネリック医薬品の普及啓発、差額通知の実施など中長期的な医療費の抑制に対する事業を展開されており、健全な制度運営に向けた取り組みが図られているものと思うわけであります。

社会保障と税の一体改革法案の可決により、実質先送りとなった後期高齢者医療制度の廃止など、今後も国民健康保険を取り巻く環境は依然として不透明な部分が多く、安定した制度運営の見通しが懸念されるところでありますが、引き続き、被保険者の負担の公平を図る観点から、国保税の適正徴収を一層図られるとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取り組みをお願いいたしまして、議案第44号「平成24年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論といたします。

議長(柳澤君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議長(柳澤君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

1.40.00 1.50.

○日程第5「議案第45号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳 入歳出決算の認定について」

議長(柳澤君) 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(塩野入君) 去る9月11日の本会議において総務産業常任委員会に審査 を付託されました議案第45号「平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算の認定について」9月13日の委員会において、説明員として企画政策課長、 隣保館長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 滞納者数総額及び滞納者の最高額は。
- △ 滞納者は6人で、総額は2,739万円、滞納額の最高者は1,026万円である。昨年度においては、債務者及び連帯保証人それぞれに貸付証書の写しを配達証明により送付して相談会を開催した。
- 特別会計の廃止年度はいつか。
- △ 平成29年度である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第45号「平成24年度坂 城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成によ り原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(柳澤君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)認定」

②日程第6「議案第46号 平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」

議長(柳澤君) 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(塩野入君) 去る9月11日の本会議において総務産業常任委員会に審査 を付託されました議案第46号「平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算 の認定について」9月12日の委員会において、説明員として産業振興課長、担当係長の出席 を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 土地開発公社納付金の内訳は。
- △ 町道 0 6 6 3 号線の道路改良事業に係る納付金である。土地開発公社の工業団地修繕整備引 当金より納入した。引当金の残額は平成 2 4 年度末現在で、3,770万円である。
- 道路改良事業の内容は。
- △ 中之条の県道坂城インター線とKYB-YS株式会社新工場前の道路を結ぶ町道0663号線の整備であり、延長66m、幅員7mの道路を整備した。
- 道路改良事業による水路変更に伴い苦情などはないか。
- △ 苦情は聞いていない。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第46号「平成24年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(柳澤君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)認定」

議長(柳澤君) ここで昼食のため1時30分まで休憩をいたします (休憩 午前11時49分~再開 午後 1時30分)

議長(柳澤君) 再開をいたします。

◎日程第7「議案第47号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(柳澤君) 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(塩野入君) 去る9月11日の本会議において総務産業常任委員会に審査

を付託されました議案第47号「平成24年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について」9月13日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎 重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 下水道受益者負担金と下水道使用料の収入未済について、また滞納繰越はそれぞれ何年度から何件あるか。また1件当たりの最高額は。
- △ 受益者負担金の収入未済は、平成13年度からあり現年度分は48人、50件、繰越分は71人、75件、1件当たりの最高額は約129万円である。下水道使用料は現年度分41人、104件、繰越分21人、211件、1件当たりの最高額は約48万円である。
- 受益者負担金の不納欠損があるが、その詳細は。
- △ 対象者一人で、平成21年の4月から生活保護対象者となったため、条例により負担金徴収 を執行停止とし、その後3年間の執行停止期間が経過したため、不納欠損とした。
- 委託料について、設計施工管理の委託先は。
- △ 委託先は公益財団法人長野県下水道公社である。設計額に対し、3.8%の委託料で随意契約をしている。
- 長期債の償還について、返済額のピークはいつで、金額は幾らになるか。
- △ 平成35年がピークで、金額は約4億3千万円となる。うち、元金が約3億5,300万円で、利子が7,600万円である。
- これから先も下水道整備は続いていくが、これまでと同様に借り入れをしていくのか。
- △ 7から8年後の完了をめどに整備を進めていく計画となっており、その間、これまで同様に 年間3億円の事業費のうち、2億円が国の補助金、1億円が起債と予定している。
- 受益者負担金の前納報償金について、対象者は何人で全体に占める割合は。
- △ 平成24年度の受益者負担金納入者189人中、前期一括納付した人は134人で、全体の 7割となる。前期一括でなく部分的に前納し、前納報奨金の対象となるケースもある。
- 受益者負担金の報奨金制度について、制度利用を奨励しているか。
- △ 工事説明会や広報紙、個別通知の中で報償金について周知をしているが、5年間の20回交付が基本という姿勢をとっている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第47号「平成24年度坂 城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定す ることに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(柳澤君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)認定」

◎日程第8「議案第48号 平成24年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(柳澤君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(西沢さん) 去る9月11日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第48号「平成24年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 不納欠損の状況は。
- △ 現年分は1名、1件で破産手続による生活保護開始によるものである。滞納繰越分は3名、 100件でいずれも生活保護に係るものである。
- 居宅介護サービスの利用人数は。
- △ 訪問介護延べ1,708名、訪問入浴延べ261名、訪問看護延べ607名、訪問リハビリ延べ240名、通所介護延べ2,532名、通所リハビリ延べ737名である。
- 福祉用具購入費、住宅改修費の内訳は。
- △ 福祉用具購入費は、要介護の方が42件、要支援が6件、住宅改修費は要介護の方が31件、 要支援が14件である。
- 地域密着型介護サービスの利用者数は。
- △ 認知症対応型通所介護延べ360名、認知症対応型共同生活介護延べ169名である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第48号「平成24年度坂 城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成多数により原案のとおり認定するこ とに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(柳澤君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

9番(入日さん) 私は、議案第48号「平成24年度坂城町介護保険特別決算」に対して反対 の立場で討論します。

介護保険制度は、国の制度であり町はそれに沿って行っていることは承知しています。しか

し、24年度は介護保険料が24%値上げされ、町民の負担が増えました。その影響もあり、収入未済額は23年度決算よりも113万4千円ほど多くなりました。不納欠損も新たに40万7千円生じました。介護保険制度の一番の欠陥は、お金がない人からも保険料を徴収することです。そして、保険料を納めないと、介護サービスが受けられないことです。また、保険料を払っていても認定審査があり、本人が必要とするサービスを十分受けられないことです。憲法で保障している生存権、人間らしく生きる権利をも侵害する制度です。高齢になれば、誰もが人の助けが必要になります。老後の不安をなくすためにも、認定制度を変え、本人、家族、理学療法士、医師が必要なサービスを決めるようにすべきだと思います。

そして、介護保険に国庫支出金を増やすべきです。町民が安心して一生を送れるようにする ために、町も国に制度の改正を要求すべきだと思います。

以上で私の反対討論を終わります。

議長(柳澤君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番(吉川さん) 私は、議案第48号「平成24年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の 認定について」賛成の立場から討論を行います。

急速に進む高齢化社会に対応し、介護を必要とする高齢者等ができる限り自立して暮らせるよう、平成12年度に介護保険制度が創設され、制度の浸透が図られてまいりました。そして、 幾度かの制度改正を経る中で、地域包括支援センターの開設を初め、認知症デイサービスセンター、グループホームなどサービス基盤の充実が図られております。

坂城町におきましても、高齢者の数は上昇を続け、65歳以上の方が加入する第1号被保険者数は3月末現在4,745人で、人口に占める割合は29.8%となっております。これは、1年前と比較いたしますと、0.5ポイントの上昇となっております。制度の浸透や高齢化によるサービス利用増などに伴い、年々保険給付が伸びる中、65歳以上の町民の皆さんが負担される介護保険料については県内13番目に低く抑えられ、高齢者に対する負担についてできる限りの配慮がされております。

一方、歳出における保険給付費は前年度対比マイナス1.9%と、制度開始以来、初めて若 干の下降となりましたが、今後も制度の浸透や高齢化によるサービス利用の増加に伴い、さら なる上昇が見込まれるところでございます。このような状況の中、地域包括支援センターにお いては、高齢者が支援や介護が必要となった場合でも、できるだけ住みなれた地域で自立した 生活が送れるようケア・サポートする支援事業を初め、要支援や要介護状態になることを予防 するためのサービスやさまざまなメニューにより事業が実施されております。

今後、高齢化の進行に伴い、ますます介護保険制度の重要性が高まる中、高齢者が豊かで活力に満ちた生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを中心に介護予防の充実に努めていただき、また高齢者が介護や支援が必要となってもきめ細かいサービスが利用できるよ

う高齢者の負担へ十分に配慮され、さらなるサービスの充実を図られるようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

議長(柳澤君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(柳澤君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第9「議案第49号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について」

議長(柳澤君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(西沢さん) 去る9月11日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第49号「平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」9月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 不納欠損の内容と件数は。
- △ 1名1件で、未届けによる海外転出者の保険料である。
- 滞納額の内訳と件数は。
- △ 現年分2名、18件で、10万4,300円、滞納繰越分2名、19件で、8万 5,700円、合計19万円となっている。
- 1人当たり医療費とその抑制策は。
- △ 平成24年度1人当たり医療費は92万6,373円である。また我慢をしていて受診した ときに大きな病気になっている傾向がある。健康診断により早目の受診、早期発見を呼びかけ ていきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案49号「平成24年度坂城 町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成多数により原案のとおり認定す ることに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(柳澤君) 委員長報告が終わりました。

◎日程第10「議案第50号 町道路線の認定について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第11「議案第51号 平成25年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について」 議長(柳澤君) これより質疑に入ります。

9番(入日さん) ページ11ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の中で、説明欄、子ども・子育て支援事業の13001調査等委託、これはどんな調査をするのでしょうか。

それから、13ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、その中の農業振興一般経費で、説明19057、果樹振興事業279万円、その下の地域営農推進事業13007キャラクター制作委託60万円、このことの内容についてお伺いします。

それから、その下の目5農地費で、震災対策農業水利施設整備事業、13001測量調査設計委託、これはどの場所をどこへ委託するのでしょうか。

それから14ページ、款6農業農林水産業費、項2林業費、1林業総務費の中で、里山景観整備賃金、これはどんなことをするのでしょうか。

それからその下の講師等謝礼1万5千円、これはどんな講師を呼んで、どんな講演というか 内容のことをするのでしょうか。

それから16004木育推進資材、この9万2千円、これはどんなものに使うのでしょうか。 以上です。

福祉健康課長(天田君) まず、初めに11ページですけれども、子ども・子育て支援事業のうち、節13調査等の委託料についてのご質問でございます。こちらのほうですけれども、現在、次世代育成支援行動計画ということで、後期行動計画を平成22年から5カ年計画ということで、26年度で終了する計画を現在実施をしているところでございます。こちらの計画が、平成27年度より、子ども・子育て支援法に基づいて子ども・子育て支援事業計画を策定していくということでございまして、それぞれの皆様方からニーズ調査をさせていただくための調査費でございます。

産業振興課長(塚田君) 13ページ農業振興費、農業振興一般経費の果樹振興事業につきましてですが、279万円ですが、こちらについては、JAちくまで持っています果樹流通センターの選果機が、平成16年に導入されまして9年が経過したということで、品質の向上、それと産地としての信用度のアップということを目的に新しい光透過センサーの選果機を導入いたします。その際の補助金でございます。

続いてその下の地域営農推進事業のキャラクター制作委託ですが、これにつきましては、ねずこんの着ぐるみ作成委託料でございます。おかげさまで、ねずこん、大分人気となりまして、昨年度までは二十数件の出演依頼といいますか、出演をしておったわけですが、今年度はもう今の時点で三十五、六件の出演ということになっておりまして、大分傷んでもきております。そういうことも考えまして、新たにもう1体、着ぐるみを作成するというものでございます。

それと、測量、その下の震災対策農業水利施設整備事業でございますが、測量調査設計委託です。こちらについては、町内にあります16カ所のため池がございますが、このうち、8カ所、ため池の危険度調査を行います。こちらにつきましては、業者さんにお願いするというような状況でございます。

それとその下、農林水産業費、林業費、1の林業総務費でございます。里山景観整備賃金 14万4千円でございますが、こちらにつきましては、県の森林づくり県民税を活用して実施 する事業でございまして、獣害対策、森林資源の有効活用を目的とした里山のやぶ払い等の作 業に対する賃金でございます。

その後、講師等謝礼、それと木育推進資材というご質問でございます。このところですが、 講師等謝礼及び消耗品費、木材加工代、木育推進事業につきましては、南条小学校で行われま す木育推進教育の一環といたしまして、予算を計上したものでございます。南条小学校では毎 年木育教育の推進ということでやっておりますが、今年は本立て、スライド式の本立てをつく るという、授業でつくるということでございまして、この講師等謝礼につきましては、町内の 大工さんといいますか、建具屋さんといいますか、そちらの方3名ほどに指導者ということで、 この授業にかかわっていただくというための謝礼でございます。以上です。

9番(入日さん) 民生費について、先ほど、ニーズ調査をすると言いましたが、その対象はどの、若い世代なのか、あるいは今、子育て支援センターなどに来ている利用者なのか、その辺のことをお伺いします。

それから、ため池16カ所のうち8カ所を調査をするということでしたが、その8カ所は場所はどこでしょうか。以上です。

- 福祉健康課長(天田君) 子ども・子育て支援計画に対するニーズ調査の対象となる皆様でございますけれども、学校、保育園、そういった皆さんの子育てにかかわっている世代の皆さんに対してアンケート調査を行うというものでございます。
- **産業振興課長(塚田君**) ため池8カ所でございますが、まず丸田の池、入横尾の池、それと土井の入の1号、2号、小野沢の下の池、原の池、常楽の池、それと島入の池、以上でございます。
- **6番(塩野入君)** 5ページですが、第2表、地方債補正がここにあります。これ、臨時財政対策債、今回補正で、今年度4億2千万円の借り入れになりますが、これ、今回でこれ、満杯の

借り入れでしょうか。そしてまた、起債残額、どのくらいありますでしょうか、お聞きをいた します。

続いて事項別明細書の3ページでありますが、款9項1目1地方交付税について、これで、普通交付税配分額が決まりました。総額は昨年より3.9%の減の10億8,100万円であります。3.9%、昨年より減額してあります。この3.9%の減額をどのように見ているか、お聞きをいたします。

また、かたく見積もる気持ちは、これわからないわけではないんですが、25%近い補正額は、少しかたすぎるように思うんですが、いかがでしょうか、その辺もお聞きをいたします。それから、6ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を、これ初めとして、多くの項目で今回人件費補正がされています。これは、一般職の給与条例の一部改正を、附則で特例期間における職員の給与の特例として、これ措置されたことに基づいた補正と思われるんですが、それでいいのでしょうか、お聞きをします。そしてまた、給与明細書が予算書の23、24ページに載っていますが、職員1名の減額もありますので、その1名の減額とともに、表だけでちょっとわからないわけであります。この特例期間における職員の給与の特例と

いう、その分について措置された給与、職員給与減額分の総額はどのくらいか、お聞きをいた

します。以上であります。

財政係長(臼井君) まず、臨時財政対策債にかかわるご質問からお答えをいたします。臨時財政対策債、こちらにつきましては、地方交付税の不足分を地方公共団体が特別な地方債として借り入れを認められた一般財源として活用できる地方債であります。25年度につきましては、4億2,161万5千円が発行可能額として算定をされたところでございます。臨時財政対策債につきましては、今年度においてその元利償還相当額が全額交付税の基準財政需要額に算入されるということに加えまして、さまざまな行政ニーズに応えていくためには、一般財源が必要という観点から起債可能額満額について、今までの借り入れを行ってきております。今年度につきましても、満額の借り入れを行ってまいりたいと考えるところでございます。

また、臨時財政対策債の残高というご質問でございますが、平成25年度の発行可能額を含めました年度末の残高につきましては、34億1千万ほどとなる見込みでございます。

続いて、普通交付税にかかわるご質問でございます。かたく見積もり過ぎではないかというお話でございますけれども、当初予算の編成に当たりまして、特に平成25年度、今年度の普通交付税につきましては、地方公務員の給与削減を前提とした減額などの制度改正もございまして、詳細が示されない中、例年に増して交付額の予測が困難な状況でありました。地方交付税は一般財源でございますので、できることならば、交付実績を勘案する中でできるだけ多くの歳入を見込みたい状況ではございますけれども、万一見込額、こちら、当然予算額ということになりますけれども、それを実際の交付額が下回った場合、その不足分については、財政調

整基金等取り崩して対応せざるを得ず、財政運営上も見込み以上の取り崩しという部分につきましては、できる限り避けなければならない状況であります。そういった状況から地方交付税につきましては、よりかための見積もりを行っているところでございます。

また、今年度の減額をどう見るかというご質問でございますけれども、今年度は、先ほども申し上げました給与にかかわる制度上の減額に加えまして、当町の場合、平成21年度に係る町民税、法人税割の調整、こちらの終了の影響も見込めたところでありまして、例年以上に減額が見込まれたところであります。しかしながら、実際の算定では、基準財政需要額の臨時費目の新設などもございまして、需要額については見込みを若干上回る、増額算定となったところでございます。そういったこともありまして、交付税の削減幅といたしましては、見込みよりも若干小さくなったという状況でございます。

総務係長(大井君) 私からは人件費全般についてお答え申し上げます。人件費の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の組みかえ、それから議員さんのほうからもお話ありました、6月議会において上程いたしました坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により給料等の減額を行うことに伴う補正でございます。また、補正予算書の22ページから始まります給与明細書のうち、23ページに記載いたしました職員数の1名減につきましては、平成25年度の当初予算の予算要求を行いましたのが、昨年の12月でございます。この予算要求において、120名分の人件費を見込んだわけでございますけれども、今年度の実際の職員数につきましては、今年の1月末に社会人枠の採用試験を実施いたしまして、採用者数が確定したのが2月に入ってからでございます。この当初予算編成時に見込んだ職員数と社会人枠の採用者数との差として1名の減となっております。

次に、職員の給与の減額分でありますけれども、給与及び期末勤勉手当を合わせまして約 890万円という状況でございます。以上です。

6番(塩野入君) 臨財債、今お答えがありましたように、これ、地方交付税で今年度措置される、交付税の代替財源でありますが、9月補正に盛り込まれた要因というのは、この今回、盛り込まれた要因は、要は今回の9月補正にこれを盛り込んだ理由は何でしょうかということをお聞きをします。

それから、交付税の関係ですが、政府の経済対策諮問会議の民間議員がまとめた地方財政改革に対する提言の原案の一つに、産業育成など地域活性化に努力した自治体には、地方交付税を手厚く配分するという、こういう提言があったわけであります。地域の産業を育てて税収が増えた自治体に交付税で、これは応えようというものでありますが、私ども工業の町での法人税収入も、この工業の町で私どもの町はですね、法人税収入が高いわけでありまして、そういうこの町の状況にあって、こういう提言をどのように受けとめているかどうか、これは、副町長にお答えをいただければと思います。

それから、予算書には、総務一般管理費とか、これ見ますとですね、総務一般管理費、それから保育園総務費、それから保健衛生総務費、それから社会教育総務費は、これは増額補正になっているわけですね、減額した中で増額補正になっている、臨時やら、いろいろの今の話の説明で大体わかりますけれども、それぞれの、増額補正になっている、それぞれの項目の、増額内容をお尋ねをしたいと思います。以上です。

副町長(宮下君) 平成23年度の数値で申し上げますけれども、普通交付税が坂城町、当時そのときが11億7,500万でしたけれども、それよりも少ない自治体は不交付団体の軽井沢、それから平成18年から21年間、不交付団体となりました南相木村を除きますと、人口で約9千人の宮田村から500人の平谷村まで11の村でございました。それしか、坂城町よりも普通交付税をもらっている額が少ないというところはなかったというのが現状でありまして、これは24年度も同じでありました。地方自治体の当然の歳入というふうに言われておりますこの普通交付税におきまして、坂城町は大変厳しい闘いを強いられているというふうに考えています。

今、議員さんがお話がありましたように、地方交付税の見直しが政府内で検討され、その諮問会議におきまして、地域活性化に努力した自治体に手厚く配分をという提案がなされたというお話でございますが、大変期待をするところでございますが、しかし何をもって、産業の育成など地域活性化に努力したというのか、またそれをどのように判断する、評価していただくのか、またその交付税について使途が定められないのかどうか、活用できるのか、そしてまた本来あるべき姿の交付税の分については、確実に確保できるのかどうかという部分が本当に出せるのかどうかというのでは、少し疑問をまだ感じているところであります。

現実的に先ほどもお話が出ましたが、復興財源を名目としまして職員給料を下げることを前提とした地方交付税の減額ということもされたところであります。自主財源としての町税が、議員さんからもお話がありましたが、町税が歳入総額の4割を占めるということで、言うなれば、4割自治を行っている坂城町が正直、言い方悪いですけれども、2割しかない自治体と比べて財政運営が大変厳しいというものに対しては、正直疑問を感じているところでございます。いずれにいたしましても、自治体が自信を持って自立し、明るい将来を見据えていけるような、展望できるような制度改正をしていただきたいということを願うところでございます。

財政係長(臼井君) 臨時財政対策債につきましては、ご質問のとおり普通交付税の代替財源的な性質を有しております。そういうこともございまして、発行可能額につきましては、普通交付税の交付決定にあわせて市町村に通知がなされる仕組みになっております。今年度の発行可能額につきましては、7月23日付で交付決定がなされたことを受けまして、普通交付税とともに、今補正予算に計上いたしましたところでございます。

総務係長(大井君) 給料、期末勤勉手当などの人件費の増額補正についてでございますけれど

も、増額補正をしている科目でありますが、予算書の6ページ、総務一般経費の主な増額分に つきましては、長野広域連合へ派遣した職員1名分を計上したものでございます。

次に11ページの保育園一般経費の主な増額分につきましては、南条保育園の園長に一般職の職員が異動したことによるものでございます。

また、20ページの社会教育総務一般経費の主な増額分につきましては、文化財センターの 所長を兼務職から専任の職員を配置したことによるものでございます。また、このほか、 7ページの税務一般経費、11ページの保健衛生一般経費等につきましては、人事異動に伴い まして、職員の経験年数などにより増額補正となっております。以上です。

2番(塚田君) ページ12ページの款4衛生費、説明欄の19044、厚生連佐久総合病院佐 久医療センターの建設補助金、この経緯と負担割合をお願いします。

それと、ページ18ページ、款8土木費の説明欄のしなの鉄道負担金、この事業内容と負担 割合をお願いします。

- 福祉健康課長(天田君) 12ページでございます。節19厚生連佐久総合病院佐久医療センター建設補助金についてでございますけれども、こちらのほうは、佐久の中込に建設をされております。来年3月1日オープンを目指しております佐久の医療センターでございますけれども、こちらのほうに、町のほうから補助を申し上げるということでございまして、町の財政支援は第3次救急医療機能分ということで、いわゆる救急搬送分についての補助を行うというものでございます。
- 建設課長(青木君) しなの鉄道負担金につきまして、内容についてご説明申し上げます。これはしなの鉄道が来年7月をめどに観光列車の導入を図りたいということの計画の中で、今回負担するものでございます。これにつきましては、現在しなの鉄道のほうにつきましては、輸送量がだんだん減ってきたり、施設が老朽化が進む中、施設の更新をどんどん進めていく、そういう中におきまして輸送量を確保したり、県内外からのお客様を取り込み、しなの鉄道の活性化を図っていくと同時に沿線市町村の観光の一助にしたいという中で、今回計画されているものでございます。

内容につきましては、現在しなの鉄道で保有しております115系の列車、3両編成を信州の木材、これは県のほうの木材の支援金をいただく中で、新たにそれを改造して列車を走らせたいということでございます。事業費の総額といたしましては、9千万円を予定しているものでございます。うち、しなの鉄道が負担いたしますのは1,500万、県の支援金、これが県の信州の木先進的利用加速促進事業というものが採択されまして、県のほうからの支援ということで1,500万、残りの1,500万を沿線自治体、これは、長野市から佐久市までのしなの鉄道に関係する沿線自治体が負担するという中で、坂城町におきましては、そのうちの6.2%、93万円を負担するものでございます。

2番(塚田君) 佐久総合病院の医療センター建設補助ですが、これは、上田医療圏の範囲の補助ということでありますか、それとも第3次というと、どこの範囲までの3次か。

それと、しなの鉄道の件ですが、9月3日の未明の坂城駅構内での車両接触事故の問題ですが、この事故に対して町は2,100万円の出資をしているんですよね、しなの鉄道へ。そうすると、株主なわけですよ。株主の坂城町、そしてその坂城駅構内で起きた事故、これに対して町は、この連絡系統はどのようにされてくるのか、また、最初の連絡は何時にあったか、またその後の事故の報告は町にどのような報告がされているか、その辺をお願いします。

- 福祉健康課長(天田君) 上田広域の関係につきましては、第3次医療圏ということで、佐久病院のほうは位置づけがなされております。その中でも坂城町におきましては、長野広域のほうが医療圏ということでございますので、その上田広域との関係もございまして、今回救急医療分について補助を申し上げると、こういう内容でございます。
- 建設課長(青木君) 去る9月3日、朝、午前0時4分に坂城駅構内で起こりました、23時35分長野発上田行きの上り列車、坂城構内においての工事車両との接触事故につきましては、しなの鉄道のほう、夜間ということでございまして、しなの鉄道のほうから特に、その時点での連絡等はございませんで、当日、朝4時15分に町のほうへ通常のファクスが入ったのを皮切りに、以降、5時、あと5時半、6時というような形で列車の運行状況についてのファクスが当日入ってきているという状況でございます。当日、しなの鉄道沿線の市町村への連絡等につきましても、同様な形でしなの鉄道のほうはファクス等でお知らせをしていたという状況でございます。現在、しなの鉄道の列車の運休等につきましては、報道ですとか、県の危機管理室、また沿線市町村等につきましては、同様な形で現在、ファクスについてお知らせをしているという状況のことだそうです。

今回、事故に伴いまして、ちょうどしなの鉄道に、当初は5時ごろには全て列車の撤去も終わって、運行が始発には間に合うという予定で事故のほうの処理をしていたということでございますが、列車のほうを動かしましたら、線路のほうがゆがんでいたということで工事が延びたということでございます。学校へ通う生徒の皆さん方とか通勤の方には、始発等に間に合わなかったということで、大変ご迷惑をかけたということでございます。現在のところにつきましては、ファクスのみでの通報ということでございますが、今後、しなの鉄道におきましては、検証チームを立ち上げる中で、災害時の対応ですとか、営業での対応、そういうものについては、今後検討していく方法で、また沿線市町村には具体的な内容を、どのような形でお知らせするかということも、その中で検討してまいりたいという内容になっているところでございます。

13番(大森君) ページ17ページ、款8項4目住宅管理費、説明のほうの010824住宅 リフォーム補助事業についてお尋ねいたします。町長の招集挨拶の中で、経済効果が 5,400万を超すほどの効果があったというご報告をいただきました。それで、住民からの 問い合わせや要望もあったかと思いますが、その問い合わせ等の状況、それからこれまで使わ れた住宅リフォームのこの事業をやられた5,400万程度ほどの事業内容で、これを利用さ れた件数、そしてその事業者等について、その状況についてご報告ください。

建設課長(青木君) 住宅リフォーム補助事業につきましては、5月から受け付けを行いまして、現在30件、当初予定した件数がいっぱいになっているという状況でございます。これにつきましては、当初予定の300万の補助金に係る全体事業費といたしましては、5,400万円ということでございまして、この事業を受けられる業者というのが、全町内の業者ということに限定してございますので、町内への企業への経済効果が大きく生まれたものと考えているところでございます。

現在、5,400万の関係でございますが、内容につきましては、下水の排水関連の工事ということで8件、あとキッチンですとかお風呂の関係で11件、屋根ですとか外装、塗装関係で9件、その他の関係として2件というような形で現在、全部で30件でございます。

今回施工業者につきましては、町内19の業者の方が施工されてございまして、一番多くは 1社で5件ございます。あと3件が1社、あと2件申請ございましたのが5社、残りの12件 につきましては1社というような形で全部で19社の方が今回が利用、業者の方が利用してい るということでございます。

あとその他の経済的な波及といたしましては、今回、事業実施を行うに当たりまして、町といたしまして、火災報知器、これがつけてあるということが義務づけられておりますので、今までつけていなくて今回、新たにこの事業にあわせて、これは補助対象とならない部分ではございますが、一応全部で9件、新たに火災報知器もつけられたということでございます。

あと、下水につきましても3年経過している方で、これにあわせて、これも補助対象外でございますが、あわせて下水の工事も2件されているというような形の中で工事をされている、 そのような状況でございます。

- **13番(大森君)** 19社、19の業者の皆さんが仕事を確保できたということで、非常に緊急 経済対策としてはよかったかなというふうに思います。これであと100万を計上されまして、 今後、どんなような見込みなり、こんなふうになってもらえればいいなというような、そんな ような期待はあるでしょうか。
- **建設課長(青木君)** 失礼しました。現在、問い合わせ等がございますのが2件ございまして、 今回また補正等をお認めいただきましたら、有線放送ですとか、町の広報等を使いまして、周 知をまたしていきたいというふうに考えているところでございます。

あと半年間ということでございますが、できるだけこの制度というものを利用していただければと考えているところでございます。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第12「議案第52号 平成25年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第1号) について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第13「議案第53号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第14「議案第54号 平成25年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

②日程第15「議案第55号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)に ついて」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第16「議案第56号 平成25年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第17「議案第57号 平成25年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

議長(柳澤君) 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。 (休憩 午後 2時27分~再開 午後 2時37分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第58号 坂城町教育委員会委員の任命について」から追加日程第 5「発議第2号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書について」までの5件を一括議題と し議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

(議会事務局長朗読)

議長(柳澤君) 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) それでは、議案第58号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成15年10月の就任以来、10年にわたり町の教育行政にご尽力いただき、多大な業績を残されました教育委員長の塚田晃久氏が、このたび、期満了に伴いご退任されることとなりました。今日までのご労苦、ご功績に対し、心から感謝申し上げる次第でございます。

その後任といたしまして、識見高く、広く教育活動を実践されておられる町内町横尾出身で、信州大学の名誉教授であります中村浩志氏が適任と存じ委員を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。中村教授は、平成19年度から、さかき千曲川バラ公園の向かい側、河川敷内にあります野草園において、町内の子供たちに自然教育活動を行っていただき、ふれあい大学におきましても、植物や鳥類、昆虫の指導をいただいております。また、最近は、南条小学建設に携わっていただき、子供たちや地域のため、幅広いご見識に基づくご意見をいただいております。

なお、任期は、平成25年10月1日より平成29年9月30日までの4年間でございます。 続きまいて、議案第59号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第2号)に ついて」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、歳入歳出予算を7億64万7千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、今回、下水道受益者負担金について、町内の大手2社より一括で前納付いただきましたので、それに伴う歳入歳出の増額であります。内訳につきましては、歳入では受益者負担金2,400万円を増額し、歳出では受益者負担金前納付報奨金321万2千円、公共下水道事業費2,078万8千円を増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長(柳澤君) 次に、趣旨説明を求めます。

9番(入日さん) 発委第7号「道州制導入に断固反対する意見書について」の趣旨説明をいた します。

皆様もご承知のように、道州制は現在の都道府県を10前後のブロックに分け、広域自治体をつくるというものです。これは、現在の都、府、県の廃止と市町村の人口を15万から

40万人にするという構想になっており、町村がなくなることを意味します。平成の大合併でも多くの町村が合併により消滅し、行政と住民との隔たりが生じました。また、住民サービスの低下も起きています。

今回、全国町村議長会より道州制導入に全ての町村が反対するよう要請があり、坂城町議会 もその趣旨を踏まえ、別紙の意見書を国に提出するものです。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますよう、お願いして趣旨説明を終わります。

13番(大森君) 発議第1号「来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

2014年4月から消費税率を8%に引き上げるかどうか、安倍首相の判断が10月初めに 発表されると言われています。万が一、消費税増税が決定されれば、国民の暮らしと日本経済 にとって重大問題となる。

国民の多数は、どの世論調査でも消費税増税を予定どおり実施することに反対している。消費税が必要という人からも、今は引き上げるべきではないなどの声が上がっている。国民の意思を無視して、大増税の道を突き進むべきではない。

今、長期にわたって国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために経済が悪化する深刻なデフレ不況から脱出することが、日本経済の大問題になっている。消費税増税は、消費をさらに冷え込ませ、デフレ不況を一段と進行させ、地域経済はもちろん、日本経済を一段と危機に陥れてしまうことになる。その一方で、増税での景気悪化を防ぐとして、大型補正予算による公共事業の追加や法人税の減税を求める声が出ている。景気悪化で税収を減らし、景気対策のばらまきになる増税分を回すのでは、財政をさらに悪化させることになる。

消費税増税を中止し、内需拡大を図り社会保障を充実することこそ、最善の景気対策である。 よって、本議会は、来年4月からの消費税増税を行わないことを強く求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

次に、発議第2号「特定秘密保護法の制定に反対する意見書について」、意見書の朗読を もって、趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は、国民の知る権利や言論の自由などに対する重大な侵害となる特定秘密の保護に関する法律案の概要を発表した。10月召集の臨時国会に提出しようとしている。

特定秘密保護法案の内容は、第1に、秘密の範囲が政府の裁量で決められ広がりかねないこと。第2に、秘密の期間は最高5年としているが、更新も可能とされており、事実上無期限で秘密とすることも可能となる。今日の情報公開の流れに逆行する。第3に、国会議員も処罰対象とされており、国権の最高機関である国会の議員の政府への質問でも、政府は特定秘密との理由で答弁を拒否することにもなる。また、国会議員の国政調査権や証人喚問も制限され、国

政調査権に対する重大な侵害となる。第4に、人をだましたり、暴行、脅迫を加えたりして秘密を取得する行為は最高10年の懲役に、また、未遂、教唆、扇動も罰せられる。

報道機関の取材活動が秘密の不当取得と見なされ、処罰される可能性もある。国民の基本的 人権を侵害しないとの文言を盛り込むとはいえ、漠然とした言い方では歯止めにならない。

例えば、原発の問題についても、原発の安全性にかかわる問題でさえ、原発に対するテロ活動防止の観点から特定秘密に指定されるおそれがある。またTPP交渉にかかわる情報も、外交に関する情報として特定秘密に指定される可能性がある。

これらの情報が特定秘密に指定され、その漏えいや取得、つまり内部告発や取材活動が処罰の対象になれば、国民はこれらの生活にかかわる重要な情報を知ることができなくなる。

このように、国民の知る権利や言論の自由に対する侵害とあわせ、民主主義の根幹を破壊する重大な内容である。

よって、日本国憲法の目指している精神にも相反する特定秘密保護法を制定しないよう強く求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長(柳澤君) 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため5分間暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時52分~再開 午後 2時57分)

議長(柳澤君) 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第58号 坂城町教育委員会委員の任命について」

議長(柳澤君) これより質疑に入ります。

9番 (入日さん) 中村先生については、野鳥の研究だとか山野草のことで何年も前から坂城町も大変ご指導いただいて、見識ともにすぐれているということは、私も承知しております。ただし、塚田さんは、坂城町から旧坂城地区から教育委員として選出されていたわけで、今までは、坂城地区の人が交代するときは一応坂城地区からという、そういう慣例みたいなものがありました。そういう意味ではね、なぜ坂城町の、旧坂城地区のほうから選ばなかったのかなと、その疑問が1点あります。中村先生はしょっちゅう坂城町にも来ていますが、今までに町外から教育委員を選んだことがあったのでしょうか。その2点についてお伺いします。

教育文化課長(柳澤君) 教育委員の任命に関しましてお答え申し上げてまいります。

まず、1点目の塚田委員が退任されて、坂城地区からの委員がなくなるが、地区バランスというような状況でございます。今回、教育委員の任命につきましては、まず、現在直面しております教員に関する部分、あるいは教育委員会制度に関する部分を考えたときに、教育分野に詳しい方が好ましい、また町の方をよく知っていることが好ましいという点で中村先生という

人物をお願いをしたいという部分であります。

中村先生には、広い見地で教育の分野にお力添えをいただきまして、地域バランスにつきましては、現在任命されている教育委員、教育長が坂城の出身というような状況の中の位置づけ、そのほか、現在南条小学校、それから村上小学校というところでの委員さんがおられるというようなところで学校区について、対応がほぼ可能という考え方で、お願いをしたいという部分でございます。

それから、これまでに町外の教育委員がいたのかという状況でございますが、調べる限り現在のところでは町内の住所要件、住所がないという方はいらっしゃらない状況でございます。 以上です。

議長(柳澤君) これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)同意」

◎追加日程第2「議案第59号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第2号) について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第3「発委第7号 道州制導入に断固反対する意見書について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手多数により)可決」

◎追加日程第4「発議第1号 来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書について」

議長(柳澤君) これより質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長(柳澤君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

3番(吉川さん) 私は、発議第1号の来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書に 対して、反対の立場から討論を行います。

国民負担率と政府の社会保障支出のバランスを見ると、今まで中福祉、低負担と言われてきた日本は、足元で高福祉、低負担に近づいております。そのため、財政の持続可能性が極めて危うい状況にあり、政府債務残高の対GDP比は210%以上となっており、第二次世界大戦末期の混乱期とほとんど変わらない状況です。また、よく日本はGDP比で見ても非常に多くの金融資産があるから大丈夫だという議論も出ますが、IMF国際通貨基金の予測では、10年以内に公債発行残高が金融資産残高を超えると見られています。金融資産は多くても債

務とのバランスで見ると、完全な債務超過状態です。

大和総研のシミュレーションによると、日本は2015年から20年にかけて、経常収支が 赤字化する可能性が高まります。これにより状況がオセロゲームのように一気に悪化しかねま せん。結果として財政破綻が現実のものとなるわけです。どの国でもそうですが、追い込まれ てから財政再建をやろうとすると、低所得者層の年金をカットするなど、非常に逆心的な対応 とならざるを得なくなり、経済そのものに打撃を与えます。そうなる前に財政再建の第一歩を 踏み出しておく必要があります。とかく消費税引き上げが経済に壊滅的な打撃を与えると言わ れがちです。もちろん消費税増税にはメリットもデメリットもありますが、増税を行ったとき の悪影響ばかりが論じられ、仮に、増税しなかったときに生じ得る悪影響が余り論じられない のは公平ではありません。日本国債が暴落したときのリスクも視野に入れ、比較をしていかな いといけません。

意見書には、増税を中止し、内需拡大を図り、社会保障を拡充することこそ最善の景気対策 とありますが、少なくとも、事象面から捉えると似たような議論が30年も前から繰り返され、 抜本的な対策が先送りされ続けた結果、今の日本の財政状況があります。

今回の増税決定を機に、その教訓を一から問い直してみるべきではないでしょうか。税と社会保障の一体改革は、日本が避けて通れない課題です。消費税増税は確かに、痛みを伴いますが、だからといって安易に反対を唱えることは、より多くのリスクを招くことにもつながります。さらに経団連米倉会長は、消費税についてJAとの共同声明でも日本の財政健全化への期待が表明されている。財政健全化の努力を行わなければ国際的な信用を得られないとの認識を示しています。

したがって、見識ある坂城町議会として消費税増税の実施中止を求める意見書は提出するべきではないと考えます。議員各位の賢明な判断を求め、反対討論を終わります。

議長(柳澤君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議長(柳澤君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第5「発議第2号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手多数により)可決」

◎追加日程第6「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長(柳澤君) 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申 し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることに決定いたしました。

議長(柳澤君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長(山村君) 平成25年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月2日に開会されました本定例会は、本日までの17日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、人事案件、契約の締結、町道路線の認定、平成24年度一般会計、特別会計決算の認定、25年度一般会計、特別会計補正予算、さらに、追加日程でお願いいたしました人事案件、下水道事業特別会計の補正予算を含めて、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。

さて、一昨日、大型の台風18号が愛知県に上陸し、各地に大きなつめ跡を残しました。特に、滋賀県、京都府、福井県では、先月30日に運用が始まったばかりの、特別警報が発表され、数十年に一度という記録的な大雨による甚大な被害が発生いたしました。坂城町におきましても、千曲川の増水により、千曲運動場、鼠橋運動公園のマレットゴルフ場及び運動場が冠水し、被害を受けました。今回の一般質問におきましても、お二人の議員の方からご質問をいただきました陸上施設につきましては、陸上スポーツ少年団の塩野入団長さんに町の教育委員会、建設課などが協力し、激しい風雨の中、タータンなどの回収をしていただきました。運動施設につきましては、子供たちを含め、町民の皆さんが利用される施設ですので、早急に安全な形で復旧するよう対応してまいりたいと思っております。なお、心配されました風による被害につきましては、一部リンゴの落果はあったものの、幸いにも農作物への大きな影響はありませんでした。

また、昨年度、災害対応した箇所につきましては、今回新たな被害はありませんでした。今後も、町民の皆さんの安心・安全を守るため、引き続き防災対策に万全を期してまいります。

さて、2020年第32回夏季オリンピック・パラリンピックの開催都市を選ぶIOCの総

会が8日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開かれ、東京がイスタンブール、マドリードを制し、1964年大会以来56年ぶりとなる開催地に決定いたしました。招致委員会、スポーツ界、企業等の幅広い力の結集が実を結んだものと考えます。

坂城町の未来を担う子供たちにも、スポーツを通じて夢と希望と感動を与えることができたらと思います。また、このオリンピックの招致を契機として東日本大震災の被災地支援が一層加速するとともに、アベノミクスにこのオリンピックがもたらす経済効果が加わり、経済が活性化することを期待いたします。

次に、敬老の日にあわせまして、各地区における敬老のお祝い行事が行われました。幾つかの地区を訪問させていただきました。また、町においても、9月7日に米寿、白寿、100歳以上の方々を対象に敬老訪問を行い、短い時間ではありましたが多くの皆様のお顔を直接拝見し、ご長寿のお祝いをさせていただいたところであります。そんな折、もうご存じかと思いますが、大変うれしい知らせがありました。町内、網掛にご住所のある大井直治郎さんが、県内の男性最高齢となられました。大井さんは明治40年8月12日生まれの満106歳でございます。16日の敬老の日には、長野県の加藤さゆり副知事とともに大井さんをお邪魔し、県内男性最高齢のお祝いを申し上げてまいりました。

さて、国道18号上田坂城バイパスにつきましては、8月18日から9月6日までの間、地元区の公民館ほか6カ所において設計説明会を開催し、216名の方のご出席をいただき、長野国道事務所より事業の概要やこれまでの状況などについて説明がなされました。平成23年度の事業化からおおむね10年間での完成を目指し、今後は、地元との設計協議を重ね、同意をいただいた上で用地幅杭を打設し、その後、用地測量、用地交渉、契約、工事着手と進んでいく予定であります。

今週末、21日土曜日から30日月曜日までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。期間中30日には、国道18号線田町交差点において交通指導所を開設し、交通安全の啓発を行います。死亡事故ゼロ千日を一つの目標として、関係機関、団体と連携のもと運動を展開してまいります。

駅前にあります169系車両の活用につきましては、現在、公募によるアイデアを利活用検 討委員会で議論を進めているところありますが、169系車両を愛するファンの方から車両の 外観と車内の清掃ボランティアを行いたいとのご提言をいただき、9月22日、日曜日に行う ことといたしました。町のホームページでも呼びかけたところ、町内外から十数名の清掃ボラ ンティアの方がお見えになります。有線放送でもお知らせしておりますが、町民の皆様にもご 協力をいただき、この清掃ボランティア活動を大いに盛り上げていきたいと考えております。

続きまして、10月6日、日曜日ですが、第53回町民運動会が開催されます。あわせて、 第35回交通安全町民大会も開催されます。今回の町民運動会は、バリアフリーのまちづくり への取り組みの一つとして、初めての試みとなりますが、障害のあるなしにかかわらず参加できる競技をプログラムに加えるとともに、文化センター体育館において、障害のある方も参加いただけるレクリエーション・交流ブースを開設いたしますので、どなたでも気軽に参加いただき、楽しく体を動かしながら、交流を図っていただきたいと思います。町民運動会という、その名のとおり町民が一堂に会しての楽しい運動会になればと考えております。

10月26日土曜日、27日日曜日の2日間にわたり、文化センターを会場として、したしむ・つくる・ふれあう・ささえるをテーマに、第42回坂城町文化祭が開催されます。あわせて、第31回坂城町消費生活展及び町表彰式が開催されます。また、文化祭の初日の午後には、昨年大好評でありました、チェリストの海野幹雄さんほかをお招きし、クラシックコンサートも開催いたします。多くの町民の皆様にお出かけいただきたいと思います。

続きまして、男女共同参画社会の実現を目指して、例年、開催しております「ひと(女)と ひと(男)ふれあいさかき2013」を今年は11月30日土曜日に開催いたします。今回は、 働く女性にスポットを当て、独立行政法人国立女性教育会館の内海房子理事長をお招きして、 講演会と坂城町で活躍される女性経営者の皆さんによるパネルディスカッションを計画してお ります。大勢の町民の皆様のご来場をお待ちしております。

さて、収穫の秋、実りの秋にふさわしいイベントが目白押しでございます。この9月28日には、JAちくまぶどう部会坂城支部が中心となった、ぶどう祭り実行委員会が主催する、初めてのぶどう祭りが、JAちくま坂城支所駐車場で開催されます。坂城で生産されるナガノパープル、巨峰、ピオーネ、シナノスマイル、ゴルビー、シャインマスカット等の、人気の品種から珍しい品種までいろいろなぶどうのはかり売りなども行われます。また、翌日の29日、日曜日には、坂城町商工会商業部会が主催する坂城駅前ふーど市が、坂城駅前の169系電車の隣で行われます。町内の商店が共同で、肉、魚、野菜、果物等の生鮮品や菓子、惣菜などを販売するほか、懸賞と5%のプレミアムがついたプレミアム商品券も発売されます。今年は11月まで、毎月1回、計3回の開催を予定しておりますので、大勢の皆さんの、町民の皆さんにお越しいただきたいと思います。

また、10月5日土曜日にまいたけ祭り、12日土曜日にはきのこ祭りを、さかき地場産直 売所あいさいで開催いたします。

さらに、晩秋のイベントとして、ねずみ大根まつりを11月16日土曜日、17日日曜日の2日間、あいさいをメーン会場として開催し、毎年好評のおしぼりうどんの振る舞いやねずみ大根の収穫体験を実施するほか、本議会でご承認いただきました新しいねずこんの着ぐるみのお披露目も行う予定であります。仲間が増えたねずこんが、今まで以上に町のPRに励んでまいりますので、皆さんの応援もよろしくお願いしたいと思っております。

また、昨年大好評をいただきました坂城町の巨峰でつくりました巨峰ヌーボーの発売もねず

み大根まつりにあわせて行います。ぜひご期待いただければと思います。

さて、昨日からゆるキャラグランプリ2013の投票がスタートをしております。今年のねずこん本人の希望を聞きましたら、少なくとも県で3位以内、全国では30位以内を目指したいということだそうでございます。町民の皆さんには、1日ワン・クリックをお願いするのみでございます。先ほど、休憩時間にちょっと見ましたら、今年のゆるキャラが全国で900弱、参加しているんですが、その中で我がねずこんは今のところ110番ぐらい、県内では3位になっております。まだ二日目ですか、よろしくお願いいたします。

さて、私が町長に就任して2年半を迎えようとしております。この間、次代を担う、子供た ちや若者への支援が町の元気につながると考え幾つかの事業を実施してまいりました。

少し整理して申し上げたいと思っております。まず、子育て支援として、未就学児までが対象であった子どもの医療費の無料化を小学校6年生まで拡大しました。また、保育の面では、村上保育園での一時保育を開始し、町内全ての保育園で一時保育を利用いただけるようになりました。また、南条保育園、村上保育園を子育て支援センターの分室と位置づけ、専門の臨床心理士、家庭相談員による子育て相談を実施し、さらに、5歳児の健康相談事業として、すくすく相談を新たに導入し、相談機能の充実を図りました。また、保育園にエアコンを設置し、保育環境の充実にも努めております。今後のさらなる支援事業としましては、第3子の保育料の軽減について、来年度の導入に向けて具体的な検討を進めてまいります。

小中学校におきましても、村上小学校耐震大規模改修工事、27年度完成を目指す南条小学校建設工事を初め、今年度から教育相談の窓口として教育コーディネーターを配置、また、医療の必要な児童への看護師の配置と、これまでも実施しておりました発達障害の児童・生徒に対する支援員の配置に加え、子供たちが安心して学習ができる環境づくりを推進いたしました。また、小学生英語教育支援員の配置、教員の英語研修、中学校におけるネイティブスピーカーとの英語講師の配置等英語力の向上にも努めてまいりました。

冒頭でも申し上げましたが、7年後の2020年には、東京でオリンピック、パラリンピックが開催されます。この時に、坂城町で育った子供たちが選手として出場できれば大変素晴らしいことでありますが、小学校、中学校で培った英語を生かし、通訳や大会運営そしてボランティアなどにかかわり、世界を感じることができれば、とても意義あることだと考えております。

そのほかにも、びんぐし湯さん館のリニューアルの際、授乳室も設置し、待合室ロビーに キッズコーナーを設けました。また、ながの子育て家庭応援パスポート事業に町として参加し、 びんぐし湯さん館は、いち早く協賛店として子育て支援に取り組みました。湯さん館のリ ニューアルにより客層も変化し、子供連れの若いファミリーが増えております。

また、補正予算でお認めをいただきました、図書館の児童コーナーの模様がえについても、

子供たちが来館しやすいよう工夫してまいります。

また、若者への支援として、若手経営者を対象とした経営革新塾の開催や、ワイナリー形成 事業でのワインブドウ栽培の担い手への支援等を行ってまいりました。このような中、さらに けやき横丁では洋服店、あるいはジェラート店を若手店長が相次いで開店するなど、若者が自 分の夢に向かって頑張っている姿が随所で見受けられます。

住宅政策としては、土地開発公社の分譲に当たっての価格の見直しを行い、さらに転入促進助成金、お子さんがいらっしゃる方には子育て支援助成金等の制度も設けてあります。また、町営住宅では、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地の若者の単身入居、若者世帯に対しての入居PRをいたしております。

今後はこのような子育て支援、若者支援の事業をもう少し全体的としてわかりやすいパッケージとして町内外に発信してまいりたいと考えております。

スポーツの秋、文化の秋、芸術の秋が本番を迎えます。今週末には、町内3小学校の運動会が開催されます。これからも、坂城中学校の大峰祭、町内3保育園、坂城幼稚園の運動会、町民運動会、町文化祭など数多くのイベントが目白押しでございます。議員皆様各位におかれましても、お体に留意され、活躍されんことを祈念申し上げて、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

議長(柳澤君) これにて平成25年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時24分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 柳澤 澄

坂城町議会議員 池田 弘

坂城町議会議員 大森茂彦

坂城町議会議員 宮島 祐夫

一般質問通告一覧表

発言順位	要旨	通告者	答弁を求める者
1	 1. 通学路の安全対策は イ. 埴科用水にフタを 2. 坂城陸上スポーツ少年団の育成を(その2) イ. 町に陸上競技場設置を ロ. タータンの設置場所を 	10番中嶋 登	町 長 教 育 長 産業振興課長
2	 ワイナリー形成事業について イ. 特区申請の進捗状況は 南条小学校について イ. 基本設計の中間報告について 	8番山﨑正志	町 長 まちづくり推進室長 教育文化課長
3	1. 災害に強いまちづくりへ イ. 町総合防災訓練の充実を ロ. 自主防災会の取り組みは ハ. 災害弱者対策は ニ. 緊急通報の手段は 2. 文化財保護・保存と活用は イ. 文化財保護・収集の現状は ロ. 文化財の活用はいかに ハ. 町独自の文化財登録制度の創設を 3. 町内案内表示板の充実を イ. わかりやすい案内板を	13番大森茂彦	町 長 長 長 長 環境課 長 福祉健康課 長 まちづくり推進室 教育文 に 課 長 表 の 発 選 表 り れ と り れ と り れ と り れ と の ま の を 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、
4	 子ども達に安全な遊び場を 「噴水広場の設置を こんぴら山の整備を ボランティア活動について 育成と支援を 更生保護女性会について 田舎暮らし体験で町の活性化を 農林業の体験施設を 	9 番入日時子	町 長

発言順位	要旨	通告者	答弁を求める者
5	1. 高齢者の社会参画 イ. 社会参画機会の創出 ロ. 雇用確保の充実 2. 坂城更埴バイパスの事業計画について イ. 設計説明会の意見・要望 ロ. 交通動線の確保を ハ. 今後の事業の流れは 3. 県道77(長野上田)線の交通安全対策 イ. 交通量の状況は ロ. 信号機、横断歩道の設置を	6 番 塩野入 猛	町 長 長 康課 長 選 課 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長
6	 1. 魅力ある町に イ. 子育て世代に支援を ロ. 健康な町に 2. 教育の問題について イ. 小学校英語教育の現状は ロ. ネット依存について 	7 番西沢悦子	町長教育長子育て推進室長福祉健康課長福祉健康課長教育文化課長
7	1. 若者に魅力あるまちづくりを イ. 若者の雇用をどのように確保するか ロ. 若者に安心して定住してもらうための施策を ハ. 安心して子育てできる施策を	5 番 塩入弘文	町長建設課企画政策課子育て推進室福社健康課基表全企本会会会本会会会本会会会本会会会表会会会表会会会表会会会表会会会表会会会本会会会本会会会本会会会本会会会本会会会本会会会表会会会本会会会本会会会会表会会会会表会会会会本会会会会本会会会会本会会会会会本会会会会会本会会会会会本会会会会会本会会会会会本会会会会会本会会会会会本会会会会会本会会会会会本<
8	 家雨災害対策について イ.雨水排除計画は ロ.浸水・越水対策は ハ.中之条用水改良事業は 2.スポーツ振興について イ.児童・生徒の体力は ロ.部活とスポーツ少年団について ハ.陸上運動場について 	2 番 塚田正平	町 長 建 設 課 長 産業振興課長 教育文化課長

発言順位	要旨	通告者	答弁を求める者
9	1. 学校給食について		
	イ. 食物アレルギーの実態とその対応は		町 長
	ロ. エピペンの取扱いについて	3 番	教 育 長
	2. 熱中症対策について	吉川まゆみ	教育文化課長
	イ. 小中学校での熱中症の現状は		
	ロ. 暑さ対策への支援を		
1 0	1. 定年廃止・延長について		
	イ. 坂城の企業の対応は		
	ロ. 厚生年金受給開始年齢との問題点は		
	ハ. 継続雇用の賃金水準の引き下げは		
	2. マイナンバー法成立について		m- E
	イ. マイナンバー法成立の対応は		町 長 産業振興課長
	ロ. 16年利用スタートは可能か	4 I	
	ハ. 個人情報漏えいの問題点は	4 番	総 務 課 長 福祉健康課長
	3. 長寿信州男女とも1位について	窪 田 英 子	価位健康課長 教育文化課長
	イ. 長寿信州男女とも1位の要因は		教育又化硃女
	ロ. 長寿と医療費の問題点は		
	ハ. 長野は公衆衛生の先進県では		
	4. 「教育県」再興に向けての提案は		
	イ. 「教育県」再興に向けた手がかりとなり得る七つの		
	提案は		

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入 ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、 事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」 は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退 してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々坂城町議会は、道州制の導入に断固反対する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿 参議院議長 山 崎 正 昭 殿 内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理) 麻 生 太 郎 殿

内閣官房長官 菅 義 偉 殿

総務大臣 内閣府特命担当大臣(地方分権改革)道州制担当 新 藤 義 孝 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書

2014年4月から消費税率を8%に引き上げるかどうかの安倍首相の判断が、10月初めに発表されると言われている。万が一、消費税増税が決定されれば、国民の暮らしと日本経済にとって重大問題となる。

国民の多数は、どの世論調査でも消費税増税を予定どおり実施することに反対している。消費税が必要という人からも、いまは引き上げるべきではないなどの声があがっている。国民の意思を無視して、大増税の道を突き進むべきではない。

いま、長期にわたって国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために経済が悪化する深刻な「デフレ不況」から脱出することが、日本経済の大問題になっている。消費税増税は、消費をさらに冷え込ませ、「デフレ不況」を一段と進行させ、地域経済はもちろん、日本経済を一段と危機に陥れてしまうことになる。

その一方で「増税での景気悪化を防ぐ」として、大型補正予算による公共事業の追加や法人税の減税を求める声が出ている。景気悪化で税収を減らし、「景気対策」のバラマキに増税分を回すのでは、財政をさらに悪化させることになる。

消費税増税を中止し、内需拡大をはかり、社会保障を拡充することこそ、最善の景気対策である。

よって、本議会は、来年4月からの消費税増税を行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月 日

衆議院議長伊吹文明

参議院議長 山 崎 正 昭

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

財務大臣麻生太郎

厚生労働大臣 田 村 憲 久

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

特定秘密保護法の制定に反対する意見書

政府は、国民の知る権利や言論の自由などに対する重大な侵害となる「特定秘密の保護に関する法律案」の概要を発表した。10月召集の臨時国会に提出しようとしている。

特定秘密保護法案の内容は、第1に、秘密の範囲が政府の裁量で決められ、広がりかねないこと。第2に、秘密の期間は最高5年としているが、更新も可能とされており、事実上無期限で秘密とすることも可能となる。今日の情報公開の流れに逆行する。第3に、国会議員も処罰対象とされており、「国権の最高機関」である国会の議員の政府への質問でも、政府は「特定秘密」との理由で答弁を拒否することにもなる。また、国会議員の国政調査権や証人喚問も制限され、国政調査権に対する重大な侵害となる。第4に、人をだましたり、暴行、脅迫を加えたりして秘密を取得する行為は最高10年の懲役に、また、「未遂、教唆、扇動」も罰せられる。

報道機関の取材活動が秘密の不当取得と見なされ、処罰される可能性もある。「国民の基本的人権を侵害しない」との文言を盛り込むとはいえ、漠然とした言い方では歯止めにならない。 たとえば、原発の問題についても、原発の安全性に関わる問題でさえ、原発に対するテロ活動防止の観点から特定秘密に指定されるおそれがある。またTPP交渉に関わる情報も、外交に関する情報として特定秘密に指定される可能性がある。

これらの情報が特定秘密に指定され、その漏えいや取得、つまり内部告発や取材活動が処罰の対象になれば、国民はこれらの生活に関わる重要な情報を知ることができなくなる。

このように、国民の知る権利や言論の自由に対する侵害とあわせ、民主主義の根幹を破壊する重大な内容である。

よって、日本国憲法のめざしている精神にも相反する「特定秘密保護法」を制定しないよう 強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月日

衆議院議長 伊 吹 文 明 参議院議長 山 崎 正 昭 内閣総理大臣 安 倍 晋 三

総務大臣新藤義孝殿

 法務大臣 谷垣 禎一

 外務大臣 岸田 文雄

 防衛大臣 小野寺 五典

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄